人権に関する県民意識調査 報 告 書

平成30年2月

高 知 県

目 次

1.	調	金の概要	
1.	調	查目的·····	1
2.	調	查項目	1
3.	調	查設計	1
4.	調	査結果の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5.	回口	収結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
Π.	宝田 5	查結果	
ш.	中川		
1.	人村	雀全般	
	(1)	問 1-1 基本的人権の内容の周知	7
	(2)	問 1-1 副問 日本の基本的人権	9
	(3)	問 1-2 人権意識の変化	12
	(4)	問 1-3 関心のある人権問題	15
	(5)	問 1-4 人権侵害の経験	20
	(6)	問 1-4 副問1 人権が侵害されたと思った内容	23
	(7)	問 1-4 副問 2 人権が侵害されたと思ったときの対応	28
2.	同	和問題	
	(1)	問 2-1 同和地区や同和問題を知った時期	33
	(2)	問 2-2 同和地区や同和問題を知ったきっかけ	36
	(3)	問 2-3 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合	41
	(4)	問 2-4 お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だと	
		わかった場合について	46
	(5)	問 2-5 同和問題の解決方法	51
3.	女	生	
	(1)	問 3-1 女性に関する人権上の問題点	56
	(2)	問 3-2 女性の人権を守るために必要なこと	62
	(3)	問 3-3 男女の雇用機会均等について	67
	(4)	問 3-4 仕事と家庭の両立について	72

4.	子ども	
(問 4-1 子どもに関する人権上の問題点	77
(問 4-2 子どもの人権を守るために必要なこと	82
(問 4-3 子どもが虐待されていると知った場合の対応	88
5.	高齢者	
(問 5-1 高齢者に関する人権上の問題点	93
(問 5-2 高齢者の人権を守るために必要なこと	98
6.	谭害者	
(問 6-1 障害者に関する人権上の問題点1	104
(問 6-2 障害者の人権を守るために必要なこと1	109
7.	エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等	
(問 7-1 エイズ患者・H I V感染者に関する人権上の問題点 1	114
(問 7-2 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なこと 1	119
(問 7-3 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点1	124
(問 7-4 ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと 1	130
8.	外国人	
(問 8-1 外国人に関する人権上の問題点1	135
(問 8-2 外国人の人権を守るために必要なこと1	140
9.	犯罪被害者等	
(問 9-1 犯罪被害者等に関する人権上の問題点1	145
(問 9-2 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと1	151
10.	インターネットによる人権侵害	
(問 10-1 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点 1	156
(問 10-2 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと 1	161
11.	災害と人権	
(問 11-1 災害が起きた場合の人権上の問題点1	166
(問 11-2 災害時に人権に配慮するために必要なこと 1	171
12.	人権啓発	
	問 12-1 人権意識を高めるための啓発方法1	175
13.	人権教育	
	問 12-2 人権を尊重する心や態度を育むための教育1	180
14.	人権尊重の社会の実現	
	問 12-3 人権尊重の社会実現のために必要なこと1	185
15.	人権問題や調査についての意見・要望	190

Ⅲ. 設問間クロス集計分析

	1.	問 1-1 × 問 1-1 副問 × 問 1-2·····	193
	2.	問 1-1 副問 × 問 12-2 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	194
	3.	問 1-1 副問 × 問 12-3 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	195
	4.	問 1-2 × 問 12-1·····	196
	5.	問 1-4 副問 1 × 問 1-4 副問 2·····	197
	6.	問 1-4 副問 1 × 問 12-1·····	198
	7.	問 3-1 × 問 3-2······	199
	8.	問 3-3 × 問 3-4······	200
	9.	問 4-1 × 問 4-2·····	201
	10.	問 4-3····	202
	11.	問 5-1 × 問 5-2······	203
	12.	問 6-1 × 問 6-2······	206
ľ	V.	用語の解説	207
			20,
1	7.	調査票	209

I.調査の概要

I. 調査の概要

1. 調査目的

- (1) 県民の人権についての意識を把握することにより、今後の人権施策を推進していくための基礎資料とする。
- (2) 今回の調査結果を、平成14年度及び平成24年度に実施した人権に関する意識調査の結果と比較することにより、県民の意識の変化を把握する。
- (3) 調査票の設問や用語の解説を通じて、調査対象となる県民の人権に対する理解を深める。

2. 調查項目

- (1) 属性(性別・年齢別・職業別・居住地域別)
- (2) 人権全般
- (3) 同和問題
- (4) 女性
- (5) 子ども
- (6) 高齢者
- (7) 障害者
- (8) エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等
- (9) 外国人
- (10) 犯罪被害者等
- (11) インターネットによる人権侵害
- (12) 災害と人権
- (13) 人権啓発
- (14) 人権教育
- (15) 人権尊重の社会の実現

3. 調査設計

- (1) 調 査 地 域 高知県内全域
- (2) 調 査 対 象 18歳以上の県民(選挙人名簿登録者)
- (3) 標 本 数 3,000人
- (4) 標本抽出方法 層化二段無作為抽出法 (市町村の選挙人名簿に基づく)
- (5) 調 査 方 法 無記名による郵送法
- (6) 調 査 期 間 平成29年8月18日から9月1日
- (7) 実 施 機 関 高知県文化生活スポーツ部人権課
- (8) 調 査 機 関 株式会社クリケット

4. 調査結果の見方

本報告書では、調査項目ごとに回答者の性別、年齢別、職業別に調査結果を分析し、項目ごとに図表と解説を付した。以下、注意事項を示す。

- (1) 図表に記入してある数値は、各回答項目に対する回答数の構成比である。
- (2) 表の構成比は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、択一設問の合計が100%にならない場合がある。また、質問項目への回答は、「○は1つだけ」、「○は3つまで」、「○はいくつでも」などの方法を採用しているため、複数回答を求める設問の構成比の合計は100%以上になる。
- (3) 副問(前問で特定の回答をした一部の回答者のみに対して続けて行った質問)については、その特定の回答をした人数を有効回答数として構成比を算出した。
- (4) 調査の規定にはずれたもの、例えばある調査項目で回答は1つのみと規定したが、複数の回答が記入されていた場合はその回答は無効とし、無回答扱いで集計を行った。また、無回答数の表記は択一設問のみで行い、複数回答の設問では行なっていない。
- (5) 本調査結果と比較するため、以下の調査資料を用いた。
 - ●「人権に関する県民意識調査」

実 施 機 関:高知県文化生活部人権課

調 査 機 関:株式会社クリケット

調査期間: 平成24年8月20日から9月5日

対 象:高知県内在住の成人(選挙人名簿登録者)

標本抽出数:3,000 人 有効回収数:1,351 人

調 査 方 法:無記名による郵送法

● 「人権に関する県民意識調査」

実施機関:高知県企画振興部人権課

調 査 機 関:株式会社くろしお地域研究所

調査期間: 平成14年9月30日から10月10日

対 象:高知県内在住の成人(選挙人名簿登録者)

標本抽出数:5,000 人 有効回収数:2,495 人

調 査 方 法:無記名による郵送法

●「人権擁護に関する世論調査」

実 施 機 関:内閣府大臣官房政府広報室

調査期間:平成29年10月5日から10月15日

対 象:全国の日本国籍を有する満18歳以上の者

標本抽出数:3,000 人 有効回収数:1,758 人

調 査 方 法:調査員による個別面接聴取法

(6) 今回の調査は標本調査であるため、統計上の誤差「標本誤差」が生じる。信頼度 95% (信頼度 として慣例的に用いられる基準) における回答率 (%) の標本誤差は、次の式で算出される。

標本誤差 = 1.96 ×
$$\sqrt{\frac{p(100-p)}{n}}$$

nは回答者数(人)、pは回答率(%)を表す。

(標本誤差表)

	10% (90%)	20% (80%)	30% (70%)	40% (60%)	50%
2,000	±1.3%	±1.8%	±2.0%	±2.1%	±2.2%
1,600	±1.5%	±2.0%	±2.2%	±2.4%	$\pm 2.5\%$
1,500	±1.5%	±2.0%	±2.3%	$\pm 2.5\%$	$\pm 2.5\%$
1,000	±1.9%	$\pm 2.5\%$	±2.8%	±3.0%	±3.1%
500	±2.6%	±3.5%	±4.0%	±4.3%	±4.4%

例えば、1,500 人の回答者がいる中で、Aという選択肢を選んだ回答者が 10%であった場合、標本誤差は ± 1.5 %であるので、この回答率は 95%の確率で 8.5% ~ 11.5 %の間に存在するということになる。

5. 回収結果の概要

(1) 調査票配布数と回収状況

	今回調査	前回調査	前々回調査
配布数	3,000票	3,000票	5,000票
回収数	1,607票	1,385票	2,509票
有効回収数	1,604票	1,351票	2, 495票
回収率	53.5%	45.0%	49.9%

(回収率は、回収した調査票のうち、記入の必要な設問の一部にでも回答のあるものは有効とし、算出した。) * 前回調査は平成24年度に、前々回調査は平成14年度に高知県が実施した人権に関する県民意識調査。

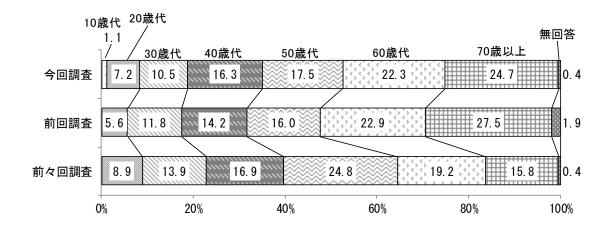
(2) 回答者の属性(性別・年齢別・職業別・居住地域別)

F1 性別割合

	今回調査 回答数 構成比		前回調査		前々回調査	
			回答数	構成比	回答数	構成比
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	1,604	100.0	1, 351	100.0	2, 495	100.0
男性	706	44.0	585	43.3	1,031	41.3
女性	889	55. 4	732	54. 2	1, 399	56. 1
無回答	9	0.6	34	2.5	65	2.6

F2 年齢別割合

	今回調査		前回調査		前々回調査	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	1,604	100.0	1, 351	100.0	2, 495	100.0
10歳代	17	1.1	-	-	-	-
20歳代	115	7. 2	76	5. 6	222	8.9
30歳代	169	10.5	160	11.8	346	13.9
40歳代	261	16. 3	192	14. 2	421	16.9
50歳代	281	17. 5	216	16.0	620	24.8
60歳代	358	22.3	310	22.9	480	19.2
70歳以上	396	24. 7	372	27.5	395	15.8
無回答	7	0.4	25	1.9	11	0.4

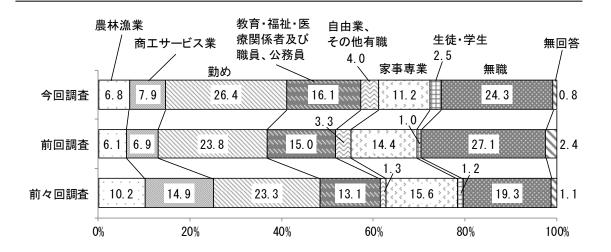


F3 職業別割合

	今回	調査	前回	前回調査		調査
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	1,604	100.0	1, 351	100.0	2, 495	100.0
農林漁業(自営業主および家族従業者)	109	6.8	83	6. 1	254	10. 2
商工サービス業 (*1) (自営業主および家族従業者)	127	7. 9	93	6. 9	373	14. 9
勤め (企業や団体に勤めている方(パート含む)で、 次の項目に該当しない方)	424	26. 4	322	23.8	581	23. 3
教育・福祉・医療関係者及び職員、公 務員	259	16. 1	202	15. 0	327	13. 1
自由業、その他有職 (*2)	64	4. 0	45	3. 3	32	1. 3
家事専業 (主婦、主夫)	179	11.2	194	14. 4	388	15. 6
生徒•学生	40	2.5	14	1.0	31	1. 2
無職(家事専業、生徒・学生以外の無職)	389	24.3	366	27. 1	482	19. 3
無回答	13	0.8	32	2. 4	27	1. 1

^{*1「}商工サービス業」は、前々回調査「商工サービス業・自由業」との比較。

^{*2「}自由業、その他有職」は、前々回調査「その他の有職」との比較。



F4 居住地域別割合

	今回	調査	前回	前回調査		前々回調査	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
総数	1,604	100.0	1, 351	100.0	2, 495	100.0	
高知市	701	43. 7	575	42.6			
安芸広域圏 (室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、 安田町、北川村、馬路村、芸西村)	108	6. 7	95	7. 0			
南国・香美広域圏 (南国市、香南市、香美市)	245	15.3	200	14. 8			
嶺北広域圏 (本山町、大豊町、土佐町、大川村)	29	1.8	25	1. 9			
仁淀川広域圏 (土佐市、いの町、日高村)	118	7. 4	100	7. 4		/	
高吾北広域圏 (佐川町、越知町、仁淀川町)	70	4. 4	43	3. 2			
高幡広域圏(須崎市、中土佐町、梼原町、津野町、四万十町)	138	8.6	115	8. 5			
幡多広域圏 (宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、 三原村、黒潮町)	183	11.4	172	12.7			
無回答	12	0.7	26	1.9			

^{*} 前々回調査は市町村合併等により居住地域別エリアに差異が生じるため、比較しない。

Ⅱ.調査結果

II. 調査結果

1. 人権全般

(1) 基本的人権の内容の周知

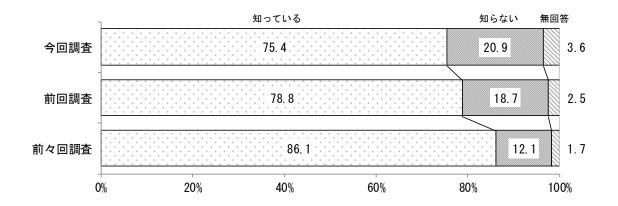
問1-1 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。 あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか。

【いずれかに○印を】

(基本的人権には思想、表現の自由などの自由権や生存権などの社会権、参政権などがあります。)

- 1. 知っている \rightarrow (副問へ)
- 2. 知らない → (問1-2~)

図 1-1 基本的人権の内容の周知 (%)



基本的人権の内容については、「知っている」の割合が 75.4%、「知らない」が 20.9% となっている。

平成24年度に実施した人権に関する県民意識調査(以下「前回調査」という。)、平成14年度に実施した人権に関する県民意識調査(以下「前々回調査」という。)と比較すると、「知っている」の割合は減少してきており、「知らない」は増加してきている。

丰 1-9	韭 未的 \	権の内容の周知	【小生: 早日】	$(0/_{2})$
7	本金のロック	(作り)アリングリカー 大田		(%)

		男性		女性			
	今	前	前	今	前	前	
	口	口	々	口	口	々	
	調	調	口	調	調	口	
	査	査	調	査	查	調	
			査			查	
知っている	77.9	83. 1	89.3	73.9	77.5	84.3	
知らない	19.4	15.7	9.4	22.0	21.0	13.8	
無回答	2.7	1.2	1.3	4.0	1.5	1.9	

性別でみると、「知っている」の割合は女性が 73.9%、男性が 77.9%と男性が高くなっている。

前回調査、前々回調査と比較すると、男女ともに「知っている」の割合は減少し、「知らない」は増加してきている。

表 1-3 基本的人権の内容の周知【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
知っている	88. 2	76. 5	81.1	80.8	79.4	73.7	67. 9
知らない	5. 9	21.7	18.3	18.4	17.4	22.6	25.0
無回答	5. 9	1.7	0.6	0.8	3. 2	3.6	7. 1

年齢別でみると、「知っている」の割合は、10歳代が88.2%で最も高く、次いで30歳代が81.1%、40歳代が80.8%であり、70歳以上が67.9%で最も低くなっている。

表 1-4 基本的人権の内容の周知【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員を療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
知っている	73.4	77. 2	74. 1	90.0	71.9	65. 9	90.0	71.5
知らない	24.8	18. 9	23. 1	8. 5	25.0	29.6	7. 5	22.9
無回答	1.8	3. 9	2.8	1.5	3. 1	4.5	2.5	5. 7

職業別でみると、「知っている」の割合は、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』 と『生徒・学生』が 90.0%で最も高く、次いで『商工サービス業』が 77.2%、『勤め』が 74.1%であり、『家事専業』が 65.9%で最も低くなっている。

【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<基本的人権についての周知度>

問1 あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。

平成 29 年 10 月 (参考) 平成 24 年 8 月

知っている

81.4%

82.8%

知らない

18.6%

17.2%

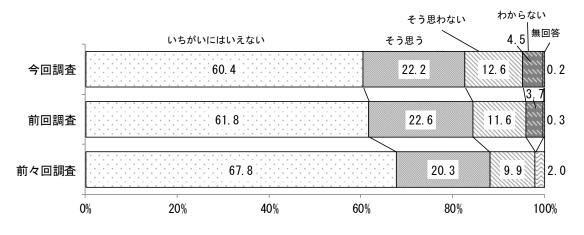
(2) 日本の基本的人権

問1-1副問 [問1-1で「1. 知っている」と答えた方にお尋ねします] あなたは、今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。

【○は1つだけ】

- 1. そう思う
- 2. いちがいにはいえない
- 3. そう思わない
- 4. わからない

図 1-5 日本の基本的人権(%)



* 前々回調査には、「わからない」の回答項目は設定していない。

日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うかについては、「いちがいにはいえない」 の割合が 60.4%、「そう思う」が 22.2%、「そう思わない」が 12.6%となっている。

前回、前々回調査と比較すると、「いちがいにはいえない」の割合は減少してきており、「そう思わない」は増加してきている。また、「そう思う」はあまり変化が見られない。

表 1-6 日本の基本的人権【性別】(%)

		男性		女性			
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査	
そう思う	26. 4	24. 3	25.6	18.9	20.8	16. 1	
いちがいにはいえない	58. 2	60. 1	62.5	62.4	63.5	71.9	
そう思わない	12.5	12.3	10.0	12.5	11.1	9.8	
わからない	2.9	2.9	_	5.8	4.4	_	
無回答	0.0	0.4	1.8	0.5	0.2	2. 1	

性別でみると、男女ともに「いちがいにはいえない」の割合が最も高くなっている。また、「いちがいにはいえない」は女性の割合が高く、「そう思う」は男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「そう思わない」の割合は男女ともに増加してきている。 また、前回調査より、「そう思う」は男性のみ増加している。

表 1-7 日本の基本的人権【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
そう思う	26. 7	20.5	19.7	20.4	20.2	20.1	29.4
いちがいにはいえない	66. 7	63.6	65. 7	63.5	59.6	59.5	55.8
そう思わない	6. 7	10.2	10.2	10.9	15.2	15.9	10.4
わからない	0.0	5. 7	4. 4	5.2	4.9	4. 2	3. 7
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.7

年齢別でみると、「そう思う」の割合は、70歳以上が29.4%で最も高く、次いで10歳代が26.7%、20歳代が20.5%であり、30歳代が19.7%で最も低くなっている。

また、「そう思わない」の割合は、60 歳代が 15.9%で最も高く、10 歳代が 6.7%で最も低くなっている。

表 1-8 日本の基本的人権【職業別】(%)

	農 林 漁 業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
そう思う	28.8	21.4	19.7	24. 5	28.3	19.5	27.8	21. 2
いちがいにはいえない	52.5	59. 2	64.0	60.9	56. 5	58. 5	61.1	60.1
そう思わない	16.3	14. 3	10.5	11.6	13.0	15.3	5.6	13.7
わからない	2.5	5. 1	5. 7	3.0	2.2	5. 1	5.6	4.7
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1. 7	0.0	0.4

職業別でみると、「そう思う」の割合は、『農林漁業』が 28.8%で最も高く、次いで『自由業、その他有職』が 28.3%、『生徒・学生』が 27.8%であり、『家事専業』が 19.5%で最も低くなっている。

また、「そう思わない」の割合は、『農林漁業』が 16.3%で最も高く、『生徒・学生』が 5.6%で最も低くなっている。

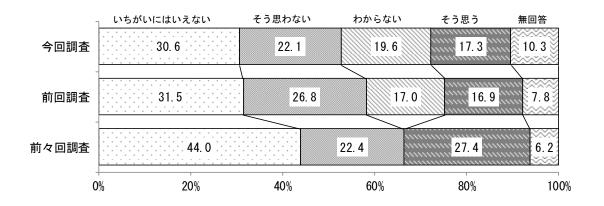
(3) 人権意識の変化

問1-2 あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、4~5年前に比べて高くなっている と思いますか。

【〇は1つだけ】

- 1. そう思う
- 2. いちがいにはいえない
- 3. そう思わない
- 4. わからない

図 1-9 人権意識の変化(%)



* 前々回調査には、「わからない」の回答項目は設定していない。

国民の人権意識は高くなってきているかについては、「いちがいにはいえない」の割合が30.6%、「そう思わない」が22.1%、「わからない」が19.6%、「そう思う」が17.3%となっている。

前回、前々回調査と比較すると、「いちがいにはいえない」の割合は減少してきている。 また、前回調査より、「そう思う」や「わからない」の割合は増加し、「そう思わない」 は減少している。

表 1-10 人権意識の変化【性別】(%)

		男性			女性	
	今	前	前	今	前	前
	回	口	々	口	口	々
	調	調	口	調	調	口
	查	查	調	査	查	調
			查			查
そう思う	20.1	15.9	29. 1	15.0	17.3	26. 3
いちがいにはいえない	30.6	32.3	41.0	30.6	31.7	46.3
そう思わない	24. 1	31.6	24.0	20.8		21.2
わからない	16.0	13.5	_	22.4	20.4	-
無回答	9.2	6. 7	5.9	11.2	7.0	6. 2

性別でみると、男女ともに「わからない」の割合が最も高くなっている。また、「わからない」は女性の割合が高く、「そう思う」や「そう思わない」は男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「いちがいにはいえない」の割合は男女ともに減少して きている。また、前回調査より、「わからない」は男女ともに増加している。

表 1-11 人権意識の変化【年齢別】(%)

	1	2	3	4	5	6	7
	0	0	0	0	0	0	0
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	代	代	代	代	代	代	以
							上
そう思う					16.4		19.2
いちがいにはいえない	23.5	32.2	28.4	29.5	33. 1	31.3	29.5
そう思わない	11.8	15.7	29.0	26.4	23. 1	25.4	15.4
わからない	35.3	23.5	18.9	16.9	13.5	19.3	24. 7
無回答	11.8	7.0	8.3	8.8	13.9	9.8	11.1

年齢別でみると、「そう思う」の割合は、20歳代が21.7%で最も高く、次いで70歳以上が19.2%、40歳代が18.4%であり、60歳代が14.2%で最も低くなっている。

また、「そう思わない」の割合は、30歳代が29.0%で最も高く、10歳代が11.8%で最も低くなっている。

表 1-12 人権意識の変化【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員を療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 • 学 生	無職
そう思う	16.5	16.5	14.6	17.8	23.4	16. 2	27.5	18.8
いちがいにはいえない	33.0	29.9	30.2	36.3	28.1	30.7	32.5	27.0
そう思わない	22.9	22.8	25.5	22.4	21.9	18.4	15.0	20.8
わからない	21.1	18. 1	20.5	12.4	21.9	25. 1	17.5	20.8
無回答	6.4	12.6	9. 2	11.2	4.7	9.5	7. 5	12.6

職業別でみると、「そう思う」の割合は、『生徒・学生』が 27.5%で最も高く、次いで『自由業、その他有職』が 23.4%、『無職』が 18.8%であり、『勤め』が 14.6%で最も低くなっている。

また、「そう思わない」の割合は、『勤め』が 25.5%で最も高く、『生徒・学生』が 15.0% で最も低くなっている。

【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<人権侵害の推移>

問2 新聞、テレビなどで「人権問題」とか「人権が侵害された」というニュースが報道されることがありますが、あなたは、この $5\sim6$ 年の間に、日本で、人権が侵害されるようなことは、次第に少なくなってきたと思いますか、あまり変わらないと思いますか、それとも次第に多くなってきたと思いますか。この中から1つだけお答えください。

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・少なくなってきた	14. 3%	12.1%
・あまり変わらない	50.8%	46.5%
・多くなってきた	29. 4%	34.0%
・わからない	5.6%	7.3%

(4) 関心のある人権問題

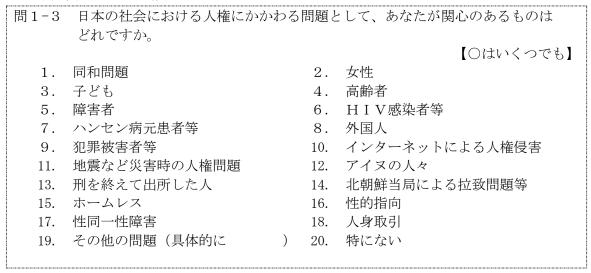
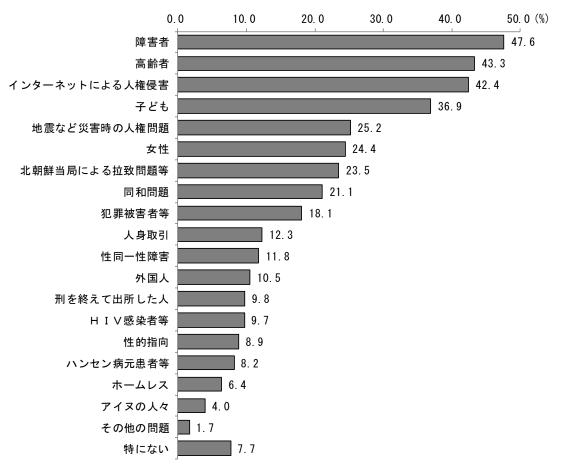


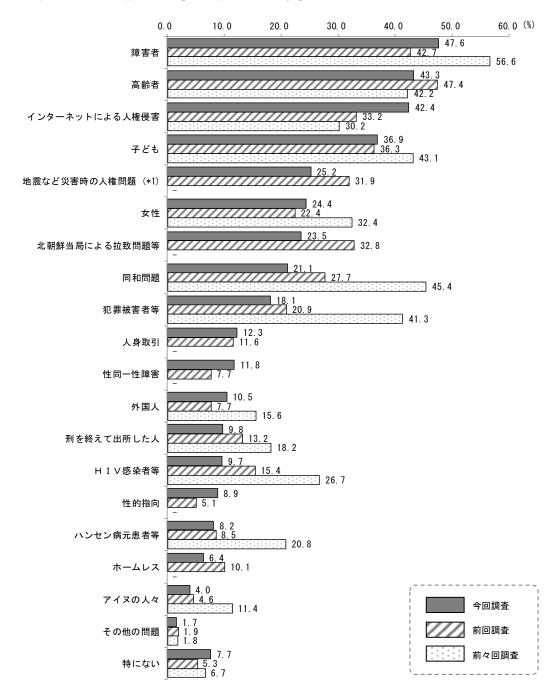
図 1-13 関心のある人権問題 (%)



関心のある人権問題は、「障害者」の割合が47.6%で最も高く、次いで「高齢者」が43.3%、「インターネットによる人権侵害」が42.4%となっている。

「その他」の記述としては、「いじめ」「パワー・ハラスメント」「難病などの患者」「低 所得者」などがあった。

図 1-14 関心のある人権問題 [過去調査との比較]



*1 「地震など災害時の人権問題」は、前回調査「震災における風評被害等による人権侵害」との比較。

前回、前々回調査と比較すると、「インターネットによる人権侵害」の割合は増加してきており、「同和問題」や「犯罪被害者等」は減少してきている。

また、前回調査より、「障害者」や「性同一性障害」の割合は増加し、「高齢者」や「地震など災害時の人権問題」は減少している。

表 1-15 関心のある人権問題【性別】

		男性			女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
障害者	46.7	43.9	57.0	48.3	42.8	56. 1
高齢者	38. 7	41.9	39.6	46.8	52.3	43.3
インターネットによる人権侵害	40.5	32. 1	30.1	44.1	35. 2	30.7
子ども	34.4	32.5	38.8	39. 1	39.8	46.4
地震など災害時の人権問題	22.7	31.6	_	27.4	32.8	_
女性	16.6	14.9	24.5	30.8	29.0	38.4
北朝鮮当局による拉致問題等	25. 5	32.6	_	22.0	33.7	_
同和問題	24.4	32.8	52.2	18.8	24.3	40.2
犯罪被害者等	18.7	21.0	42.3	17.7	21.4	40.8
人身取引	11.6	11. 1	-	12.9	12.0	_
性同一性障害	10.3	6.5	_	13.0	8.7	_
外国人	11.6	8.5	20.0	9.7	7.4	12.2
刑を終えて出所した人	9. 1	14.0	18.0	10.3	13.1	18.2
HIV感染者等	9.8	13.3	29.3	9.6	17.3	25. 1
性的指向	8.4	5.0	_	9.3	5.2	_
ハンセン病元患者等	7. 6	8.9	21.5	8.7	8.5	20.4
ホームレス	6. 1	11.6	_	6.6	9.0	_
アイヌの人々	3. 4	4.8	14.1	4.5	4.6	9.5
その他の問題	2.0	2. 1	1.9	1.3	1.6	1.8
特にない	9.3	4.6	7.2	6.3	6.0	6.1

性別でみると、男女ともに「障害者」の割合が最も高くなっている。また、「高齢者」や「女性」などでは女性の割合が高く、「北朝鮮当局による拉致問題等」や「同和問題」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「インターネットによる人権侵害」の割合は男女ともに増加してきており、前々回調査より10ポイント以上高くなっている。

表 1-16 関心のある人権問題【年齢別】

臓機 4 4 6 4 3 4 6 23.4 2 3 3 3 4 6 23.2 2 2 2 4 2 6 4 3 4 5 3 0 2 7 5 3 4 6 2 4 4 3 4 6 3 3 1 7 4 3 3 1 3 3 1 3 1 3 <th< th=""><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th></th<>		1	2	3	4	5	6	7
検書者 29.4 40.9 46.7 46.4 53.4 52.0 43.4 高齢者 23.5 27.8 23.7 33.3 41.6 53.4 55.3 インターネットによる人権侵害 58.8 51.3 46.2 51.3 53.0 43.6 23.2 子ども 29.4 42.6 46.2 46.4 34.5 36.9 27.5 地震など災害時の人権問題 29.4 20.0 31.4 24.1 28.8 26.3 21.7 女性 29.4 27.8 34.9 31.0 27.4 23.5 13.1 北朝鮮当局による拉致問題等 0.0 16.5 9.5 13.4 21.7 34.6 30.6 同和問題 5.9 14.8 21.3 20.3 26.0 20.4 21.7 犯罪被害者等 17.6 17.4 21.3 21.8 20.6 21.2 9.8 外国人 5.9 17.4 15.4 13.4 13.9 6.7 5.8 外国人 5.9 17.4 15.4 13.4 13.9 6.7 5.8 外国人 5.9			0	-	0	-	-	-
陰害者 29.4 40.9 46.7 46.4 53.4 52.0 43.4 高齢者 23.5 27.8 23.7 33.3 41.6 53.4 55.3 インターネットによる人権侵害 58.8 51.3 46.2 51.3 53.0 43.6 23.2 子ども 29.4 42.6 46.2 46.4 34.5 36.9 27.5 地震など災害時の人権問題 29.4 20.0 31.4 24.1 28.8 26.3 21.7 女性 29.4 27.8 34.9 31.0 27.4 23.5 13.1 北朝鮮当局による拉致問題等 0.0 16.5 9.5 13.4 21.7 34.6 30.6 同和問題 5.9 14.8 21.3 20.3 26.0 20.4 21.7 34.6 30.6 同和問題 5.9 14.8 21.3 20.3 26.0 20.4 21.7 34.6 30.6 目和問題 17.6 17.4 21.3 21.8 20.6 21.2 9.8 人身取引 17.6 12.2 8.3 15.7 10.3 14.0 11.6 性同一性障害 17.6 23.5 24.9 16.5 12.5 7.8 2.8 外国人 5.9 17.4 15.4 13.4 13.9 6.7 5.8 刑を終えて出所した人 5.9 9.6 9.5 10.3 11.0 10.1 8.6 H I V 感染者等 0.0 11.3 8.3 11.5 13.5 8.7 7.1 性的指向 11.8 20.0 16.6 13.0 8.9 4.5 3.5 ハンセン病元患者等 17.6 5.2 4.7 9.6 10.3 8.4 7.8 ホームレス 5.9 7.8 2.4 5.4 8.2 7.0 6.6 アイヌの人々 0.0 0.9 1.8 3.8 4.3 6.4 3.8 その他の問題 0.0 2.6 0.6 1.5 2.5 2.0 1.0								
高齢者 23.5 27.8 23.7 33.3 41.6 53.4 55.3 インターネットによる人権侵害 58.8 51.3 46.2 51.3 53.0 43.6 23.2 子ども 29.4 42.6 46.2 46.4 34.5 36.9 27.5 地震など災害時の人権問題 29.4 20.0 31.4 24.1 28.8 26.3 21.7 女性 29.4 27.8 34.9 31.0 27.4 23.5 13.1 北朝鮮当局による拉致問題等 0.0 16.5 9.5 13.4 21.7 34.6 30.6 同和問題 5.9 14.8 21.3 20.3 26.0 20.4 21.7 犯罪被害者等 17.6 17.4 21.3 21.8 20.6 21.2 9.8 人身取引 17.6 12.2 8.3 15.7 10.3 14.0 11.6 性同一性障害 17.6 23.5 24.9 16.5 12.5 7.8 2.8 外国人 5.9 17.4 15.4 13.4 13.9 6.7 5.8 刑を終えて出所した人 5.9 9.6 9.5 10.3 11.0 10.1 8.6 HIV感染者等 0.0 11.3 8.3 11.5 13.5 8.7 7.1 性的指向 11.8 20.0 16.6 13.0 8.9 4.5 3.5 ハンセン病元患者等 17.6 5.2 4.7 9.6 10.3 8.4 7.8 ホームレス 5.9 7.8 2.4 5.4 8.2 7.0 6.6 アイヌの人々 0.0 0.9 1.8 3.8 4.3 6.4 3.8 その他の問題 0.0 2.6 0.6 1.5 2.5 2.0 1.0		14	14	14	14	14	14	
インターネットによる人権侵害58.851.346.251.353.043.623.2子ども29.442.646.246.434.536.927.5地震など災害時の人権問題29.420.031.424.128.826.321.7女性29.427.834.931.027.423.513.1北朝鮮当局による拉致問題等0.016.59.513.421.734.630.6同和問題5.914.821.320.326.020.421.7犯罪被害者等17.617.421.321.820.621.29.8人身取引17.612.28.315.710.314.011.6性同一性障害17.623.524.916.512.57.82.8外国人5.917.415.413.413.96.75.8刑を終えて出所した人5.99.69.510.311.010.18.6HIV感染者等0.011.38.311.513.58.77.1性的指向11.820.016.613.08.94.53.5ハンセン病元患者等17.65.24.79.610.38.47.8ホームレス5.97.82.45.48.27.06.6アイヌの人々0.00.91.83.84.36.43.8その他の問題0.02.60.61.52.52.01.0	障害者	29. 4	40.9	46. 7	46. 4	53. 4	52.0	43.4
子ども 29.4 42.6 46.2 46.4 34.5 36.9 27.5 地震など災害時の人権問題 29.4 20.0 31.4 24.1 28.8 26.3 21.7 女性 29.4 27.8 34.9 31.0 27.4 23.5 13.1 北朝鮮当局による拉致問題等 0.0 16.5 9.5 13.4 21.7 34.6 30.6 同和問題 5.9 14.8 21.3 20.3 26.0 20.4 21.7 犯罪被害者等 17.6 17.4 21.3 21.8 20.6 21.2 9.8 人身取引 17.6 17.4 21.3 21.8 20.6 21.2 9.8 外国人 17.6 12.2 8.3 15.7 10.3 14.0 11.6 性同一性障害 17.6 23.5 24.9 16.5 12.5 7.8 2.8 外国人 5.9 17.4 15.4 13.4 13.9 6.7 5.8 刑を終えて出所した人 5.9 9.6 9.5 10.3 11.0 10.1 8.6 日1∨感染者等 0.0	高齢者	23.5	27.8	23. 7	33. 3	41.6	53. 4	55.3
世震など災害時の人権問題 29.4 20.0 31.4 24.1 28.8 26.3 21.7 女性 29.4 27.8 34.9 31.0 27.4 23.5 13.1 北朝鮮当局による拉致問題等 0.0 16.5 9.5 13.4 21.7 34.6 30.6 同和問題 5.9 14.8 21.3 20.3 26.0 20.4 21.7 犯罪被害者等 17.6 17.4 21.3 21.8 20.6 21.2 9.8 人身取引 17.6 12.2 8.3 15.7 10.3 14.0 11.6 性同一性障害 17.6 23.5 24.9 16.5 12.5 7.8 2.8 外国人 5.9 17.4 15.4 13.4 13.9 6.7 5.8 刑を終えて出所した人 5.9 9.6 9.5 10.3 11.0 10.1 8.6 HIV感染者等 0.0 11.3 8.3 11.5 13.5 8.7 7.1 性的指向 11.8 20.0 16.6 13.0 8.9 4.5 3.5 ハンセン病元患者等 17.6 5.2 4.7 9.6 10.3 8.4 7.8 ホームレス 5.9 7.8 2.4 5.4 8.2 7.0 6.6 アイヌの人々 0.0 0.9 1.8 3.8 4.3 6.4 3.8 その他の問題 0.0 2.6 0.6 1.5 2.5 2.0 1.0	インターネットによる人権侵害	58.8	51.3	46. 2	51.3	53. 0	43.6	23.2
女性29.427.834.931.027.423.513.1北朝鮮当局による拉致問題等0.016.59.513.421.734.630.6同和問題5.914.821.320.326.020.421.7犯罪被害者等17.617.421.321.820.621.29.8人身取引17.612.28.315.710.314.011.6性同一性障害17.623.524.916.512.57.82.8外国人5.917.415.413.413.96.75.8刑を終えて出所した人5.99.69.510.311.010.18.6HIV感染者等0.011.38.311.513.58.77.1性的指向11.820.016.613.08.94.53.5ハンセン病元患者等17.65.24.79.610.38.47.8ホームレス5.97.82.45.48.27.06.6アイヌの人々0.00.91.83.84.36.43.8その他の問題0.02.60.61.52.52.01.0	子ども	29.4	42.6	46. 2	46. 4	34. 5	36. 9	27.5
北朝鮮当局による拉致問題等 0.0 16.5 9.5 13.4 21.7 34.6 30.6 同和問題 5.9 14.8 21.3 20.3 26.0 20.4 21.7 犯罪被害者等 17.6 17.4 21.3 21.8 20.6 21.2 9.8 人身取引 17.6 12.2 8.3 15.7 10.3 14.0 11.6 性同一性障害 17.6 23.5 24.9 16.5 12.5 7.8 2.8 外国人 5.9 17.4 15.4 13.4 13.9 6.7 5.8 刑を終えて出所した人 5.9 9.6 9.5 10.3 11.0 10.1 8.6 日IV感染者等 0.0 11.3 8.3 11.5 13.5 8.7 7.1 性的指向 11.8 20.0 16.6 13.0 8.9 4.5 3.5 ハンセン病元患者等 17.6 5.2 4.7 9.6 10.3 8.4 7.8 ホームレス 5.9 7.8 2.4 5.4 8.2 7.0 6.6 アイヌの人々 0.0 0.9	地震など災害時の人権問題	29.4	20.0	31.4	24. 1	28.8	26.3	21.7
同和問題	女性	29.4	27.8	34. 9	31.0	27.4	23.5	13.1
和罪被害者等 17.6 17.4 21.3 21.8 20.6 21.2 9.8 人身取引 17.6 12.2 8.3 15.7 10.3 14.0 11.6 性同一性障害 17.6 23.5 24.9 16.5 12.5 7.8 2.8 外国人 5.9 17.4 15.4 13.4 13.9 6.7 5.8 刑を終えて出所した人 5.9 9.6 9.5 10.3 11.0 10.1 8.6 HIV感染者等 0.0 11.3 8.3 11.5 13.5 8.7 7.1 性的指向 11.8 20.0 16.6 13.0 8.9 4.5 3.5 ハンセン病元患者等 17.6 5.2 4.7 9.6 10.3 8.4 7.8 ホームレス 5.9 7.8 2.4 5.4 8.2 7.0 6.6 アイヌの人々 0.0 0.9 1.8 3.8 4.3 6.4 3.8 その他の問題 0.0 2.6 0.6 1.5 2.5 2.0 1.0	北朝鮮当局による拉致問題等	0.0	16.5	9. 5	13.4	21.7	34.6	30.6
人身取引17.612.28.315.710.314.011.6性同一性障害17.623.524.916.512.57.82.8外国人5.917.415.413.413.96.75.8刑を終えて出所した人5.99.69.510.311.010.18.6HIV感染者等0.011.38.311.513.58.77.1性的指向11.820.016.613.08.94.53.5ハンセン病元患者等17.65.24.79.610.38.47.8ホームレス5.97.82.45.48.27.06.6アイヌの人々0.00.91.83.84.36.43.8その他の問題0.02.60.61.52.52.01.0	同和問題	5. 9	14.8	21.3	20.3	26.0	20.4	21.7
性同一性障害 17.6 23.5 24.9 16.5 12.5 7.8 2.8 外国人 5.9 17.4 15.4 13.4 13.9 6.7 5.8 刑を終えて出所した人 5.9 9.6 9.5 10.3 11.0 10.1 8.6 HIV感染者等 0.0 11.3 8.3 11.5 13.5 8.7 7.1 性的指向 11.8 20.0 16.6 13.0 8.9 4.5 3.5 ハンセン病元患者等 17.6 5.2 4.7 9.6 10.3 8.4 7.8 ホームレス 5.9 7.8 2.4 5.4 8.2 7.0 6.6 アイヌの人々 0.0 0.9 1.8 3.8 4.3 6.4 3.8 その他の問題 0.0 2.6 0.6 1.5 2.5 2.0 1.0	犯罪被害者等	17. 6	17.4	21.3	21.8	20.6	21.2	9.8
外国人 5.9 17.4 15.4 13.4 13.9 6.7 5.8 刑を終えて出所した人 5.9 9.6 9.5 10.3 11.0 10.1 8.6 H I V感染者等 0.0 11.3 8.3 11.5 13.5 8.7 7.1 性的指向 11.8 20.0 16.6 13.0 8.9 4.5 3.5 ハンセン病元患者等 17.6 5.2 4.7 9.6 10.3 8.4 7.8 ホームレス 5.9 7.8 2.4 5.4 8.2 7.0 6.6 アイヌの人々 0.0 0.9 1.8 3.8 4.3 6.4 3.8 その他の問題 0.0 2.6 0.6 1.5 2.5 2.0 1.0	人身取引	17.6	12.2	8.3	15. 7	10.3	14.0	11.6
刑を終えて出所した人5.99.69.510.311.010.18.6HIV感染者等0.011.38.311.513.58.77.1性的指向11.820.016.613.08.94.53.5ハンセン病元患者等17.65.24.79.610.38.47.8ホームレス5.97.82.45.48.27.06.6アイヌの人々0.00.91.83.84.36.43.8その他の問題0.02.60.61.52.52.01.0	性同一性障害	17.6	23.5	24. 9	16. 5	12.5	7.8	2.8
HIV感染者等0.0 11.3 8.3 11.5 13.5 8.7 7.1性的指向11.8 20.0 16.6 13.0 8.9 4.5 3.5ハンセン病元患者等17.6 5.2 4.7 9.6 10.3 8.4 7.8ホームレス5.9 7.8 2.4 5.4 8.2 7.0 6.6アイヌの人々0.0 0.9 1.8 3.8 4.3 6.4 3.8その他の問題0.0 2.6 0.6 1.5 2.5 2.0 1.0	外国人	5. 9	17.4	15. 4	13.4	13. 9	6. 7	5.8
性的指向11.820.016.613.08.94.53.5ハンセン病元患者等17.65.24.79.610.38.47.8ホームレス5.97.82.45.48.27.06.6アイヌの人々0.00.91.83.84.36.43.8その他の問題0.02.60.61.52.52.01.0	刑を終えて出所した人	5. 9	9.6	9.5	10.3	11.0	10.1	8.6
ハンセン病元患者等17.65.24.79.610.38.47.8ホームレス5.97.82.45.48.27.06.6アイヌの人々0.00.91.83.84.36.43.8その他の問題0.02.60.61.52.52.01.0	H I V感染者等	0.0	11.3	8.3	11.5	13. 5	8. 7	7. 1
ホームレス 5.9 7.8 2.4 5.4 8.2 7.0 6.6 アイヌの人々 0.0 0.9 1.8 3.8 4.3 6.4 3.8 その他の問題 0.0 2.6 0.6 1.5 2.5 2.0 1.0	性的指向	11.8	20.0	16.6	13.0	8.9	4. 5	3. 5
アイヌの人々 0.0 0.9 1.8 3.8 4.3 6.4 3.8 その他の問題 0.0 2.6 0.6 1.5 2.5 2.0 1.0		17. 6	5. 2	4. 7	9.6	10.3	8.4	7.8
その他の問題 0.0 2.6 0.6 1.5 2.5 2.0 1.0	ホームレス	5. 9	7.8	2.4	5. 4	8.2	7.0	6.6
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	アイヌの人々	0.0	0.9	1.8	3.8	4. 3	6. 4	3.8
特にない 17.6 5.2 8.3 7.3 6.8 7.0 9.3	その他の問題	0.0	2.6	0.6	1.5	2.5	2.0	1.0
	特にない	17.6	5. 2	8.3	7. 3	6.8	7. 0	9.3

年齢別でみると、10歳代、20歳代、40歳代では「インターネットによる人権侵害」が、30歳代と50歳代では「障害者」が、60歳代と70歳以上では「高齢者」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また 50 歳代の「インターネットによる人権侵害」や 60 歳代の「障害者」が高い割合となっている。

表 1-17 関心のある人権問題【職業別】

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	職
障害者	35.8	42.5	43.9	62.5	39. 1	50.3	50.0	47. 3
高齢者	34. 9	36. 2	35.8	43.2	35. 9	55. 9	37.5	51.7
インターネットによる人権侵害	29.4	47.2	45.8	58.7	35. 9	40.8	50.0	31.9
子ども	28.4	29.9	35. 1	52.5	34. 4	42.5	42.5	31. 1
地震など災害時の人権問題	15.6	27.6	23.3	30.5	20.3	25. 1	27.5	27.2
女性	15.6	18. 1	27.4	38.2	15.6	27.9	32.5	15.7
北朝鮮当局による拉致問題等	18.3	21.3	18.6	17.8	26.6	31.8	17.5	31.6
同和問題	16.5	22.8	21.7	26.3	32.8	17.9	7. 5	19.5
犯罪被害者等	8.3	18. 1	18.4	25.1	32.8	14.5	17.5	15.4
人身取引	9.2	16.5	11.3	15.4	14. 1	10.6	7.5	12.1
性同一性障害	10.1	10.2	13.9	22.4	7.8	8.4	20.0	5.1
外国人	10.1	9.4	10.4	16.6	14. 1	7.3	15.0	7.7
刑を終えて出所した人	4.6	10.2	7.8	12.7	9.4	12.8	5.0	10.5
HIV感染者等	4.6	8. 7	10.6	15.1	10.9	6.7	5.0	8.5
性的指向	5.5	7. 1	8.0	18.5	4. 7	4.5	17.5	6.9
ハンセン病元患者等	6.4	9.4	6.1	9.3	6.3	8.4	20.0	9.3
ホームレス	2.8	5.5	6.6	3.9	4. 7	10.1	7.5	7. 7
アイヌの人々	3. 7	3. 9	3.5	5.0	0.0	7.3	0.0	3.6
その他の問題	1.8	4. 7	1.2	1.9	0.0	0.6	0.0	1.8
特にない	12.8	8. 7	8.0	1.9	4. 7	7.8	5.0	9.8

職業別でみると、『農林漁業』『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』『自由業、その他有職』では「障害者」が、『商工サービス業』と『勤め』では「インターネットによる人権侵害」が、『家事専業』と『無職』では「高齢者」が、『生徒・学生』では「障害者」と「インターネットによる人権侵害」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「インターネットによる人権侵害」 と「子ども」や『家事専業』の「障害者」が高い割合となっている。

# 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<人権課題に対する関心>

問5 日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。 この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位5項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・障害者	51.1%	39.4%
・インターネットによる人権侵害	43. 2%	36.0%
• 高齢者	36.7%	34.8%
・子ども	33.7%	38.1%
・女性	30.6%	26.9%

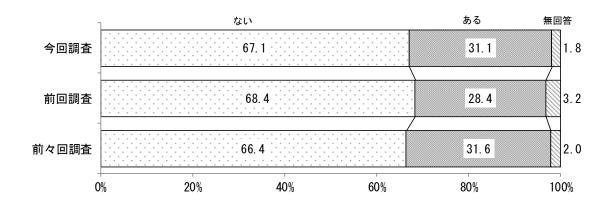
#### (5) 人権侵害の経験

問1-4 あなたは今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

【いずれかに○印を】

- 1. ある  $\rightarrow$  (副問1と2へ)
- 2. ない  $\rightarrow$  (問2-1 $\sim$ )

#### 図 1-18 人権侵害の経験(%)



人権が侵害された経験については、「ない」の割合が 67.1%、「ある」が 31.1%となって いる。

前回、前々回調査と比較すると、「ある」「ない」の割合ともあまり変化が見られない。

表 1-19 人権侵害の経験【性別】(%)

		男性		女性				
	今	前	前	今	前	前		
	回	回	々	回	回	々 回		
	調査	調 査	回調	調査	調 査	調調		
	<u> </u>	<u> </u>	查	<u> </u>	<u>.H.</u>	查		
ある	25. 1	26. 2	30.2	35.8	31.0	32.7		
ない	73.5	71.1	68.0	62.2	67. 5	65.6		
無回答	1.4	2.7	1.8	2.0	1.5	1. 7		

性別でみると、「ある」の割合は、女性が 35.8%、男性が 25.1%と女性が高くなっている。

前回調査と比較すると、女性では「ある」の割合が増加し、男性では「ない」が増加している。

表 1-20 人権侵害の経験【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
ある	29. 4	29.6	40.2	42. 1	39. 5	28. 2	16.9
ない	70.6	68. 7	59.2	57. 1	59. 1	70.7	79.0
無回答	0.0	1. 7	0.6	0.8	1.4	1. 1	4.0

年齢別でみると、「ある」の割合は、40歳代が42.1%で最も高く、次いで30歳代が40.2%、50歳代が39.5%であり、70歳以上が16.9%で最も低くなっている。

表 1-21 人権侵害の経験【職業別】(%)

	農 林 漁 業	サ ー ビ ス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 • 学 生	無職
ある	25. 7	28.3	33. 3	41.3	23.4	27.9	27.5	27.2
ない	74. 3	71.7	66. 3	57. 5	70.3	68. 2	72.5	69.9
無回答	0.0	0.0	0.5	1.2	6. 3	3. 9	0.0	2.8

職業別でみると、「ある」の割合は『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』が 41.3% で最も高く、次いで『勤め』が33.3%、『商工サービス業』が28.3%であり、『自由業、そ の他有職』が23.4%で最も低くなっている。

# 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<人権侵害の経験>

問3 あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか、それ ともそういうことはありませんか。

> 平成 29 年 10 月 (参考) 平成 24 年 8 月 15.9% 16.6%84.1% 83.4%

・ある

・ない

#### (6) 人権が侵害されたと思った内容

問1-4副問1 [ 問1-4で「1. ある」と答えた方にお尋ねします] それはどのようなことで人権が侵害されたと思いましたか。

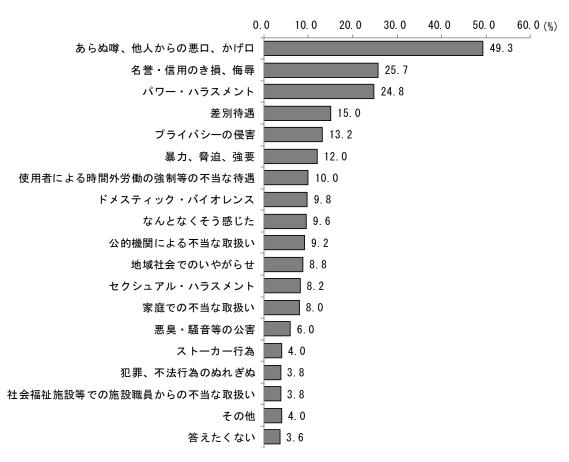
【〇はいくつでも】

- 1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
- 2. 名誉・信用のき損(傷つけること)、侮辱
- 暴力、脅迫、強要(社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことを やらされたり、権利の行使を妨害された)
- 4. 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
- 5. 悪臭・騒音等の公害
- 6. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱 いをされた)
- 7. 地域社会でのいやがらせ
- 8. 公的機関による不当な取扱い
- 9. 使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇
- 10. プライバシーの侵害
- 11. セクシュアル・ハラスメント
- 12. パワー・ハラスメント
- 13. ドメスティック・バイオレンス (DV)

14. ストーカー行為

- 15. 家庭での不当な取扱い
- 16. 社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い
- 17. その他(具体的に ) 18. なんとなくそう感じた
- 19. 答えたくない

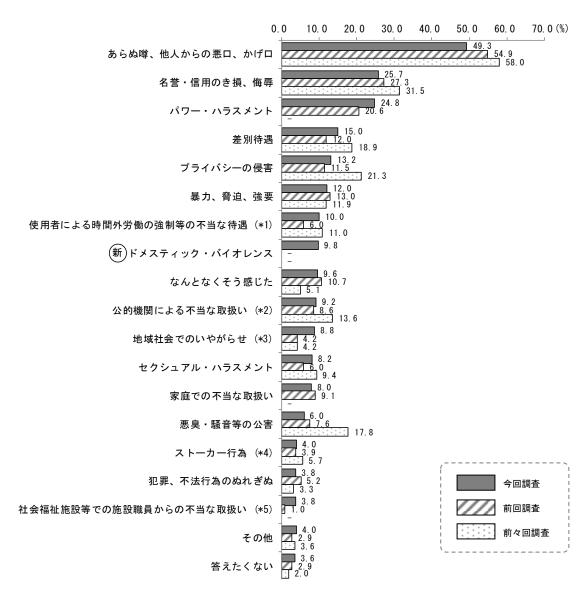
#### 図 1-22 人権が侵害されたと思った内容(%)



どのようなことで人権が侵害されたと思ったかについては、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が 49.3%で最も高く、次いで「名誉・信用のき損、侮辱」が 25.7%、「パワー・ハラスメント」が 24.8%となっている。

「その他」の記述としては、「職業差別」「いじめ」「モラルハラスメント」などがあった。

#### 図 1-23 人権が侵害されたと思った内容(%) [過去調査との比較]



- *1 「使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇」は、前回・前々回調査「使用者による労働強制等の不当な待遇」との比較。
- *2 「公的機関による不当な取扱い」は、前々回調査「警察官の不当な取扱い」との比較。
- *3 「地域社会でのいやがらせ」は、前回調査「地域などでの仲間はずれ」及び、前々回調査「村八分」との比較。
- *4 「ストーカー行為」は、前々回調査「特定の人に執拗につきまとわれる」との比較。
- *5 「社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い」は、前回調査「社会福祉施設での不当な取扱い」との比較

前回、前々回調査と比較すると、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」や「名誉・信用のき損、侮辱」の割合は減少してきている。

また、前回調査より、「パワー・ハラスメント」や「差別待遇」の割合は増加している。

表 1-24 人権が侵害されたと思った内容【性別】(%)

		男性			女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今 回 調 査	前回調査	前々回調査
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	46.3	49.0	53. 7	50.6	59.0	61.3
名誉・信用のき損、侮辱	30.5	33. 3	30. 5	22.6	23.8	31.7
パワー・ハラスメント	24.9	22.2	_	25. 2	19.4	_
差別待遇	15.8	10.5	18.6	14. 5	13. 2	18.8
プライバシーの侵害	13.0	12.4	18.0	13. 5	11.0	24.3
暴力、脅迫、強要	15.3	14.4	15.8	10.4	12.3	9.2
使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇	16.4	9.8	9.6	6.6	3.5	11.8
ドメスティック・バイオレンス	2.3	_	_	14. 2	_	_
なんとなくそう感じた	10.7	9.8	5.8	9. 1	11.0	4.8
公的機関による不当な取扱い	13.0	11.8	20.9	7. 2	6.6	9.0
地域社会でのいやがらせ	7.9	3.9	4.8	8.8	4.4	3.9
セクシュアル・ハラスメント	2.3	2.0	1.6	11.6	8.8	15.1
家庭での不当な取扱い	2.8	2.6	_	11.0	13.7	_
悪臭・騒音等の公害	7. 9	8.5	23.5	5.0	7.0	14.0
ストーカー行為	1.7	3.9	3. 2	5.0	4.0	7.7
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	6.8	11.1	4.8	1. 9	1.3	2.4
社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い	4.0	0.7	_	3.8	1.3	_
その他	2.8	3.3	4.2	4.7	2.2	3.3
答えたくない	3.4	3.3	1. 9	3. 5	2.6	1.8

性別でみると、男女ともに「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が最も高くなっている。また、「ドメスティック・バイオレンス」や「家庭での不当な取扱い」などでは女性の割合が高く、「名誉・信用のき損、侮辱」や「使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、女性では「パワー・ハラスメント」が、男性では「使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇」が最も割合が増加している。

表 1-25 人権が侵害されたと思った内容【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	80.0	70.6	47.1	50.0	43.2	40.6	58. 2
名誉・信用のき損、侮辱	0.0	17.6	33.8	25.5	24. 3	25. 7	25.4
パワー・ハラスメント	0.0	23.5	23.5	32.7	34. 2	17.8	11. 9
差別待遇	0.0	11.8	11.8	19. 1	12.6	18.8	11.9
プライバシーの侵害	0.0	8.8	14.7	19.1	14.4	10.9	7.5
暴力、脅迫、強要	0.0	11.8	10.3	15.5	12.6	11.9	9.0
使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇	0.0	11.8	13.2	13.6	11.7	5.0	6.0
ドメスティック・バイオレンス	0.0	11.8	8.8	15.5	9.0	5. 9	9.0
なんとなくそう感じた	20.0	2.9	10.3	7. 3	8. 1	10.9	16.4
公的機関による不当な取扱い	0.0	5.9	4. 4	10.9	11.7	8. 9	10.4
地域社会でのいやがらせ	0.0	2.9	1.5	6.4	10.8	12.9	13.4
セクシュアル・ハラスメント	0.0	8.8	7.4	18.2	6.3	4.0	3.0
家庭での不当な取扱い	0.0	11.8	0.0	12.7	9.0	8. 9	4.5
悪臭・騒音等の公害	0.0	0.0	4.4	4.5	6.3	8. 9	9.0
ストーカー行為	0.0	0.0	5. 9	8. 2	3.6	1.0	1.5
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	0.0	2.9	7.4	0.9	4.5	5. 9	0.0
社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い	0.0	2.9	1.5	5. 5	3.6	5.9	1.5
その他	0.0	11.8	4.4	1.8	7.2	1.0	3.0
答えたくない	0.0	0.0	5.9	0.9	3.6	2.0	9.0

年齢別でみると、全ての年齢層で「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が最も高くなっている。

また、30歳代の「名誉・信用のき損、侮辱」や40歳代と50歳代の「パワー・ハラスメント」が高い割合となっている。

表 1-26	人権が侵害され	たレ思った内容	【職業別】	(%)
4X I 40	八雅がは古され	たこと かどり たとり仕	· 【4100 <del>末</del> 711】	( /0 /

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	職
あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	42.9	58.3	41.8	51.4	46.7	52.0	72.7	51.9
名誉・信用のき損、侮辱	21.4	33.3	23. 4	28.0	46.7	20.0	9. 1	26.4
パワー・ハラスメント	14. 3	11.1	30. 5	36. 4	26.7	20.0	9. 1	16.0
差別待遇	3.6	30.6	12. 1	16.8	13.3	20.0	18.2	12.3
プライバシーの侵害	7. 1	13.9	12. 1	16.8	0.0	10.0	9. 1	17.0
暴力、脅迫、強要	21.4	13.9	11. 3	15. 9	20.0	10.0	0.0	7.5
使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇	10.7	8.3	15.6	9. 3	0.0	4.0	9. 1	7.5
ドメスティック・バイオレンス	3.6	5.6	9. 2	18.7	0.0	10.0	0.0	7.5
なんとなくそう感じた	7. 1	8.3	12.8	4. 7	13.3	6.0	0.0	14.2
公的機関による不当な取扱い	10.7	13.9	7. 1	7. 5	13.3	6.0	0.0	14.2
地域社会でのいやがらせ	7. 1	16.7	5.0	6. 5	6.7	18.0	0.0	10.4
セクシュアル・ハラスメント	3.6	5.6	7.8	13. 1	0.0	12.0	0.0	6.6
家庭での不当な取扱い	3.6	16.7	7.8	7. 5	0.0	12.0	0.0	7.5
悪臭・騒音等の公害	7. 1	5.6	5.0	2.8	0.0	6.0	0.0	12.3
ストーカー行為	3.6	0.0	3. 5	9. 3	0.0	2.0	0.0	1.9
犯罪、不法行為のぬれぎぬ	3.6	5.6	3. 5	5. 6	0.0	0.0	0.0	3.8
社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い	7. 1	8.3	0.0	2.8	0.0	6.0	0.0	7.5
その他	3.6	0.0	8. 5	2.8	0.0	4.0	9. 1	0.9
答えたくない	10.7	2.8	2.8	1. 9	6.7	2.0	0.0	5. 7

職業別でみると、『自由業、その他有職』では「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」と「名誉・信用のき損、侮辱」が、そのほかの職業では「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の割合が最も高くなっている。

また、『商工サービス業』の「名誉・信用のき損、侮辱」と「差別待遇」や『勤め』と『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「パワー・ハラスメント」が高い割合となっている。

# 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<人権侵害の内容>

問3更問 それは、どのような場合ですか。差し支えなければこの中からいくつでもあげてください。(複数回答)

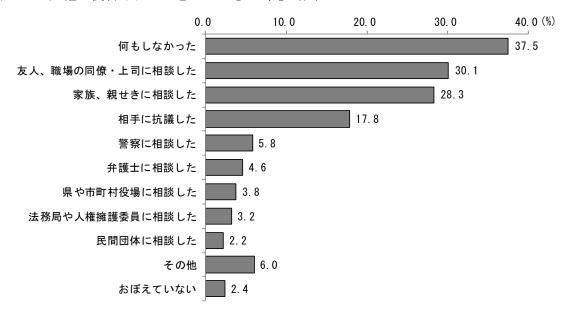
(上位5項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	51.6%	47.4%
・職場での嫌がらせ	26. 2%	24.2%
・名誉・信用のき損、侮辱	21.1%	18.1%
・学校でのいじめ	21.1%	17.7%
・プライバシーの侵害	19. 4%	20.0%

### (7) 人権が侵害されたと思ったときの対応

問1-4副問2 [ 問1-4で「1. ある」と答えた方にお尋ねします] その(侵害されたと思った)ときにどうされましたか。どなたかへ相談した ことがありますか、それともご自分で処理されましたか。 【○はいくつでも】 1. 友人、職場の同僚・上司に相談した 2. 家族、親せきに相談した 3. 弁護士に相談した 4. 警察に相談した 5. 法務局や人権擁護委員に相談した 6. 県や市町村役場に相談した 7. 民間団体に相談した 8. 相手に抗議した 10. その他(具体的に 9. 何もしなかった ) 11. おぼえていない

図 1-27 人権が侵害されたと思ったときの対応(%)



人権が侵害されたと思ったときどうしたかについては、「何もしなかった」の割合が37.5%で最も高く、次いで「友人、職場の同僚・上司に相談した」が30.1%、「家族、親せきに相談した」が28.3%となっている。

「その他」の記述としては、「労働基準監督署に相談した」「学校、担任の先生に相談した」「民生委員に相談した」「仕事を辞めた」などがあった。

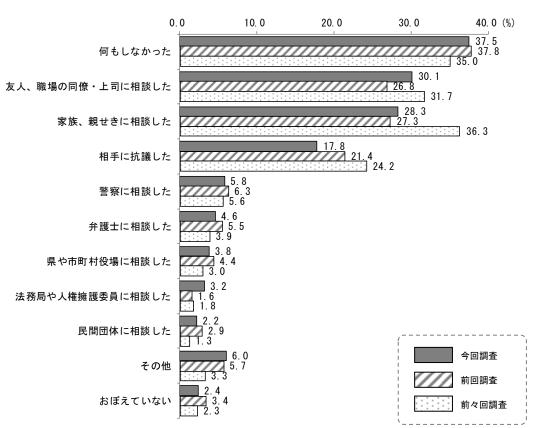


図 1-28 人権が侵害されたと思ったときの対応(%) [過去調査との比較]

前回、前々回調査と比較すると、「何もしなかった」の割合はあまり変化が見られないが、「相手に抗議した」は減少してきている。

また、前回調査より、「友人、職場の同僚・上司に相談した」や「家族、親せきに相談した」の割合は増加している。

表 1-29 人権が侵害されたと思ったときの対応【性別】(%)

		男性			女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
何もしなかった	46.9	37.9	37.6	32.7	37.9	31.7
友人、職場の同僚・上司に相談した	20.9	22.9	24.8	34. 9	29.5	37.0
家族、親せきに相談した	20.9	18.3	28.0	32.4	33.9	42.5
相手に抗議した	20.3	24. 2	31.5	16.4	19.4	19.7
警察に相談した	6. 2	5. 9	5. 1	5.3	6.6	6. 1
弁護士に相談した	5. 6	7.8	5.5	4. 1	3.5	3. 1
県や市町村役場に相談した	3. 4	3.9	4. 5	3.8	4.8	2.2
法務局や人権擁護委員に相談した	2.8	1.3	1.6	3.5	1.8	2.0
民間団体に相談した	3.4	2.6	2.9	1.6	3. 1	0.2
その他	4.5	5.2	2.9	6.9	6.2	3. 7
おぼえていない	3. 4	3.3	2.9	1. 9	3. 1	2.0

性別でみると、女性では「友人、職場の同僚・上司に相談した」が、男性では「何もしなかった」の割合が最も高くなっている。また、「友人、職場の同僚・上司に相談した」や「家族、親せきに相談した」などでは女性の割合が高く、「何もしなかった」や「相手に抗議した」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「相手に抗議した」の割合は男女ともに減少してきている。また、前回調査より、女性では「友人、職場の同僚・上司に相談した」が、男性では「何もしなかった」が最も割合が増加している。

表 1-30 人権が侵害されたと思ったときの対応【年齢別】(%)

	1	2	3	4	5	6	7
	0	0	0	0	0	0	0
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	代	代	代	代	代	代	以 上
何もしなかった	40.0	38.2	25.0	30.9	38.7	44.6	49.3
友人、職場の同僚・上司に相談した	0.0	38. 2	38.2	38.2	32.4	22.8	13.4
家族、親せきに相談した	40.0	26.5	47. 1	36.4	18.0	19.8	25.4
相手に抗議した	20.0	5.9	17.6	14.5	26. 1	18.8	14.9
警察に相談した	0.0	0.0	10.3	4.5	4.5	5.0	9.0
弁護士に相談した	0.0	0.0	4.4	3.6	3.6	9.9	3.0
県や市町村役場に相談した	0.0	0.0	0.0	1.8	2.7	7. 9	7.5
法務局や人権擁護委員に相談した	0.0	0.0	1.5	2.7	3.6	4.0	6.0
民間団体に相談した	0.0	0.0	4. 4	0.9	2.7	3.0	1.5
その他	0.0	8.8	7.4	6.4	5.4	5.0	6.0
おぼえていない	20.0	2.9	1.5	4.5	1.8	2.0	0.0

年齢別でみると、10歳代では「何もしなかった」と「家族、親せきに相談した」が、20歳代では「何もしなかった」と「友人、職場の同僚・上司に相談した」が、30歳代では「家族、親せきに相談した」が、40歳代では「友人、職場の同僚・上司に相談した」が、50歳代以上の年齢層では「何もしなかった」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、30 歳代と50 歳代の「友人、職場の同僚・上司に相談した」や40 歳代の「家族、親せきに相談した」が高い割合となっている。

表 1-31 人権が侵害されたと思ったときの対応【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
何もしなかった	39.3	38. 9	35. 5	28.0	53.3	44.0	45.5	42.5
友人、職場の同僚・上司に相談した	21.4	22.2	34.0	44.9	26.7	30.0	18.2	17.0
家族、親せきに相談した	21.4	25.0	31.9	32.7	13.3	28.0	18.2	25.5
相手に抗議した	17.9	27.8	16.3	15.9	20.0	14.0	9.1	20.8
警察に相談した	3.6	5. 6	4.3	8.4	0.0	0.0	0.0	9.4
弁護士に相談した	10.7	5.6	2.8	7.5	6.7	2.0	0.0	3.8
県や市町村役場に相談した	0.0	8. 3	2.1	4.7	0.0	2.0	0.0	5. 7
法務局や人権擁護委員に相談した	3.6	11.1	0.7	3.7	6.7	4.0	0.0	2.8
民間団体に相談した	3.6	2.8	2.8	2.8	0.0	0.0	0.0	1.9
その他	10.7	5.6	3. 5	10.3	6.7	4.0	0.0	4.7
おぼえていない	7. 1	0.0	3. 5	0.9	0.0	2.0	9. 1	1.9

職業別でみると、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』では「友人、職場の同僚・ 上司に相談した」が、そのほかの職業では「何もしなかった」の割合が最も高くなってい る。

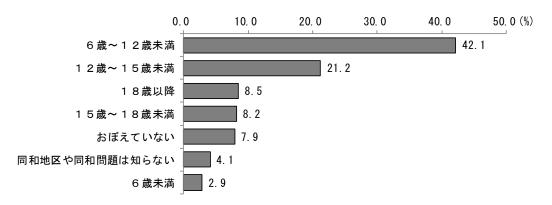
また、『勤め』の「友人、職場の同僚・上司に相談した」と「家族、親せきに相談した」や『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「家族、親せきに相談した」が高い割合となっている。

### 2. 同和問題

### (1) 同和地区や同和問題を知った時期

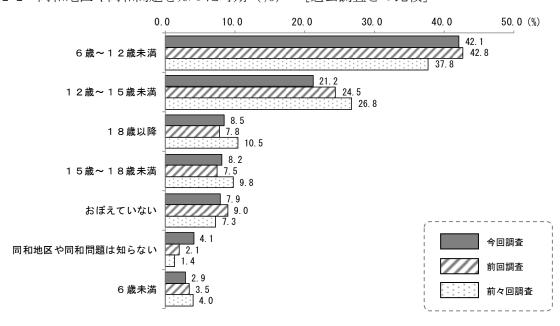
問2-1 あなたは、同和地区や同和問題について、はじめて知ったのはいつ頃ですか。 【○は1つだけ】 1. 同和地区や同和問題は知らない → (問3-1へ) 2. 6歳未満 (小学校に入る前) 3. 6歳~ 12歳未満 (小学生のころ) 4. 12歳~ 15歳未満 (中学生のころ) 5. 15歳~ 18歳未満 (高校生のころ) 6. 18歳以降 7. おぼえていない

図 2-1 同和地区や同和問題を知った時期(%)



同和地区や同和問題をはじめて知った時期については、「6 歳~1 2 歳未満」の割合が 42.1%で最も高く、次いで「12 歳~15 歳未満」が 21.2%、「18 歳以降」が 8.5% となって いる。

図 2-2 同和地区や同和問題を知った時期(%) [過去調査との比較]



前回、前々回調査と比較すると、「同和地区や同和問題は知らない」の割合は増加してきており、「12歳~15歳未満」は減少してきている。

表 2-3 同和地区や同和問題を知った時期【性別】(%)

		男性			女性	
	今	前	前	今	前	前
	□	囯 ≇B	々回	□	囯 ≇B	々同
	調査	調 査	三調	調香	調査	調調
	д.	д.	査	д.	д.	查
6歳~12歳未満	41.2	43.4	39. 5	42.9	43.3	37. 1
12歳~15歳未満	23.4	24.4	25.3	19.2	25. 1	27.9
18歳以降	7.6	7. 2	10.7	9.2	8.6	10.2
15歳~18歳未満	8.4	8.4	9. 9	8.2	7.0	9.8
おぼえていない	7.9	8.5	6.5	7.8	9.4	7.8
同和地区や同和問題は知らない	4.2	3. 1	1.4	3.9	1.5	1.4
6歳未満	2.7	2.7	4.6	3.0	3.8	3.8
無回答	4.5	2.2	2.2	5.7	1.2	2.0

性別でみると、男女ともに「6歳~12歳未満」の割合が最も高くなっている。また、「6歳~12歳未満」や「18歳以降」などでは女性の割合が高く、「12歳~15歳未満」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「同和地区や同和問題は知らない」の割合は男女ともに増加してきている。

表 2-4 同和地区や同和問題を知った時期【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
6歳~12歳未満	11.8	29.6	58.6	65. 5	48.4	31.8	29.3
12歳~15歳未満	5. 9	13.0	11.2	11.5	28.5	26.8	24. 5
18歳以降	0.0	5. 2	4. 1	5.0	5.3	12.0	13. 1
15歳~18歳未満	5. 9	7. 0	5.3	2.7	7. 5	15.4	7.8
おぼえていない	5. 9	11.3	6.5	2. 7	4.6	7.8	13. 1
同和地区や同和問題は知らない	64.7	27.8	7. 1	1.5	0.4	0.8	0.5
6歳未満	0.0	2.6	1.8	3. 1	1.4	2.0	5.3
無回答	5. 9	3. 5	5.3	8.0	3. 9	3. 4	6.3

年齢別でみると、10 歳代では「同和地区や同和問題は知らない」が、そのほかの年齢層では「6 歳~1 2 歳未満」の割合が最も高くなっている。

また、20歳代の「同和地区や同和問題は知らない」や50歳代以上の年齢層の「12歳~15歳未満」が高い割合となっている。

表 2-5 同和地区や同和問題を知った時期【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
6歳~12歳未満	41.3	48.8	49.1	56.8	45.3	32.4	10.0	30.3
12歳~15歳未満	24.8	22.0	19.8	18.9	17.2	25.7	17. 5	22. 1
18歳以降	5. 5	7. 9	6.1	4.2	10.9	14.5	2.5	12.3
15歳~18歳未満	11.0	7.9	6.8	8. 1	7.8	6. 1	5.0	10.3
おぼえていない	6.4	3. 1	7.3	1.9	9.4	9.5	10.0	12.9
同和地区や同和問題は知らない	1.8	3. 1	3.3	3. 5	3. 1	3.4	50.0	1.8
6歳未満	4.6	2.4	3.1	1.5	1.6	2.2	2.5	3. 9
無回答	4.6	4.7	4.5	5.0	4. 7	6.1	2.5	6. 4

職業別でみると、『生徒・学生』では「同和地区や同和問題は知らない」が、そのほかの職業では「6歳~12歳未満」の割合が最も高くなっている。

また、『農林漁業』と『家事専業』の「12歳~15歳未満」が高い割合となっている。

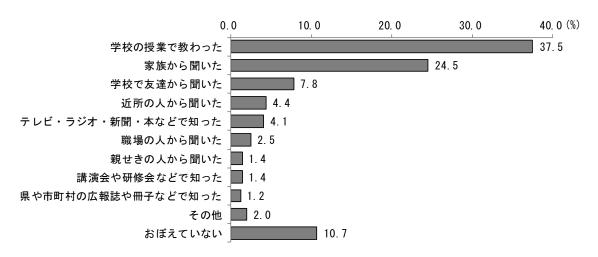
#### (2) 同和地区や同和問題を知ったきっかけ

問2-2 あなたが、同和地区や同和問題についてはじめて知ったきっかけは、何ですか。 【○は1つだけ】

- 1. 家族から聞いた
- 3. 近所の人から聞いた
- 5. 学校の授業で教わった
- 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った
- 9. 県や市町村の広報誌や冊子などで知った
- 11. おぼえていない

- 2. 親せきの人から聞いた
- 4. 職場の人から聞いた
- 6. 学校で友達から聞いた
- 8. 講演会や研修会などで知った
- 10. その他(具体的に

図 2-6 同和地区や同和問題を知ったきっかけ(%)



同和地区や同和問題を知ったきっかけについては、「学校の授業で教わった」の割合が37.5%で最も高く、次いで「家族から聞いた」が24.5%、「おぼえていない」が10.7%となっている。

「その他」の記述としては、「映画」「なんとなく知った」「児童館」「インターネット」などがあった。

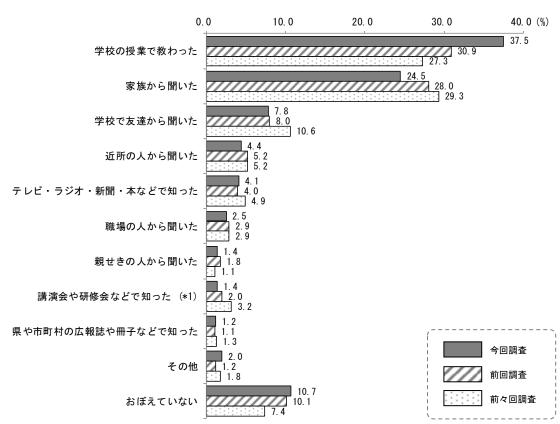


図 2-7 同和地区や同和問題を知ったきっかけ(%) [過去調査との比較]

*1「講演会や研修会などで知った」は、前回・前々回調査「同和問題の講演会や研修会などで知った」との比較。

前回、前々回調査と比較すると、「学校の授業で教わった」や「おぼえていない」の割合は増加してきており、「家族から聞いた」や「学校で友達から聞いた」は減少してきている。 そのほかの選択肢では、あまり変化が見られない。

表 2-8 同和地区や同和問題を知ったきっかけ【性別】(%)

		男性			女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
学校の授業で教わった	33. 7	30.0	24.8	40.8	32.6	29.6
家族から聞いた	25.8	27.7	30.6	23.8	28.6	28.8
学校で友達から聞いた	8.2	9. 7	10.6	7.5	6.9	10.7
近所の人から聞いた	5. 1	4.2	5. 7	3.7	6.2	4.4
テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	5.3	4.6	4.8	3.2	3.5	4.7
職場の人から聞いた	2.6	4. 1	3.4	2.2	1.9	2.5
親せきの人から聞いた	1.2	2.6	1.0	1.6	1.2	1.2
講演会や研修会などで知った	1.2	1.4	3. 1	1.5	2.6	3. 1
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	1.4	0.7	0.9	0.9	1.2	1.5
その他	1.4	0.7	2.3	2.5	1.7	1.5
おぼえていない	12.9	10.2	7. 9	8.8	10.3	7. 0
無回答	1.1	4. 1	4. 9	3.4	3.2	5.0

性別でみると、男女ともに「学校の授業で教わった」の割合が最も高くなっている。また、「学校の授業で教わった」や「親せきの人から聞いた」などでは女性の割合が高く、「家族から聞いた」や「学校で友達から聞いた」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「学校の授業で教わった」の割合は男女ともに増加してきている。また、「家族から聞いた」は男女ともに減少してきている。

表 2-9 同和地区や同和問題を知ったきっかけ【年齢別】(%)

	1	2	3	4	5	6	7
	0	0 1 E	0 歳	0 1	0	0	0 歳
	歳代	歳 代	成 代	歳 代	歳 代	歳 代	成 以
	10	14	14	14	14	1 4	上
学校の授業で教わった	80.0	57. 0	69.6	70.3	50.2	19.8	6.5
家族から聞いた	0.0	13.9	6.1	14.4	22.7	35.3	32.8
学校で友達から聞いた	0.0	2.5	2.7	4. 2	7. 1	7.6	14. 1
近所の人から聞いた	0.0	0.0	0.7	0.8	0.7	4.7	11.7
テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	0.0	1.3	4.7	0.8	2.6	7.6	4.6
職場の人から聞いた	0.0	0.0	0.0	0.4	2.6	5.0	2.7
親せきの人から聞いた	0.0	2. 5	0.0	0.8	0.7	2.3	1.9
講演会や研修会などで知った	0.0	2.5	1.4	0.4	0.0	2.6	1.6
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	0.0	1.3	0.0	0.0	0.7	0.9	2.7
その他	20.0	2.5	2.7	1.3	1. 9	1.5	2.4
おぼえていない	0.0	13. 9	10.1	4.2	8. 9	10.8	15.4
無回答	0.0	2.5	2.0	2. 1	1. 9	2.0	3.5

年齢別でみると、50歳代以下の年齢層では「学校の授業で教わった」が、60歳代以上の 年齢層では「家族から聞いた」の割合が最も高くなっている。

また、「学校で友達から聞いた」の割合は、年齢層が上がるほど高くなっている。

表 2-10 同和地区や同和問題を知ったきっかけ【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビ ス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
学校の授業で教わった	26.5	37.6	53.5	63.3	40.7	21.6	52.6	12.6
家族から聞いた	30.4	29.1	20.5	17.3	20.3	30.2	21.1	29.4
学校で友達から聞いた	4.9	8.5	5.1	4.2	11.9	9.3	5.3	12.3
近所の人から聞いた	9.8	1.7	1.8	0.4	3.4	6.8	0.0	8.7
テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った	2.0	8.5	2.6	3.0	3.4	3.7	5.3	6.2
職場の人から聞いた	0.0	3.4	2.8	0.8	3.4	2.5	0.0	3. 4
親せきの人から聞いた	2.9	0.0	0.8	0.8	1.7	1.2	0.0	2.8
講演会や研修会などで知った	2.0	0.9	0.8	1.7	0.0	3.7	0.0	0.8
県や市町村の広報誌や冊子などで知った	2.9	1.7	0.0	0.8	0.0	0.6	5.3	2.0
その他	1.0	0.0	2.0	0.8	0.0	4.3	5.3	2.8
おぼえていない	16.7	6.8	8.2	5.1	13.6	13.6	5.3	14.8
無回答	1.0	1.7	2.0	1.7	1. 7	2.5	0.0	4.2

職業別でみると、『農林漁業』『家事専業』『無職』では「家族から聞いた」が、そのほかの職業では「学校の授業で教わった」の割合が最も高くなっている。

また、『農林漁業』の「学校の授業で教わった」や『商工サービス業』の「家族から聞いた」が高い割合となっている。

## 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<部落差別等の同和問題を知ったきっかけ>

問 10 あなたは、部落差別等の同和問題について、初めて知ったきっかけは、何からですか。この中から1つだけお答えください。

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・学校の授業で教わった	22. 9%	19.5%
・家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた	19.6%	17.1%
・テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った	16.5%	15.7%
・部落差別等の同和問題を知らない	17. 7%	20.8%

### (3) 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合

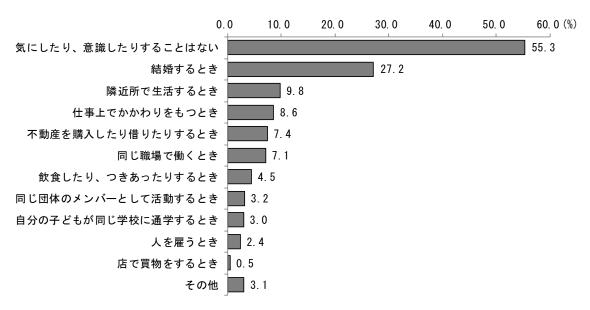
間2-3 あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがありますか。

【○はいくつでも】

- 1. 気にしたり、意識したりすることはない
  - → (この項目を選ばれた方は、他の項目には○印をつけないでください)
- 2. 結婚するとき
- 3. 人を雇うとき
- 4. 同じ職場で働くとき
- 5. 自分の子どもが同じ学校に通学するとき
- 6. 隣近所で生活するとき
- 7. 同じ団体(町内会、自治会、PTA、サークルなど)のメンバーとして活動するとき
- 8. 飲食したり、つきあったりするとき
- 9. 不動産(家、土地など)を購入したり借りたりするとき
- 10. 店で買物をするとき
- 11. 仕事上でかかわりをもつとき
- 12. その他(具体的に

)

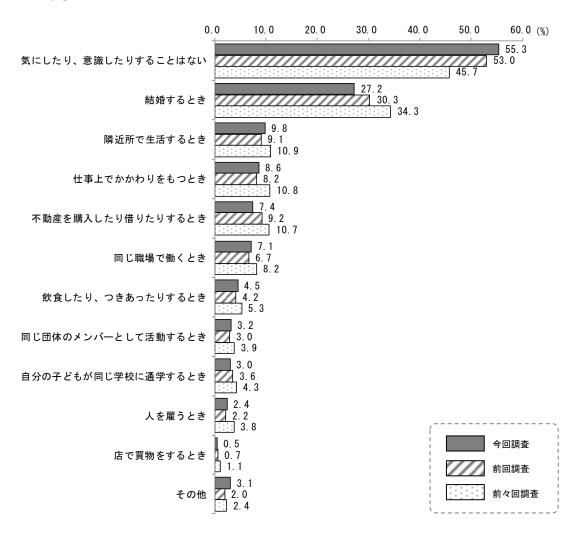
図 2-11 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合(%)



同和地区や同和地区の人を気にしたり意識する場合については、「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が55.3%で最も高く、次いで「結婚するとき」が27.2%、「隣近所で生活するとき」が9.8%となっている。

「その他」の記述としては、「差別的な発言を耳にしたとき」「本人次第」「知った時に意識すると思うが、気にならない」などがあった。

図 2-12 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合(%) [過去調査との比較]



前回、前々回調査と比較すると、「気にしたり、意識したりすることはない」の割合は増加してきており、「結婚するとき」や「不動産を購入したり借りたりするとき」は減少している。

そのほかの選択肢では、あまり変化が見られない。

表 2-13 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合【性別】(%)

		男性		女性			
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査	
気にしたり、意識したりすることはない	59.3	54.3	46.0	52.1	53.3	45.8	
結婚するとき	22.2	28.9	32.1	31.3	32.0	36.4	
隣近所で生活するとき	8. 7	10.9	10.5	10.8	7.9	11.5	
仕事上でかかわりをもつとき	9.6	11.3	13.5	7.7	6.1	8. 7	
不動産を購入したり借りたりするとき	4.7	9.2	10.1	9.6	9.2	11.4	
同じ職場で働くとき	6. 1	8.6	8. 1	7.8	5.4	8. 1	
飲食したり、つきあったりするとき	4.3	5.6	6.4	4.5	3. 1	4.6	
同じ団体のメンバーとして活動するとき	2.6	3. 4	4. 4	3.6	2.6	3.8	
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	1.7	4. 2	3. 7	4.0	3. 1	4. 9	
人を雇うとき	2.8	3.2	4.8	2.1	1.5	3. 1	
店で買物をするとき	0.2	0.9	1.0	0.9	0.6	1.2	
その他	3.6	1. 9	2.9	2.6	2.2	2.2	

性別でみると、男女ともに「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が最も高くなっている。また、「結婚するとき」や「隣近所で生活するとき」などでは女性の割合が高く、「気にしたり、意識したりすることはない」や「仕事上でかかわりをもつとき」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「結婚するとき」の割合は男女ともに減少してきている。 また、男性では「結婚するとき」をはじめ、ほとんどの選択肢の割合は前回調査より減少している。一方で、女性では「結婚するとき」は減少しているが、そのほかの選択肢は増加している。

表 2-14 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
気にしたり、意識したりすることはない	80.0	75. 9	64. 2	61. 9	50.6	50.1	50. 9
結婚するとき	20.0	10.1	20.9	26.3	30.5	31.2	27. 9
隣近所で生活するとき	20.0	6.3	10.8	10.6	8. 9	11.1	9.2
仕事上でかかわりをもつとき	0.0	2.5	6.8	8.9	11.9	9.3	7.3
不動産を購入したり借りたりするとき	0.0	7.6	8.8	9.3	7. 1	7.6	5. 7
同じ職場で働くとき	0.0	3.8	4.7	7. 6	8. 6	6. 7	7.6
飲食したり、つきあったりするとき	0.0	2.5	3.4	3.8	4.8	4.4	5.4
同じ団体のメンバーとして活動するとき	0.0	3.8	2.7	4.2	4. 1	1.2	3.8
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	0.0	1. 3	4. 1	4. 7	3. 7	2.0	2.2
人を雇うとき	0.0	0.0	2.0	2. 1	3. 3	2.0	3.0
店で買物をするとき	0.0	0.0	0.7	0.8	0.7	0.3	0.5
その他	0.0	1. 3	2.7	3.0	4.8	3.5	1.9

年齢別でみると、全ての年齢層で「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が 最も高く、若い年齢層ほどこの割合が高くなっている。

また、気にしたり意識したりする場合では、全ての年齢層で「結婚するとき」が最も高くなっている。

表 2-15 同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識する場合【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビ ス 業	勤 め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
気にしたり、意識したりすることはない	53.9	53.8	57.3	61.2	54. 2	52.5	63.2	51.5
結婚するとき	21.6	29. 1	28.1	23.2	33.9	31.5	26. 3	26. 1
隣近所で生活するとき	3.9	6.0	10.7	10.5	13.6	7.4	10.5	11.5
仕事上でかかわりをもつとき	8.8	12.8	10.7	8.0	8.5	2.5	5.3	7.8
不動産を購入したり借りたりするとき	3.9	6.0	9.5	5.5	1.7	13.6	5.3	6.2
同じ職場で働くとき	8.8	3.4	6.6	7.6	8.5	4.9	5.3	7.8
飲食したり、つきあったりするとき	4.9	6.0	3.6	3.4	3.4	1.9	5.3	6.2
同じ団体のメンバーとして活動するとき	4.9	3.4	3.1	2.5	1.7	3.1	5.3	3. 1
自分の子どもが同じ学校に通学するとき	2.9	1.7	4.3	3.0	1.7	4.3	5.3	1.1
人を雇うとき	4.9	6.0	2.3	0.4	8.5	1.2	0.0	1.7
店で買物をするとき	1.0	0.9	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6
その他	2.9	6.0	3. 1	3.8	0.0	3. 1	5.3	2.0

職業別でみると、全ての職業で「気にしたり、意識したりすることはない」の割合が最 も高く、次いで「結婚するとき」が高くなっている。

## 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<部落差別等の同和問題に関する人権問題>

問 10 更問 あなたは、部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・結婚問題で周囲の反対を受けること	40. 1%	37.3%
・差別的な言動をされること	27. 9%	24.9%
・身元調査をされること	27. 6%	27.8%
・就職・職場で不利な扱いを受けること	23. 5%	23. 2%

# (4) お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合につい

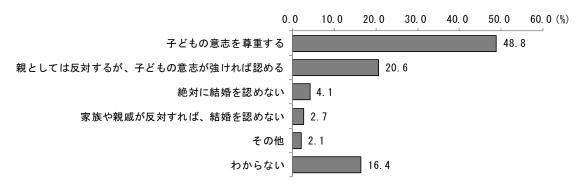
問2-4 かりに、あなたにお子さんがいて、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、 同和地区の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。

【〇は1つだけ】

- 1. 子どもの意志を尊重する
- 2. 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める
- 3. 家族や親戚が反対すれば、結婚を認めない
- 4. 絶対に結婚を認めない
- 5. その他(具体的に
- 6. わからない

図 2-16 お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合について(%)

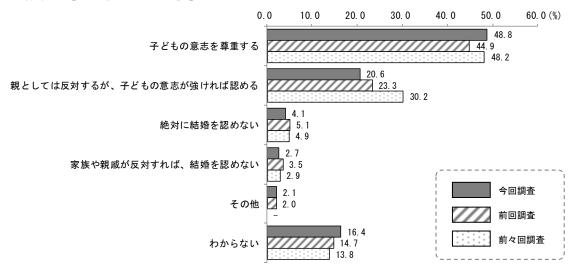
)



お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合については、「子どもの意志を尊重する」の割合が 48.8%で最も高く、次いで「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」が 20.6%、「わからない」が 16.4%となっている。

「その他」の記述としては、「同和地区かどうかは関係ない」「相手方の人間性で判断する」などがあった。

図 2-17 お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合について(%) [過去調査との比較]



- * 前々回調査は、既婚者であることが回答の条件。
- * 前々回調査には、「その他」の回答項目は設定してない。

前回、前々回調査と比較すると、「わからない」の割合は増加してきており、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」は減少してきている。

また、前回調査より、「子どもの意志を尊重する」の割合は増加し、「絶対に結婚を認めない」は減少している。

表 2-18 お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合について【性別】(%)

		男性			女性			
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査		
子どもの意志を尊重する	54.0	48.3	52.8	45.0	43.4	44. 9		
親としては反対するが、子どもの意志が 強ければ認める	17.9	24.0	30. 1	22.8	23. 2	30. 2		
絶対に結婚を認めない	3.6	5. 3	4. 2	4.6	5.0	5. 5		
家族や親戚が反対すれば、結婚を認めな い	2.6	3. 7	2.0	2.9	3.5	3. 7		
その他	2.8	1.8	_	1.6	2. 1	-		
わからない	13.8	12.0	10.9	18. 1	17. 1	15. 7		
無回答	5.3	4. 9	_	5. 1	5.8	_		

性別でみると、男女ともに「子どもの意志を尊重する」の割合が最も高くなっている。 また、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」などでは女性の割合が高 く、「子どもの意志を尊重する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、「子どもの意志を尊重する」の割合は男女ともに増加している。 また、「絶対に結婚を認めない」は男女ともに減少している。

表 2-19 お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合について【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
子どもの意志を尊重する	60.0	60.8	56.8	50.4	48.3	48. 1	43. 4
親としては反対するが、子どもの意志が 強ければ認める	20.0	10.1	10.8	14.0	20.4	23.9	27. 9
絶対に結婚を認めない	0.0	0.0	1.4	8. 1	4. 5	3.2	4.3
家族や親戚が反対すれば、結婚を認めな い	0.0	2.5	2.0	1.3	1.5	3.2	4.6
その他	0.0	2.5	4. 1	1. 7	1.5	2.6	1.6
わからない	20.0	19.0	20.9	19. 5	17.8	14.6	11. 9
無回答	0.0	5. 1	4. 1	5. 1	5. 9	4.4	6. 2

年齢別でみると、全ての年齢層で「子どもの意志を尊重する」の割合が最も高くなっている。

次いで10歳代では「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」と「わからない」が、20歳代、30歳代、40歳代では「わからない」が、50歳代以上の年齢層では「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」の割合が高くなっている。

表 2-20 お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合について【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒 ・学生	無職
子どもの意志を尊重する	52.0	47.0	49. 4	57.8	42.4	41.4	68. 4	46. 5
親としては反対するが、子どもの意志が 強ければ認める	21.6	25.6	20. 7	9. 7	25. 4	29. 0	10. 5	21.6
絶対に結婚を認めない	2.0	4.3	3.6	5. 1	8.5	3.7	0.0	4. 2
家族や親戚が反対すれば、結婚を認めな い	2.0	2.6	1.8	0.8	6.8	5.6	5.3	3. 4
その他	2.9	3.4	1.0	5. 1	0.0	1.9	0.0	1.4
わからない	14.7	17. 1	16. 9	16. 9	13.6	14. 2	15.8	16. 2
無回答	4.9	0.0	6.6	4.6	3. 4	4. 3	0.0	6. 7

職業別でみると、全ての職業で「子どもの意志を尊重する」の割合が最も高くなっている。

次いで『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』と『生徒・学生』では「わからない」が、そのほかの職業では「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める」の割合が高くなっている。

### (5) 同和問題の解決方法

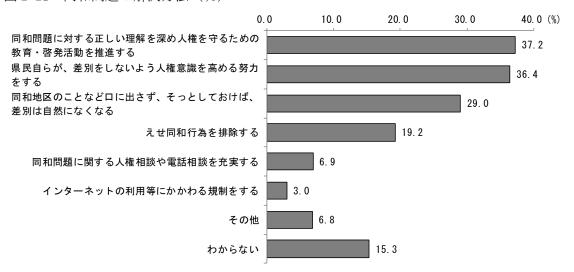
間2-5 あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか。

- 【○は3つまで】
- 1. 同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する

)

- 2. 県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
- 3. 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
- 4. 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
- 5. えせ同和行為を排除する
- 6. インターネットの利用等にかかわる規制をする
- 7. その他(具体的に
- 8. わからない

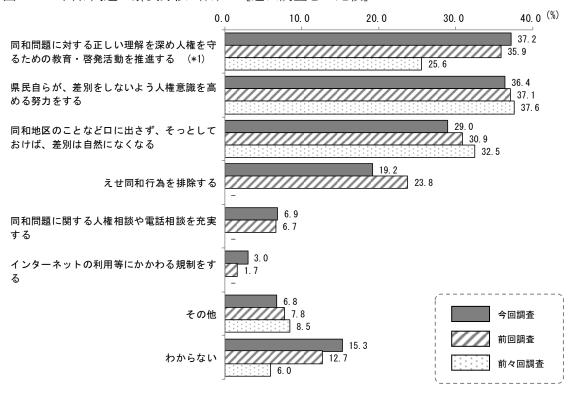
図 2-21 同和問題の解決方法(%)



同和問題の解決方法については、「同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が37.2%で最も高く、次いで「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」が36.4%、「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」が29.0%となっている。

「その他」の記述としては、「小学校のうちでの差別・偏見をなくす教育」「同和地区の 方々の意識も変えること」「解決しないと思う」などがあった。





^{*1 「}同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」は、前回・前々回調査「行政が、差別をなくし人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」との比較。

前回・前々回調査と比較すると、「同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」や「わからない」の割合は増加してきており、「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」や「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」は減少してきている。

また、前回調査より「インターネットの利用等にかかわる規制をする」の割合は増加し、「えせ同和行為を排除する」は減少している。

^{*} 前々回調査の回答条件は【2つまで○】。

表 2-23 同和問題の解決方法【性別】(%)

		男性		女性			
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査	
同和問題に対する正しい理解を深め人権 を守るための教育・啓発活動を推進する	39. 3	37. 7	26. 5	35. 9	35. 2	24. 9	
県民自らが、差別をしないよう人権意識 を高める努力をする	35. 7	36. 2	38. 2	36. 7	39. 1	37. 6	
同和地区のことなど口に出さず、そっと しておけば、差別は自然になくなる	29. 7	33. 2	31.6	28.6	30. 1	33. 3	
えせ同和行為を排除する	22.2	29.8	_	16.8	20.0	_	
同和問題に関する人権相談や電話相談を 充実する	7.8	7.8	_	6. 2	5.8	_	
インターネットの利用等にかかわる規制 をする	2.6	1. 9	-	3.4	1.5	_	
その他	6.8	9. 2	9.9	6.8	6.8	7. 6	
わからない	14. 6	10.2	4. 7	15. 7	14.7	7.0	

性別でみると、女性では「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」が、男性では「同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高くなっている。また、「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」などでは女性の割合が高く、「同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」と「わからない」の割合は男女ともに増加してきている。

また、前回調査より、「インターネットの利用等にかかわる規制をする」の割合は男女と もに増加している。

表 2-24 同和問題の解決方法【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
同和問題に対する正しい理解を深め人権 を守るための教育・啓発活動を推進する	80.0	43.0	43.9	32. 2	36.8	38.8	35. 2
県民自らが、差別をしないよう人権意識 を高める努力をする	40.0	32.9	30.4	30. 9	37.5	39. 1	39. 0
同和地区のことなど口に出さず、そっと しておけば、差別は自然になくなる	40.0	25. 3	28.4	29. 2	22.7	27.1	36. 3
えせ同和行為を排除する	20.0	11.4	23.0	24. 2	22.3	21.6	11.7
同和問題に関する人権相談や電話相談を 充実する	0.0	10. 1	8. 1	5. 9	7. 1	7.0	6. 2
インターネットの利用等にかかわる規制 をする	0.0	3.8	5. 4	3. 4	3. 3	3.8	0.8
その他	0.0	2.5	10.1	6. 4	10.0	6.4	4. 9
わからない	0.0	16. 5	13.5	17.8	14. 9	16.0	13.8

年齢別でみると、40歳代以下の年齢層では「同和問題に対する正しい理解を深め人権を 守るための教育・啓発活動を推進する」が、50歳代以上の年齢層では「県民自らが、差別 をしないよう人権意識を高める努力をする」の割合が最も高くなっている。

また、「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」では、10歳代と70歳以上でそれぞれ2番目に高くなっている。

表 2-25 同和問題の解決方法【職業別】

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
同和問題に対する正しい理解を深め人権 を守るための教育・啓発活動を推進する	33. 3	30.8	35. 0	48.9	27. 1	40.1	52.6	35. 3
県民自らが、差別をしないよう人権意識 を高める努力をする	32.4	35.0	33.8	42.2	27. 1	42.0	21. 1	36. 4
同和地区のことなど口に出さず、そっと しておけば、差別は自然になくなる	41.2	27.4	26. 9	22.4	45.8	24. 1	26. 3	32.5
えせ同和行為を排除する	17.6	23.9	22.3	19.4	28.8	16.0	15.8	14.8
同和問題に関する人権相談や電話相談を 充実する	5.9	2.6	6.6	10.5	3. 4	6.8	0.0	7. 6
インターネットの利用等にかかわる規制 をする	1.0	0.9	2.8	6.8	3. 4	2.5	5.3	2. 2
その他	8.8	10.3	6. 4	8.4	8. 5	7.4	5.3	4.2
わからない	12.7	16.2	15. 6	11.4	18.6	16.7	15.8	16. 2

職業別でみると、『農林漁業』と『自由業、その他有職』では「同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる」が、『商工サービス業』『家事専業』『無職』では「県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする」が、『勤め』『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』『生徒・学生』では「同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「県民自らが、差別をしないよう 人権意識を高める努力をする」や『家事専業』の「同和問題に対する正しい理解を深め人 権を守るための教育・啓発活動を推進する」が高い割合となっている。

### 3. 女性

### (1) 女性に関する人権上の問題点

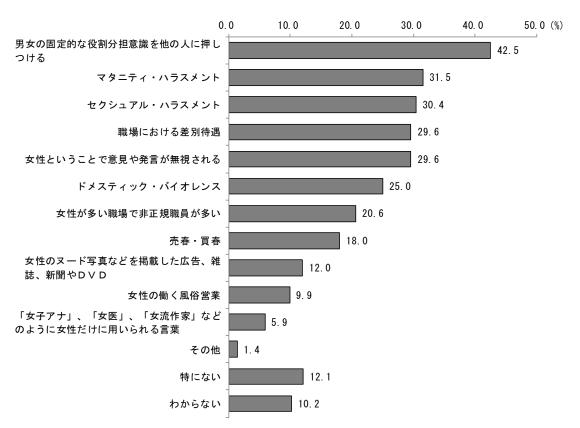
問3-1 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【○はいくつでも】

- 1. 男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を他の人に押しつける
- 2. 女性ということで意見や発言が無視される
- 3. 職場における差別待遇
- 4. マタニティ・ハラスメント(妊娠・出産した方に対して行われるいやがらせ)
- 5. 女性が多い職業で非正規職員(パート等)が多い
- 6. ドメスティック・バイオレンス (DV)
- 7. セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
- 8. 売春・買春(いわゆる「援助交際」を含む)
- 9. 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD
- 10. 女性の働く風俗営業
- 11. 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉

)

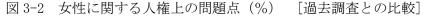
- 12. その他(具体的に
- 13. 特にない
- 14. わからない

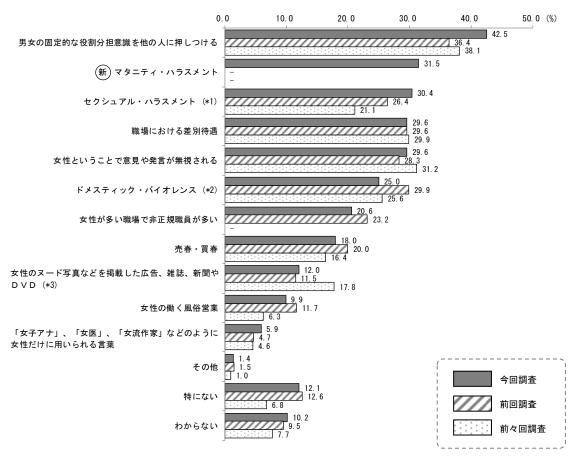
### 図 3-1 女性に関する人権上の問題点(%)



女性に関する人権上の問題点については、「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」の割合が42.5%で最も高く、次いで「マタニティ・ハラスメント」が31.5%、「セクシャル・ハラスメント」が30.4%となっている。

「その他」の記述としては、「女性の政治家が少ないこと」「結婚は家に嫁ぐものという一般的観念」「コンビニの目立つ場所にいかがわしい雑誌が置かれていること」などがあった。





- *1 「セクシュアル・ハラスメント」は、前回・前々回調査「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」との比較。
- *2 「ドメスティック・バイオレンス」は、前々回調査「夫による妻への家庭内暴力」との比較。
- *3 「女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD」は、前々回調査「内容に関係なく女性の水着姿、裸体や媚びたポーズなどを使用した広告」、「女性のヌード写真などを掲載した雑誌、新聞」、「アダルト・ビデオ、ポルノ雑誌」を合計したものとの比較。
- * 前々回調査の回答条件は【3つまで○】。

前回、前々回調査と比較すると、「セクシュアル・ハラスメント」の割合は増加してきている。

また、前回調査より、「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」の割合は増加し、「ドメスティック・バイオレンス」や「女性が多い職場で非正規職員が多い」は減少している。

表 3-3 女性に関する人権上の問題点【性別】(%)

		男性		女性			
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査	
男女の固定的な役割分担意識を他の人に 押しつける	41.6	33.7	36.0	43.0	39.3	40.5	
マタニティ・ハラスメント	30.2	-	-	32.4	-	-	
セクシュアル・ハラスメント	27.9	27. 2	21.4	32. 3	26.8	21.5	
職場における差別待遇	29.6	31.6	30.6	29. 5	29.0	29. 6	
女性ということで意見や発言が無視され る	25.9	25.8	28.8	32. 4	31.3	33. 2	
ドメスティック・バイオレンス	24.6	28.9	24. 4	25. 4	31.6	26. 4	
女性が多い職場で非正規職員が多い	18.7	19.3	_	22. 2	27.0	_	
売春・買春	16. 1	19.5	14. 1	19. 6	20.6	18. 1	
女性のヌード写真などを掲載した広告、 雑誌、新聞やDVD	10.6	10.3	10.7	13. 2	12.7	23. 1	
女性の働く風俗営業	9.3	10.4	4.8	10.3	13.0	7. 6	
「女子アナ」、「女医」、「女流作家」 などのように女性だけに用いられる言葉	5. 5	4.3	2.7	6. 3	5.2	6. 0	
その他	1. 7	1.2	1. 1	1.2	1.6	0.9	
特にない	13.9	14.0	6. 7	10.8	11.7	6. 7	
わからない	12.3	10.1	6. 1	8. 5	9.3	8. 7	

性別でみると、男女ともに「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」の割合が最も高くなっている。また、多くの選択肢で女性の割合が男性より高く、男性では「特にない」や「わからない」が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「セクシュアル・ハラスメント」の割合は男女ともに増加してきている。また、前回調査より、女性では「セクシュアル・ハラスメント」が、男性では「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」が最も割合が増加している。

表 3-4 女性に関する人権上の問題点【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
男女の固定的な役割分担意識を他の人に 押しつける	52.9	48.7	45.6	51.3	48.8	42.5	28. 0
マタニティ・ハラスメント	52. 9	46. 1	47.9	39. 1	30.6	27.1	18.4
セクシュアル・ハラスメント	47. 1	43.5	33. 7	37.2	31.7	28.8	20.2
職場における差別待遇	41.2	29.6	34. 3	32.6	28.8	30.2	24.7
女性ということで意見や発言が無視され る	35. 3	36.5	40.8	30.3	30.2	28.5	22.2
ドメスティック・バイオレンス	29. 4	27.0	30.8	31.4	28.5	25.4	14. 9
女性が多い職場で非正規職員が多い	5. 9	18.3	23. 1	21.5	18.9	22.6	19.7
売春・買春	11.8	15.7	20.7	16. 1	13.2	23.5	17.7
女性のヌード写真などを掲載した広告、 雑誌、新聞やDVD	5. 9	7.8	8.9	8.0	8. 9	14.8	17. 2
女性の働く風俗営業	5. 9	5.2	8.9	7.3	7.8	13.7	11.6
「女子アナ」、「女医」、「女流作家」 などのように女性だけに用いられる言葉	0.0	6. 1	7. 1	6.9	6.4	7. 5	3.3
その他	0.0	1.7	1.2	1.5	2. 1	1.7	0.8
特にない	5. 9	8.7	10. 1	8.4	8.9	15. 9	15. 7
わからない	5. 9	7.0	8.3	5. 7	8.2	10.6	16.4

年齢別でみると、10歳代では「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」と「マタニティ・ハラスメント」が、30歳代では「マタニティ・ハラスメント」が、そのほかの年齢層では「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、10 歳代の「セクシュアル・ハラスメント」、20 歳代の「マタニティ・ハラスメント」、30 歳代の「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」が高い割合となっている。

表 3-5 女性に関する人権上の問題点【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員を療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 · 学 生	無職
男女の固定的な役割分担意識を他の人に 押しつける	33.0	38.6	44. 8	59.8	32.8	38. 0	55. 0	33.9
マタニティ・ハラスメント	18.3	28. 3	30. 7	39.8	31.3	33. 5	45.0	29.0
セクシュアル・ハラスメント	18.3	29.9	27. 1	43.6	23.4	30. 7	42.5	28.3
職場における差別待遇	20.2	23.6	32. 1	33.6	35. 9	27. 4	32.5	28.3
女性ということで意見や発言が無視され る	23.9	26.8	28. 1	37. 1	35. 9	31.8	35. 0	26.0
ドメスティック・バイオレンス	17.4	23.6	22.9	35. 1	21.9	26. 3	27. 5	23.4
女性が多い職場で非正規職員が多い	17.4	15. 7	19. 6	24.7	18.8	22. 3	17. 5	21.3
売春・買春	13.8	18. 1	14. 4	23.2	10.9	22.3	17. 5	19.0
女性のヌード写真などを掲載した広告、 雑誌、新聞やDVD	11.9	8. 7	8. 5	12.0	6. 3	13.4	17. 5	16. 7
女性の働く風俗営業	11.9	7. 9	6. 4	11.6	3. 1	12.3	10.0	12.6
「女子アナ」、「女医」、「女流作家」 などのように女性だけに用いられる言葉	3. 7	2.4	6. 4	8.9	3. 1	6. 1	10.0	5. 1
その他	0.9	2.4	1. 7	1.9	3. 1	0.6	2.5	0.8
特にない	19.3	14. 2	12. 3	8.5	4. 7	8.4	2.5	15.9
わからない	15. 6	10. 2	9. 0	2.7	18.8	12. 3	7.5	13. 1

職業別でみると、『自由業、その他有職』では「職場における差別待遇」と「女性ということで意見や発言が無視される」が、そのほかの職業では「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつける」の割合が最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「セクシュアル・ハラスメント」 や『生徒・学生』の「マタニティ・ハラスメント」と「セクシュアル・ハラスメント」が 高い割合となっている。

# 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<女性に関する人権問題>

問6 あなたは、女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。 この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・職場において差別待遇(女性が管理職になり		
にくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊		
娠、出産等を理由とする不利益取扱い等) を		
受けること	50.5%	39.8%
<ul><li>セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)</li></ul>	42. 9%	42.7%
・ドメスティック・バイオレンス(配偶者や		
パートナーからの暴力)	35.6%	35.3%
・男女の固定的な役割分担意識(「家事は女性」		
等) に基づく差別的取扱いを受けること	33. 3%	24.2%

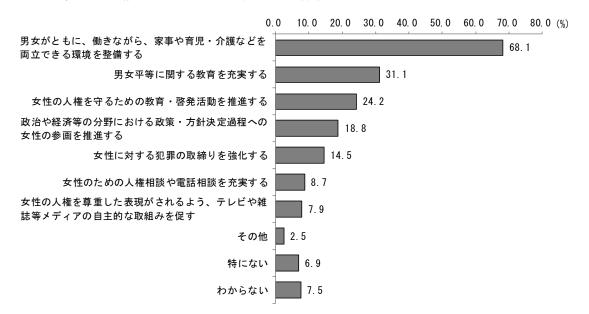
### (2) 女性の人権を守るために必要なこと

問3-2 あなたは、女性の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

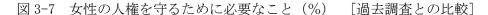
- 1. 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
- 3. 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
- 4. 女性に対する犯罪の取締りを強化する
- 5. 男女平等に関する教育を充実する
- 6. 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取 組みを促す
- 7. 女性のための人権相談や電話相談を充実する
- 8. その他(具体的に
- 9. 特にない
- 10. わからない

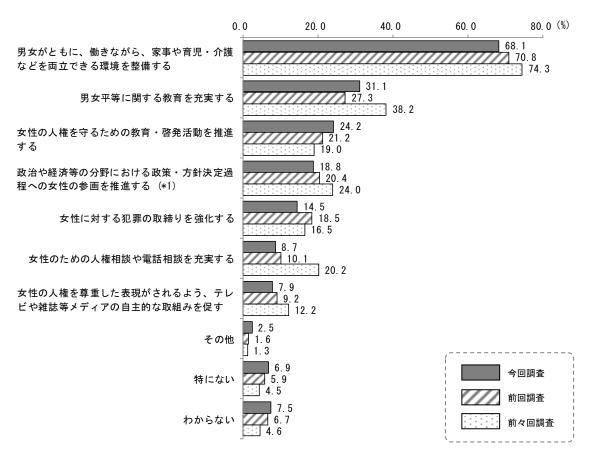
### 図3-6 女性の人権を守るために必要なこと(%)



女性の人権を守るために必要なことについては、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」の割合が 68.1%で最も高く、次いで「男女平等に関する教育を充実する」が 31.1%、「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が 24.2%となっている。

「その他」の記述としては、「男女ともにお互いを理解し、認めることが大切」「一人ひとりの才能を適切に評価すること」「性別に限らず、一様に人権の問題として扱うこと」「男性の権利も同時に守ること」などがあった。





*1 「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」は、前々回調査「議員や企業役員など意思・方針決定の場への女性の参画を推進する」との比較。

前回、前々回調査と比較すると、「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合は増加してきており、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」や「政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する」は減少してきている。

また、前回調査より、「男女平等に関する教育を充実する」の割合は増加し、「女性に対する犯罪の取締りを強化する」は減少している。

表 3-8 女性の人権を守るために必要なこと【性別】(%)

		男性			女性	性		
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査		
男女がともに、働きながら、家事や育 児・介護などを両立できる環境を整備す る	61.5	64.8	70. 5	73. 6	77. 5	77.7		
男女平等に関する教育を充実する	30.7	29. 4	40. 4	31.6	26. 5	36. 9		
女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	26. 5	22. 7	22. 3	22. 5	20.8	16. 4		
政治や経済等の分野における政策・方針 決定過程への女性の参画を推進する	19. 1	19.8	25. 0	18.8	21. 3	23.6		
女性に対する犯罪の取締りを強化する	10.9	16.9	13. 7	17. 3	20. 1	18.7		
女性のための人権相談や電話相談を充実 する	8.9	9. 1	16. 4	8. 5	11. 1	23. 3		
女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な 取組みを促す	7. 5	9.4	10.6	8. 2	9. 0	13. 4		
その他	2.8	2.6	1. 3	2. 2	1.0	1.4		
特にない	8.2	7. 7	5. 2	5.8	4.6	3. 9		
わからない	10.1	7. 7	3.8	5. 5	6. 0	5. 4		

性別でみると、男女ともに「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」の割合が最も高くなっている。また、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」や「女性に対する犯罪の取締りを強化する」などでは女性の割合が高く、「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合は男女ともに増加してきている。また、前回調査より、女性では「男女平等に関する教育を充実する」が、男性では「女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が最も割合が増加している。

表 3-9 女性の人権を守るために必要なこと【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
男女がともに、働きながら、家事や育 児・介護などを両立できる環境を整備す る	64. 7	78. 3	74. 0	69. 7	70. 5	69. 3	59.3
男女平等に関する教育を充実する	41.2	37. 4	30.8	29. 1	34. 5	28.8	30. 3
女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する	5. 9	19. 1	19. 5	21.8	25. 6	26. 0	27.5
政治や経済等の分野における政策・方針 決定過程への女性の参画を推進する	17. 6	7. 0	14.8	21.8	19. 6	19. 0	21.7
女性に対する犯罪の取締りを強化する	35. 3	10. 4	16.0	18.0	15. 7	15.6	10. 1
女性のための人権相談や電話相談を充実 する	5. 9	8. 7	7. 1	6. 5	5. 7	10. 1	12. 1
女性の人権を尊重した表現がされるよ う、テレビや雑誌等メディアの自主的な 取組みを促す	11.8	2.6	7. 1	10.7	8. 5	7.8	7.3
その他	5. 9	5. 2	3.0	1.5	3. 6	2.8	1.0
特にない	0.0	7. 0	5. 3	5. 4	4. 6	9. 2	8.3
わからない	5. 9	4. 3	6.5	7. 7	6. 0	7.8	9.6

年齢別でみると、全ての年齢層で「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」の割合が最も高く、次いで「男女平等に関する教育を充実する」が高くなっている。

また、10歳代の「女性に対する犯罪の取締りを強化する」が高い割合となっている。

表 3-10 女性の人権を守るために必要なこと【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
男女がともに、働きながら、家事や育 児・介護などを両立できる環境を整備す る	62.4	65. 4	70.8	77. 6	60.9	68. 7	77. 5	61.7
男女平等に関する教育を充実する	24.8	23. 6	30. 2	37.8	28. 1	30. 2	40.0	32.4
女性の人権を守るための教育・啓発活動 を推進する	22.0	19. 7	20.3	29. 3	17. 2	31. 3	22. 5	25. 4
政治や経済等の分野における政策・方針 決定過程への女性の参画を推進する	16.5	18. 1	17. 9	21. 2	17. 2	18. 4	12. 5	20.6
女性に対する犯罪の取締りを強化する	13.8	15. 7	14. 4	16.6	9. 4	16.8	15. 0	12.6
女性のための人権相談や電話相談を充実 する	7.3	7. 9	6. 4	8. 1	9. 4	8.9	5. 0	12.6
女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な 取組みを促す	5. 5	11.8	6.6	10.0	3. 1	7.8	10.0	7.7
その他	3. 7	4. 7	2. 1	2.3	6.3	2.8	2. 5	1.3
特にない	11.0	5. 5	7.8	3. 5	4. 7	5. 6	2. 5	9. 0
わからない	10.1	7. 1	6.8	3. 5	10.9	8.4	2. 5	9.8

職業別でみると、全ての職業で「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを 両立できる環境を整備する」の割合が最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』と『生徒・学生』の「男女平等に関する教育を充実する」が高い割合となっている。

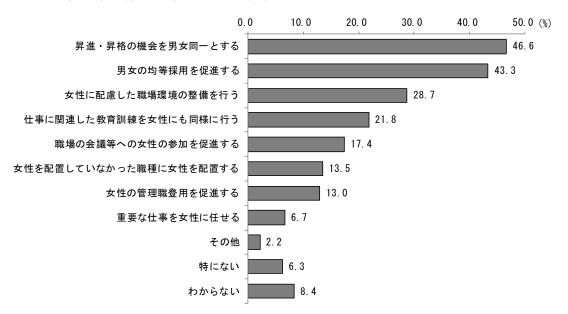
#### (3) 男女の雇用機会均等について

問3-3 あなたは、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものはどのようなことだと思いますか。

【○は3つまで】

- 1. 男女の均等採用を促進する
- 2. 職場の会議等への女性の参加を促進する
- 3. 昇進・昇格の機会を男女同一とする
- 4. 重要な仕事を女性に任せる
- 5. 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
- 6. 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様に行う
- 7. 女性の管理職登用を促進する
- 8. 女性に配慮した職場環境(男女別トイレ、男女別休養室等)の整備を行う
- 9. その他(具体的に)
- 10. 特にない
- 11. わからない

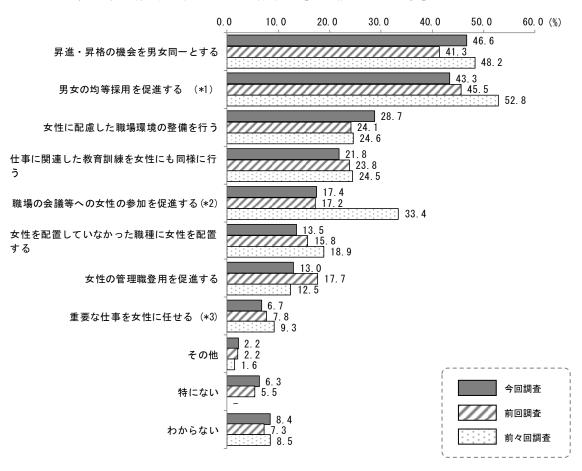
図 3-11 男女の雇用機会均等について (%)



男女の雇用機会均等のために必要なことについては、「昇進・昇格の機会を男女同一とする」の割合が 46.6%で最も高く、次いで「男女の均等採用を促進する」が 43.3%、「女性 に配慮した職場環境の整備を行う」が 28.7%となっている。

「その他」の記述としては、「管理者の意識の改善」「子育てしながら働ける環境」「賃金格差の解消」などがあった。





- *1「男女の均等採用を促進する」は、前々回調査「募集・採用時に男女平等に採用する」との比較。
- *2「職場の会議等への女性の参加を促進する」は、前々回調査「職場の会議等には男女ともに参加する」との比較。
- *3「重要な仕事を女性に任せる」は、前回・前々回調査「これまでより、重要な仕事を女性に任せる」との比較。

前回、前々回調査と比較すると、「男女の均等採用を促進する」や「仕事に関連した教育 訓練を女性にも同様に行う」の割合は減少してきている。

また、前回調査より、「昇進・昇格の機会を男女同一とする」や「女性に配慮した職場環境の整備を行う」の割合は増加し、「女性の管理職登用を促進する」は減少している。

表 3-13 男女の雇用機会均等について【性別】(%)

		男性			女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
昇進・昇格の機会を男女同一とする	45.8	39.0	48.4	47.6	44. 5	48. 1
男女の均等採用を促進する	43.3	43.6	54.0	43.4	48.0	51.6
女性に配慮した職場環境の整備を行う	26. 9	21.5	24. 2	30. 1	26.8	25. 4
仕事に関連した教育訓練を女性にも同様 に行う	21.8	25.0	24. 4	21.9	23.5	25. 0
職場の会議等への女性の参加を促進する	17. 1	17.6	33.6	17.7	17.5	33. 2
女性を配置していなかった職種に女性を 配置する	14.2	17.6	19.4	12.9	14.6	18. 2
女性の管理職登用を促進する	11.9	17.8	13. 2	13.8	18.4	12. 1
重要な仕事を女性に任せる	9. 5	8. 9	12.6	4.6	7.2	6. 9
その他	2.4	2.6	2. 3	2.0	2.0	1. 1
特にない	7. 1	6. 3	-	5. 7	4.6	-
わからない	8.4	7. 9	6. 4	8.5	7.0	10. 2

性別でみると、男女ともに「昇進・昇格の機会を男女同一とする」の割合が最も高くなっている。また、「昇進・昇格の機会を男女同一とする」や「女性に配慮した職場環境の整備を行う」などでは女性の割合が高く、「女性を配置していなかった職種に女性を配置する」や「重要な仕事を女性に任せる」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、女性では「女性に配慮した職場環境の整備を行う」が、男性では「昇進・昇格の機会を男女同一とする」が最も割合が増加している。

表 3-14 男女の雇用機会均等について【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
昇進・昇格の機会を男女同一とする	58.8	48. 7	52.1	53. 3	46.3	44.4	41.4
男女の均等採用を促進する	52. 9	47.8	38.5	39. 1	47.7	45.5	41. 7
女性に配慮した職場環境の整備を行う	35. 3	28. 7	35.5	29. 9	29.5	30. 4	22. 5
仕事に関連した教育訓練を女性にも同様 に行う	5.9	19. 1	18.3	19. 2	20.6	27.1	22. 7
職場の会議等への女性の参加を促進する	29. 4	15. 7	13.6	14.9	17.8	15.4	22. 2
女性を配置していなかった職種に女性を 配置する	5. 9	11.3	15.4	15. 3	13. 2	15.1	11. 1
女性の管理職登用を促進する	0.0	14.8	11.2	13.8	12.8	12.3	13.9
重要な仕事を女性に任せる	0.0	7.8	6.5	6. 1	7. 5	6.4	7. 1
その他	0.0	3. 5	4. 1	3. 1	3.6	1.7	0.0
<del></del>	17.6	3. 5	5.3	8. 0	4. 3	7.0	6.8
わからない	5. 9	6. 1	8.9	8. 0	5. 7	9.8	10. 1

年齢別でみると、40歳代以下の年齢層では「昇進・昇格の機会を男女同一とする」が、 50歳代以上の年齢層では「男女の均等採用を促進する」の割合が最も高くなっている。

また、10歳代と20歳代の「男女の均等採用を促進する」や50歳代の「昇進・昇格の機会を男女同一とする」が高い割合となっている。

表 3-15 男女の雇用機会均等について【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
昇進・昇格の機会を男女同一とする	39. 4	45.7	50.5	56.0	42.2	36.3	60.0	42.9
男女の均等採用を促進する	41.3	41.7	45.3	47.9	42.2	43.6	50.0	39. 1
女性に配慮した職場環境の整備を行う	22.0	33. 9	27.8	30.9	21.9	34. 1	35.0	26. 5
仕事に関連した教育訓練を女性にも同様 に行う	21.1	24.4	19.8	19. 3	23. 4	27.4	15. 0	23. 1
職場の会議等への女性の参加を促進する	15. 6	21.3	16. 5	14.7	15.6	17.9	22.5	19.0
女性を配置していなかった職種に女性を 配置する	7.3	18.1	15. 3	18. 1	7.8	9.5	7.5	12. 1
女性の管理職登用を促進する	11.9	5.5	13.0	15. 1	15.6	13.4	5.0	14. 7
重要な仕事を女性に任せる	7.3	5. 5	5. 4	7. 3	9.4	4.5	12.5	8. 0
その他	1.8	4. 7	2.8	3. 9	3. 1	1. 1	0.0	0. 3
特にない	10.1	6.3	5.4	4.6	4. 7	4.5	7.5	8. 2
わからない	8.3	4.7	7.5	5. 4	12. 5	12.8	0.0	11. 1

職業別でみると、『農林漁業』と『家事専業』では「男女の均等採用を促進する」が、『自由業、その他有職』では「昇進・昇格の機会を男女同一とする」と「男女の均等採用を促進する」が、そのほかの職業では「昇進・昇格の機会を男女同一とする」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『勤め』『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』『生徒・学生』の「男女の均等採用を促進する」が高い割合となっている。

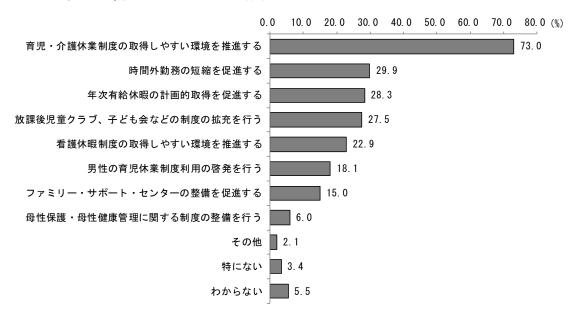
#### (4) 仕事と家庭の両立について

問3-4 あなたは、仕事と家庭を両立するために行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。

【〇は3つまで】

- 1. 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する
- 2. 時間外勤務の短縮を促進する
- 3. 年次有給休暇の計画的取得を促進する
- 4. 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
- 5. ファミリー・サポート・センターの整備を促進する
- 6. 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
- 7. 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
- 8. 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
- 9. その他(具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

図 3-16 仕事と家庭の両立について (%)



仕事と家庭を両立するために行政に求めることについては、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が73.0%で最も高く、次いで「時間外勤務の短縮を促進する」が29.9%、「年次有給休暇の計画的取得を促進する」が28.3%となっている。

「その他」の記述としては、「フレックスタイムの適用」「保育園の充実、待機児童の解消」「働く女性を応援する企業を支援するシステムづくり」などがあった。

今回調査

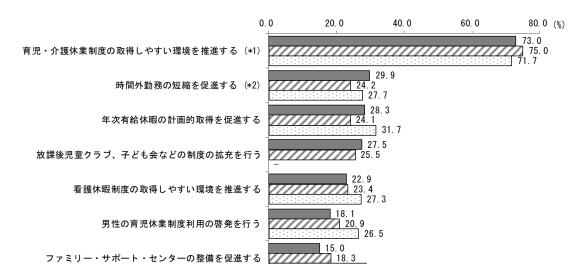
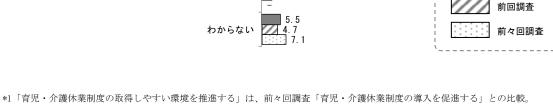


図 3-17 仕事と家庭の両立について(%) [過去調査との比較]

母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う



特にない

*2「時間外勤務の短縮を促進する」は、前々回調査「所定外労働時間の短縮を促進する」との比較。

17. 2

前回、前々回調査と比較すると、「看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する」や「男性の育児休業制度利用の啓発を行う」の割合は減少してきている。

また、前回調査より、「時間外勤務の短縮を促進する」や「年次有給休暇の計画的取得を促進する」の割合は増加し、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」は減少している。

表 3-18 仕事と家庭の両立について【性別】(%)

		男性			女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前 回 調 査	前々回調査
育児・介護休業制度の取得しやすい環境 を推進する	69.1	72. 1	71. 7	76.3	79. 1	72. 3
時間外勤務の短縮を促進する	29. 5	25. 3	28. 5	30.3	24. 2	26. 9
年次有給休暇の計画的取得を促進する	30.3	25.6	33. 1	26.8	23.6	30. 5
放課後児童クラブ、子ども会などの制度 の拡充を行う	22. 5	21. 7	_	31.6	29. 1	_
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進 する	19.7	21.4	24. 7	25.5	25.8	28.8
男性の育児休業制度利用の啓発を行う	19. 7	23.6	30. 7	17. 1	19.4	24. 0
ファミリー・サポート・センターの整備 を促進する	12.3	16. 2	26. 3	17.0	20.4	31.0
母性保護・母性健康管理に関する制度の 整備を行う	7. 5	8.5	16.0	4.8	7.5	18. 2
その他	2. 1	3. 1	2.2	1.9	2.5	2.0
特にない	4.2	3.8	<del></del>	2.8	2.2	
わからない	6.4	4.6	6. 3	4.7	4. 9	7. 4

性別でみると、男女ともに「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が最も高くなっている。また、「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」や「放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う」などでは女性の割合が高く、「年次有給休暇の計画的取得を促進する」や「男性の育児休業制度利用の啓発を行う」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、女性では「時間外勤務の短縮を促進する」が、男性では「年次 有給休暇の計画的取得を促進する」が最も割合が増加している。

表 3-19 仕事と家庭の両立について【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
育児・介護休業制度の取得しやすい環境 を推進する	70.6	74.8	72.8	73. 2	76. 2	73. 7	69. 7
時間外勤務の短縮を促進する	23. 5	34. 8	31.4	29. 1	32. 4	24. 9	31.6
年次有給休暇の計画的取得を促進する	52. 9	40.0	37.9	28.4	28. 1	24.0	24.0
放課後児童クラブ、子ども会などの制度 の拡充を行う	23. 5	19. 1	28.4	28.0	27.0	36.3	22. 0
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進 する	11.8	16. 5	20.1	24. 1	26.3	26.0	20.5
男性の育児休業制度利用の啓発を行う	17.6	36. 5	28.4	16. 9	15. 7	15.6	13.6
ファミリー・サポート・センターの整備 を促進する	5. 9	10. 4	10. 1	15. 7	17.4	21.2	10. 9
母性保護・母性健康管理に関する制度の 整備を行う	0.0	3. 5	4.7	3.8	7. 1	5.9	8. 3
その他	0.0	1. 7	4.7	3. 1	1.8	2.5	0.0
特にない	5. 9	0.9	2.4	1.9	2.5	4.2	5. 6
わからない	17.6	4. 3	2.4	5. 0	2.8	5. 9	8.6

年齢別でみると、全ての年齢層で「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」の割合が最も高くなっている。

また、10歳代、20歳代の「年次有給休暇の計画的取得を促進する」が高い割合となっている。

表 3-20 仕事と家庭の両立について【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
育児・介護休業制度の取得しやすい環境 を推進する	68.8	76.4	73. 1	78.8	75. 0	73.7	70.0	68. 9
時間外勤務の短縮を促進する	26.6	26.0	29. 2	29. 0	35. 9	35. 2	25. 0	30. 3
年次有給休暇の計画的取得を促進する	22.9	22.0	31.1	36.3	23.4	25. 1	50.0	23. 9
放課後児童クラブ、子ども会などの制度 の拡充を行う	26.6	33. 1	27.8	32.0	15. 6	29.6	32.5	23. 7
看護休暇制度の取得しやすい環境を推進 する	21.1	21.3	22. 2	29.0	17. 2	27.4	7. 5	21.6
男性の育児休業制度利用の啓発を行う	19.3	13.4	18.6	20.1	23.4	15. 1	32.5	16. 7
ファミリー・サポート・センターの整備 を促進する	15.6	20.5	15.8	17.0	12.5	14.5	12.5	11.8
母性保護・母性健康管理に関する制度の 整備を行う	6.4	8.7	6.4	3.9	6.3	5.0	0.0	7. 2
その他	0.0	2.4	1.4	6.6	0.0	1.1	0.0	1.0
特にない	5.5	3.9	2.6	0.4	3. 1	2.2	2.5	6. 2
わからない	8.3	1.6	3. 3	1.5	10.9	7. 3	7.5	9. 3

職業別でみると、全ての職業で「育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する」 の割合が最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』と『生徒・学生』の「年次有給休暇の計画的取得を促進する」や『自由業、その他有職』と『家事専業』の「時間外勤務の短縮を促進する」が高い割合となっている。

#### 4. 子ども

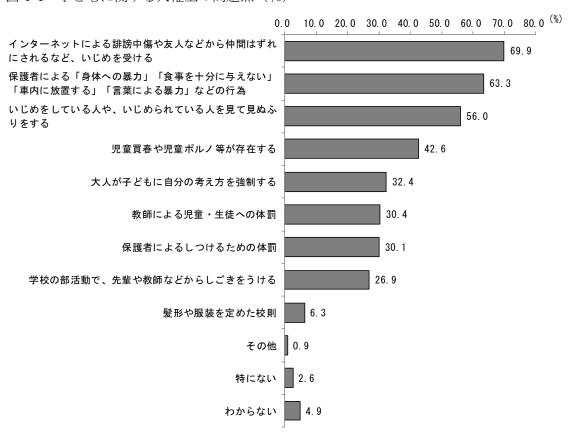
### (1) 子どもに関する人権上の問題点

問4-1 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

- 1. インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
- 2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 3. 保護者によるしつけるための体罰
- 4. 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」などの行為
- 5. 大人が子どもに自分の考え方を強制する
- 6. 教師による児童・生徒への体罰
- 7. 髪型や服装を定めた校則
- 8. 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
- 9. 児童買春や児童ポルノ等が存在する
- 10. その他(具体的に
- 11. 特にない
- 12. わからない

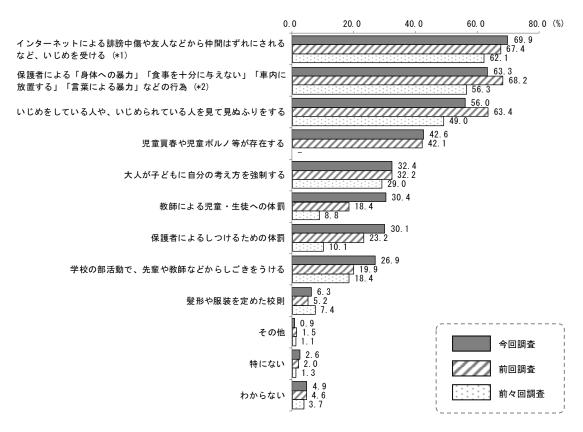
# 図 4-1 子どもに関する人権上の問題点(%)



子どもに関する人権上の問題点については、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が69.9%で最も高く、次いで「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」が63.3%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が56.0%となっている。

「その他」の記述としては、「教師の考え方を押し付ける行為」「子どもの個性を尊重しない大人の態度」などがあった。

#### 図 4-2 子どもに関する人権上の問題点(%) [過去調査との比較]



^{*1「}インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」は、前回・前々回調査「友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」との比較。

前回、前々回調査と比較すると、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」や「大人が子どもに自分の考え方を強制する」の割合は増加してきている。

また、前回調査より、「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に 放置する』『言葉による暴力』などの行為」や「いじめをしている人や、いじめられている 人を見て見ぬふりをする」の割合は減少している。

^{*2「}保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」は、前々回調査「保護者による子どもへの虐待」との比較。

^{*} 前々回調査の回答条件は【3 つまで○】。

表 4-3 子どもに関する人権上の問題点【性別】(%)

		男性			女性		
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査	
インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける	70.7	67. 9	63.0	69. 7	69. 1	61. 3	
保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与 えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」 などの行為	59.5	66. 5	53. 2	66. 4	71. 9	59. 5	
いじめをしている人や、いじめられている人を見 て見ぬふりをする	55.5	63. 6	54. 1	56. 2	64. 9	45. 3	
児童買春や児童ポルノ等が存在する	39. 1	37. 4	_	45.8	47. 1	_	
大人が子どもに自分の考え方を強制する	30.9	29. 1	28. 0	33. 4	35. 7	29. 7	
教師による児童・生徒への体罰	28.5	15. 9	6.8	31. 9	20.8	10.2	
保護者によるしつけるための体罰	27.8	22.6	10. 2	31.8	24. 3	9. 9	
学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをう ける	23.7	15. 9	16. 7	29. 5	23.8	19.9	
髪形や服装を定めた校則	6.7	5. 6	8. 4	6. 1	4. 9	7. 0	
その他	1.3	2. 2	1. 1	0.6	1.0	1. 1	
特にない	2.8	2.4	1.3	2. 4	1.6	1.4	
わからない	5. 1	4. 4	3. 2	4.8	4. 5	3. 9	

性別でみると、男女ともに「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が最も高くなっている。また、「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」や「児童買春や児童ポルノ等が存在する」などでは女性の割合が高く、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」「教師による児童・生徒への体罰」「保護者によるしつけるための体罰」の割合は男女ともに増加してきている。また、前回調査より、男女ともに「教師による児童・生徒への体罰」の割合が最も増加している。

表 4-4 子どもに関する人権上の問題点【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲 間はずれにされるなど、いじめを受ける	64.7	74.8	75. 1	81. 2	73.3	71.5	55. 8
保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与 えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」 などの行為	64. 7	64. 3	71.6	61.3	69. 4	66.8	53. 5
いじめをしている人や、いじめられている人を見 て見ぬふりをする	35. 3	46. 1	50.3	55. 9	61.2	59. 5	55. 1
児童買春や児童ポルノ等が存在する	35. 3	30. 4	43.8	45.6	45. 9	50.0	35.6
大人が子どもに自分の考え方を強制する	35.3	45. 2	45.0	34. 9	32. 4	30.4	22.7
教師による児童・生徒への体罰	52.9	26. 1	30.8	27. 2	27.0	36.6	29.3
保護者によるしつけるための体罰	35.3	23. 5	34. 9	29. 9	33.8	37. 2	21.0
学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをう ける	41.2	23. 5	28.4	23.8	21.4	33.8	26.5
髪形や服装を定めた校則	11.8	5. 2	6.5	8.0	4.3	7. 5	5.6
その他	0.0	1.7	2.4	0.8	0.4	0.6	0.8
特にない	0.0	0.0	1.8	1. 1	2.5	3. 4	4.0
わからない	11.8	3. 5	1.8	4. 2	3. 2	4.2	8.8

年齢別でみると、10歳代では「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」と「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」が、そのほかの年齢層では「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」の割合が最も高くなっている。

また、20歳代から60歳代までの「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」や50歳代の「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が高い割合となっている。

表 4-5 子どもに関する人権上の問題点【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員と療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲 間はずれにされるなど、いじめを受ける	58.7	76. 4	74. 1	81. 1	60. 9	70.9	62. 5	61.7
保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与 えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」 などの行為	50.5	65. 4	61. 6	76. 4	60. 9	66. 5	62. 5	59. 4
いじめをしている人や、いじめられている人を見 て見ぬふりをする	49.5	51.2	52. 1	59. 5	51. 6	64.8	50.0	58.4
児童買春や児童ポルノ等が存在する	32.1	44. 9	40.1	50. 2	39. 1	49. 7	40.0	40.9
大人が子どもに自分の考え方を強制する	22.9	29. 9	31.8	41.3	31. 3	30. 7	52. 5	28.8
教師による児童・生徒への体罰	23.9	29. 1	24. 1	33. 2	21. 9	36. 9	37. 5	35. 7
保護者によるしつけるための体罰	28.4	29. 1	30. 0	38. 2	17. 2	31.8	35.0	27. 0
学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをう ける	18.3	22.8	20. 5	31.3	26. 6	35.8	27. 5	30.6
髪形や服装を定めた校則	5. 5	8.7	5. 7	3.5	6. 3	4.5	15.0	8. 2
その他	0.9	1.6	1. 2	0.8	1. 6	0.0	0.0	0.8
特にない	2.8	1.6	2.4	0.4	3. 1	2.2	0.0	4. 6
わからない	7.3	4. 7	3.8	1.9	4. 7	3. 9	7. 5	7. 7

職業別でみると、『自由業、その他有職』と『生徒・学生』では「インターネットによる 誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける」と「保護者による『身 体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」 が、そのほかの職業では「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにさ れるなど、いじめを受ける」の割合が最も高くなっている。

また、『商工サービス業』『勤め』『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』『家事専業』の「保護者による『身体への暴力』『食事を十分に与えない』『車内に放置する』『言葉による暴力』などの行為」や『家事専業』の「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が高い割合となっている。

# 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<子どもに関する人権問題>

問7 あなたは、子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。 この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位3項目)

平成 29 年 10 月 (参考) 平成 24 年 8 月

・いじめを受けること66.9%76.2%・虐待を受けること62.6%61.0%・いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること52.6%55.8%

#### (2) 子どもの人権を守るために必要なこと

間4-2 あなたは、子どもの人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

- 1. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 体罰禁止を徹底させる
- 3. 校則や規則を緩やかなものにする
- 4. 成績だけを重んじる教育の在り方を改める
- 5. 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する
- 6. 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
- 7. 教師の人間性、資質を高める
- 8. 家庭内の人間関係を安定させる
- 9. 子どもに、他人に対する思いやりを教える
- 10. 子どもの個性を尊重する
- 11. 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる

)

- 12. 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
- 13. 子どものための人権相談や電話相談を充実する
- 14. その他(具体的に
- 15. 特にない
- 16. わからない

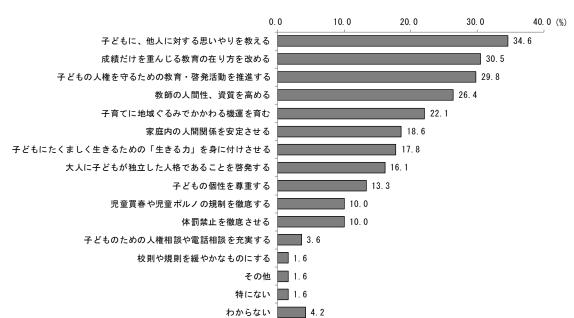
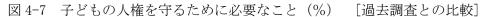
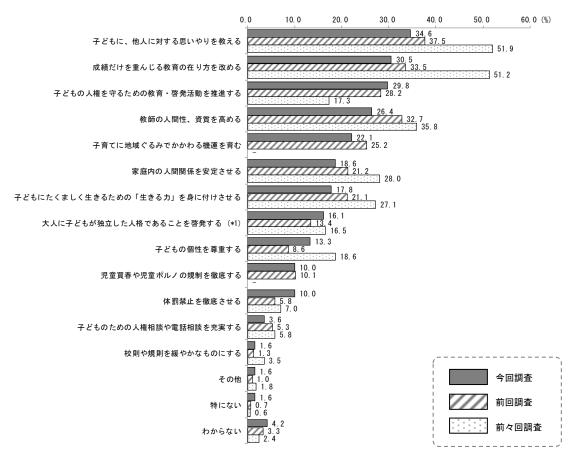


図 4-6 子どもの人権を守るために必要なこと(%)

子どもの人権を守るために必要なことについては、「子どもに、他人に対する思いやりを教える」の割合が34.6%で最も高く、次いで「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が30.5%、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が29.8%となっている。

「その他」の記述としては、「福祉事務所・児童相談所などの機能・権限の強化」「子どもへの虐待や犯罪の厳罰化」「スクールカウンセラーの常駐」「大人が正しく人権問題を理解し、子どものよき手本となる」などがあった。





^{*1「}大人に子どもが独立した人格であることを啓発する」は、前々回調査「大人に子どもが独立した人格であることを教育する」との 比較。

前回、前々回調査と比較すると、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」 の割合は増加してきており、「子どもに、他人に対する思いやりを教える」「成績だけを重 んじる教育の在り方を改める」「教師の人間性、資質を高める」は減少してきている。

表 4-8 子どもの人権を守るために必要なこと【性別】(%)

		男性			女性			
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査		
子どもに、他人に対する思いやりを教え る	33. 4	36. 4	53. 2	35. 7	39. 1	50.8		
成績だけを重んじる教育の在り方を改め る	30.9	34. 5	53. 0	30. 1	33. 2	50. 3		
子どもの人権を守るための教育・啓発活 動を推進する	33.4	34. 7	20.5	27. 1	24.0	14. 7		
教師の人間性、資質を高める	26.3	36. 2	33. 7	26. 2	30.9	37. 7		
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育 む	23.9	22.9	_	20.7	26. 9	_		
家庭内の人間関係を安定させる	17.0	20.2	27. 3	19.9	22.7	28.8		
子どもにたくましく生きるための「生き る力」を身に付けさせる	15.3	19.3	25. 2	19.9	23.0	28. 5		
大人に子どもが独立した人格であること を啓発する	14.4	11.6	16. 5	17.7	15. 2	16. 7		
子どもの個性を尊重する	11.3	7. 7	19. 2	14.7	9. 7	18.4		
児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	7.9	7. 9	-	11.7	12.2	-		
体罰禁止を徹底させる	9.8	5.6	7. 0	10.0	6. 1	6. 9		
子どものための人権相談や電話相談を充 実する	4.2	5. 1	5.8	3.0	5.6	5.8		
校則や規則を緩やかなものにする	1.6	1.5	4. 6	1.6	1. 1	2.7		
その他	2.1	1.7	0.7	1. 1	0.5	0.9		
特にない	1.8	1.0	0.5	1.5	0.4	0.8		
わからない	4.8	3. 4	1.8	3. 7	3. 4	2. 7		

性別でみると、女性では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」が、男性では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」と「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高くなっている。また、「子どもに、他人に対する思いやりを教える」や「家庭内の人間関係を安定させる」などでは女性の割合が高く、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」や「子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、女性では「子どもの個性を尊重する」が、男性では「体罰禁止を徹底させる」が最も割合が増加している。

表 4-9 子どもの人権を守るために必要なこと【年齢別】

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
子どもに、他人に対する思いやりを教え る	29. 4	32.2	39. 1	38. 7	33. 1	34. 1	32.8
成績だけを重んじる教育の在り方を改め る	17.6	25. 2	20.7	28.7	28.5	38. 0	32.6
子どもの人権を守るための教育・啓発活 動を推進する	29.4	27.0	22.5	26. 1	30.2	30. 7	35. 4
教師の人間性、資質を高める	11.8	17.4	16.0	27. 2	28.8	33. 5	25. 0
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育 む	0.0	23.5	26.0	21.8	20.6	23. 5	21.2
家庭内の人間関係を安定させる	5. 9	32.2	23. 7	18.0	22.1	16. 2	13. 4
子どもにたくましく生きるための「生き る力」を身に付けさせる	17.6	14.8	19.5	21.5	17.4	17.6	16. 2
大人に子どもが独立した人格であること を啓発する	17.6	23. 5	24. 3	16. 1	14.9	18. 4	9. 6
子どもの個性を尊重する	35.3	23. 5	15. 4	12.6	14.6	12.8	8. 1
児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	11.8	9.6	14. 2	11.1	9.6	10.3	7. 6
体罰禁止を徹底させる	35.3	5. 2	5. 9	8.8	7. 1	10. 3	14. 1
子どものための人権相談や電話相談を充 実する	5.9	2.6	3.6	3.8	3. 9	5.3	1.8
校則や規則を緩やかなものにする	0.0	1.7	0.6	1.5	1. 1	1. 7	2.3
その他	0.0	3. 5	3.0	2.7	2.5	0.0	0.5
特にない	5.9	0.0	0.6	1.9	1.4	1. 4	2.5
わからない	5.9	3.5	3.6	4.2	2.8	4. 2	5. 6

年齢別でみると、10歳代では「子どもの個性を尊重する」と「体罰禁止を徹底させる」が、20歳代では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」と「家庭内の人間関係を安定させる」が、30歳代、40歳代、50歳代では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」が、60歳代では「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が、70歳以上では「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、60歳代の「子どもに、他人に対する思いやりを教える」と「教師の人間性、資質を高める」や70歳以上の「子どもに、他人に対する思いやりを教える」と「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が高い割合となっている。

表 4-10 子どもの人権を守るために必要なこと【職業別】

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員と療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
子どもに、他人に対する思いやりを教え る	35.8	34.6	37.3	29.7	37. 5	39. 1	25. 0	33. 4
成績だけを重んじる教育の在り方を改め る	31.2	43.3	27.6	26.3	34. 4	29.6	22. 5	32.6
子どもの人権を守るための教育・啓発活 動を推進する	33.9	26.8	25. 9	32.8	29. 7	31.8	30.0	31.6
教師の人間性、資質を高める	32. 1	37.0	27. 4	19.3	23.4	26.8	12.5	26. 5
子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育 む	22.0	23.6	21.7	27.0	17.2	19.0	20.0	21.9
家庭内の人間関係を安定させる	19.3	8. 7	25. 2	23.9	15.6	18.4	12. 5	12. 3
子どもにたくましく生きるための「生き る力」を身に付けさせる	19.3	18.9	16. 7	19. 3	17.2	20.7	20.0	15. 9
大人に子どもが独立した人格であること を啓発する	14.7	15.0	14. 4	22.4	18.8	17.3	25. 0	13. 4
子どもの個性を尊重する	11.9	16.5	15. 6	13. 1	10.9	12.3	27. 5	9. 5
児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	6.4	10.2	12.0	10.0	9.4	10.6	17. 5	8.0
体罰禁止を徹底させる	10.1	7.9	6.4	8.1	7.8	13.4	20.0	13. 4
子どものための人権相談や電話相談を充 実する	1.8	3.9	3.8	4.2	4. 7	2.8	2.5	3. 6
校則や規則を緩やかなものにする	0.9	0.8	1. 7	1.2	3. 1	1. 1	0.0	2. 3
その他	1.8	2.4	1.2	3. 5	1.6	1.1	0.0	0.8
特にない	1.8	0.0	2. 1	0.4	0.0	1.7	2.5	2. 3
わからない	3. 7	2.4	3.3	3. 5	3. 1	4.5	5.0	6. 2

職業別でみると、『商工サービス業』では「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』と『生徒・学生』では「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が、そのほかの職業では「子どもに、他人に対する思いやりを教える」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『農林漁業』の「子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する」、『商工サービス業』の「子どもに、他人に対する思いやりを教える」と「教師の人間性、資質を高める」、『自由業、その他有職』の「成績だけを重んじる教育の在り方を改める」が高い割合となっている。

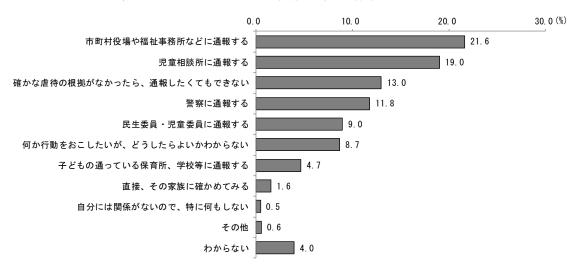
#### (3) 子どもが虐待されていると知った場合の対応

問4-3 近所の子どもが虐待されていると知った場合(疑いをもった場合)あなたはどうしますか。

【〇は1つだけ】

- 1. 市町村役場や福祉事務所などに通報する
- 2. 児童相談所に通報する
- 3. 警察に通報する
- 4. 民生委員・児童委員に通報する
- 5. 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
- 6. 直接、その家族に確かめてみる
- 7. 何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない
- 8. 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
- 9. 自分には関係がないので、特に何もしない
- 10. その他(具体的に
- 11. わからない

図 4-11 子どもが虐待されていると知った場合の対応 (%)



子どもが虐待されていると知った場合の対応については、「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が21.6%で最も高く、次いで「児童相談所に通報する」が19.0%、「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」が13.0%となっている。

「その他」の記述としては、「近所の人に相談する」「家族に報告する」「親から逆恨みされそうで児童相談所への通報は躊躇する」などがあった。

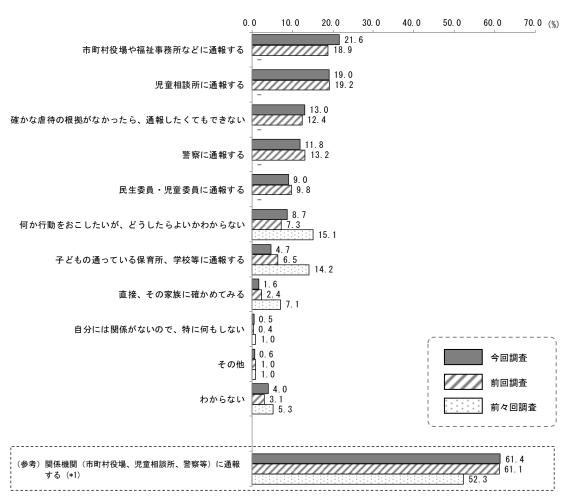


図 4-12 子どもが虐待されていると知った場合の対応(%) [過去調査との比較]

*1 「市町村役場や福祉事務所などに通報する」、「児童相談所に通報する」、「警察に通報する」、「民生委員・児童委員に通報する」を合計したものと、前々回調査「児童相談所や福祉事務所、警察、民生・児童委員などに連絡する」との比較。

前回、前々回調査と比較すると、「(参考) 関係機関(市町村役場、児童相談所、警察等) に通報する」の割合は増加してきており、「子どもの通っている保育所、学校等に通報する」 や「直接、その家族に確かめてみる」は減少してきている。

表 4-13 子どもが虐待されていると知った場合の対応【性別】(%)

		男性			女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
市町村役場や福祉事務所などに通報する	21.2	21. 2	_	21.7	17.2	_
児童相談所に通報する	18.0	17.4	_	20.0	21. 2	-
確かな虐待の根拠がなかったら、通報し たくてもできない	12.0	9. 9	_	13.8	14.8	_
警察に通報する	13. 2	16. 6	-	10.7	10.7	_
民生委員・児童委員に通報する	7.9	8. 7	_	9.8	10.9	-
何か行動をおこしたいが、どうしたらよ いかわからない	8.8	6. 5	12.6	8. 7	8. 2	17. 0
子どもの通っている保育所、学校等に通 報する	4. 1	7. 0	13.0	5.2	6.0	15. 2
直接、その家族に確かめてみる	2.3	3. 1	9.9	1.0	2.0	5. 1
自分には関係がないので、特に何もしな い	0.8	0. 7	1.0	0.2	0.3	0.8
その他	0.3	0.9	0. 7	0.8	1.1	1. 2
わからない	5. 4	2. 9	5. 7	2.9	3.4	4. 6
(参考) 関係機関(市町村役場、児童相談所、警察等)に通報する	60.3	63. 9	53. 0	62. 2	60.0	51.9

性別でみると、男女ともに「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が最も高くなっている。また、「児童相談所に通報する」や「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」などでは女性の割合が高く、「警察に通報する」や「直接、その家族に確かめてみる」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「(参考)関係機関(市町村役場、児童相談所、警察等) に通報する」の割合は女性では増加してきている。一方、男性では前々回調査より増加しているが、前回調査よりは減少している。

また、前回調査より、女性では「市町村役場や福祉事務所などに通報する」が、男性では「何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない」が最も割合が増加している。

表 4-14 子どもが虐待されていると知った場合の対応【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
市町村役場や福祉事務所などに通報する	0.0	13.0	17.8	20.3	19. 2	27.7	23. 2
児童相談所に通報する	29. 4	29.6	27.2	24. 9	17. 4	14.0	14. 1
確かな虐待の根拠がなかったら、通報し たくてもできない	23. 5	17.4	16.6	15. 7	13.5	13. 1	7.6
警察に通報する	0.0	8. 7	11.2	11.1	14.9	11.2	12.6
民生委員・児童委員に通報する	5. 9	2.6	3.6	2.3	7. 1	11.5	16. 7
何か行動をおこしたいが、どうしたらよ いかわからない	11.8	13.0	9.5	8. 4	10.7	10. 1	4. 5
子どもの通っている保育所、学校等に通 報する	0.0	5. 2	5.3	5. 4	6.0	3.6	4.0
直接、その家族に確かめてみる	0.0	0.0	1.8	0.8	3. 2	1.4	1.5
自分には関係がないので、特に何もしな い	5. 9	1. 7	0.6	0.8	0.0	0.0	0.5
その他	0.0	1. 7	0.6	1. 1	0.7	0.3	0.0
わからない	17. 6	3. 5	3.0	4.6	2.8	2.8	5. 6

年齢別でみると、40歳代以下の年齢層では「児童相談所に通報する」が、50歳代以上の 年齢層では「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が最も高くなっている。

また、「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」の割合は若い年齢層 ほど高くなっている。

表 4-15 子どもが虐待されていると知った場合の対応【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
市町村役場や福祉事務所などに通報する	19.3	21.3	19.6	25. 1	21.9	21.2	7.5	23. 4
児童相談所に通報する	13.8	18. 1	18. 4	25. 1	25.0	19.0	35.0	15. 4
確かな虐待の根拠がなかったら、通報し たくてもできない	10.1	14.2	15. 6	11.6	4. 7	17.3	15.0	10. 5
警察に通報する	10.1	12.6	13. 9	11.2	14. 1	7.8	7.5	12.6
民生委員・児童委員に通報する	22.9	7. 9	5. 2	4.2	9. 4	14.0	2.5	10.8
何か行動をおこしたいが、どうしたらよ いかわからない	5.5	11.8	12.7	6.9	4. 7	7.3	15. 0	6. 2
子どもの通っている保育所、学校等に通 報する	5.5	2.4	5. 2	6.2	6. 3	5.0	0.0	3.6
直接、その家族に確かめてみる	4.6	2.4	1.7	0.4	4.7	1.1	0.0	0.8
自分には関係がないので、特に何もしな い	0.9	0.0	0.7	0.0	0.0	0.6	5.0	0.3
その他	0.9	0.0	0.7	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0
わからない	1.8	2.4	3. 1	1.9	4. 7	2.8	7. 5	7. 7

職業別でみると、『農林漁業』では「民生委員・児童委員に通報する」が、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』では「市町村役場や福祉事務所などに通報する」と「児童相談所に通報する」が、『自由業、その他有職』と『生徒・学生』では「児童相談所に通報する」が、そのほかの職業では「市町村役場や福祉事務所などに通報する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、「確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない」では『勤め』『家事 専業』『生徒・学生』が高い割合となっている。

# 5. 高齢者

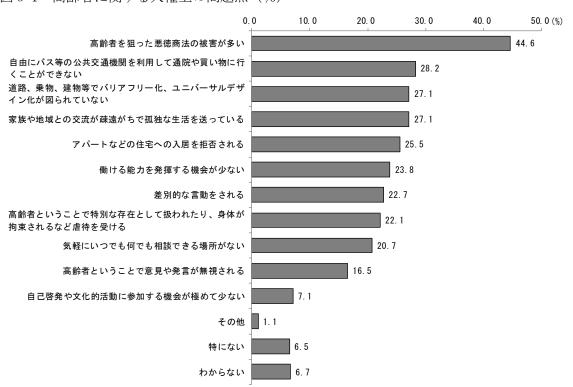
#### (1) 高齢者に関する人権上の問題点

問 5-1 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

- 1. 差別的な言動をされる
- 2. 道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない
- 3. 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
- 4. アパートなどの住宅への入居を拒否される
- 5. 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
- 高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を 受ける
- 7. 働ける能力を発揮する機会が少ない
- 8. 高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い
- 9. 高齢者ということで意見や発言が無視される
- 10. 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
- 11. 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
- 12. その他(具体的に
- 13. 特にない
- 14. わからない

#### 図 5-1 高齢者に関する人権上の問題点(%)



高齢者に関する人権上の問題点については、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」の 割合が44.6%で最も高く、次いで「自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物 に行くことができない」が28.2%、「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサル デザイン化が図られていない」が27.1%となっている。

「その他」の記述としては、「相談場所があっても分からない、使いにくい」「経済的な サポートの圧縮」「老人用施設が高くて、どこにも入れない」「いろいろなセールスの電話 で困っている」などがあった。

図 5-2 高齢者に関する人権上の問題点(%) [過去調査との比較] 0.0 10.0 20. 0 50.0(%) 30.0 40.0 高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行く 28. 2 30. 9 ことができない 道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイ ン化が図られてない 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている 25. 5 アパートなどの住宅への入居を拒否される(*1) 働ける能力を発揮する機会が少ない (新) 差別的な言動をされる 高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘 束されるなど虐待を受ける(*2) 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない 高齢者ということで意見や発言が無視される 20 2 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない その他 今回調査 特にない 前回調査 わからない 前々回調査

前回、前々回調査と比較すると、「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサル デザイン化が図られていない」や「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送って いる」の割合は減少してきている。

また、前回調査より、「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」や「自由にバス等の公共 交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない」は減少している。

^{*1「}アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、前回調査「アパートなどの住宅への入居が高齢者というだけで制限される」、前々 回調査「アパートなどの住宅への入居や就労が高齢者というだけで制限されること」との比較。

^{*2「}高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」は、前回・前々回調査「高齢者(特に認 知症高齢者)ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」との比較。

^{*} 前々回調査の回答条件は【3 つまで○】。

表 5-3 高齢者に関する人権上の問題点【性別】(%)

		男性			女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い	44. 2	44.6	_	45. 1	47.7	_
自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や 買い物に行くことができない	27. 5	30. 4	22.7	28. 5	32. 1	21. 9
道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニ バーサルデザイン化が図られていない	24. 1	31. 1	37. 1	29. 4	36. 1	36.8
家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を 送っている	26.6	30. 9	34.0	27.6	32.8	31. 0
アパートなどの住宅への入居を拒否される	21.4	22.6	37.0	29.0	26.4	39. 4
働ける能力を発揮する機会が少ない	23. 1	25.8	_	24.6	31.0	_
差別的な言動をされる	20.3	_	_	24. 7	_	_
高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける	20. 3	19.8	23. 2	23. 5	23.6	27. 0
気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	19.3	23. 1	25.5	21.6	24.9	27. 0
高齢者ということで意見や発言が無視される	13. 9	14. 0	20.2	18.8	13.0	19. 9
自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて 少ない	7. 5	6. 2	11.3	6. 9	9. 7	9. 6
	1.4	0.9	0.7	0.9	0.5	0. 7
+ にない	7. 5	4. 3	_	5.8	5. 2	_
わからない	7.6	6.0	9. 1	6. 1	4. 5	8. 5

性別でみると、男女ともに「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」の割合が最も高くなっている。また、多くの選択肢で女性の割合が男性より高く、男性では「特にない」や「わからない」が高くなっている。

前回調査と比較すると、女性では「アパートなどの住宅への入居を拒否される」や「高齢者ということで意見や発言が無視される」が、男性では「高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」や「自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない」の割合が増加している。

表 5-4 高齢者に関する人権上の問題点【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い	47. 1	46. 1	49. 7	47.9	51.6	42.7	36. 9
自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や 買い物に行くことができない	23.5	17. 4	30.8	32.6	31.3	28. 5	24. 7
道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニ バーサルデザイン化が図られていない	29.4	28. 7	31.4	30.3	29.5	27. 1	20. 7
家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を 送っている	17.6	24. 3	29. 0	30.3	32.4	27. 7	21. 2
アパートなどの住宅への入居を拒否される	17.6	26. 1	35. 5	31.0	25.6	27. 7	16. 2
働ける能力を発揮する機会が少ない	23.5	22.6	24. 3	32.2	28.8	24.6	14. 6
差別的な言動をされる	29.4	24. 3	27. 2	23. 4	24.6	20. 7	19. 9
高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける	35.3	31.3	30. 2	23.4	22.8	19.8	16. 2
気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	11.8	15. 7	18.9	16.9	21.0	23. 2	23. 0
高齢者ということで意見や発言が無視される	23.5	22.6	24. 3	16.9	16. 7	14. 0	13. 4
自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて 少ない	0.0	7.8	5. 9	5.0	8.5	5. 9	9. 3
その他	0.0	2.6	0.6	1.9	1.1	0.6	1.0
特にない	0.0	0.9	3.6	3.4	4.3	6. 1	13. 9
わからない	17.6	4. 3	8. 3	5.0	4.6	6. 4	9. 1

年齢別でみると、全ての年齢層で「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」の割合が最も高くなっている。

また、10歳代の「高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける」や30歳代の「アパートなどの住宅への入居を拒否される」が高い割合となっている。

表 5-5 高齢者に関する人権上の問題点【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビ ス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い	33.0	49.6	45.5	52.9	43.8	40.8	52. 5	41.1
自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や 買い物に行くことができない	27.5	26.0	29. 2	31.3	21. 9	25. 7	27. 5	28.0
道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニ バーサルデザイン化が図られていない	14. 7	22.8	25. 9	35.9	23. 4	27. 4	37. 5	26. 7
家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を 送っている	18.3	19. 7	30. 7	36. 3	26. 6	22.3	30. 0	24. 4
アパートなどの住宅への入居を拒否される	17.4	26.0	25. 9	36. 3	18.8	26.8	22.5	21.6
働ける能力を発揮する機会が少ない	18.3	26.0	28.8	30. 9	17. 2	15.6	20.0	20. 1
差別的な言動をされる	16.5	21.3	19.8	30.9	20. 3	23.5	27. 5	22.4
高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける	15.6	15.0	19. 1	32.8	25. 0	24.6	32. 5	20. 1
気軽にいつでも何でも相談できる場所がない	19.3	21.3	21. 2	15. 4	9. 4	23.5	22. 5	24. 2
高齢者ということで意見や発言が無視される	14.7	8. 7	15.3	22.0	15. 6	18.4	27. 5	15. 9
自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて 少ない	7.3	4. 7	5. 9	6. 2	6.3	6. 1	17.5	9. 3
その他	0.9	1.6	0.7	2.3	1.6	0.6	2.5	0.8
特にない	12.8	5.5	5. 7	1.5	10.9	7. 3	0.0	9. 3
わからない	8.3	6.3	5.4	2.7	10.9	7.8	7. 5	9. 3

職業別でみると、全ての職業で「高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い」の割合が最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」「アパートなどの住宅への入居を拒否される」や『生徒・学生』の「道路、乗物、建物等でバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が図られていない」が高い割合となっている。

# 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<高齢者に関する人権問題>

問8 あなたは、高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。 この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位6項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと	55.0%	50.6%
・病院での看護や養護施設において劣悪な処遇や		
虐待を受けること	38. 7%	30.0%
・経済的に自立が困難なこと	37.8%	40.6%
・働く能力を発揮する機会が少ないこと	32. 7%	39.3%
・家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待		
を受けること	29.5%	24.6%
・高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされる		
こと	29. 2%	31.0%

#### (2) 高齢者の人権を守るために必要なこと

問5-2 あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【○は3つまで】

- 1. 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する

)

- 3. 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
- 4. 住居の確保や、就労環境を整備する
- 5. 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
- 6. 認知症高齢者対策を充実する
- 7. 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
- 8. 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9. その他(具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

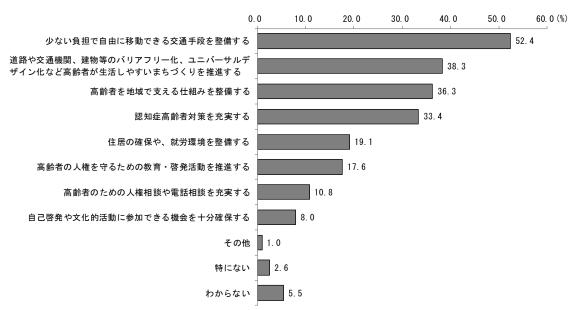
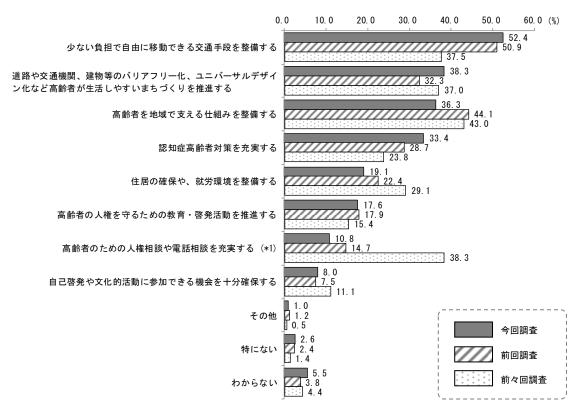


図 5-6 高齢者の人権を守るために必要なこと(%)

高齢者の人権を守るために必要なことについては、「少ない負担で自由に移動できる交通 手段を整備する」の割合が52.4%で最も高く、次いで「道路や交通機関、建物等のバリア フリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」が 38.3%、「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」が36.3%となっている。

「その他」の記述としては、「低所得者に対する経済的支援」「同居する家族のサポート」 「高齢者が活躍できる場をつくる」「交通手段の充実」などがあった。

### 図 5-7 高齢者の人権を守るために必要なこと(%) 「過去調査との比較]



*1「高齢者のための人権相談や電話相談を充実する」は、前々回調査「気軽にいつでも何でも相談できる体制を整備する」との比較。

前回、前々回調査と比較して、「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」や「認知症高齢者対策を充実する」の割合は増加してきており、「住居の確保や、就労環境を整備する」や「高齢者のための人権相談や電話相談を充実する」は減少してきている。

また、前回調査より、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」の割合は増加し、「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」は減少している。

表 5-8 高齢者の人権を守るために必要なこと【性別】(%)

		男性		女性			
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査	
少ない負担で自由に移動できる交通手段を整 備する	51.3	46. 5	37. 1	53. 4	55. 9	38. 1	
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、 ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活し やすいまちづくりを推進する	32. 2	29. 4	38. 7	43. 0	35. 7	36. 3	
高齢者を地域で支える仕組みを整備する	36. 4	44. 3	42. 1	36. 3	45. 1	43. 9	
認知症高齢者対策を充実する	33. 0	26.3	20. 5	33. 7	30. 9	26. 3	
住居の確保や、就労環境を整備する	18. 1	24.8	29. 7	20.0	20.9	29. 4	
高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を 推進する	20.7	21. 2	18. 5	15. 2	15. 7	12.9	
高齢者のための人権相談や電話相談を充実す る	11.8	14. 9	37. 1	9. 9	15. 0	39. 0	
自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十 分確保する	8. 1	7. 5	12. 1	8. 1	7. 5	10.4	
その他	1. 1	1.5	0. 5	0.9	1.0	0.4	
特にない	3. 3	2.6	1. 7	2. 1	2. 5	1. 2	
わからない	6. 2	4. 3	4. 1	4. 9	3. 6	4.6	

性別でみると、男女ともに「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が最も高くなっている。また、「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」や「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」などでは女性の割合が高く、「高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」や「高齢者のための人権相談や電話相談を充実する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「認知症高齢者対策を充実する」の割合は男女ともに増加してきている。また、前回調査より、女性では「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」が、男性では「認知症高齢者対策を充実する」が最も割合が増加している。

表 5-9 高齢者の人権を守るために必要なこと【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
少ない負担で自由に移動できる交通手段を整 備する	29. 4	47.8	52.1	52.5	52.0	54. 2	53. 8
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、 ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活し やすいまちづくりを推進する	23. 5	36. 5	38. 5	38. 3	34. 5	43. 0	37. 4
高齢者を地域で支える仕組みを整備する	29. 4	38. 3	37. 9	36. 0	37. 7	41.3	30. 3
認知症高齢者対策を充実する	17.6	40.9	30. 2	32. 2	38. 1	37. 4	27. 0
住居の確保や、就労環境を整備する	23. 5	18. 3	29. 0	28. 4	24. 6	17. 0	7. 1
高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を 推進する	11.8	15. 7	13.0	16. 5	19. 2	15. 6	22. 0
高齢者のための人権相談や電話相談を充実す る	11.8	5. 2	7. 7	8.8	8. 5	12. 3	15. 4
自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十 分確保する	0.0	7. 0	8.3	8.8	7. 5	8. 4	8.3
その他	0.0	0. 9	0.6	1. 5	2. 1	0.8	0.3
特にない	0.0	1. 7	3.6	1. 1	1. 4	2. 2	4.8
わからない	29. 4	4. 3	6. 5	5. 0	5. 0	4. 5	6. 1

年齢別でみると、10歳代では「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」「わからない」が、そのほかの年齢層では「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が最も高くなっている。

また、20歳代の「認知症高齢者対策を充実する」や60歳代の「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」と「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」が高い割合となっている。

表 5-10 高齢者の人権を守るために必要なこと【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビ ス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
少ない負担で自由に移動できる交通手段を整 備する	56.0	59. 1	54. 7	46. 3	54. 7	54. 7	35. 0	51. 4
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、 ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活し やすいまちづくりを推進する	23. 9	33. 1	33. 0	48.6	35. 9	42. 5	37. 5	41.1
高齢者を地域で支える仕組みを整備する	37.6	33. 1	38. 2	44. 0	39. 1	33. 5	45.0	30. 1
認知症高齢者対策を充実する	25. 7	27. 6	36. 3	37. 5	25. 0	35.8	37. 5	31.4
住居の確保や、就労環境を整備する	13.8	18. 9	25. 7	25. 9	15. 6	15. 6	15. 0	12.1
高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を 推進する	22. 9	15. 0	12.0	23. 2	15. 6	18. 4	20.0	19. 5
高齢者のための人権相談や電話相談を充実す る	15. 6	16. 5	9. 0	6. 9	6. 3	12.8	5.0	12. 9
自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十 分確保する	2.8	12. 6	7. 3	9. 3	4. 7	6. 7	5. 0	9. 5
その他	1.8	1.6	0.7	1. 9	1.6	1. 1	0.0	0.3
特にない	5. 5	1. 6	2.8	0.4	4. 7	1. 7	0.0	3. 9
わからない	7. 3	4. 7	5. 2	1.5	6. 3	6. 1	12. 5	6. 7

職業別でみると、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』では「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する」が、『生徒・学生』では「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」が、そのほかの職業では「少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「少ない負担で自由に移動できる 交通手段を整備する」と「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」や『家事専業』と『無 職』の「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など高齢者 が生活しやすいまちづくりを推進する」が高い割合となっている。

### 6. 障害者

### (1) 障害者に関する人権上の問題点

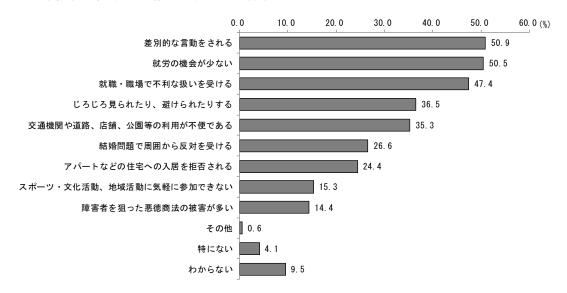
問6-1 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

)

【○はいくつでも】

- 1. 差別的な言動をされる
- 2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4. 就労の機会が少ない
- 5. じろじろ見られたり、避けられたりする
- 6. アパートなどの住宅への入居を拒否される
- 7. 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
- 8. スポーツ・文化活動、地域活動に気軽に参加できない
- 9. 障害者を狙った悪徳商法の被害が多い
- 10. その他(具体的に
- 11. 特にない
- 12. わからない

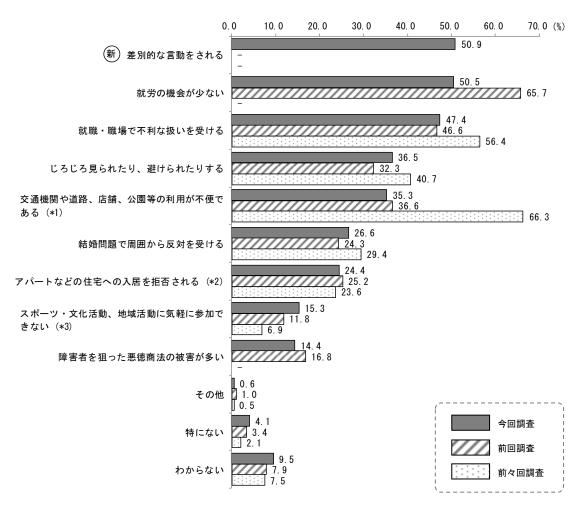
図 6-1 障害者に関する人権上の問題点(%)



障害者に関する人権上の問題点については、「差別的な言動をされる」の割合が 50.9%で最も高く、次いで「就労の機会が少ない」が 50.5%、「就職・職場で不利な扱いを受ける」が 47.4%となっている。

「その他」の記述としては、「働いても賃金が少ない」「行政が福祉を切り捨てないこと」 「福祉施設等において、障害者の能力などが評価されにくい」などがあった。





^{*1「}交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」は、前々回調査「外出時に道路、店舗、公園等の利用が不便なこと」、「外出時に交通機関の利用が不便なこと」を合計したものとの比較。

前回、前々回調査と比較すると、「スポーツ・文化活動、地域活動に気軽に参加できない」 は増加してきており、「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」の割合は減少 してきている。

また、前回調査より、「就職・職場で不利な扱いを受ける」や「じろじろ見られたり、避けられたりする」は増加し、「就労の機会が少ない」は減少している。

^{*2「}アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、前回・前々回調査「アパートなどの住宅への入居が困難である」との比較。

^{*3「}スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できない」は、前回・前々回調査「スポーツ・文化活動・地域活動に参加できない」 との比較。

^{*} 前々回調査の回答条件は【3 つまで○】。

表 6-3 障害者に関する人権上の問題点【性別】(%)

		男性			女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
差別的な言動をされる	51.3	-	-	50.8	-	-
就労の機会が少ない	51.1	66. 3	-	50. 1	66. 5	_
就職・職場で不利な扱いを受ける	47.6	47. 7	58. 1	47.0	46. 9	55. 4
じろじろ見られたり、避けられたりする	37. 4	32.6	40.4	36.0	32.8	40. 7
交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便 である	33.0	36. 4	65. 2	37.5	37.7	68. 0
結婚問題で周囲から反対を受ける	26.8	25. 0	31.3	26. 7	24. 7	27.5
アパートなどの住宅への入居を拒否される	20.3	23. 1	21.6	27.9	27. 2	25. 7
スポーツ・文化活動、地域活動に気軽に参加 できない	16.0	12.6	8. 1	14.7	11.6	5. 9
障害者を狙った悪徳商法の被害が多い	14.0	16. 9	-	14.6	17.2	_
その他	0.7	1.2	0.5	0.6	0.8	0.6
特にない	3. 7	3. 2	1.9	4.3	3. 7	2.2
わからない	10.3	6. 5	6.8	8.8	9. 2	7. 9

性別でみると、男女ともに「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。また、「交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である」や「アパートなどの住宅への入居を拒否される」などでは女性の割合が高く、「差別的な言動をされる」や「就労の機会が少ない」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「スポーツ・文化活動、地域活動に気軽に参加できない」 の割合は男女ともに増加してきている。また、前回調査より、男女ともに「じろじろ見ら れたり、避けられたりする」の割合が最も増加している。

表 6-4 障害者に関する人権上の問題点【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
差別的な言動をされる	76. 5	67.8	67.5	53.6	52.3	48.6	37. 1
就労の機会が少ない	41. 2	35. 7	51.5	49.8	60.1	56. 1	43. 4
就職・職場で不利な扱いを受ける	41.2	51.3	55.0	52.5	45.6	50.3	37. 9
じろじろ見られたり、避けられたりする	41. 2	53. 0	46. 7	42.1	38. 4	34. 9	23. 7
交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便 である	17. 6	26. 1	32. 0	35.6	41.6	38.8	32.8
結婚問題で周囲から反対を受ける	35. 3	22.6	32. 0	30.3	28.8	25.4	22. 5
アパートなどの住宅への入居を拒否される	41. 2	30. 4	32. 5	28.4	23.5	24. 9	16. 4
スポーツ・文化活動、地域活動に気軽に参加 できない	11.8	17. 4	18. 9	15.3	13. 2	16.8	13. 1
障害者を狙った悪徳商法の被害が多い	5. 9	15. 7	23. 1	15.7	13.9	12.3	12. 1
その他	0.0	1. 7	0.6	0.8	1. 1	0.3	0. 3
特にない	5. 9	0. 9	1.8	1.5	2. 1	5. 3	7. 6
わからない	11.8	4. 3	5.9	9.2	5.0	10.9	14. 4

年齢別でみると、40歳代以下の年齢層では「差別的な言動をされる」が、50歳代以上の 年齢層では「就労の機会が少ない」の割合が最も高くなっている。

また、20歳代の「じろじろ見られたり、避けられたりする」、30歳代と40歳代の「就職・職場で不利な扱いを受ける」、50歳代の「差別的な言動をされる」が高い割合となっている。

表 6-5 障害者に関する人権上の問題点【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員を療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
差別的な言動をされる	39. 4	48.8	53. 1	63. 3	48. 4	48.6	75.0	43. 4
就労の機会が少ない	46.8	52.0	51. 7	62.5	46. 9	47. 5	50.0	44. 5
就職・職場で不利な扱いを受ける	41.3	47. 2	43. 9	57. 9	50.0	49. 2	57. 5	43. 2
じろじろ見られたり、避けられたりする	28. 4	30. 7	39. 6	44. 0	42. 2	36. 3	60.0	29.8
交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便 である	30. 3	27. 6	35. 1	39.8	28. 1	38. 0	40.0	36.8
結婚問題で周囲から反対を受ける	20. 2	25. 2	24. 3	37. 1	26. 6	27. 4	37. 5	23. 7
アパートなどの住宅への入居を拒否される	11.0	19. 7	23. 1	34. 7	18.8	31. 3	35.0	21.6
スポーツ・文化活動、地域活動に気軽に参加 できない	10.1	9.4	13. 9	18. 9	15.6	16. 2	27. 5	16. 2
障害者を狙った悪徳商法の被害が多い	10. 1	11.8	14. 6	18. 1	15. 6	13. 4	7. 5	14. 9
その他	0. 9	1.6	0.7	0.4	0.0	0.0	0.0	0.8
特にない	5. 5	1.6	2. 1	1.5	7.8	5. 0	0.0	6. 9
わからない	11.9	11.0	9.0	2. 3	14. 1	10.6	5.0	13. 1

職業別でみると、『農林漁業』『商工サービス業』『無職』では「就労の機会が少ない」が、 『勤め』『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』『生徒・学生』では「差別的な言動 をされる」が、『自由業、その他有職』と『家事専業』では「就職・職場で不利な扱いを受 ける」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「就労の機会が少ない」や『生徒・ 学生』の「じろじろ見られたり、避けられたりする」が高い割合となっている。

## 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<障害者に関する人権問題>

問9 あなたは、障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。 この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・就職・職場で不利な扱いを受けること	49.9%	47.0%
・差別的な言動をされること	48. 7%	39.8%
・じろじろ見られたり、避けられたりすること	47. 6%	44.7%
・職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	45.6%	35.5%

### (2) 障害者の人権を守るために必要なこと

間6-2 あなたは、障害者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

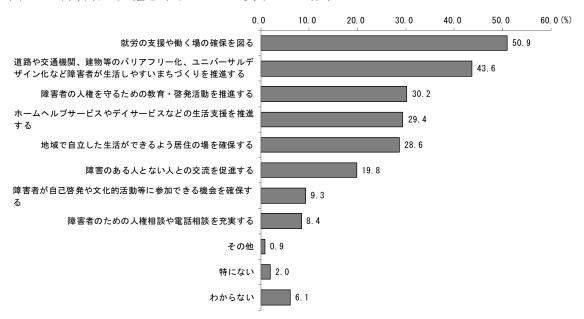
【〇は3つまで】

- 1. 障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する
- 3. 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
- 4. 就労の支援や働く場の確保を図る
- 5. 障害のある人とない人との交流を促進する
- 6. 障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
- 7. ホームヘルプサービス (居宅介護) やデイサービス (生活介護) などの生活支援 を推進する

)

- 8. 障害者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9. その他(具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

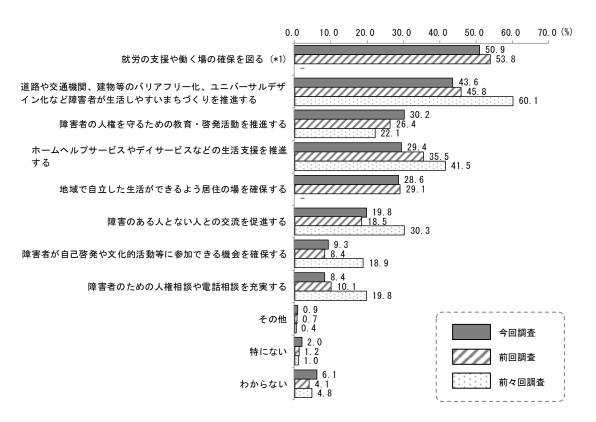
図 6-6 障害者の人権を守るために必要なこと(%)



障害者の人権を守るために必要なことについては、「就労の支援や働く場の確保を図る」の割合が50.9%で最も高く、次いで「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」が43.6%、「障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が30.2%となっている。

「その他」の記述としては、「障害者認定基準をもっと低くする」「障害ではなく、個性として認識する」「福祉の現場で働く人たちの待遇改善も必要」などがあった。

### 図 6-7 障害者の人権を守るために必要なこと(%) 「過去調査との比較]



*1前々回調査では、「住居の確保や、就労環境を整備する」が 43.6%。

前回、前々回調査と比較すると、「障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合は増加してきており、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」や「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する」は減少してきている。

また、前回調査より、「障害のある人とない人との交流を促進する」は増加し、「就労の 支援や働く場の確保を図る」は減少している。

表 6-8 障害者の人権を守るために必要なこと【性別】(%)

		男性		女性			
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査	
就労の支援や働く場の確保を図る	50.6	53.0	_	51.3	55. 7	-	
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、 ユニバーサルデザイン化など障害者が生活し やすいまちづくりを推進する	41.2	44. 1	60.3	45. 7	48. 4	61.0	
障害者の人権を守るための教育・啓発活動を 推進する	33. 7	30. 4	25.0	27. 7	23.8	19.6	
ホームヘルプサービスやデイサービスなどの 生活支援を推進する	25. 6	31.3	36. 5	32. 2	39.8	45. 7	
地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する	29. 3	28. 7	_	28. 0	30. 3	_	
障害のある人とない人との交流を促進する	19. 1	19.8	32. 7	20.6	17. 9	28. 9	
障害者が自己啓発や文化的活動等に参加でき る機会を確保する	8. 9	9. 9	20.6	9. 7	7. 5	17. 6	
障害者のための人権相談や電話相談を充実す る	9. 2	10.9	21.0	7. 6	9. 7	18. 1	
その他	0.7	1.0	0.2	1. 1	0.4	0.6	
特にない	2. 3	1. 9	1.2	1.8	0. 7	1. 0	
わからない	6. 4	3. 2	4. 3	5.8	4. 9	5. 3	

性別でみると、男女ともに「就労の支援や働く場の確保を図る」の割合が最も高くなっている。また、「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」や「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの生活支援を推進する」などでは女性の割合が高く、「障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」や「地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合は男女ともに増加してきている。また、前回調査より、男女ともに「障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も増加している。

表 6-9 障害者の人権を守るために必要なこと【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
就労の支援や働く場の確保を図る	52. 9	49. 6	58. 6	52.1	56. 2	58. 9	36. 1
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、 ユニバーサルデザイン化など障害者が生活し やすいまちづくりを推進する	41.2	44. 3	34. 3	42.5	48. 0	45. 0	43.7
障害者の人権を守るための教育・啓発活動を 推進する	17. 6	30. 4	27.8	28.0	27. 4	28.8	36.6
ホームヘルプサービスやデイサービスなどの 生活支援を推進する	17. 6	27. 0	28. 4	28. 0	33.8	36. 0	22. 5
地域で自立した生活ができるよう居住の場を 確保する	23. 5	26. 1	30. 2	34. 9	31.3	25. 7	25. 3
障害のある人とない人との交流を促進する	17. 6	27.8	24. 9	24. 1	18. 5	19.8	13.9
障害者が自己啓発や文化的活動等に参加でき る機会を確保する	11.8	5. 2	5. 9	7.3	11. 7	9. 5	11. 4
障害者のための人権相談や電話相談を充実す る	5. 9	4. 3	7. 1	6. 1	5. 7	9. 5	12.6
その他	0.0	0.9	1.8	1. 1	1.8	0.6	0.3
特にない	5. 9	3. 5	1.8	1.5	0.7	1. 1	3. 5
わからない	17. 6	4. 3	4. 7	5. 7	3. 9	5. 6	9. 1

年齢別でみると、70歳以上では「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバー サルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」が、そのほかの年齢層 では「就労の支援や働く場の確保を図る」の割合が最も高くなっている。

また、50歳代と60歳代の「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」が高い割合となっている。

表 6-10 障害者の人権を守るために必要なこと【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 • 学 生	無職
就労の支援や働く場の確保を図る	49.5	51.2	57. 1	57. 5	56. 3	52.5	47.5	38. 6
道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、 ユニバーサルデザイン化など障害者が生活し やすいまちづくりを推進する	31. 2	37.8	41.5	49. 4	35. 9	52.0	47. 5	44. 7
障害者の人権を守るための教育・啓発活動を 推進する	32. 1	26.8	23.8	35. 5	39. 1	30.7	22.5	33.9
ホームヘルプサービスやデイサービスなどの 生活支援を推進する	19. 3	27. 6	32.8	29. 3	31. 3	34. 1	25. 0	27.0
地域で自立した生活ができるよう居住の場を 確保する	24.8	30.7	32.3	33. 2	20.3	21.8	32.5	26. 2
障害のある人とない人との交流を促進する	25. 7	20.5	21.0	25. 9	21.9	15. 1	27. 5	14.4
障害者が自己啓発や文化的活動等に参加でき る機会を確保する	8. 3	12.6	8.0	9. 7	7.8	8.9	5. 0	10.8
障害者のための人権相談や電話相談を充実する	11.0	7. 9	5. 9	5. 4	15.6	8.9	5.0	11.3
その他	1.8	1.6	0.7	1.2	0.0	1. 1	2.5	0.5
特にない	2.8	1.6	1.9	1.2	1.6	1. 1	0.0	3. 1
わからない	9. 2	4. 7	5.0	1.2	4. 7	7. 3	10.0	9.5

職業別でみると、『生徒・学生』では「就労の支援や働く場の確保を図る」と「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」が、『無職』では「道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくりを推進する」が、そのほかの職業では「就労の支援や働く場の確保を図る」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』と『家事専業』の「道路や交通機関、 建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など障害者が生活しやすいまちづくり を推進する」が高い割合となっている。

### 7. エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等

### (1) エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点

問7-1 エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

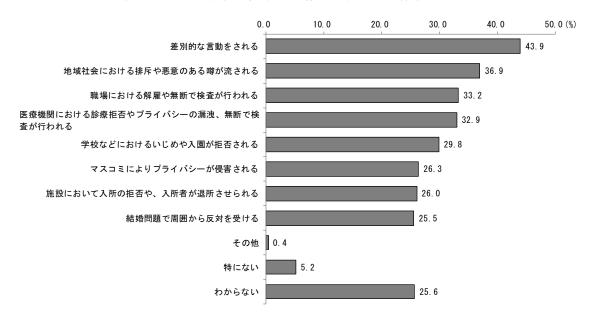
【〇はいくつでも】

- 1. 差別的な言動をされる
- 2. 職場における解雇や無断で検査が行われる
- 3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4. 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩(もれること)、無断で検査が行われる

)

- 5. 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
- 6. 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
- 7. マスコミによりプライバシーが侵害される
- 8. 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される
- 9. その他(具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

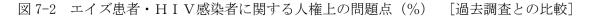
図 7-1 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点(%)

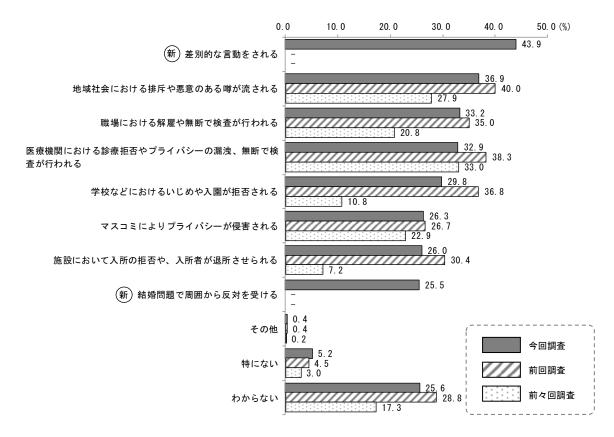


エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点については、「差別的な言動をされる」 の割合が43.9%で最も高く、次いで「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」 が36.9%、「職場における解雇や無断で検査が行われる」が33.2%となっている。

また、「わからない」の割合がハンセン病元患者等や外国人と同様に高くなっている。

「その他」の記述としては、「薬害による感染者もひとくくりにされている風潮」「身近 にいないので差別されているように思えない」などがあった。





* 前々回調査の回答条件は【2つまで○】。

前回、前々回調査と比較すると、「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」や 「職場における解雇や無断で検査が行われる」などの割合は、前回調査より減少している が、前々回調査よりは増加している。

表 7-3 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点【性別】(%)

		男性			女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
差別的な言動をされる	45.8	-	-	42.4	_	_
地域社会における排斥や悪意のある噂が 流される	35. 3	39. 1	28. 5	38. 2	41.9	27. 5
職場における解雇や無断で検査が行われ る	30.5	31.8	21.3	35. 4	38.5	20. 7
医療機関における診療拒否やプライバ シーの漏洩、無断で検査が行われる	29.6	36. 2	33.8	35. 5	41.0	32.8
学校などにおけるいじめや入園が拒否さ れる	27.6	34.0	9. 4	31.5	39.9	12.0
マスコミによりプライバシーが侵害され る	23.8	26. 3	23. 4	28. 1	27.6	23. 1
施設において入所の拒否や、入所者が退 所させられる	23. 7	28. 5	8.4	28.0	32.7	6. 1
結婚問題で周囲から反対を受ける	24.8	_	_	26. 3	_	_
その他	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4	0.3
特にない	6. 4	5.8	2.9	4.4	3.6	3. 1
わからない	25.8	27. 7	16. 5	25.3	30. 1	17. 7

性別でみると、男女ともに「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。また、多くの選択肢で女性の割合が男性より高く、男性では「差別的な言動をされる」や「特にない」が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「特にない」の割合は男女ともに増加してきている。また、「わからない」は男女ともに前々回調査より増加しているが、前回調査よりは減少している。

表 7-4 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
差別的な言動をされる	41.2	51.3	56.8	47.9	45.6	45.0	31. 3
地域社会における排斥や悪意のある噂が 流される	29. 4	46. 1	47.3	41.0	39. 1	39. 1	23. 7
職場における解雇や無断で検査が行われ る	29. 4	30. 4	43.8	39. 5	34. 5	36. 9	21. 2
医療機関における診療拒否やプライバ シーの漏洩、無断で検査が行われる	29. 4	33. 9	40.8	40.2	33.8	36.6	20.5
学校などにおけるいじめや入園が拒否さ れる	29. 4	39. 1	46.7	33. 7	29.2	27. 1	20.2
マスコミによりプライバシーが侵害され る	35. 3	33. 9	36. 1	30. 7	28. 1	24. 3	16. 9
施設において入所の拒否や、入所者が退 所させられる	17.6	22.6	34.9	26.8	29.9	26.3	20.5
結婚問題で周囲から反対を受ける	23. 5	26. 1	26.0	26. 1	29. 2	29.3	19. 2
その他	0.0	0.9	0.6	0.0	1. 1	0.6	0.0
特にない	5. 9	5. 2	2.4	3.8	3.6	7.0	7. 1
わからない	35. 3	16. 5	17.2	20.7	19.9	24. 9	38. 9

年齢別でみると、70歳以上では「わからない」が、そのほかの年齢層では「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。

また、20歳代と30歳代の「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」や30歳代の「学校などにおけるいじめや入園が拒否される」が高い割合となっている。また、「わからない」では10歳代の割合も高くなっている。

表 7-5 エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題点【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 • 学 生	無職
差別的な言動をされる	37.6	36. 2	43. 4	60.2	42.2	43.6	50.0	37. 3
地域社会における排斥や悪意のある噂が 流される	26.6	32.3	37. 0	50.6	45.3	31.8	50.0	31. 9
職場における解雇や無断で検査が行われる	22.0	26.8	32.5	44. 0	34. 4	35.8	35. 0	30.6
医療機関における診療拒否やプライバ シーの漏洩、無断で検査が行われる	20.2	29. 1	34. 7	42. 9	32.8	37. 4	32.5	27. 5
学校などにおけるいじめや入園が拒否さ れる	26.6	17. 3	29. 0	40.9	28. 1	27. 9	37.5	28.8
マスコミによりプライバシーが侵害され る	22.0	23.6	23. 3	38. 2	25.0	24.0	40.0	23. 7
施設において入所の拒否や、入所者が退 所させられる	20.2	17. 3	24. 5	35. 1	32.8	29.6	20.0	24. 7
結婚問題で周囲から反対を受ける	18.3	23.6	25. 0	34.0	25.0	24.6	30.0	23. 7
その他	0.9	0.8	0.7	0.4	0.0	0.6	0.0	0.0
特にない	7.3	4. 7	4. 2	3. 1	4. 7	4. 5	0.0	8. 5
わからない	28. 4	31.5	23.8	11.6	23. 4	30. 2	25. 0	32. 1

職業別でみると、『自由業、その他有職』では「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」が、『生徒・学生』では「差別的な言動をされる」と「地域社会における排斥や悪意のある噂が流される」が、そのほかの職業では「差別的な言動をされる」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「地域社会における排斥や悪意の ある噂が流される」と「職場における解雇や無断で検査が行われる」が高い割合となって いる。また、「わからない」では『商工サービス業』『家事専業』『無職』が高くなっている。

## 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<HIV感染者等に関する人権問題>

問 14 あなたは、エイズ患者・HIV感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・結婚問題で周囲の反対を受けること	48.9%	41.6%
・差別的な言動をされること	37. 7%	30.7%
・就職・職場で不利な扱いを受けること	34. 5%	29.9%
・治療や入院を断られること	19. 2%	19.7%

### (2) エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なこと

問7-2 あなたは、エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

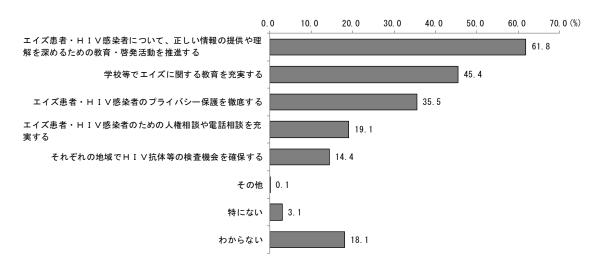
【〇は3つまで】

1. エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する

)

- 2. 学校等でエイズに関する教育を充実する
- 3. エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する
- 4. それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を確保する
- 5. エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する
- 6. その他(具体的に
- 7. 特にない
- 8. わからない

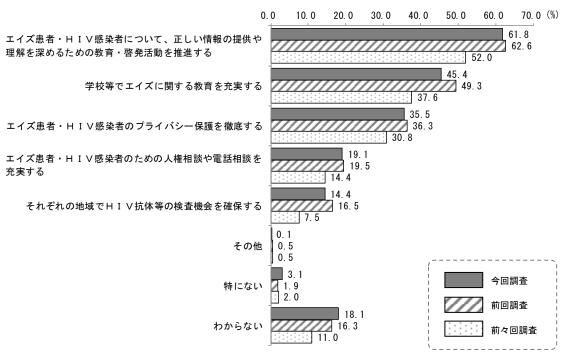
### 図 7-6 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なこと(%)



エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なことについては、「エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が61.8%で最も高く、次いで「学校等でエイズに関する教育を充実する」が45.4%、「エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する」が35.5%となっている。

「その他」の記述としては、「何より感染を拡大させない事が大事。エイズ患者と周囲に理解してもらい、その上で対応を皆で考え、共に生活を歩んでいくことが必要」「啓発活動はされているが、情報を見ようとしない人が多いように感じる」などがあった。

図 7-7 エイズ患者・H I V感染者の人権を守るために必要なこと(%) [過去調査との比較]



* 前々回調査の回答条件は【2つまで○】。

前回、前々回調査と比較すると、「わからない」の割合は増加してきている。

また、「エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」や「学校等でエイズに関する教育を充実する」などの割合は、前回調査より減少しているが、前々回調査よりは増加している。

表 7-8 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なこと【性別】(%)

		男性			女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
エイズ患者・HIV感染者について、正しい 情報の提供や理解を深めるための教育・啓発 活動を推進する		61. 5	53. 1	61. 9	65. 3	51.5
学校等でエイズに関する教育を充実する	42.6	49. 4	37. 3	47.8	51.0	38. 1
エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保 護を徹底する	34. 3	35. 6	30. 2	36. 4	37.8	31.6
エイズ患者・HIV感染者のための人権相談 や電話相談を充実する	20. 4	20. 2	14. 2	18. 0	19. 5	14.7
それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を 確保する	15. 0	14. 9	9.0	14. 1	18. 2	6.5
その他	0. 1	0.3	0.6	0. 1	0.7	0.5
特にない	4.0	3. 2	2.0	2. 5	1.0	1.9
わからない	18. 3	16. 6	9. 9	17. 9	16.0	11.7

性別でみると、男女ともに「エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高くなっている。また、「学校等でエイズに関する教育を充実する」や「エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する」では女性の割合が高く、「エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する」や「それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を確保する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「わからない」の割合は男女ともに増加してきている。

表 7-9 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なこと【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
エイズ患者・HIV感染者について、正しい 情報の提供や理解を深めるための教育・啓発 活動を推進する		68. 7	69. 2	62. 1	67. 6	62. 3	53. 0
学校等でエイズに関する教育を充実する	47. 1	54. 8	55. 0	51.7	43.4	45.0	36.4
エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保 護を徹底する	41. 2	41. 7	39. 1	40.6	40.2	34. 1	26. 3
エイズ患者・HIV感染者のための人権相談 や電話相談を充実する	11.8	14. 8	11. 2	15. 7	18.9	24. 3	21.5
それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を 確保する	11.8	17. 4	24. 3	16. 1	15. 7	12. 3	9.6
その他	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.3	0.0
特にない	5. 9	1. 7	2.4	1.9	3. 2	3.9	3.8
わからない	29. 4	11. 3	8. 9	13.8	14. 9	18. 7	28. 0

年齢別でみると、10歳代では「エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」と「学校等でエイズに関する教育を充実する」が、そのほかの年齢層では「エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高くなっている。

また、20歳代、30歳代、40歳代の「学校等でエイズに関する教育を充実する」が高い割合となっている。

表 7-10 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なこと【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員を療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
エイズ患者・HIV感染者について、正しい 情報の提供や理解を深めるための教育・啓発 活動を推進する	55. 0	58. 3	59. 4	74. 5	68.8	62.6	70.0	57. 3
学校等でエイズに関する教育を充実する	44.0	46. 5	45.3	54.8	50.0	43.6	55.0	39. 3
エイズ患者・H I V 感染者のプライバシー保 護を徹底する	20. 2	36. 2	39. 2	41.3	37. 5	33. 5	42. 5	31.6
エイズ患者・HIV感染者のための人権相談 や電話相談を充実する	15. 6	15.0	16. 7	19. 3	23. 4	23. 5	17. 5	21.1
それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を 確保する	14. 7	8. 7	17. 7	22. 0	14. 1	7.8	20.0	10.5
その他	0.0	0.8	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	3. 7	1.6	3.8	1.5	3. 1	1. 7	0.0	4.6
わからない	23. 9	24. 4	14. 9	5. 4	14. 1	24.6	15. 0	24. 4

職業別でみると、全ての職業で「エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高く、次いで「学校等でエイズに関する教育を充実する」が高くなっている。

### (3) ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点

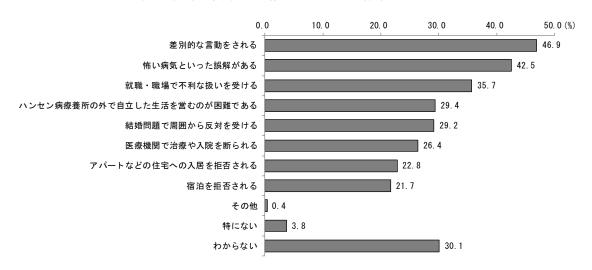
問7-3 ハンセン病元患者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

)

【〇はいくつでも】

- 1. 差別的な言動をされる
- 2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4. 医療機関で治療や入院を断られる
- 5. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
- 6. アパートなどの住居への入居を拒否される
- 7. 宿泊を拒否される
- 8. 怖い病気といった誤解がある
- 9. その他(具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

図 7-11 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点 (%)



ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点については、「差別的な言動をされる」の割合が 46.9%で最も高く、次いで「怖い病気といった誤解がある」が 42.5%、「就職・職場で不利な扱いを受ける」35.7%となっている。

また、「わからない」の割合がエイズ患者・HIV感染者や外国人と同様に高くなっている。

「その他」の記述としては、「行政が広報に力をそそぐ」「身近にいないのでわからない」などがあった。

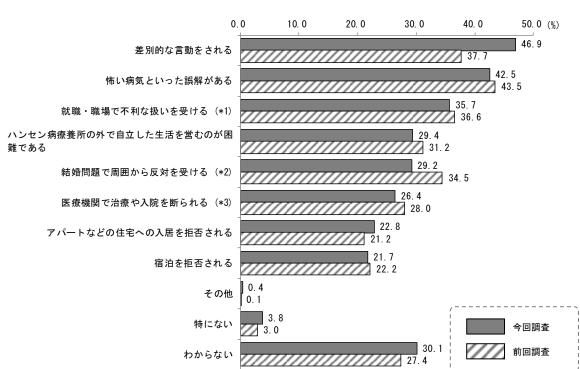


図 7-12 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点(%) [他の調査との比較]

前回調査と比較すると、「差別的な言動をされる」や「わからない」の割合は増加し、「怖い病気といった誤解がある」や「就職・職場で不利な扱いを受ける」は減少している。

^{*1「}就職・職場で不利な扱いを受ける」は、前回調査「家族等が就職・職場で不利な扱いを受ける」との比較。

^{*2「}結婚問題で周囲から反対を受ける」は、前回調査「家族等の結婚問題で周囲が反対をする」との比較。

^{*3「}医療機関で治療や入院を断られる」は、前回調査「医療機関で治療や入院を断る」との比較。

表 7-13 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点【性別】(%)

	男	性	女性		
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査	
差別的な言動をされる	46.9	37.8	46.8	38.8	
怖い病気といった誤解がある	39. 4	41.2	44.9	46. 6	
就職・職場で不利な扱いを受ける	34. 1	35. 4	36. 7	38. 7	
ハンセン病療養所の外で自立した生活を営 むのが困難である	28.0	30.9	30.5	32. 4	
結婚問題で周囲から反対を受ける	28.5	34.4	29.8	35. 5	
医療機関で治療や入院を断られる	23.8	27.9	28.6	28.8	
アパートなどの住宅への入居を拒否される	21.0	19.5	24.4	23. 0	
宿泊を拒否される	19.5	22.2	23.5	22. 7	
その他	0.7	0.0	0.2	0.3	
特にない	4.0	3.8	3. 7	2.5	
わからない	31. 4	28. 4	29. 2	27. 2	

性別でみると、男女ともに「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。また、多くの選択肢で女性の割合が男性より高く、男性では「わからない」が高くなっている。

前回調査と比較すると、「差別的な言動をされる」「アパートなどの住宅への入居を拒否 される」「わからない」の割合は男女ともに増加している。

表 7-14 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
差別的な言動をされる	58.8	46. 1	57.4	51.7	45. 9	48.0	38. 4
怖い病気といった誤解がある	35. 3	33. 9	41.4	42. 1	46.6	48.9	37. 1
就職・職場で不利な扱いを受ける	23. 5	27. 0	45.0	40.2	34. 2	38.3	29.8
ハンセン病療養所の外で自立した生活を営 むのが困難である	23. 5	20. 9	35. 5	33.0	31.0	32.4	23. 5
結婚問題で周囲から反対を受ける	17.6	16. 5	27.8	28.0	29. 5	35. 2	29.0
医療機関で治療や入院を断られる	35. 3	26. 1	32.0	31.4	25.6	29. 1	18. 7
アパートなどの住宅への入居を拒否される	17.6	21.7	31. 4	26.8	23.8	23. 2	16. 2
宿泊を拒否される	17.6	23. 5	32.0	24.5	22.4	22.3	14. 1
その他	0.0	1. 7	0.6	0.4	0.4	0.6	0.0
特にない	5. 9	3. 5	3.0	1.9	2.5	4.5	5.8
わからない	35. 3	33. 9	30.8	31.8	27.0	27. 1	32.3

年齢別でみると、50歳代と60歳代では「怖い病気といった誤解がある」が、そのほかの 年齢層では「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなっている。

30歳代の「就職・職場で不利な扱いを受ける」や50歳代と60歳代の「差別的な言動をされる」が高い割合となっている。また、「わからない」は、全ての年齢層で高くなっている。

表 7-15 ハンセン病元患者等に関する人権上の問題点【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤 め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒 ・学生	職
差別的な言動をされる	36. 7	36. 2	43.4	64. 9	46.9	48.0	52.5	43. 7
怖い病気といった誤解がある	34. 9	41.7	40. 1	49.0	50.0	44. 7	37.5	41.4
就職・職場で不利な扱いを受ける	29. 4	28. 3	32. 1	48.6	39. 1	36. 9	32.5	34. 2
ハンセン病療養所の外で自立した生活を営 むのが困難である	22. 9	22.0	26. 2	42.1	32.8	27. 4	35.0	29. 0
結婚問題で周囲から反対を受ける	29. 4	26.8	23.8	38. 2	32.8	28. 5	22.5	30. 3
医療機関で治療や入院を断られる	16. 5	19.7	24. 5	37. 1	29.7	30. 2	27.5	24. 4
アパートなどの住宅への入居を拒否される	13.8	18.9	21.5	31. 7	28. 1	21.8	20.0	22.6
宿泊を拒否される	14. 7	16. 5	19. 3	32.8	25.0	21.8	25.0	20. 1
その他	0.9	0.0	0.2	1.2	0.0	0.6	0.0	0.3
特にない	6. 4	4. 7	3. 1	1.2	4. 7	5. 0	0.0	5. 1
	32. 1	39. 4	32.8	18. 1	29. 7	31.8	37. 5	30. 1

職業別でみると、『商工サービス業』と『自由業、その他有職』では「怖い病気といった 誤解がある」が、そのほかの職業では「差別的な言動をされる」の割合が最も高くなって いる。

『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「怖い病気といった誤解がある」と「就職・職場で不利な扱いを受ける」や『自由業、その他有職』の「差別的な言動をされる」が高い割合となっている。また、「わからない」では、『商工サービス業』や『生徒・学生』が高くなっている。

# 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<ハンセン病患者等に関する人権問題>

問 15 あなたは、ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題 が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位6項目)

・ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むの		
が困難なこと	31. 7%	32.1%
・差別的な言動をされること	29.0%	22.3%
・結婚問題で周囲の反対を受けること	28. 2%	25.1%
・就職・職場で不利な扱いを受けること	27.0%	21.1%
・じろじろ見られたり、避けられたりすること	26.3%	24.1%
・職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	24. 4%	16.3%

### (4) ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと

問7-4 あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なことはどのようなこと だと思いますか。

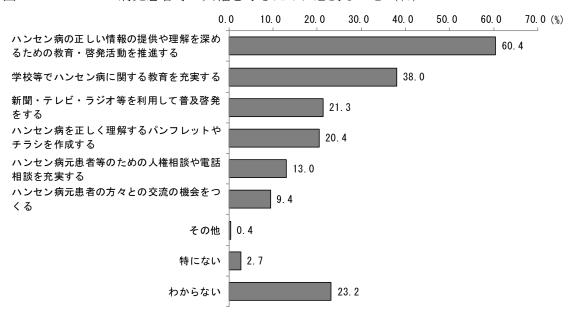
【〇は3つまで】

1. ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する

)

- 2. ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する
- 3. 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
- 4. ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる
- 5. 学校等でハンセン病に関する教育を充実する
- 6. ハンセン病元患者等のための人権相談や電話相談を充実する
- 7. その他(具体的に
- 8. 特にない
- 9. わからない

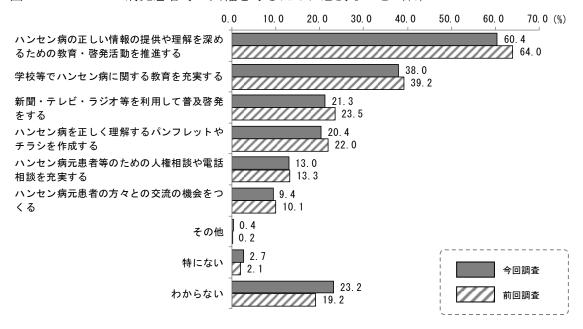
### 図 7-16 ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと (%)



ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なことについては、「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が60.4%で最も高く、次いで「学校等でハンセン病に関する教育を充実する」が38.0%、「わからない」が23.2%となっている。

「その他」の記述としては、「インターネット等で若い世代にも普及啓発をする」「元患者等の生活の充実」などがあった。





前回調査と比較すると、「わからない」の割合は増加し、そのほかの選択肢の「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」や「学校等でハンセン病に関する教育を充実する」などは減少している。

表 7-18 ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと【性別】(%)

	男	性	女性		
	今回調査	前 回 調 査	今回調査	前回調査	
ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深め るための教育・啓発活動を推進する	60.8	62.7	60.3	66. 3	
学校等でハンセン病に関する教育を充実する	38. 1	37. 9	38.0	41.5	
新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発 をする	21.7	23. 2	21.3	24. 3	
ハンセン病を正しく理解するパンフレットや チラシを作成する	21.0	23.8	19.8	21.4	
ハンセン病元患者等のための人権相談や電話 相談を充実する	13.0	10.6	12.9	15. 6	
ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつ くる	8.9	11.3	9.8	9. 3	
その他	0.4	0.2	0.4	0.1	
特にない	3. 1	2. 7	2.5	1.6	
わからない	24. 1	21.0	22.6	18. 3	

性別でみると、男女ともに「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深めるための教育・ 啓発活動を推進する」の割合が最も高くなっている。また、男女で割合にあまり差は見ら れない。

前回調査と比較すると、男女ともに「わからない」の割合が最も増加している。

表 7-19 ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深め るための教育・啓発活動を推進する	41. 2	67.8	62. 1	61.7	63.3	61.2	55. 1
学校等でハンセン病に関する教育を充実する	35. 3	44. 3	46. 2	46.4	41.3	36.0	27.0
新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発 をする	5. 9	14.8	22. 5	18.8	23.8	25. 4	19.9
ハンセン病を正しく理解するパンフレットや チラシを作成する	23.5	24. 3	16.0	19.9	19.2	20. 1	22.0
ハンセン病元患者等のための人権相談や電話 相談を充実する	11.8	6. 1	10. 1	10.3	11.7	16. 2	15. 9
ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつ くる	5.9	7.8	7. 1	12.6	8. 2	10.3	8.8
その他	5. 9	0.0	0.0	0.4	0.7	0.6	0.3
特にない	5. 9	1. 7	2.4	1.5	2. 1	2.8	4. 3
わからない	29. 4	19. 1	23. 1	24.5	21.0	22. 1	25.8

年齢別でみると、全ての年齢層で「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高く、次いで「学校等でハンセン病に関する教育を充実する」が高くなっている。

表 7-20 ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なこと【職業別】(%)

	農 林 漁 業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員と療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	55.0	57. 5	58. 7	75. 3	53. 1	59.8	60.0	57. 1
学校等でハンセン病に関する教育を充実する	29. 4	37.8	41.5	50. 2	32.8	29. 1	40.0	34. 2
新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発 をする	22.0	18. 1	21.0	23. 2	21. 9	19. 6	17.5	22. 9
ハンセン病を正しく理解するパンフレットや チラシを作成する	18.3	18.9	18.6	21. 2	25. 0	18. 4	27. 5	21. 9
ハンセン病元患者等のための人権相談や電話 相談を充実する	8. 3	8.7	10.6	14. 7	17. 2	17. 9	5.0	15. 2
ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつ くる	9. 2	10. 2	7. 3	12.4	3. 1	8. 9	10.0	10.8
その他	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.6	2.5	0.8
特にない	4.6	1.6	2.4	0.8	4. 7	3. 9	0.0	3. 9
わからない	25. 7	31. 5	24. 5	13. 9	26. 6	25. 1	25. 0	22.6

職業別でみると、全ての職業で「ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深めるための 教育・啓発活動を推進する」の割合が最も高く、次いで「学校等でハンセン病に関する教 育を充実する」が高くなっている。

## 8. 外国人

#### (1) 外国人に関する人権上の問題点

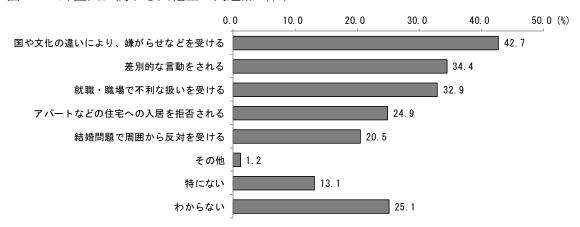
問8-1 日本に住む外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

)

【〇はいくつでも】

- 1. 差別的な言動をされる
- 2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4. アパートなどの住宅への入居を拒否される
- 5. 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
- 6. その他(具体的に
- 7. 特にない
- 8. わからない

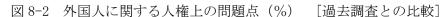
図8-1 外国人に関する人権上の問題点(%)

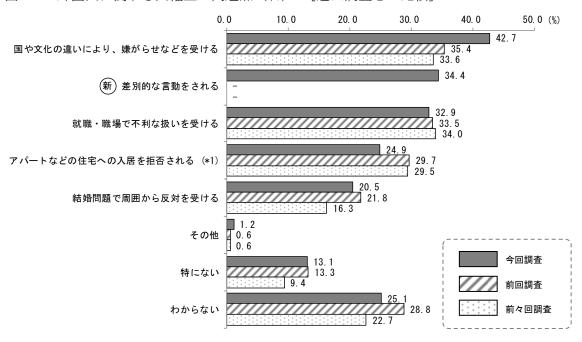


外国人に関する人権上の問題点については、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」の割合が 42.7%で最も高く、次いで「差別的な言動をされる」が 34.4%、「就職・職場で不利な扱いを受ける」が 32.9%となっている。

また、「わからない」の割合が、エイズ患者・HIV感染者やハンセン病元患者等と同様に高くなっている。

「その他」の記述としては、「マスメディアによる偏った情報」「職業研修の名のもとの 低賃金労働」「ヘイトスピーチ」などがあった。





^{*1「}アパートなどの住宅への入居を拒否される」は、前回・前々回調査「アパートなどの住宅への入居が困難である」との比較。

前回、前々回調査と比較すると、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」の割合は増加してきており、「就職・職場で不利な扱いを受ける」は減少してきている。

また、前回調査より、「アパートなどの住宅への入居を拒否される」や「結婚問題で周囲から反対を受ける」の割合は減少している。

^{*} 前々回調査の回答条件は【2 つまで○】。

表 8-3 外国人に関する人権上の問題点【性別】(%)

	男性				女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける	41.8	35.0	37.8	43.6	36. 7	30. 7
差別的な言動をされる	35.8	_	_	33. 5	_	-
就職・職場で不利な扱いを受ける	31.3	32.6	35. 4	34. 4	34.8	33. 4
アパートなどの住宅への入居を拒否される	22.2	30. 1	29.0	27. 2	30. 2	30.0
結婚問題で周囲から反対を受ける	19. 7	23. 9	16.3	21. 3	20.8	16. 2
その他	1.7	0.7	0.6	0.7	0.5	0.6
特にない	12.6	14. 9	9. 1	13. 2	12.0	9. 2
わからない	25. 1	26. 2	20.4	25. 3	31. 7	24.3

性別でみると、男女ともに「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」の割合が最も高くなっている。また、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」や「就職・職場で不利な扱いを受ける」などでは女性の割合が高く、「差別的な言動をされる」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」の割合は男女ともに増加している。また、「わからない」は男女ともに前々回調査より増加しているが、前回調査よりは減少している。

表 8-4 外国人に関する人権上の問題点【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳代	7 0 歳 以上
国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける	52. 9	55. 7	56.8	48.3	44. 5	42.5	28. 3
差別的な言動をされる	58.8	39. 1	47. 3	38. 7	34. 5	32.7	25. 5
就職・職場で不利な扱いを受ける	23. 5	41.7	45.6	39. 1	32.0	32.7	22.5
アパートなどの住宅への入居を拒否される	29. 4	30. 4	36. 1	30.7	23. 1	25. 7	15. 4
結婚問題で周囲から反対を受ける	35. 3	20.0	23. 1	20.7	19. 2	21.5	19. 2
その他	0.0	0.9	2.4	1.5	2.5	0.3	0.3
特にない	11.8	11. 3	10.1	10.7	14. 6	14.8	13.4
わからない	17. 6	12. 2	16. 0	22.2	19. 6	24. 9	39. 1

年齢別でみると、10歳代では「差別的な言動をされる」が、20歳代から60歳代まででは「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」が、70歳以上では「わからない」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、10歳代の「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」や30歳代の「差別的な言動をされる」と「就職・職場で不利な扱いを受ける」が高い割合となっている。

表 8-5 外国人に関する人権上の問題点【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員を療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける	35.8	35. 4	44. 6	57. 1	40.6	41.3	60.0	35. 7
差別的な言動をされる	24.8	29. 9	35. 1	46. 7	35. 9	27. 9	47.5	31.6
就職・職場で不利な扱いを受ける	22.0	31. 5	31. 1	45. 9	35. 9	34.6	35.0	28.8
アパートなどの住宅への入居を拒否される	11.9	23.6	25.0	35. 5	28. 1	23.5	25. 0	22.6
結婚問題で周囲から反対を受ける	15.6	20.5	18. 2	25. 5	23. 4	17.3	22.5	22.4
その他	1.8	1.6	2. 1	1.2	0.0	0.6	0.0	0.3
特にない	17.4	11.8	11.8	12.4	17. 2	11.7	12.5	13.6
わからない	31. 2	30. 7	23. 3	9. 3	23. 4	33.0	12.5	31. 9

職業別でみると、全ての職業で「国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける」の割合が最も高くなっている。

『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「差別的な言動をされる」と「就職・職場で不利な扱いを受ける」や『生徒・学生』の「差別的な言動をされる」が高い割合となっている。また、「わからない」では『農林漁業』『商工サービス業』『家事専業』『無職』が高くなっている。

## 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<外国人に関する人権問題>

問 12 あなたは、日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位5項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・風習や習慣等の違いが受け入れられないこと	41.3%	34.8%
・就職・職場で不利な扱いを受けること	30. 9%	25.9%
・アパート等への入居を拒否されること	24. 6%	24.9%
・差別的な言動をされること	22. 4%	15.0%
・職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	20.6%	12.9%

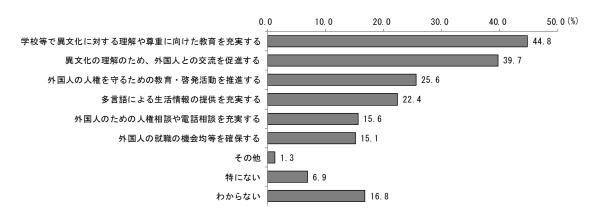
#### (2) 外国人の人権を守るために必要なこと

問8-2 あなたは、外国人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

- 1. 外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
- 3. 異文化の理解のため、外国人との交流を促進する
- 4. 外国人の就職の機会均等を確保する
- 5. 多言語による生活情報の提供を充実する
- 6. 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
- 7. その他(具体的に)
- 8. 特にない
- 9. わからない

図8-6 外国人の人権を守るために必要なこと(%)



外国人の人権を守るために必要なことについては、「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」の割合が44.8%で最も高く、次いで「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」が39.7%、「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」が25.6%となっている。

「その他」の記述としては、「異文化の地で暮らすためのマナーを身に付け、お互いに気持ち良く暮らすための教育」「過酷な労働条件を取り調べて排除する」などがあった。

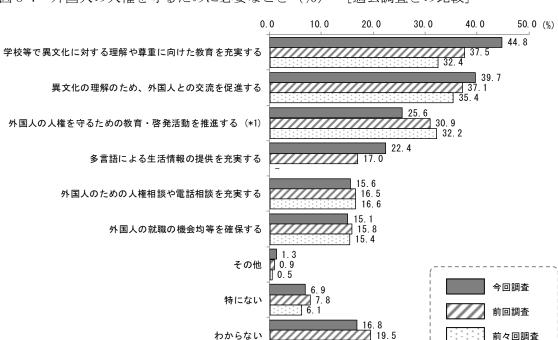


図8-7 外国人の人権を守るために必要なこと(%) [過去調査との比較]

前回、前々回調査と比較すると、「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」や「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」の割合は増加してきており、「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」は減少してきている。

また、前回調査より、「多言語による生活情報の提供を充実する」の割合は増加している。

^{*1「}外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」は、前回調査「外国人の持つ異文化に対する理解のため県民に向けた教育・ 啓発活動を推進する、前々回調査「外国人の持つ異文化に対する理解や人権尊重に向けた啓発活動を推進する」との比較。

^{*} 前々回調査の回答条件は【2 つまで○】

表 8-8 外国人の人権を守るために必要なこと【性別】(%)

	男性				女性	
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた 教育を充実する	41.8	35. 2	31. 9	47.2	39.9	33. 0
異文化の理解のため、外国人との交流を促進 する	39. 2	39.5	38. 2	40.4	35. 9	33. 6
外国人の人権を守るための教育・啓発活動を 推進する	29. 3	32.6	35. 9	22.8	30.5	29. 7
多言語による生活情報の提供を充実する	21.7	13. 2	_	23. 2	20.6	_
外国人のための人権相談や電話相談を充実す る	16.0	15.0	15. 9	15. 4	18. 2	17.2
外国人の就職の機会均等を確保する	15. 7	16.6	14. 5	14. 5	15.6	16.4
その他	1.7	1.0	0.8	0.9	0.7	0.4
特にない	7. 9	9. 1	7.0	6. 1	6.6	5. 2
わからない	15. 4	19. 7	13.3	17.8	20. 2	17. 1

性別でみると、男女ともに「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」の割合が最も高くなっている。また、「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」や「多言語による生活情報の提供を充実する」などでは女性の割合が高く、「外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」や「外国人の就職の機会均等を確保する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」の割合は男女ともに増加してきている。また、前回調査より、女性では「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」が、男性では「多言語による生活情報の提供を充実する」が最も割合が増加している。

表 8-9 外国人の人権を守るために必要なこと【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳代	6 0 歳 代	7 0 歳以上
学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた 教育を充実する	52.9	51.3	48.5	45.6	47.3	46.9	36. 6
異文化の理解のため、外国人との交流を促進 する	35.3	51.3	46. 7	45.6	47.0	37.7	26.8
外国人の人権を守るための教育・啓発活動を 推進する	11.8	20.0	24.3	27.2	23.5	20.7	33. 6
多言語による生活情報の提供を充実する	52.9	36. 5	32.5	25. 7	24. 2	20.9	10.9
外国人のための人権相談や電話相談を充実す る	5.9	10.4	14.2	13.0	14.2	20.4	16. 7
外国人の就職の機会均等を確保する	23.5	18.3	23. 1	16.9	14.9	14.0	10. 1
その他	5. 9	0.9	3.0	0.8	2. 1	1. 1	0.3
特にない	11.8	4. 3	3.6	4.6	8.2	7.8	8.8
わからない	17.6	8. 7	11.2	15.3	11.4	19.0	24.0

年齢別でみると、10歳代では「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」と「多言語による生活情報の提供を充実する」が、20歳代と40歳代では「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」と「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」が、そのほかの年齢層では「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、30歳代と50歳代の「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」が高い割合となっている。

表 8-10 外国人の人権を守るために必要なこと【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた 教育を充実する	36. 7	50.4	44.8	53. 7	40.6	46. 4	50.0	38. 6
異文化の理解のため、外国人との交流を促進 する	32. 1	44. 9	42.7	55. 6	29. 7	29. 1	47.5	32. 4
外国人の人権を守るための教育・啓発活動を 推進する	22. 9	18.9	21.2	30. 9	29. 7	24.0	17.5	31. 1
多言語による生活情報の提供を充実する	21.1	22.8	26. 2	30. 9	15.6	18.4	35.0	14. 9
外国人のための人権相談や電話相談を充実す る	10. 1	11.8	15.8	14. 7	20.3	21.2	10.0	16. 2
外国人の就職の機会均等を確保する	11.0	15.0	15. 1	18.5	28. 1	12.3	22.5	12.1
その他	1.8	1.6	1.9	0.8	3. 1	1. 1	2.5	0.3
特にない	10.1	3. 9	7. 1	3. 9	7.8	6. 1	7. 5	9.3
わからない	20.2	21. 3	13.4	7. 7	17. 2	22.3	7. 5	22. 1

職業別でみると、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』では「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」が、そのほかの職業では「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」の割合が最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「学校等で異文化に対する理解や 尊重に向けた教育を充実する」や『生徒・学生』の「異文化の理解のため、外国人との交 流を促進する」が高い割合となっている。

## 9. 犯罪被害者等

#### (1) 犯罪被害者等に関する人権上の問題点

問9-1 犯罪被害者等に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

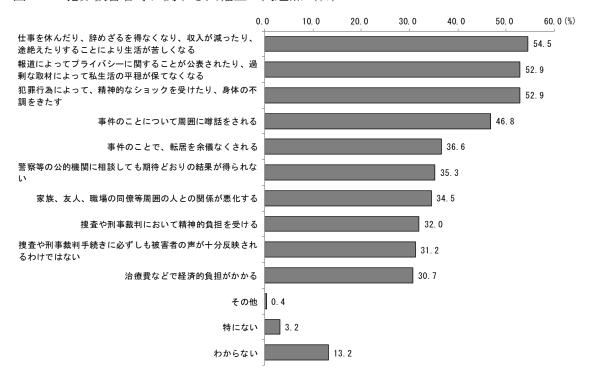
【〇はいくつでも】

- 1. 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
- 2. 治療費などで経済的負担がかかる
- 3. 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる
- 4. 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
- 5. 事件のことについて周囲に噂話をされる
- 6. 事件のことで、転居を余儀なくされる
- 7. 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
- 8. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
- 9. 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
- 10. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる

)

- 11. その他(具体的に
- 12. 特にない
- 13. わからない

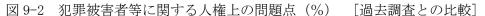
#### 図 9-1 犯罪被害者等に関する人権上の問題点(%)

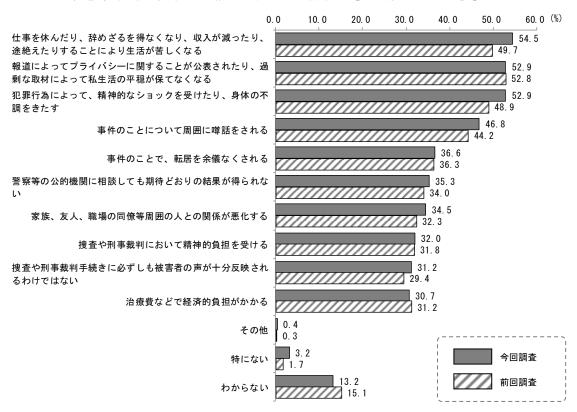


犯罪被害者等に関する人権上の問題点については、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」の割合が 54.5%で最も高く、次いで「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材

によって私生活の平穏が保てなくなる」が 52.9%、「犯罪行為によって、精神的なショック を受けたり、身体の不調をきたす」が 52.9%となっている。

「その他」の記述としては、「インターネット」「選択するのは難しい」などがあった。





前回調査と比較すると、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」「事件のことについて周囲に噂話をされる」の割合は増加しているが、その他の選択肢はあまり変化が見られない。

表 9-3 犯罪被害者等に関する人権上の問題点【性別】(%)

	男	性	女	女性		
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査		
仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収 入が減ったり、途絶えたりすることにより生 活が苦しくなる	52.8	50.3	55.8	50.8		
報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる	49. 4	52. 3	55. 9	54.8		
犯罪行為によって、精神的なショックを受け たり、身体の不調をきたす	51. 3	48.2	54. 2	50.8		
事件のことについて周囲に噂話をされる	42.6	43.8	50. 4	45.9		
事件のことで、転居を余儀なくされる	33. 9	33.8	39. 1	39. 1		
警察等の公的機関に相談しても期待どおりの 結果が得られない	33. 7	35. 6	36.8	33. 7		
家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する	33. 1	32.3	35. 7	33. 2		
捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	29. 0	31. 3	34. 6	32.9		
捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声 が十分反映されるわけではない	30.6	29. 1	31.8	30.5		
治療費などで経済的負担がかかる	30.9	33. 3	30. 4	30.3		
その他	0.6	0.2	0.2	0.3		
特にない	3. 7	1.7	2.8	1.8		
わからない	13. 7	13. 7	12.8	16.3		

性別でみると、女性では「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」が、男性では「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」の割合が最も高くなっている。また、多くの選択肢で女性の割合が男性より高くなっている。

前回調査と比較すると、女性ではほとんどの選択肢で割合が増加している。また、女性では「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」が、男性では「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」が最も割合が増加している。

表 9-4 犯罪被害者等に関する人権上の問題点【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収 入が減ったり、途絶えたりすることにより生 活が苦しくなる	41. 2	57. 4	62. 1	63.6	58. 7	55. 0	41.2
報道によってプライバシーに関することが公 表されたり、過剰な取材によって私生活の平 穏が保てなくなる	52. 9	50. 4	66. 9	57. 1	58. 7	58. 9	35. 6
犯罪行為によって、精神的なショックを受け たり、身体の不調をきたす	47. 1	51. 3	60. 4	62.1	60.9	55. 6	36. 4
事件のことについて周囲に噂話をされる	52. 9	60. 9	62. 7	55.6	54.8	44. 7	26. 5
事件のことで、転居を余儀なくされる	70. 6	43. 5	50. 3	49.4	39. 1	33.8	20. 2
警察等の公的機関に相談しても期待どおりの 結果が得られない	35. 3	33. 9	46. 7	45.2	37. 7	38. 0	20.5
家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する	29. 4	39. 1	46. 2	37. 2	37.7	36.0	23. 0
捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	17. 6	27.8	40.8	38. 7	40.2	35. 5	17. 2
捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声 が十分反映されるわけではない	23. 5	30. 4	37. 9	35. 2	36.3	36. 6	17. 9
治療費などで経済的負担がかかる	17. 6	24. 3	42.6	38.3	34. 2	32. 1	18.9
その他	0.0	1. 7	0.6	0.0	0.4	0.6	0.0
特にない	5. 9	0.9	1.2	2. 7	1.8	3.6	5.8
わからない	17. 6	7.8	5.9	10.0	7. 1	13. 7	23. 7

年齢別でみると、10歳代では「事件のことで、転居を余儀なくされる」が、20歳代では「事件のことについて周囲に噂話をされる」が、30歳代と60歳代では「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」

が、40歳代と70歳以上では「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、 途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」が、50歳代では「犯罪行為によって、精神 的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、30歳代の「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」と「事件のことについて周囲に噂話をされる」や40歳代の「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」が高い割合となっている。

表 9-5 犯罪被害者等に関する人権上の問題点【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員を療関係者及び	きの他有職	家事専業	生 徒 · 学 生	職
仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収 入が減ったり、途絶えたりすることにより生 活が苦しくなる	40. 4	48.8	56. 4	69. 9	56. 3	49. 2	60.0	49.6
報道によってプライバシーに関することが公 表されたり、過剰な取材によって私生活の平 穏が保てなくなる	50. 5	53. 5	54. 2	66. 0	54. 7	53. 6	50.0	44.0
犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす	42. 2	53. 5	54.0	66.8	50.0	52. 0	60.0	46. 0
事件のことについて周囲に噂話をされる	33. 0	47. 2	51.2	63. 7	54. 7	41.3	60.0	35. 5
事件のことで、転居を余儀なくされる	22. 0	33. 1	39. 2	53. 3	35. 9	30. 7	60.0	29.6
警察等の公的機関に相談しても期待どおりの 結果が得られない	22. 9	44. 9	35. 6	44.0	29. 7	31. 3	37. 5	32.9
家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係 が悪化する	26.6	33. 9	32.8	48.6	29. 7	33.0	35.0	31.4
捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける	19. 3	32. 3	33. 7	43.6	35. 9	33. 5	27. 5	26. 0
捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声 が十分反映されるわけではない	22. 0	37. 0	30.0	43. 2	31. 3	26.8	35.0	27. 5
治療費などで経済的負担がかかる	22. 9	34. 6	32. 5	40.5	32.8	25. 7	22. 5	26. 0
その他	0.0	0.0	1. 2	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0
特にない	8. 3	2. 4	2.6	0.8	0.0	2.8	2. 5	5. 4
わからない	13.8	11.8	9. 9	3.9	14.1	20. 1	10.0	19.8

職業別でみると、『農林漁業』と『家事専業』では「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」が、『商工サービス業』では「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」と「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」が、『生徒・学生』では「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」「事件のことについて周囲に噂話をされる」「事件のことで、転居を余儀なくされる」が、そのほかの職業では「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなる」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなる」「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす」「事件のことについて周囲に噂話をされる」が高い割合となっている。

# 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<犯罪被害者等に関する人権問題>

問 16 あなたは、犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きている と思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・事件のことに関して、周囲にうわさ話をされる		
こと	59.8%	53.9%
・犯罪行為によって精神的なショックを受けること	59.3%	50.9%
・報道によってプライバシーに関することが公表さ		
れたり、取材によって私生活の平穏が保てなくな		
ること	54.0%	58.3%
・警察に相談しても期待どおりの対応が得られない		
こと	46.5%	47.5%

#### (2) 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと

間9-2 あなたは、犯罪被害者等の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

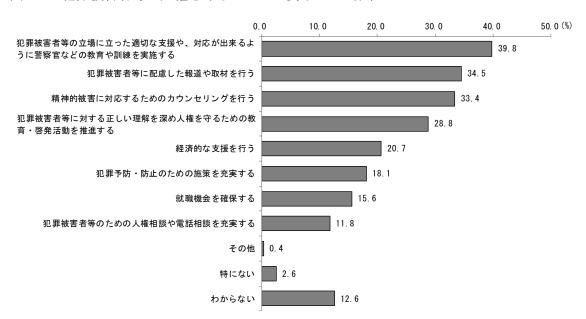
【〇は3つまで】

- 1. 犯罪被害者等に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進 する
- 2. 就職機会を確保する
- 3. 経済的な支援を行う
- 4. 犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する

)

- 5. 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
- 6. 犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う
- 7. 犯罪予防・防止のための施策を充実する
- 8. 犯罪被害者等のための人権相談や電話相談を充実する
- 9. その他(具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

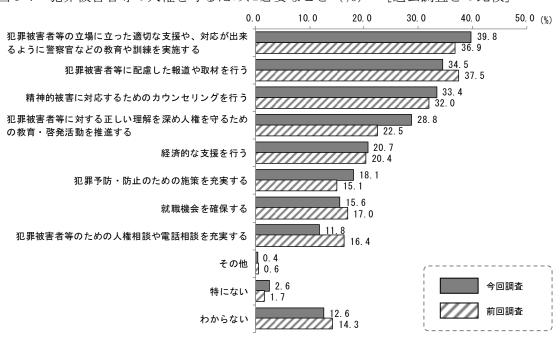
図 9-6 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと (%)



犯罪被害者等の人権を守るために必要なことについては、「犯罪被害者等の立場に立った 適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」が39.8%で最も高 く、次いで「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」が34.5%、「精神的被害に対応す るためのカウンセリングを行う」が33.4%となっている。

「その他」の記述としては、「インターネットの規制」「被害者の人権が守られる法整備」 「被害者の実名報道の禁止」などがあった。

図 9-7 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと(%) 「過去調査との比較」



前回調査と比較すると、「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」や「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」の割合は増加し、「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」は減少している。

表 9-8 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと【性別】(%)

	男	性	女	女性		
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査		
犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、 対応が出来るように警察官などの教育や訓練 を実施する	38. 0	39. 1	41.3	36. 2		
犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う	35. 3	36. 4	34. 3	39. 6		
精神的被害に対応するためのカウンセリング を行う	29. 2	27. 7	36. 9	36. 3		
犯罪被害者等に対する正しい理解を深め人権 を守るための教育・啓発活動を推進する	31. 7	24.8	26. 4	21.0		
経済的な支援を行う	22. 9	23. 4	18.8	18.3		
犯罪予防・防止のための施策を充実する	17. 1	13. 7	19. 1	16.8		
就職機会を確保する	17. 3	17. 6	14. 4	16. 9		
犯罪被害者等のための人権相談や電話相談を 充実する	12.0	15.9	11.6	17. 2		
その他	0.6	0.7	0.2	0.4		
特にない	2.8	1. 9	2. 4	1.5		
わからない	12. 3	12.8	12.8	15. 6		

性別でみると、男女ともに「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」の割合が最も高くなっている。また、「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」や「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」などでは女性の割合が高く、「犯罪被害者等に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」や「経済的な支援を行う」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、男女ともに「犯罪被害者等に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も増加している。

表 9-9 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、 対応が出来るように警察官などの教育や訓練 を実施する	41. 2	39. 1	39. 6	40.6	41.6	51. 7	27. 5
犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う	23. 5	45. 2	42.6	43. 3	40.6	34. 6	18.9
精神的被害に対応するためのカウンセリング を行う	41.2	43. 5	40.8	39. 5	39. 1	33. 0	19. 4
犯罪被害者等に対する正しい理解を深め人権 を守るための教育・啓発活動を推進する	29. 4	20. 0	19. 5	23. 4	27.8	31. 0	37. 4
経済的な支援を行う	35.3	32. 2	29. 6	20. 7	23. 1	15. 9	15. 4
犯罪予防・防止のための施策を充実する	23. 5	21. 7	19. 5	16. 9	20.3	18. 2	15. 9
就職機会を確保する	5. 9	18. 3	14. 2	14. 2	14. 9	14. 0	18.9
犯罪被害者等のための人権相談や電話相談を 充実する	0.0	3. 5	5. 9	7. 7	13. 2	14. 5	16. 7
その他	0.0	0.9	1.2	0.4	0.4	0.3	0.0
特にない	5. 9	0. 9	1.8	2. 7	1.8	1. 7	4.8
わからない	11.8	10. 4	7. 7	11. 9	6.8	14. 5	17.9

年齢別でみると、10歳代では「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」と「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」が、20歳代、30歳代、40歳代では「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」が、50歳代と60歳代では「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」が、70歳以上では「犯罪被害者等に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、20歳代と30歳代の「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」、40歳代の「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」、50歳代の「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」が高い割合となっている。

表 9-10 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビ ス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、 対応が出来るように警察官などの教育や訓練 を実施する	33. 0	44. 9	40. 3	48. 3	40.6	38. 5	35. 0	35. 5
犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う	34. 9	38. 6	38. 0	44. 4	42. 2	33. 5	25. 0	24. 2
精神的被害に対応するためのカウンセリング を行う	30. 3	33. 9	38. 7	37. 1	32.8	32. 4	47. 5	25. 7
犯罪被害者等に対する正しい理解を深め人権 を守るための教育・啓発活動を推進する	27. 5	24. 4	24. 5	31.3	31. 3	32. 4	25. 0	31. 9
経済的な支援を行う	16.5	20. 5	24. 1	26. 3	12. 5	14. 5	30. 0	17. 7
犯罪予防・防止のための施策を充実する	11.9	18. 9	21. 2	16.6	34. 4	17. 3	22. 5	14. 9
就職機会を確保する	12.8	18. 1	16.5	10.4	17. 2	17. 9	12. 5	17. 2
犯罪被害者等のための人権相談や電話相談を 充実する	11.0	6. 3	9.9	8. 5	10.9	17. 3	5. 0	16. 7
その他	0.0	0.0	0.9	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
特にない	10. 1	1.6	1. 9	1.2	0.0	2. 2	5. 0	2.6
わからない	10. 1	12. 6	10.4	6.6	10.9	16. 2	10.0	18. 5

職業別でみると、『農林漁業』と『自由業、その他有職』では「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」が、『生徒・学生』では「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」が、そのほかの職業では「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「犯罪被害者等に配慮した報道や 取材を行う」や『自由業、その他有職』の「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、 対応が出来るように警察官などの教育や訓練を実施する」が高い割合となっている。

# 10. インターネットによる人権侵害

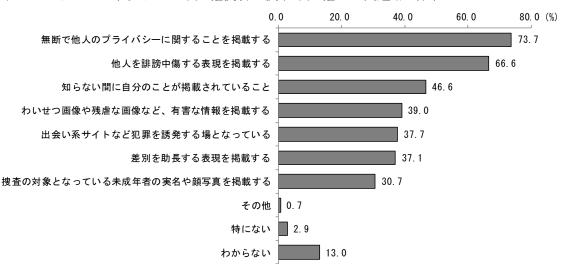
## (1) インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点

問 10-1 インターネットによる人権侵害に関する事柄で、人権上問題があると思われるの はどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

- 1. 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する
- 2. 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
- 3. 差別を助長する表現を掲載する
- 4. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
- 5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
- 6. わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
- 7. 知らない間に自分のことが掲載されていること
- 8. その他(具体的に
- 9. 特にない
- 10. わからない

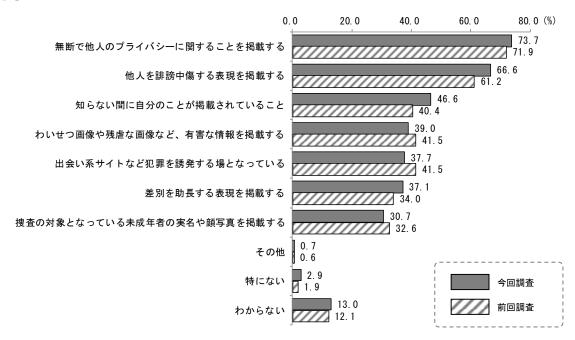
図 10-1 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点(%)



インターネットに関する人権上の問題点については、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」の割合が 73.7%で最も高く、次いで「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」が 66.6%、「知らない間に自分のことが掲載されていること」が 46.6%となっている。

「その他」の記述としては、「嘘情報、事実無根のオンライン記述が多い」「世の中便利になりすぎたために色々な事件が起きている」「匿名で投稿するため意識が低い」などがあった。

図 10-2 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点(%) [過去調査との比較]



前回調査と比較すると、「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」や「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」の割合は増加し、「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」や「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」は減少している。

表 10-3 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点【性別】(%)

	男	性	女	性
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
無断で他人のプライバシーに関すること を掲載する	73. 5	71.8	74.0	73. 9
他人を誹謗中傷する表現を掲載する	66. 7	61.7	66. 9	62.6
知らない間に自分のことが掲載されてい ること	42.4	38. 3	50.4	43. 3
わいせつ画像や残虐な画像など、有害な 情報を掲載する	33.0	37. 1	44.0	46. 2
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場と なっている	36. 1	39.3	39.0	44.3
差別を助長する表現を掲載する	38.8	36. 1	36.0	33. 5
捜査の対象となっている未成年者の実名 や顔写真を掲載する	28. 2	28. 2	33. 1	37. 2
その他	1. 1	0.7	0.3	0.5
特にない	3. 1	2. 1	2.7	1.5
わからない	13. 2	12.0	12.7	12. 7

性別でみると、男女ともに「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」の割合が最も高くなっている。また、「知らない間に自分のことが掲載されていること」や「わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する」などでは女性の割合が高く、「差別を助長する表現を掲載する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、女性では「知らない間に自分のことが掲載されていること」が、 男性では「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」が最も割合が増加している。

表 10-4 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
無断で他人のプライバシーに関すること を掲載する	76. 5	86. 1	81.1	79. 3	82.9	75.4	55. 3
他人を誹謗中傷する表現を掲載する	64. 7	66. 1	75. 1	77.8	76.5	71.5	44. 9
知らない間に自分のことが掲載されてい ること	52.9	56. 5	56.8	49.8	51.2	50.0	31. 3
わいせつ画像や残虐な画像など、有害な 情報を掲載する	35. 3	33. 9	36. 1	41.4	46.6	45.3	29. 5
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場と なっている	23. 5	28. 7	30.8	36.0	42.0	45.8	34. 6
差別を助長する表現を掲載する	29. 4	37. 4	43.8	42.9	43.8	38.8	24. 7
捜査の対象となっている未成年者の実名 や顔写真を掲載する	35. 3	33.0	35.5	32. 2	32.7	34.4	22. 7
その他	0.0	2.6	1.2	0.4	1. 1	0.3	0.3
特にない	11.8	0.0	3.0	2.3	0.7	2.5	5.8
わからない	11.8	5. 2	5.3	9.6	5. 3	13.4	25. 8

年齢別でみると、全ての年齢層で「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」 の割合が最も高く、次いで「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」が高くなっている。

表 10-5 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
無断で他人のプライバシーに関すること を掲載する	59.6	75.6	77. 1	88.8	76.6	74.3	87. 5	61.7
他人を誹謗中傷する表現を掲載する	50.5	74.0	70.3	82.6	67.2	64.8	75.0	54.8
知らない間に自分のことが掲載されてい ること	32. 1	45. 7	49. 1	56.8	39. 1	50.8	65.0	39.8
わいせつ画像や残虐な画像など、有害な 情報を掲載する	30.3	38.6	36. 3	52.5	31.3	48.0	35.0	33. 7
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場と なっている	22.0	39. 4	36.6	42.9	37. 5	41.9	37. 5	37.8
差別を助長する表現を掲載する	22.9	37.0	37.0	51.0	39. 1	36. 3	37. 5	32. 4
捜査の対象となっている未成年者の実名 や顔写真を掲載する	17.4	33.9	28. 3	41.3	31.3	35.8	40.0	26. 5
その他	0.9	1.6	0.5	1.2	0.0	0.6	0.0	0.5
特にない	5.5	2.4	2. 1	0.4	0.0	2. 2	2.5	5. 7
わからない	22.0	11.8	8. 5	3. 1	12. 5	15.6	5.0	21.6

職業別でみると、全ての職業で「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」 の割合が最も高く、次いで「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」が高くなっている。

# 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<インターネットによる人権侵害に関する人権問題>

問 17 あなたは、インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・他人を誹謗中傷する情報が掲載されること	62.9%	57.7%
・プライバシーに関する情報が掲載されること	53.4%	49.8%
・ラインやツイッターなどによる交流が犯罪を誘発す	-	
る場となっていること	49.0%	42.9%
・他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、		
それを助長するような情報が掲載されること	39.6%	30.6%

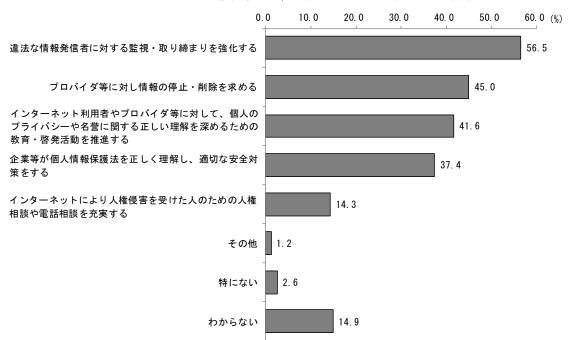
#### (2) インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと

問 10-2 あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためにはどのようなことが 必要だと思いますか。

【〇は3つまで】

- 1. インターネット利用者やプロバイダ(インターネット接続事業者)等に対して、 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を 推進する
- 2. 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする
- 3. プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
- 4. インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
- 5. 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
- 6. その他(具体的に
- 7. 特にない
- 8. わからない

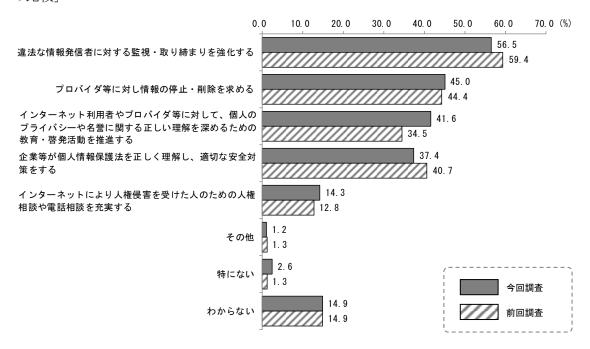
図 10-6 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと(%)



インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことについては、「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」の割合が56.5%で最も高く、次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が45.0%、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」が41.6%となっている。

「その他」の記述としては、「教育機関での教育」「人権侵害防止のための法整備」「違法者への厳罰化」などがあった。

図 10-7 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと (%) [過去調査との比較]



前回調査と比較すると、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」や「インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する」の割合は増加し、「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」や「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする」は減少している。

また、「プロバイダ等に対する情報の停止・削除を求める」の割合は、あまり変化が見られない。

表 10-8 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと【性別】(%)

	男	性	女	性
	今回調査	前回調査	今回調査	前回調査
違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを 強化する	54. 2	57. 4	58. 4	62.6
プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	46. 2	45.0	44. 4	45. 4
インターネット利用者やプロバイダ等に対し て、個人のプライバシーや名誉に関する正しい 理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	42. 6	36. 2	40. 9	34.3
企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切 な安全対策をする	36. 1	38. 1	38. 2	44.0
インターネットにより人権侵害を受けた人のた めの人権相談や電話相談を充実する	15. 6	15. 2	13. 4	11.3
その他	1.6	1. 2	1.0	1.4
特にない	2. 5	2. 1	2. 5	0.8
わからない	13. 9	13. 5	15. 6	16. 1

性別でみると、男女ともに「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」の割合が最も高くなっている。また、「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」や「企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする」などでは女性の割合が高く、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」や「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、男女ともに「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」の割合が最も増加している。

表 10-9 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを 強化する	58.8	58.3	58. 0	61.3	66. 9	60. 9	40.7
プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	52.9	39. 1	46. 7	53. 3	54. 1	51.4	28. 5
インターネット利用者やプロバイダ等に対し て、個人のプライバシーや名誉に関する正しい 理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	35.3	48.7	37. 9	38. 7	47. 3	41.9	39. 1
企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切 な安全対策をする	41.2	49.6	44. 4	40.6	39. 5	36. 9	27. 0
インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する	11.8	13. 0	14. 2	12.6	13. 2	17. 6	13.9
その他	0.0	1. 7	3.0	1.9	2. 1	0.3	0.3
特にない	11.8	2.6	3.0	1. 9	1. 1	2.8	3.3
わからない	11.8	8.7	8.9	10.3	6. 4	16.5	27.0

年齢別でみると、全ての年齢層で「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化 する」の割合が最も高くなっている。

また、10歳代、40歳代、50歳代、60歳代の「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」の割合が高くなっている。

表 10-10 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを 強化する	45. 9	61. 4	60.6	63. 7	60. 9	59.8	52. 5	47.0
プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	36. 7	46. 5	49. 1	55. 2	43.8	45.3	42.5	37.0
インターネット利用者やプロバイダ等に対し て、個人のプライバシーや名誉に関する正しい 理解を深めるための教育・啓発活動を推進する	36. 7	37. 0	41. 3	48.3	43.8	39. 1	55. 0	40. 4
企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切 な安全対策をする	30.3	36. 2	40.8	48.3	26.6	35.8	40.0	30.6
インターネットにより人権侵害を受けた人のた めの人権相談や電話相談を充実する	12.8	12.6	13. 9	13. 1	18.8	14.0	17. 5	15. 7
その他	0.9	1.6	1. 7	2.3	1. 6	0.6	0.0	0.5
特にない	7.3	0.8	2. 4	0.4	3. 1	1. 1	5.0	3.6
わからない	17. 4	15. 0	10.8	5.8	9. 4	19. 6	12.5	23. 1

職業別でみると、『生徒・学生』では「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」が、そのほかの職業では「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する」の割合が最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「プロバイダ等に対し情報の停止・ 削除を求める」や『生徒・学生』の「違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化 する」が高い割合となっている。

## 11. 災害と人権

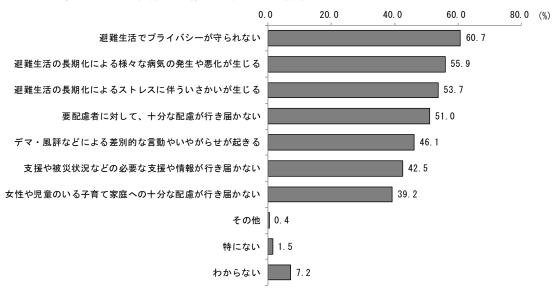
# (1) 災害が起きた場合の人権上の問題点 新

問 11-1 地震など災害が起きた場合に、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

- 1. 避難生活でプライバシーが守られない
- 2. 避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる
- 3. 避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる
- 4. デマ・風評などによる差別的な言動やいやがらせが起きる
- 5. 要配慮者 (障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等) に対して、十分な配慮 が行き届かない
- 6. 支援や被災状況などの必要な支援や情報が行き届かない
- 7. 女性や児童のいる子育て家庭への十分な配慮が行き届かない
- 8. その他(具体的に
- 9. 特にない
- 10. わからない

図 11-1 災害が起きた場合の人権上の問題点(%)



災害が起きた場合の人権上の問題点については、「避難生活でプライバシーが守られない」の割合が 60.7%で最も高く、次いで「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる」が 55.9%、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる」が 53.7% となっている。

「その他」の記述としては、「興味本位レベルの程度の低い、なおかつ過剰なマスコミ取材」「国が責任を回避している」などがあった。

表 11-2 災害が起きた場合の人権上の問題点【性別】(%)

	男 性	女 性
避難生活でプライバシーが守られない	54. 4	65. 9
避難生活の長期化による様々な病気の発 生や悪化が生じる	49. 9	60. 7
避難生活の長期化によるストレスに伴う いさかいが生じる	50.8	56. 0
要配慮者に対して、十分な配慮が行き届 かない	47.0	54. 4
デマ・風評などによる差別的な言動やい やがらせが起きる	46.3	46. 1
支援や被災状況などの必要な支援や情報 が行き届かない	37. 1	46. 7
女性や児童のいる子育て家庭への十分な 配慮が行き届かない	36. 1	41.6
その他	0.8	0.0
************************************	1.8	1. 1
わからない	9. 3	5. 5

性別でみると、男女ともに「避難生活でプライバシーが守られない」の割合が最も高く、 また、多くの選択肢で女性の割合が男性より高くなっている。

表 11-3 災害が起きた場合の人権上の問題点【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
避難生活でプライバシーが守られない	47. 1	47.8	60.9	67.8	64. 1	67.6	51.8
避難生活の長期化による様々な病気の発 生や悪化が生じる	41. 2	34. 8	51.5	53.6	62.3	62.8	55. 3
避難生活の長期化によるストレスに伴う いさかいが生じる	41. 2	48. 7	51.5	60. 9	59.8	55.6	45. 7
要配慮者に対して、十分な配慮が行き届 かない	41. 2	45. 2	57.4	49.8	55.9	60.1	39. 9
デマ・風評などによる差別的な言動やい やがらせが起きる	52. 9	64. 3	63.3	56. 7	52.7	43.3	24. 5
支援や被災状況などの必要な支援や情報 が行き届かない	23. 5	39. 1	42.0	44. 4	50.5	49. 2	31. 3
女性や児童のいる子育て家庭への十分な 配慮が行き届かない	35. 3	33. 9	50.9	47. 9	43. 4	39. 4	26. 8
その他	0.0	1. 7	0.6	0.0	1. 1	0.0	0.0
特にない	5. 9	0.9	1.2	1.5	0.7	0.8	2.8
わからない	17.6	5. 2	3.0	6. 9	2. 5	5.3	14. 1

年齢別でみると、10歳代、20歳代、30歳代では「デマ・風評などによる差別的な言動やいやがらせが起きる」が、40歳代、50歳代、60歳代では「避難生活でプライバシーが守られない」が、70歳以上では「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、30 歳代の「避難生活でプライバシーが守られない」、40 歳代の「避難生活の長期 化によるストレスに伴ういさかいが生じる」、50 歳代の「避難生活の長期化による様々な病 気の発生や悪化が生じる」、60 歳代の「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が 生じる」と「要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない」が高い割合となっている。

表 11-4 災害が起きた場合の人権上の問題点【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤 め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 • 学 生	無職
避難生活でプライバシーが守られない	52.3	57. 5	61.6	68.7	57.8	68. 7	45.0	56.6
避難生活の長期化による様々な病気の発 生や悪化が生じる	49.5	49.6	56. 1	59.8	50.0	62.6	45.0	56.6
避難生活の長期化によるストレスに伴う いさかいが生じる	44.0	57. 5	54. 7	59.8	57.8	57.0	60.0	47. 3
要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない	34. 9	50.4	49. 1	63.7	48. 4	56. 4	45.0	49. 1
デマ・風評などによる差別的な言動やい やがらせが起きる	30.3	52.0	47. 2	67.6	45.3	43.0	45.0	35. 7
支援や被災状況などの必要な支援や情報 が行き届かない	25. 7	42.5	43.9	50.2	42.2	49. 2	40.0	38. 3
女性や児童のいる子育て家庭への十分な 配慮が行き届かない	22.0	40.9	43. 9	48.6	26. 6	40.8	45.0	33. 2
その他	0.0	0.0	0. 5	1.2	0.0	0.0	0.0	0.3
特にない	5. 5	0.8	0.9	0.4	0.0	0.6	5.0	2. 3
わからない	9. 2	5. 5	5. 0	2.7	6. 3	7. 3	7.5	12. 3

職業別でみると、『商工サービス業』と『自由業、その他有職』では「避難生活でプライバシーが守られない」と「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる」が、『生徒・学生』では「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる」が、『無職』では「避難生活でプライバシーが守られない」と「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる」が、そのほかの職業では「避難生活でプライバシーが守られない」の割合が、それぞれ最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「要配慮者に対して、十分な配慮が行き届かない」と「デマ・風評などによる差別的な言動やいやがらせが起きる」や『家事専業』の「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる」が高い割合となっている。

# 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<東日本大震災に伴う人権問題>

問 21 あなたは、東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、 現在、被災者にどのような人権問題が起きていると思いますか。この中からいくつ でもあげてください。(複数回答)

(上位4項目)

半成.	29年10月	(参考) 平成 24 年 8 月
・避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待	61.4%	64.9%
・学校、幼稚園等で嫌がらせやいじめを受けること	58.9%	_
・差別的な言動をされること	40. 2%	22. 2%
<ul><li>・職場で嫌がらせやいじめを受けること</li></ul>	29.6%	_

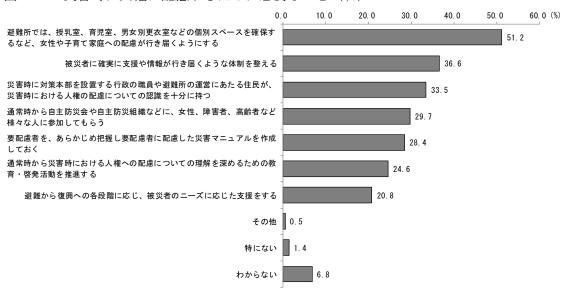
### (2) 災害時に人権に配慮するために必要なこと 新

問 11-2 あなたは、地震など災害時において人権に配慮するためには、どのようなことが 必要だと思いますか。

【〇は3つまで】

- 通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓 発活動を推進する
- 2. 通常時から自主防災会や自主防災組織などに、女性、障害者、高齢者など様々な人に参加してもらう
- 3. 災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時 における人権の配慮についての認識を十分に持つ
- 4. 避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、 女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにする
- 5. 要配慮者(障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等)を、あらかじめ把握し 要配慮者に配慮した災害マニュアルを作成しておく
- 6. 被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える
- 7. 避難から復興への各段階に応じ、被災者のニーズに応じた支援をする
- 8. その他(具体的に
- 9. 特にない
- 10. わからない

#### 図 11-5 災害時に人権に配慮するために必要なこと(%)



災害時に人権に配慮するために必要なことについては、「避難所では、授乳室、育児室、 男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届く ようにする」の割合が 51.2%で最も高く、次いで「被災者に確実に支援や情報が行き届く ような体制を整える」が 36.6%、「災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営 にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ」が 33.5%となっている。

「その他」の記述としては、「過剰な報道機関の干渉活動への対策」「行政の素早い対応」「日頃から備えを行う」などがあった。

表 11-6 災害時に人権に配慮するために必要なこと【性別】(%)

	男 性	女 性
避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室 などの個別スペースを確保するなど、女性や 子育て家庭への配慮が行き届くようにする	47.0	54. 8
被災者に確実に支援や情報が行き届くような 体制を整える	31.9	40.4
災害時に対策本部を設置する行政の職員や避 難所の運営にあたる住民が、災害時における 人権の配慮についての認識を十分に持つ	33. 7	33. 5
通常時から自主防災会や自主防災組織など に、女性、障害者、高齢者など様々な人に参 加してもらう	29. 3	30. 1
要配慮者を、あらかじめ把握し要配慮者に配 慮した災害マニュアルを作成しておく	27. 2	29. 6
通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を 推進する	28. 3	21. 7
避難から復興への各段階に応じ、被災者の ニーズに応じた支援をする	19. 7	21.8
その他	0.6	0.4
特にない	1.8	0. 9
わからない	8.8	5. 2

性別でみると、男女ともに「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにする」の割合が最も高くなっている。また、「被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える」などでは女性の割合が高く、「通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」などでは男性の割合が高くなっている。

表 11-7 災害時に人権に配慮するために必要なこと【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や 子育て家庭への配慮が行き届くようにする	47. 1	54. 8	56.8	61. 7	57. 3	50.6	37. 6
被災者に確実に支援や情報が行き届くような 体制を整える	29. 4	37. 4	33. 1	36.8	41.6	39. 1	32.1
災害時に対策本部を設置する行政の職員や避 難所の運営にあたる住民が、災害時における 人権の配慮についての認識を十分に持つ	23. 5	28. 7	34. 9	28. 7	39. 1	39. 1	29. 0
通常時から自主防災会や自主防災組織など に、女性、障害者、高齢者など様々な人に参 加してもらう	29. 4	32. 2	29. 0	22.6	23.8	32. 7	35.6
要配慮者を、あらかじめ把握し要配慮者に配 慮した災害マニュアルを作成しておく	41. 2	21. 7	39. 6	27.6	29. 5	31. 3	22. 5
通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための教育・啓発活動を 推進する	17. 6	24. 3	19. 5	26. 1	24. 2	19. 6	31.1
避難から復興への各段階に応じ、被災者の ニーズに応じた支援をする	11.8	22.6	18. 3	24. 1	26. 7	23. 5	13. 1
その他	5. 9	1. 7	0.6	0.8	0.4	0.3	0.0
特にない	5. 9	0.9	1.2	1.5	0.7	0.6	2.5
わからない	5. 9	6. 1	7. 1	7. 7	2. 5	6. 4	9. 6

年齢別でみると、全ての年齢層で「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにする」の割合が最も高くなっている。

また、10歳代の「要配慮者を、あらかじめ把握し要配慮者に配慮した災害マニュアルを 作成しておく」や 50歳代の「被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える」 が高い割合となっている。

表 11-8 災害時に人権に配慮するために必要なこと【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員と療関係者及び教育・福祉・	その他有職	家事専業	生 徒 · 学 生	無職
避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室 などの個別スペースを確保するなど、女性や 子育て家庭への配慮が行き届くようにする	45. 0	50. 4	57. 1	60. 2	51. 6	49. 2	55. 0	41.9
被災者に確実に支援や情報が行き届くような 体制を整える	24.8	48.8	37. 7	32.8	43.8	39. 1	42. 5	34.2
災害時に対策本部を設置する行政の職員や避 難所の運営にあたる住民が、災害時における 人権の配慮についての認識を十分に持つ	33. 0	30. 7	32.8	40.5	35. 9	31.8	20. 0	32. 9
通常時から自主防災会や自主防災組織など に、女性、障害者、高齢者など様々な人に参 加してもらう	33. 9	32. 3	26. 7	26. 3	29. 7	30. 2	37. 5	32. 1
要配慮者を、あらかじめ把握し要配慮者に配 慮した災害マニュアルを作成しておく	20. 2	29. 1	27. 4	41.3	31. 3	29. 1	25. 0	23. 4
通常時から災害時における人権への配慮につ いての理解を深めるための教育・啓発活動を 推進する	29. 4	22.8	19.8	28. 6	20. 3	24.0	22. 5	27.8
避難から復興への各段階に応じ、被災者の ニーズに応じた支援をする	14. 7	19. 7	24. 3	21. 2	23. 4	28. 5	25. 0	14.7
その他	0.9	1.6	0.2	0.4	0.0	0.0	5. 0	0.3
特にない	4. 6	0.8	0.7	0.4	0.0	1. 1	2. 5	2. 1
わからない	7. 3	4. 7	6.4	3. 5	7.8	5.6	2. 5	10. 5

職業別でみると、全ての職業で「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにする」の割合が最も高くなっている。

また、『商工サービス業』『自由業、その他有職』『生徒・学生』の「被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える」や『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ」と「要配慮者を、あらかじめ把握し要配慮者に配慮した災害マニュアルを作成しておく」が高い割合となっている。

### 12. 人権啓発

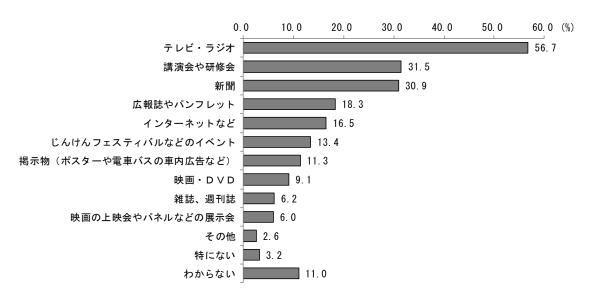
#### 人権意識を高めるための啓発方法

問 12-1 人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、あなたは、 人権意識を高めるための啓発方法として、特にどれが効果が高いと思いますか。 【○は3つまで】

)

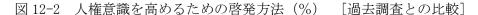
- 1. 講演会や研修会
- 2. 広報誌やパンフレット
- 3. テレビ・ラジオ
- 4. 映画・DVD
- 5. 新聞
- 6. 雑誌、週刊誌
- 7. 映画の上映会やパネルなどの展示会
- 8. 掲示物(ポスターや電車バスの車内広告など)
- 9. じんけんフェスティバルなどのイベント
- 10. インターネットなど
- 11. その他(具体的に
- 12. 特にない
- 13. わからない

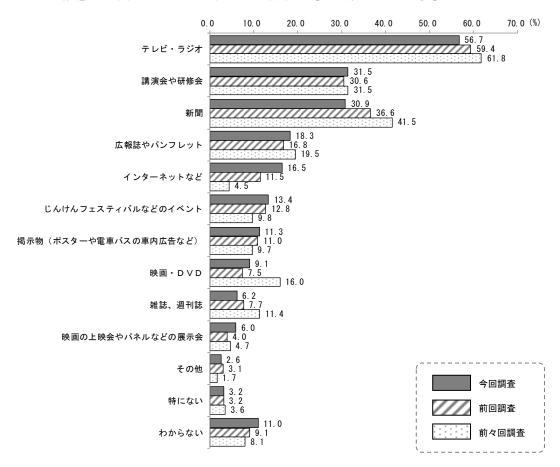
図 12-1 人権意識を高めるための啓発方法(%)



人権意識を高めるための効果的な啓発方法については、「テレビ・ラジオ」の割合が 56.7% で最も高く、次いで「講演会や研修会」が 31.5%、「新聞」が 30.9%となっている。

「その他」の記述としては、「学校での教育」「家庭での教育」「CM」などがあった。





前回、前々回調査と比較すると、「インターネットなど」や「じんけんフェスティバルなどのイベント」の割合は増加してきており、「テレビ・ラジオ」や「新聞」は減少してきている。

また、前回調査より、「講演会や研修会」や「広報誌やパンフレット」の割合は増加している。

表 12-3 人権意識を高めるための啓発方法【性別】(%)

		男性			女性			
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査		
テレビ・ラジオ	55.8	59.7	60.5	57.7	60.8	62.9		
講演会や研修会	33. 9	33.3	31.2	29.6	29. 1	31.8		
新聞	31.4	34.9	41.7	30.4	38.3	41.3		
広報誌やパンフレット	18.3	17.6	22.0	18.4	16.7	18.0		
インターネットなど	17.8	11.5	4.7	15.6	11.9	4.5		
じんけんフェスティバルなどのイベント	12.0	12.8	10.2	14.6	12.8	9.9		
掲示物 (ポスターや電車バスの車内広告など)	10.1	10.9	9.2	12.1	11.5	10.0		
映画・DVD	7.6	5.5	15. 3	10.3	9.3	16.7		
雑誌、週刊誌	5.0	7.4	11.9	7.3	8. 2	10.8		
映画の上映会やパネルなどの展示会	6.4	4.3	5.2	5.8	4.0	4. 1		
その他	3.8	3.9	1.9	1.7	2.5	1.6		
特にない	4.2	3.9	4.4	2.7	2.6	2.9		
わからない	10.6	8.9	7.8	11.2	9. 7	8.3		

性別でみると、男女ともに「テレビ・ラジオ」の割合が最も高くなっている。また、「テレビ・ラジオ」や「じんけんフェスティバルなどのイベント」などでは女性の割合が高く、「講演会や研修会」や「新聞」などでは男性の割合が高くなっている。

前回、前々回調査と比較すると、「インターネットなど」の割合は男女ともに増加してきている。

表 12-4 人権意識を高めるための啓発方法【年齢別】(%)

-	1	2	3	4	5	6	7
	0	0	0	0	o 0	0	0
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	代	代	代	代	代	代	以
							上
テレビ・ラジオ	47. 1	55. 7	62. 7	58.6	65. 5	53. 9	50.3
講演会や研修会	29. 4	22.6	33. 1	28.0	28. 1	31.6	37.9
新聞	11.8	18.3	16.0	23.4	32.0	36.0	40.9
広報誌やパンフレット	0.0	10.4	11.2	13.4	22.4	20.1	23.2
インターネットなど	17.6	27.8	29.0	28.0	18. 1	10.9	4.5
じんけんフェスティバルなどのイベント	23. 5	15.7	17.2	13.8	13.9	15. 1	8.8
掲示物 (ポスターや電車バスの車内広告など)	35. 3	19.1	8.3	14.6	13.5	9.2	7.1
映画・DVD	11.8	18.3	13.0	11.9	11.7	5.3	4.5
雑誌、週刊誌	5. 9	11.3	7. 1	8.4	7. 5	5.0	3.3
映画の上映会やパネルなどの展示会	5. 9	6. 1	7. 7	4.6	5. 0	7.8	5.6
その他	5. 9	6.1	4. 1	4.6	3. 2	1.1	0.5
特にない	11.8	3.5	4. 7	3. 1	1.8	3.6	3.8
	23. 5	7.8	11.2	11. 1	5. 7	12. 3	13.6

年齢別でみると、全ての年齢層で「テレビ・ラジオ」の割合が最も高くなっている。 また、10歳代の「掲示物」、60歳代の「新聞」、70歳以上の「講演会や研修会」と「新聞」 が高い割合となっている。

表 12-5	人権意識を高めるため	の啓発方法	【職業別】	(%)
1X 14 0	八惟思賊と同りるにめ	ルノイが出力は	【4100 未 刀1 】	( /0 /

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員医療関係者及び	その他有職	家事専業	生徒・学生	無職
テレビ・ラジオ	56.0	54. 3	60.4	61.4	62.5	57.0	52.5	50.4
講演会や研修会	27.5	28.3	25.5	39. 4	37.5	32.4	20.0	34. 4
新聞	31.2	29. 1	25.5	23. 9	26.6	39. 7	17.5	39.8
広報誌やパンフレット	17.4	12.6	16.3	19.7	14. 1	26.3	7. 5	20.1
インターネットなど	12.8	14. 2	21.7	25. 1	12.5	7.8	37. 5	10.0
じんけんフェスティバルなどのイベント	5. 5	15. 7	13.2	13.9	9. 4	22. 9	15.0	10.8
掲示物(ポスターや電車バスの車内広告など)	7. 3	11.8	12.7	12.4	4. 7	12.3	27. 5	8. 5
映画・DVD	5. 5	7. 1	11.1	13.5	10.9	6. 7	10.0	6. 7
雜誌、週刊誌	5. 5	7. 9	8.0	7. 7	7.8	6. 7	7. 5	2.6
映画の上映会やパネルなどの展示会	6.4	8. 7	5.9	7. 3	9. 4	4. 5	2.5	5. 1
その他	0.9	4. 7	3.3	4.6	1.6	0.0	10.0	1.0
<del></del>	8.3	3. 1	3.8	1.2	3. 1	1. 1	2.5	4.6
わからない	11. 9	13. 4	9.2	8. 1	12.5	10.6	10.0	13.6

職業別でみると、全ての職業で「テレビ・ラジオ」の割合が最も高くなっている。 また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』と『自由業、その他有職』の「講演会や研修会」、『家事専業』と『無職』の「新聞」、『生徒・学生』の「インターネットなど」が高い割合となっている。

### 【参考】全国調査(内閣府 人権擁護に関する世論調査)

<効果的な啓発広報活動について>

問 22 あなたは、人権啓発を推進するためには、国民に対してどのような方法による啓 発広報活動が効果的であると思いますか。この中からいくつでもあげてください。 (複数回答)

(上位4項目)

	平成 29 年 10 月	(参考)平成24年8月
・テレビ・ラジオを利用した啓発広報	70. 3%	71.1%
・インターネットを利用した啓発広報	41.9%	28.1%
・新聞・雑誌を利用した啓発広報	41.8%	44.9%
・講演会、シンポジウム、研修会等	31. 7%	30.0%

#### 13. 人権教育

#### 人権を尊重する心や態度を育むための教育

問 12-2 あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。

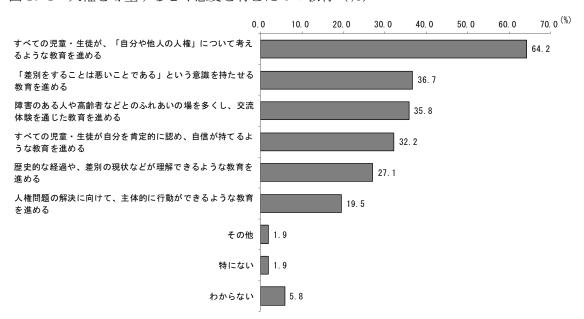
【〇は3つまで】

- 1. すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
- 2. すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
- 3. 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
- 4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
- 5. 障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を 進める

)

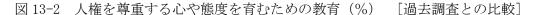
- 6. 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
- 7. その他(具体的に
- 8. 特にない
- 9. わからない

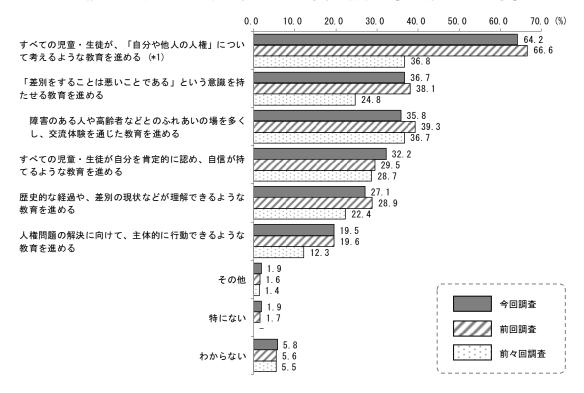
図 13-1 人権を尊重する心や態度を育むための教育(%)



学校でどのような人権教育を行ったらよいかについては、「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」の割合が 64.2%で最も高く、「『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」が 36.7%、「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」が 35.8%となっている。

「その他」の記述としては、「人権問題の解決に向けて行動している人たちの事例に触れる機会」「礼儀、思いやりの精神を教育」「障害、高齢者など多くの人との関わりを持ち、個々で全く違っていること、それで良いことを理解させる教育」「教員も含めた教育」などがあった。





- *1 「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」は、前々回調査「すべての児童・生徒が、『自分の人権』について考えるような教育を進める」との比較。
- * 前々回調査の回答条件は【2つまで○】。

前回、前々回調査と比較すると、「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」の割合は増加してきている。

また、前回調査より、「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」や「『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」の割合は減少している。

表 13-3 人権を尊重する心や態度を育むための教育【性別】(%)

	男性				女性		
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査	
すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」 について考えるような教育を進める	64.4	67. 7	40.3	64. 3	67. 5	34. 4	
「差別をすることは悪いことである」という意 識を持たせる教育を進める	38.4	38.8	26.6	35. 4	38. 1	23.3	
障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を 多くし、交流体験を通じた教育を進める	29.0	36. 9	33. 1	41.5	42.3	39. 7	
すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自 信が持てるような教育を進める	27.2	26.8	25. 1	36. 4	32. 4	31. 7	
歴史的な経過や、差別の現状などが理解できる ような教育を進める	29.6	28.9	25.8	25. 3	29.8	19.8	
人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができ るような教育を進める	21.0	22. 1	14.6	18.3	18. 4	10.5	
その他	2.8	2.2	2.0	1.2	1.1	0.9	
特にない	2.4	2. 2	_	1.3	1.2	_	
わからない	6.8	5.8	4.3	4. 9	5.6	6.4	

性別でみると、男女ともに「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」の割合が最も高くなっている。また、「障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」や「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」では女性の割合が高く、「『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」や「歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める」などでは男性の割合が高くなっている。前回、前々回調査と比較すると、「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」の割合は男女ともに増加してきている。

表 13-4 人権を尊重する心や態度を育むための教育【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」 について考えるような教育を進める	52.9	60.0	63.9	63. 2	66.5	66. 2	63. 6
「差別をすることは悪いことである」という意 識を持たせる教育を進める	64. 7	36. 5	24. 3	33. 3	39. 1	36.6	41.4
障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を 多くし、交流体験を通じた教育を進める	0.0	35. 7	42.0	42.5	38. 1	38. 3	27. 0
すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自 信が持てるような教育を進める	29. 4	45. 2	36. 7	34. 9	31.3	32. 1	26. 0
歴史的な経過や、差別の現状などが理解できる ような教育を進める	23. 5	32. 2	31.4	26. 4	31.0	29. 3	19. 9
人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができ るような教育を進める	23. 5	18. 3	20.7	18.0	21.4	20. 7	17. 7
その他	0.0	3. 5	1.8	2.3	3. 9	1.7	0.3
特にない	0.0	0.0	3.0	1. 1	1.4	2.0	2.8
わからない	11.8	5. 2	4. 1	6. 5	1.8	6. 1	8. 3

年齢別でみると、10歳代では「『差別をすることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」が、そのほかの年齢層では「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」の割合が最も高くなっている。

また、10歳代の「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について考えるような教育を進める」や20歳代の「すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める」が高い割合となっている。

表 13-5 人権を尊重する心や態度を育むための教育【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビス 業	勤め	職員、公務員を療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	職
すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」 について考えるような教育を進める	66. 1	63.0	63. 4	68.7	64. 1	63. 1	62.5	63. 2
「差別をすることは悪いことである」という意 識を持たせる教育を進める	38. 5	30. 7	34. 2	30. 1	42. 2	40.8	50.0	40.9
障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を 多くし、交流体験を通じた教育を進める	22. 9	38.6	37. 0	48.6	40.6	39. 7	20.0	28. 5
すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自 信が持てるような教育を進める	25. 7	29. 9	31. 4	43. 2	40.6	34.6	37. 5	25. 7
歴史的な経過や、差別の現状などが理解できる ような教育を進める	19. 3	32. 3	31.8	28. 2	28. 1	27. 9	25.0	22. 1
人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができ るような教育を進める	23. 9	20.5	18. 6	21.2	14. 1	17. 9	20.0	19. 3
その他	3. 7	3. 1	1. 7	2.7	1.6	2.2	2.5	0.8
特にない	5. 5	1.6	2. 1	0.4	1.6	0.6	0.0	2.6
わからない	5. 5	6.3	5. 2	2. 3	1.6	5.6	5.0	9. 3

職業別でみると、全ての職業で「すべての児童・生徒が、『自分や他人の人権』について 考えるような教育を進める」の割合が最も高くなっている。

また、『教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員』の「障害のある人や高齢者などとの ふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める」や『生徒・学生』の「『差別をす ることは悪いことである』という意識を持たせる教育を進める」が高い割合となっている。

### 14. 人権尊重の社会の実現

#### 人権尊重の社会実現のために必要なこと

問 12-3 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後特に、どのようなこと が必要だと思いますか。

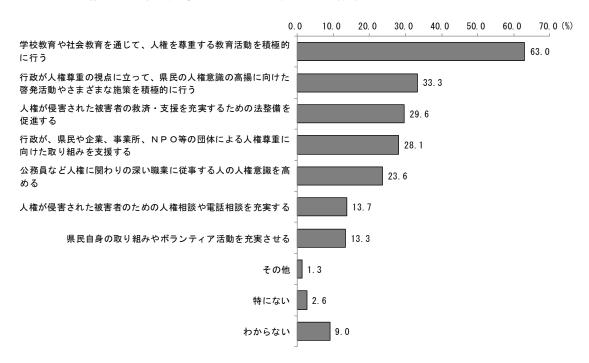
【〇は3つまで】

- 1. 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
- 2. 行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさま ざまな施策を積極的に行う
- 3. 行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組み を支援する

)

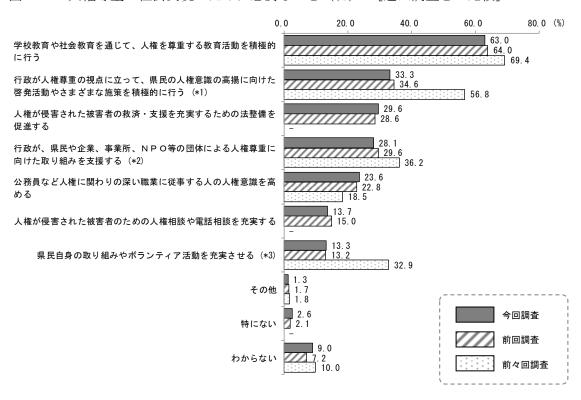
- 4. 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
- 5. 県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
- 6. 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
- 7. 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
- 8. その他(具体的に
- 9. 特にない
- 10. わからない

#### 図 14-1 人権尊重の社会実現のために必要なこと(%)



人権尊重の社会の実現に必要なことについては、「学校教育や社会教育を通じて、人権を 尊重する教育活動を積極的に行う」の割合が 63.0%で最も高く、次いで「行政が人権尊重 の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行 う」が 33.3%、「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する」 が 29.6%となっている。 「その他」の記述としては、「子どもの親への教育」「マナーやモラルに対する教育」「人権が侵害された被害者の救済・支援の仕組みを整備する」「地域に密着し、子どもから大人まで人と人との関わりを増やすことが第一」「各個人の心の余裕が必要。共通のニーズ(医療・教育・介護など)のサービスを全員に給付し、国民の幸福感を上げるようにする」などがあった。

図 14-2 人権尊重の社会実現のために必要なこと(%) 「過去調査との比較]



- *1 「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」は、前々回調査「行 政が県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を積極的に行う」、「行政が人権尊重の視点に立ってさまざまな施策を行う」を合計した ものとの比較。
- *2 「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」は、前々回調査「行政が、企業、事業所等における人権尊重に向けた取り組みを支援する」、「行政が、県民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」を合計したものとの比較。
- *3 「県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる」は、前々回調査「県民自らがボランティア活動などを通じて人権意識を高める」との比較。

前回、前々回調査と比較すると、「公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める」の割合は増加してきており、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」や「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」は減少してきている。

また、前回調査より「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を 促進する」は増加し、「人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する」 は減少している。

表 14-3 人権尊重の社会実現のために必要なこと【性別】(%)

	男性         女性			女性			
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査	
学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う	61.8	62.6	71.0	64. 2	66. 7	68. 1	
行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権 意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施 策を積極的に行う	33. 9	39. 7	59. 4	32.8	31. 4	54.8	
人権が侵害された被害者の救済・支援を充実 するための法整備を促進する	31.2	28. 2	_	28. 7	30. 1	-	
行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団 体による人権尊重に向けた取り組みを支援す る	27. 1	29. 6	39. 9	29. 0	30.6	34. 0	
公務員など人権に関わりの深い職業に従事す る人の人権意識を高める	25. 2	24. 3	19. 1	22. 2	22.3	18. 2	
人権が侵害された被害者のための人権相談や 電話相談を充実する	12.6	14. 2	_	14. 7	16. 3	-	
県民自身の取り組みやボランティア活動を充 実させる	13. 2	11.8	31. 5	13. 4	14. 6	34. 2	
その他	1.8	2. 1	2.5	0.9	1.4	1.4	
特にない	2.8	2. 7	_	2. 2	1.8		
わからない	9. 5	7. 0	9. 4	8. 5	7. 7	10.4	

性別でみると、男女ともに「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」の割合が最も高くなっている。また、「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」や「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」などでは女性の割合が高く、「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」や「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する」などでは男性の割合が高くなっている。

前回調査と比較すると、女性では「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の 高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」が、男性では「人権が侵害され た被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する」などが増加している。

表 14-4 人権尊重の社会実現のために必要なこと【年齢別】(%)

	1 0 歳 代	2 0 歳 代	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以 上
学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う	58.8	67. 0	62. 7	66. 7	64.8	62.3	59.3
行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権 意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施 策を積極的に行う	35. 3	30. 4	24. 9	25. 7	36. 7	36. 3	37. 4
人権が侵害された被害者の救済・支援を充実 するための法整備を促進する	41. 2	30. 4	42. 6	35. 6	31.0	31.8	16. 9
行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する	11.8	21. 7	26. 0	26.8	26. 3	29. 3	32.6
公務員など人権に関わりの深い職業に従事す る人の人権意識を高める	29. 4	27. 0	19. 5	21.8	24. 2	25. 1	23. 0
人権が侵害された被害者のための人権相談や 電話相談を充実する	5. 9	14. 8	10. 1	13. 4	12.8	18. 2	12. 4
県民自身の取り組みやボランティア活動を充 実させる	23. 5	19. 1	13. 6	11. 5	14. 9	12. 3	11.9
その他	5. 9	3. 5	2. 4	1. 5	1.8	0.6	0.3
特にない	5. 9	0.0	2.4	3. 4	1.4	3. 6	2.5
わからない	17. 6	6. 1	7. 7	9.6	6. 0	8. 7	11.9

年齢別でみると、全ての年齢層で「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育 活動を積極的に行う」の割合が最も高くなっている。

また、10歳代と30歳代の「人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する」が高い割合となっている。

表 14-5 人権尊重の社会実現のために必要なこと【職業別】(%)

	農林漁業	サー ビ ス 業	勤め	職員、公務員を療関係者及び	その他有職	家事専業	生 徒 ・ 学 生	無職
学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う	59.6	66. 1	62. 0	72.6	64. 1	65.9	67. 5	56. 0
行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権 意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施 策を積極的に行う	33. 9	23. 6	32.8	34. 7	37. 5	33. 5	37. 5	34. 7
人権が侵害された被害者の救済・支援を充実 するための法整備を促進する	22. 9	33. 9	34. 4	33. 6	32.8	29.6	27. 5	22.9
行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する	21. 1	28. 3	25. 9	30. 1	26. 6	35.8	17. 5	28.8
公務員など人権に関わりの深い職業に従事す る人の人権意識を高める	28. 4	29. 9	23. 3	21.6	25. 0	19. 0	22. 5	23. 7
人権が侵害された被害者のための人権相談や 電話相談を充実する	11.9	11.8	13. 0	13. 5	10.9	17. 9	17. 5	14.4
県民自身の取り組みやボランティア活動を充 実させる	14. 7	15. 0	12.7	16. 6	6. 3	8. 9	22. 5	12.9
その他	0.9	2. 4	1. 2	3. 1	0.0	0.6	0.0	0.8
特にない	5. 5	4. 7	2.6	1. 2	0.0	2.8	2. 5	2.3
わからない	8. 3	8. 7	8. 0	4.6	10. 9	8. 9	5. 0	12.9

職業別でみると、全ての職業で「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う」の割合が最も高くなっている。

また、『自由業、その他有職』と『生徒・学生』の「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動やさまざまな施策を積極的に行う」や『家事専業』の「行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた取り組みを支援する」が高い割合となっている。

## 15. 人権問題や調査についての意見・要望

今回の調査を通じて寄せられた、人権問題やこの調査に関しての意見・要望は 175 件あり、その内容を要約し分類した結果は下表のとおりである。

表 15-1 人権問題や調査についての意見・要望

人権全般	一人一人が周りの人を大切にすることなど	9
	自分自身のこととして考え行動することなど	8
	公務員の意識の欠如、教育が必要など	4
	家庭で人の気持ちが分かる育て方をなど	3
	全体の問題を扱う電話相談窓口を一本化するなど	3
	がんばって生きている人を応援できる行政であって欲しいなど	2
	人権問題は難しいなど	2
	国の施策・方向が人権を侵害しているなど	2
	長い目でこつこつと政策をやっていくことなど	2
	法整備が追いついていないことなど	2
	その他	14
小計		51

教育	学校での人権教育が大事など	9
	人権教育は、幼少期から体系的に継続して実施をなど	3
	小中学校教師の質向上など	2
	その他	5
小計		19

啓発	人権意識を高める多様かつ有益な啓発活動が必要など	2
	講演会等は参加者が限られている、楽しく分かりやすくして欲しい	1
	学校や職場で人権講習等への参加を義務づける	1
	人権擁護委員として活動しているが、啓発することの大切さを痛感している	1
小計		5

同和問題	当事者が優遇される制度があったりしたため、色眼鏡で見てしまう傾向があ	3									
	るなど										
	長い歴史を経てきており簡単には解決できないなど	2									
	行政にも問題があるなど	2									
	せ同和は絶対にいけないなど										
	部落差別は許されないことである	1									
	当事者の意識が大事	1									
	同和問題には関心がある	1									
	その他	1									
小計		13									

### Ⅱ 調査結果 | 15.人権問題や調査についての意見・要望

t til		1 . 1
女性	DVを受けても行政は助けてくれなかった	1
	男性の人権問題も見直しが必要	1
	性差があり、男女共同参画とか平等のとらえ方に問題がある	1
小計		3
→ 184	中带作M 1 67 78 77 78 48 78 48 78 78 78 78 78 78 78 78 78 78 78 78 78	1
子ども	中学生以上のいじめは、集団暴力とすべき	1
	子どもが心豊かに成長することを願う	1
1	待機児童の前に亡くなっていく子どものことを考えて欲しい	1
小計		3
高齢者	姑を見送り、高齢者に対する人権尊重とはどういうものかを考える数十年でし	
	た	1
小計		1
4 H1		1
障害者	バリアフリー化などの整備が不十分など	2
	成年後見制度の緩和など、家族の権利の充実	1
	障害者は幅が広く、ひとくくりの質問にはこたえにくい	1
	障害者の賃金が安い	1
	私自身障害者であるが、パソコンなどがなく不便である	1
小計		6
エイズ・HIV	エイズ患者やハンセン病元患者についてみんな知っていますか	1
小計		1
外国人	世界は広いように思えるが、地球にみんなで生きているということを考えるこ	1
	Ł	
小計		1
11/2 3 1	殺人やその手助けになる薬の作り方などのネットでのやりとりなどやめさせる	
インターネット	秋人でもの子助りになる楽の作り力などの不少下ものですとりなどであざせる   べき	1
小計		1
, 1 HI		1
調査	こうした調査は大事、人権問題について考えさせられたなど	17
	質問が多い、理解できないなどで疲れた、よく分からなかったなど	9
	こうした調査はあまり意義があるとは思えない、良くないなど	9
	問いの仕方にもう少し工夫をなど	6
	貴重な機会をありがとうございましたなど	5
	集計結果を役立てて欲しいなど	5
	提出を促すハガキが届いたが、税金の無駄使い	1
	その他	8
小計		60
4 H1		
その他	前科があり働きたくても場がない	1
	自分自身差別を受けたことがない	1
	地球で暮らしていることに感謝を	1
	その他	8
小計		11

Ⅲ. 設問間クロス集計分析

# III. 設問間クロス集計分析

### 1. 問 1-1 × 問 1-1 副問 × 問 1-2

表 16-1 「問 1-1」基本的人権の内容の周知 × 「問 1-1 副問」日本の基本的人権 × 「問 1-2」人権意識の変化

		_	問1-2	そう思う	いちがいには	思わない	わからない
問1-1	問1-1副問				いえない	70.45 66 1	
		全体	(n=269)	37. 9	32. 0	5. 6	12.3
知っている	そう思う	男性	(n=145)	41. 4	31.0	6. 2	9. 7
(n=1, 210)		女性	(n=124)	33. 9	33. 1	4.8	15. 3
75.4%		全体	(n=731)	15. 0	38. 3	26. 4	8.9
	いちがいには いえない	男性	(n=320)	18. 4	36. 3	29. 1	5. 9
		女性	(n=410)	12. 4	39. 8	24. 4	11. 2
		全体	(n=153)	7.8	19. 6	56. 2	7. 2
	そう思わない	男性	(n=69)	5.8	20. 3	59. 4	7. 2
		女性	(n=82)	8. 5	18. 3	54. 9	7. 3
		全体	(n=54)	5. 6	7. 4	11. 1	63. 0
	わからない	男性	(n=16)	6. 3	18.8	6. 3	62. 5
		女性	(n=38)	5. 3	2.6	13. 2	63. 2
		全体	(n=1, 210)	18.8	33. 1	24. 8	11.8
		男性	(n=550)	22. 5	32. 4	26. 2	8. 7
		女性	(n=657)	15. 7	33. 6	23. 7	14. 5
知らない		全体	(n=336)	13. 4	23. 2	14. 6	47. 6
(n=336)		男性	(n=137)	12. 4	23. 4	18. 2	45. 3
20.9%		女性	(n=196)	13. 8	23. 0	12. 2	49. 5

# 2. 問 1-1 副問 × 問 12-2

表 17-1 「問 1-1 副問」日本の基本的人権 × 「問 12-2」人権を尊重する心や態度を育むための教育

問1-1副問		問12-2	な教育を進める 他人の人権」について考えるよう すべての児童・生徒が、「自分や	育を進める的に認め、自信が持てるような教すべての児童・生徒が自分を肯定	進める「差別をすることは悪いことであ「差別をすることは悪いことであ	が理解できるような教育を進める歴史的な経過や、差別の現状など	通じた教育を進める ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	るに行動ができるような教育を進めた権問題の解決に向けて、主体的	その他	特にない	わからない
	全体	(n=269)	66. 9	32. 3	37. 2	26. 0	32. 0	16. 4	2. 2	2. 2	3. 3
そう思う	男性	(n=145)	67.6	29. 7	39. 3	29. 7	26. 9	16. 6	2.8	2. 1	4. 1
	女性	(n=124)	66. 1	35. 5	34. 7	21.8	37.9	16. 1	1.6	2.4	2.4
	全体	(n=731)	69. 9	36. 9	36. 4	30. 2	40. 4	21. 1	2.1	1.0	2.7
いちがいにはいえない	男性	(n=320)	72. 5	30. 6	38. 4	32. 5	33. 1	23. 4	3.4	0.9	3.4
	女性	(n=410)	68. 0	42. 0	34. 9	28. 5	46. 1	19. 3	1.0	1.0	2. 2
	全体	(n=153)	65. 4	33. 3	42. 5	24.8	37. 9	25. 5	5. 2	0.7	3.9
そう思わない	男性	(n=69)	60. 9	26. 1	34.8	24.6	31.9	31. 9	7.2	1.4	5.8
	女性	(n=82)	68. 3	40. 2	48.8	25. 6	43. 9	20. 7	3. 7		2.4
	全体	(n=54)	57.4	31. 5	35. 2	31. 5	29.6	11. 1		3. 7	11. 1
わからない	男性	(n=16)	56. 3	18.8	50.0	37. 5	12.5	12. 5		6.3	18.8
	女性	(n=38)	57.9	36.8	28. 9	28. 9	36.8	10. 5		2.6	7. 9

^{*} 表中の空白部分については、該当の回答がなかったものです。

# 3. 問 1-1 副問 × 問 12-3

表 18-1 「問 1-1 副問」日本の基本的人権 × 「問 12-3」人権尊重の社会実現のために 必要なこと

問1-1副問		問12-3	重する教育活動を積極的に行う学校教育や社会教育を通じて、人権を尊	ざまな施策を積極的に行う 人権意識の高揚に向けた啓発活動やさま 行政が人権尊重の視点に立つて、県民の	を支援する の団体による人権尊重に向けた取り組み行政が、県民や企業、事業所、NPO等	事する人の人権意識を高める公務員など人権に関わりの深い職業に従	を充実させる 早民自身の取り組みやボランティア活動	談や電話相談を充実する人権が侵害された被害者のための人権相	充実するための法整備を促進する人権が侵害された被害者の救済・支援を	その他	特にない	わからない
	全体	(n=269)	66. 5	33. 8	23.8	15. 6	14. 1	15.6	30. 1	0.7	1.5	7. 1
そう思う	男性	(n=145)	70. 3	40. 7	20.0	20.0	12. 4	12. 4	29. 7	0.7	0.7	6. 9
	女性	(n=124)	62. 1	25. 8	28. 2	10. 5	16. 1	19. 4	30.6	0.8	2. 4	7. 3
	全体	(n=731)	68. 3	37. 3	33. 1	27. 6	14. 4	13. 1	33. 5	1.4	1.6	4. 4
いちがいにはいえない	男性	(n=320)	66. 9	35. 3	33. 8	28. 8	13.8	13. 1	35. 9	2. 2	1.6	5. 0
	女性	(n=410)	69. 5	39. 0	32. 7	26. 6	14. 9	13. 2	31. 7	0.7	1.7	3. 9
	全体	(n=153)	62. 1	37. 9	24. 8	26. 1	15.0	16.3	36.6	4.6	2.6	9.8
そう思わない	男性	(n=69)	53. 6	37. 7	23. 2	31. 9	15. 9	14. 5	33. 3	5.8	4. 3	10. 1
	女性	(n=82)	70. 7	37. 8	26. 8	20. 7	14.6	18.3	40. 2	3. 7	1. 2	8. 5
	全体	(n=54)	51. 9	25. 9	27. 8	22. 2	14. 8	7. 4	22. 2		5. 6	13. 0
わからない	男性	(n=16)	50.0	25. 0	37. 5	18. 8	25. 0		18.8		12. 5	6. 3
	女性	(n=38)	52. 6	26. 3	23. 7	23. 7	10.5	10.5	23. 7		2.6	15.8

# 4. 問 1-2 × 問 12-1

表 19-1 「問 1-2」人権意識の変化 × 「問 12-1」人権意識を高めるための啓発方法

間1-2		問12-1	講演会や研修会	広報誌やパンフレット	テレビ・ラジオ	映画·DVD	新聞	雑誌、週刊誌	の展示会の展示会	スの車内広告など)掲示物 (ポスターや電車バ	どのイベントじんけんフェスティバルな	インター ネットなど	その他	特にない	わからない
1,42	全体	(n=277)	35. 4	20. 9	59. 6	10.8	32. 5	6. 9	5. 4	13.0	15. 5	17. 7	3. 6	2. 5	5. 8
そう思う	男性	(n=142)	37. 3	21.8	59. 2	9. 2	29. 6	5. 6	5. 6	12.0	16. 2	20. 4	4. 2	2. 1	5. 6
	女性	(n=133)	33. 1	20. 3	60.9	12.8	35. 3	8.3	5. 3	13. 5	15.0	15. 0	3.0	3.0	5. 3
	全体	(n=491)	33. 6	18. 9	58. 7	10. 4	36. 3	6. 9	5. 5	11. 2	13. 4	16. 5	2.6	3. 5	7. 5
いちがいにはいえない	男性	(n=216)	38. 4	21. 3	56. 0	9. 3	36. 6	6. 0	7. 9	8.3	13. 9	16. 2	3. 7	3. 2	6.0
	女性	(n=272)	29. 4	17. 3	60.7	11.4	35. 7	7. 7	3. 7	13. 2	13. 2	16. 9	1.8	3. 7	8.8
	全体	(n=355)	30. 7	14. 4	58. 0	9. 9	26.8	6. 2	7. 3	12. 7	14. 9	21. 1	3. 4	4.8	9. 0
そう思わない	男性	(n=170)	31.8	11. 2	55. 3	7. 1	24. 7	6. 5	5. 9	12. 4	9. 4	22. 4	4. 7	8.8	10.0
	女性	(n=185)	29. 7	17. 3	60.5	12. 4	28.6	5. 9	8.6	13.0	20.0	20.0	2. 2	1. 1	8. 1
わからない	全体	(n=315)	23. 5	15. 6	50. 2	6.0	25. 1	5. 4	5. 1	9. 2	10.5	11. 7	1.6	3.8	22. 5
	男性	(n=113)	21. 2	12. 4	49.6	6. 2	27. 4	2. 7	4. 4	5. 3	8.8	12. 4	3. 5	4. 4	26. 5
	女性	(n=199)	24.6	17. 6	50.8	6.0	24. 1	7.0	5. 5	11. 1	11.6	11.6	0.5	3.0	20. 1

# 5. 問 1-4 副問 1 × 問 1-4 副問 2

表 20-1 「問 1-4 副問 1」人権が侵害されたと思った内容 × 「問 1-4 副問 2」人権が侵害されたと思ったと思ったときの対応

·													
	問	引-4副問2		談家 し族	弁護	警察	委法員務	相県談や	た民間	相手	何も	その	お ぼ
			・人、	た。	士	景に	見伤に局	し市	団	に	l	他	え
			司職	親	に	相	相や	た町	体	抗	な		て
			に場 相の	せき	相談	談し	談人 し権	村役	に 相	議し	かっ		い な
			談同	に	L	た	た擁	場	談	た	た		V)
問1-4副問1			l	相	た		護	に	l				
あらぬ噂、他人からの	全体	(n=246)	35. 0	36.6	4. 1	7. 7	3. 7	3. 3	2.0	20.7	32. 5	6.5	2. 4
悪口、かげ口	男性	(n=82)	24. 4	31.7	7. 3	9.8	2. 4	2.4	2. 4	23. 2	41.5	4.9	6. 1
	女性	(n=161)	40. 4	39. 1	2. 5	6.2	4.3	3. 1	1.9	19.3	28.6	7.5	0.6
名誉・信用のき損、侮	全体	(n=128)	39. 1	35. 2	10. 9	9.4	7.8	4. 7	3. 9	22. 7	29. 7	3. 1	0.8
辱	男性	(n=54)	33. 3	24. 1	9.3	11.1	5. 6	1.9	5. 6	22. 2	37. 0	5.0	1.9
•	女性	(n=72) (n=60)	44. 4	43. 1 43. 3	12. 5 16. 7	8. 3 18. 3	9. 7	6. 9 8. 3	2.8	22. 2 26. 7	25. 0 26. 7	5. 6 10. 0	3. 3
暴力、脅迫、強要	男性	(n=27)	33. 3	29.6	14. 8	18. 5	3. 7	3. 7	3. 3	33. 3	44. 4	3. 7	7. 4
条//、 日/// / / / / / / / / / / / / / / / /	女性	(n=33)	48. 5	54.5	18. 2	18. 2	3. 0	12. 1	6. 1	21. 2	12. 1	15. 2	1. 1
	全体	(n=19)	26. 3	36.8	26. 3	31.6	10. 5	15. 8	5. 3	31. 6	21. 1	10. 5	
犯罪、不法行為のぬれ	男性	(n=12)	25. 0	41.7	25. 0	33. 3	8. 3	16. 7		41. 7	33. 3	8. 3	
ぎぬ	女性	(n=6)	33. 3	16.7	33. 3	33. 3	16. 7	16.7	16. 7	16.7		16.7	
	全体	(n=30)	23. 3	33. 3	6. 7	26.7	6. 7	13. 3		43.3	26. 7	10.0	
悪臭・騒音等の公害	男性	(n=14)	14. 3	21.4	14. 3	35. 7	7. 1	21.4		42.9	21.4	14.3	
	女性	(n=16)	31.3	43.8		18.8	6.3	6.3		43.8	31.3	6.3	
	全体	(n=75)	34. 7	22.7	4.0	5. 3	2. 7		2. 7	17. 3	37. 3	8.0	4.0
差別待遇	男性	(n=28)	17. 9	17.9	7. 1	10. 7	7. 1		3. 6	32. 1	42. 9	7. 1	7. 1
	女性	(n=46)	45. 7	23. 9	2. 2	2. 2			2. 2	8. 7	34. 8	8. 7	2. 2
地域社会でのいやがら	全体	(n=44)	29. 5	18. 2	13. 6	9.1	11. 4	13.6	4. 5	29. 5	31.8	9. 1	2. 3
世	男性	(n=14)	14. 3	20 6	21. 4	14. 3	7. 1 14. 3	17.0	14. 3	28. 6 28. 6	50.0	14.9	7. 1
	女性	(n=28) (n=46)	35. 7 17. 4	28. 6 32. 6	10. 7 17. 4	3. 6 15. 2	10. 9	17. 9 10. 9	4.3	39. 1	25. 0 37. 0	14. 3 8. 7	
公的機関による不当な	男性	(n=23)	17. 4	30. 4	26. 1	13. 0	13. 0	13. 0	8. 7	43. 5	26. 1	4.3	
取扱い	女性	(n=23)	17. 4	34.8	8. 7	17. 4	8. 7	8. 7		34.8	47. 8	13. 0	
使用者による時間外労	全体	(n=50)	26. 0	28.0	8.0	10.0	2.0	2.0	4.0	38.0	34.0	14.0	6. 0
働の強制等の不当な待	男性	(n=29)	20.7	27.6	10.3	13.8	3. 4	3.4	3. 4	48.3	27.6	13.8	10.3
遇	女性	(n=21)	33. 3	28.6	4.8	4.8			4.8	23.8	42.9	14.3	
	全体	(n=66)	42.4	33.3	4.5	10.6	7.6	4.5	3.0	24. 2	36. 4	6.1	1.5
プライバシーの侵害	男性	(n=23)	21.7	26. 1	8. 7	21.7	8. 7	4.3	4.3	26. 1	47.8		
	女性	(n=43)	53. 5	37. 2	2. 3	4.7	7.0	4.7	2. 3	23. 3	30. 2	9.3	2. 3
セクシュアル・ハラス	全体	(n=41)	53. 7	29.3	7. 3	12. 2	9.8	2. 4	2. 4	19. 5	22. 0	4. 9	2. 4
メント	男性	(n=4)	25. 0	25. 0 29. 7	25. 0	50.0	50.0	2. 7	2. 7	21.6	50.0	E 4	25. 0
-	女性	(n=37) (n=124)	56. 8 43. 5	29. 7	5. 4 4. 8	8. 1 5. 6	5. 4 4. 0	3. 2	3. 2	24. 2	18. 9 35. 5	5. 4 5. 6	2. 4
パワー・ハラスメント	男性	(n=44)	40. 9	31.8	4.5	6.8	4. 5	2. 3	2. 3	31.8	34. 1	4.5	2. 3
	女性	(n=80)	45. 0	27. 5	5. 0	5. 0	3.8	3.8	3. 8	20. 0	36. 3	6.3	2. 5
	全体	(n=49)	42. 9	55. 1	10. 2	18. 4	10. 2	6. 1	2.0	30.6	18. 4	8. 2	
ドメスティック・バイ オレンス	男性	(n=4)		25.0						25.0	75.0		
	女性	(n=45)	46.7	57.8	11. 1	20.0	11.1	6.7	2. 2	31.1	13. 3	8.9	
	全体	(n=20)	50.0	50.0	10.0	30.0	5. 0	5. 0	10.0	40.0	10.0	5.0	
ストーカー行為	男性	(n=3)		33. 3	33. 3	66. 7		33. 3		66.7			
	女性	(n=16)	62. 5	50.0	6. 3	25. 0	6. 3		12. 5	37. 5	12. 5	6.3	
<b>宝度での</b> ませれ時報い	全体	(n=40)	37. 5	22. 5	7. 5	7.5	5. 0	7. 5	2. 5	32.5	25. 0	5. 0	5. 0
家庭での不当な取扱い	男性	(n=5)	20. 0 40. 0	20. 0 22. 9	8.6	8.6	F 7	0.6	2. 9	40. 0 31. 4	60. 0 20. 0	F 7	F 7
LI A I → LI I L → H 46 → - I L	女性	(n=35) (n=19)	26. 3	31. 6	0.0	21. 1	5. 7 10. 5	8. 6 5. 3	2.9	26. 3	42. 1	5. 7 5. 3	5. 7
社会福祉施設等での施 設職員からの不当な取	男性	(n=7)	20.5	28.6		14. 3	10.0	0.0		14. 3	57. 1	0.0	
扱い	女性	(n=12)	41.7	33.3		25. 0	16. 7	8.3		33. 3	33. 3	8.3	
	全体	(n=20)	20. 0	45.0	10.0	15. 0		15. 0	5. 0	20.0	25. 0	45. 0	
その他	男性	(n=5)							20.0	20.0	60.0	20.0	
	女性	(n=15)	26. 7	60.0	13. 3	20.0		20.0	<u> </u>	20.0	13. 3	53. 3	
	全体	(n=48)	16. 7	25.0	-	4. 2	2. 1	2. 1		8.3	58. 3	6.3	4. 2
なんとなくそう感じた	男性	(n=19)	10.5	15.8						5.3	73. 7	10.5	5. 3
	女性	(n=29)	20.7	31.0		6.9	3. 4	3. 4		10.3	48. 3	3.4	3. 4
44.5.3.3	全体	(n=18)	11. 1	22. 2	5. 6		11. 1	11.1		5. 6	44. 4	5. 6	
答えたくない	男性	(n=6)		16.7			10.5	100			100.0		
	女性	(n=11)	9.1	27.3	9. 1		18. 2	18. 2		9.1	18. 2	9. 1	

# 6. 問 1-4 副問 1 × 問 12-1

表 21-1 「問 1-4 副問 1」人権が侵害されたと思った内容  $\times$  「問 12-1」人権意識を高めるための啓発方法

		問12-1	講	広	テ	映一	新	雑	の映	ス掲	どじ	イ	そ	特	わ
			演会	報誌	レビ	画	聞	誌、	展画示の	の示車物	のん イけ	ンタ	の他	にな	から
			P	B		D		週	会上	内へ	べん	Ì	165	۱.»	な
			研修	パン	ラジ	V D		刊誌	映会	広ポ	ンフ トエ	ネッ			V)
			会	フ	オ	D		BC	ガや	なタ	トース	ŀ			
				レッ					パ	ا ك ^ا ا	ティ	など			
				·					ネル	電	バ	2			
問1-4副問1									など	車バ	ルな				
	全体	(n=246)	31.3	16. 7	58. 5	11.4	25. 6	9.8	8. 5	13.8	18. 3	22. 8	4. 1	2.8	10.6
あらぬ噂、他人からの 悪口、かげ口	男性	(n=82)	29.3	9.8	58. 5	12. 2	28. 0	9.8	6. 1	8. 5	23. 2	24. 4	6. 1	4. 9	8.5
	女性	(n=161)	32. 3	20. 5	59.6	11. 2	24. 2	9.9	9.9	16.1	16. 1	22. 4	3. 1	1.9	10.6
名誉・信用のき損、侮	全体男性	(n=128)	33. 6 33. 3	18. 0 14. 8	64. 1 63. 0	12. 5 13. 0	33. 6 35. 2	10. 9 7. 4	7. 8 9. 3	14. 1 14. 8	18. 8 18. 5	22. 7 22. 2	4. 7 7. 4	2. 3	7.8 9.3
辱	女性	(n=54) (n=72)	33. 3	20. 8	66. 7	12. 5	31. 9	13. 9	6.9	12.5	19. 4	23. 6	2.8	1.4	5.6
	全体	(n=60)	25. 0	11. 7	51.7	8. 3	26. 7	13. 3	10.0	11.7	13. 3	25. 0	3. 3	3. 3	16. 7
暴力、脅迫、強要	男性	(n=27)	22. 2	14.8	37.0	7.4	25. 9	11.1	7.4	18.5	14.8	25. 9	7.4	7.4	14.8
	女性	(n=33)	27. 3	9.1	63. 6	9. 1	27. 3	15. 2	12. 1	6. 1	12. 1	24. 2			18. 2
犯罪、不法行為のぬれ	全体	(n=19)	31.6		31.6	5. 3	21. 1	5. 3	5.3	15.8	5. 3	36.8	10.5	5. 3	26. 3
ぎぬ	男性	(n=12)	25.0		25. 0		8.3	8. 3		16. 7	8. 3	50.0	16. 7	8.3	25.0
-	女性	(n=6)	33. 3	00.0	50.0	16. 7	33. 3	10.0	16. 7	10.0	10.0	16. 7	0.0	10.0	33. 3
悪臭・騒音等の公害	全体男性	(n=30) (n=14)	33. 3 35. 7	20. 0 28. 6	56. 7 50. 0	10. 0 7. 1	13. 3 14. 3	10. 0 7. 1	3. 3	10.0 14.3	10. 0 7. 1	23. 3 28. 6	3. 3 7. 1	10. 0 14. 3	16. 7 7. 1
心大一般日子ジム日	女性	(n=14)	31. 3	12. 5	62.5	12. 5	12.5	12. 5	6.3	6.3	12. 5	18.8	1.1	6.3	25. 0
	全体	(n=75)	20. 0	22. 7	58. 7	9. 3	34. 7	10. 7	9.3	12.0	17. 3	32. 0	1.3	4. 0	5. 3
差別待遇	男性	(n=28)	21.4	21.4	50.0		42. 9	14. 3	7. 1	17.9	14. 3	28.6	3.6	10.7	3.6
	女性	(n=46)	17.4	23. 9	65. 2	15. 2	28. 3	8.7	10.9	6. 5	19.6	34.8			6.5
地域社会でのいやがら	全体	(n=44)	29.5	27.3	50.0	6.8	34. 1	11.4	6.8	18. 2	11.4	18. 2	2.3	2.3	13.6
せ	男性	(n=14)	28. 6	21. 4	50.0	7. 1	28. 6	14. 3	7. 1	21. 4	28. 6	14. 3		7. 1	7. 1
	女性	(n=28)	32. 1	32. 1	53. 6	7. 1	39. 3	10.7	7. 1	17.9	3. 6	21. 4	3.6	4.0	10.7
公的機関による不当な	全体男性	(n=46) (n=23)	21. 7 17. 4	10. 9	60. 9 47. 8	15. 2 13. 0	28. 3 26. 1	10. 9 13. 0		15. 2 17. 4	2. 2	30. 4 34. 8	4. 3 8. 7	4. 3 8. 7	13. 0 17. 4
取扱い	女性	(n=23)	26. 1	21. 7	73.9	17. 4	30. 4	8. 7		13.0	4. 3	26. 1	0.1	0.1	8.7
使用者による時間外労	全体	(n=50)	12. 0	14. 0	64. 0	12. 0	20. 0	18. 0	10.0	10.0	20. 0	30. 0	2. 0	4. 0	10.0
働の強制等の不当な待	男性	(n=29)	13.8	13.8	62. 1	6. 9	20.7	10.3	10.3	10.3	17. 2	24. 1	3.4	6. 9	10.3
遇	女性	(n=21)	9. 5	14. 3	66.7	19.0	19.0	28.6	9.5	9. 5	23. 8	38. 1			9.5
	全体	(n=66)	33. 3	16. 7	57.6	13.6	28.8	10.6	6. 1	13.6	15. 2	24. 2	6. 1	4. 5	7.6
プライバシーの侵害	男性	(n=23)	30.4	8. 7	47.8	8. 7	21. 7	17. 4	4. 3	13.0	26. 1	34. 8	8. 7	8. 7	
	女性	(n=43)	34. 9	20. 9	62.8	16. 3	32.6	7.0	7.0	14.0	9. 3	18.6	4.7	2. 3	11.6
セクシュアル・ハラス	全体男性	(n=41) (n=4)	34. 1 50. 0	26. 8 50. 0	48. 8 25. 0	12. 2	26. 8 50. 0	7. 3	9.8	12. 2 25. 0	14. 6 25. 0	24. 4 25. 0	2. 4 25. 0		12. 2
メント	女性	(n=37)	32. 4	24. 3	51.4	13. 5	24. 3	8. 1	10.8	10.8	13. 5	24. 3	20.0		13. 5
	全体	(n=124)	30. 6	13. 7	59. 7	12. 1	27. 4	9.7	7.3	10.5	10.5	25. 0	6. 5	4. 0	12. 9
パワー・ハラスメント	男性	(n=44)	22.7	13.6	54. 5	2. 3	27. 3	9. 1	6.8	11.4	4. 5	25. 0	13.6	6.8	13.6
	女性	(n=80)	35.0	13.8	62.5	17. 5	27. 5	10.0	7.5	10.0	13.8	25. 0	2. 5	2. 5	12.5
ドメスティック・バイ	全体	(n=49)	28.6	16. 3	53. 1	16. 3	32. 7	12. 2	6. 1	12. 2	14. 3	24. 5		2. 0	16. 3
オレンス	男性	(n=4)	50.0	25. 0	25. 0	25. 0	50.0	25. 0	6.7	10.0	15.0	25. 0		0.0	17.0
	女性	(n=45) (n=20)	26. 7 35. 0	15. 6 20. 0	55. 6 60. 0	15. 6	31. 1 35. 0	11. 1 5. 0	6. 7	13.3	15. 6	24. 4		2. 2 15. 0	17. 8 10. 0
ストーカー行為	男性	(n=3)	33. 3	20.0	00.0		55.0	5.0		20.0		33. 3		66. 7	10.0
1000	女性	(n=16)	31. 3	25. 0	75. 0		37. 5	6. 3		18.8		18. 8		6. 3	12.5
	全体	(n=40)	32. 5	15. 0	47.5	17. 5	32. 5	7.5	10.0	12.5	15. 0	22. 5	2. 5	7. 5	7. 5
家庭での不当な取扱い	男性	(n=5)	40.0	60.0	40.0		60.0	20.0		20.0		20.0			
	女性	(n=35)	31.4	8.6	48.6	20.0	28.6	5. 7	11.4	11.4	17. 1	22. 9	2. 9	8.6	8.6
社会福祉施設等での施	全体	(n=19)	21.1	31.6	47. 4	15. 8	15. 8		5. 3	15.8	26. 3	10.5		10. 5	15.8
設職員からの不当な取 扱い	男性	(n=7)	28.6	28.6	71.4	14. 3	14. 3		0.0	14.3	28. 6	10.7		14. 3	14. 3
-	女性	(n=12) (n=20)	16. 7 20. 0	33. 3 20. 0	33. 3 70. 0	16. 7 10. 0	16. 7 25. 0	5. 0	8. 3 10. 0	16. 7 20. 0	25. 0 5. 0	16. 7 20. 0	10. 0	8. 3 5. 0	16. 7
その他	男性	(n=20) (n=5)	20. U	20. 0	60.0	10.0	25. 0 40. 0	D. U	10.0	20.0	D. U	20.0	20. 0	20. 0	
5 7 163	女性	(n=15)	26. 7	20. 0	73. 3	13. 3	20.0	6. 7	13. 3	20.0	6. 7	26. 7	6. 7	20.0	
-	全体	(n=48)	37. 5	12. 5	47. 9	14. 6	25. 0	4. 2	8. 3	6.3	16. 7	16. 7		6. 3	12. 5
なんとなくそう感じた	男性	(n=19)	42. 1	10.5	42.1	15.8	21.1		5. 3	10.5	21. 1	10. 5		10. 5	15.8
	女性	(n=29)	34.5	13.8	51.7	13.8	27. 6	6. 9	10.3	3. 4	13.8	20. 7		3. 4	10.3
Andrew St. 2 July 2	全体	(n=18)	22. 2	5.6	27.8	16. 7	16. 7	5. 6			22. 2			11.1	27.8
答えたくない	男性	(n=6)	50.0		33. 3	16. 7	16. 7				50. 0			16. 7	16.7
	女性	(n=11)	9. 1	9. 1	27.3	18. 2	18. 2	9.1			9. 1				36. 4

## 7. 問 3-1 × 問 3-2

表 22-1 「問 3-1」女性に関する人権上の問題点  $\times$  「問 3-2」女性の人権を守るために 必要なこと

		問3-2	を女 推性 進の	る児男 ・女 介が	決政 定治 過や	女 性 に	男女平	取う女 組、性 みテの	す女 る性 の	そ の 他	特 に な	わから
			大権を	護 な ど も ど に	程への等	対する	· 等 に 関	を足ど権	ための	,_	V	ない
			守 る	を 両働	女の 性分	犯罪	する	雑尊 誌重	人 権			
			た	血動立き	の野	の	教	等し	相			
			めの	でな きが	参に 画お	取締	育 を	メた デ表	談や			
			教	るら	をけ	ŋ	充	イ現	電			
			育・	環境家	推る 進政	を 強	実す	アが のさ	話相			
			啓	を事	す策	化	る	自れ	談			
			発 活	整や備育	る・ 方	する		主る 的よ	を 充			
問3-1			動	す	針			な	実			
男女の固定的な役割分	全体	(n=681)	33. 0	84. 0	26. 0	18. 4	41.3	10. 3	10. 7	1.8	1. 2	1. 3
担意識を他の人に押し つける	男性	(n=294)	39. 5	78. 9	27. 6	14. 3	42. 2	10. 2	12. 2	1. 7	0.7	2. 4
	女性	(n=382)	28. 3	88. 2	25. 1	21. 7	40.8	10.5	9.7	1.8	1.6	0.5
女性ということで意見	全体	(n=474)	35. 2	79. 7	27. 8	19.6	40. 7	9.9	12. 4	2.5	0.6	2. 1
や発言が無視される	男性	(n=183)	41. 0	76. 0	27. 9	19.7	42. 1	7. 7	12.6	2. 2	1.0	3. 3
-	女性	(n=288)	31. 9	82. 6 81. 7	28. 1	19.8	39. 9 43. 2	11. 5 10. 5	12. 5 10. 7	2. 8	0.8	2.5
職場における差別待遇	男性	(n=475) (n=209)	36. 4	79. 4	32. 5	13. 9	43. 5	10. 5	10. 7	2. 1	0. 8	3. 3
戦物におりる足別行過	女性	(n=262)	33. 2	84. 0	30. 9	25. 6	43. 3	10. 3	11.5	1.9	1. 1	1.9
	全体	(n=505)	34. 5	81. 8	25. 3	20.8	42. 2	9.5	10. 3	2. 2	0.8	2. 0
マタニティ・ハラスメ	男性	(n=213)	36. 6	78. 9	26. 8	16. 4	45. 1	8.9	12. 2	1.4	1.4	3.8
ント	女性	(n=288)	33. 0	84. 4	24. 7	24. 3	40. 3	10. 1	9. 0	2.8	0.3	0. 7
	全体	(n=330)	35. 5	84. 2	29. 7	18. 2	39. 7	10. 0	9. 4	2. 1	0.3	2. 1
女性が多い職場で非正	男性	(n=132)	41. 7	77. 3	27. 3	12. 1	46. 2	10.6	11. 4	3. 0	0.0	3.8
規職員が多い	女性	(n=197)	31. 5	88. 8	31. 5	22. 3	35. 5	9.6	8. 1	1.5	0.5	1. 0
-	全体	(n=401)	37. 9	80.8	24. 7	27. 4	39. 7	12.0	12.5	2.5	0.2	2. 2
ドメスティック・バイ オレンス	男性	(n=174)	42.0	80. 5	24. 7	21.3	45. 4	13.8	14. 4	1.7		3. 4
7000	女性	(n=226)	34. 5	81. 0	24.8	32.3	35. 4	10.6	11. 1	3. 1	0.4	1.3
	全体	(n=487)	34. 7	78. 2	28. 1	24.0	43. 1	12. 1	12. 1	1.8	0.4	2. 3
セクシュアル・ハラス メント	男性	(n=197)	41.6	75. 1	29. 4	16.8	48.7	13.7	15. 2	1.0	0.5	3.6
<i>y</i> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	女性	(n=287)	30.0	80. 5	27. 5	29.3	39. 4	11. 1	10.1	2.4	0.3	1.4
	全体	(n=288)	34. 4	79. 5	27. 1	28.8	38.9	14. 2	12.8	1.4	0.7	3. 5
売春・買春	男性	(n=114)	39. 5	77. 2	28. 1	22.8	50.0	14.0	13. 2	0.9	0.9	5. 3
	女性	(n=174)	31.0	81. 0	26. 4	32.8	31.6	14. 4	12.6	1.7	0.6	2. 3
女性のヌード写真など	全体	(n=192)	38. 5	74. 0	31. 3	22.9	33. 3	24.5	13.0	2.1	1.6	3.6
を掲載した広告、雑	男性	(n=75)	49. 3	73. 3	33. 3	17.3	34. 7	25.3	17.3	1.3	1.3	4.0
誌、新聞やDVD	女性	(n=117)	31.6	74. 4	29. 9	26.5	32.5	23.9	10.3	2.6	1.7	3. 4
	全体	(n=158)	38. 6	74. 1	29. 1	26.6	34.8	22.8	12.7	0.6	1.9	4. 4
女性の働く風俗営業	男性	(n=66)	43. 9	72. 7	28.8	15. 2	40.9	22.7	16. 7		3. 0	6. 1
	女性	(n=92)	34. 8	75. 0	29. 3	34.8	30. 4	22.8	9.8	1.1	1. 1	3. 3
「女子アナ」、「女 医」、「女流作家」な	全体	(n=95)	33. 7	80. 0	37. 9	16.8	40.0	26. 3	9. 5	4. 2	1. 1	2. 1
どのように女性だけに	男性	(n=39)	46. 2	71. 8	33. 3	15. 4	46. 2	25. 6	5. 1	7. 7	2.6	
用いられる言葉	女性	(n=56)	25. 0	85. 7	41. 1	17. 9	35. 7	26.8	12. 5	1.8	4.0	3. 6
この44	全体	(n=23)	13. 0	39. 1	17. 4	4. 3	21. 7	8.7	8.7	65. 2	4. 3	
その他	男性	(n=12)	16. 7	25. 0	8.3	0.1	16.7	8.3	8.3	66. 7	8. 3	
	女性	(n=11) (n=194)	9. 1	54. 5	27. 3	9. 1	27. 3	9.1	9. 1 5. 2	63.6	39. 7	5. 7
特にない	全体男性	(n=194) (n=98)	10. 8 12. 2	41. 8 31. 6	6. 2 8. 2	2. 0	16. 5 15. 3	4. 1 3. 1	5. 2 5. 1	1.5 1.0	39. 7 42. 9	9. 2
JA ( ← , ♥ A .	女性	(n=98) (n=96)	9. 4	52. 1	4. 2	4. 2	15. 3	5. 1 5. 2	5. 1 5. 2	2. 1	42. 9 36. 5	
	全体	(n=164)	7. 9	39. 0	5. 5	3.7	13. 4	0.4	6. 1	0.6	10. 4	2. 1 48. 2
わからない	男性	(n=87)	4.6	27. 6	4.6	2.3	10. 3		5. 7	1.1	10. 4	46. 2 56. 3
	女性	(n=76)	11.8	51. 3	6.6	5.3	17. 1		6.6	1.1	10. 5	39. 5
-	ハユ	(11-10)	11.0	01.0	0.0	0.0	11.1	l	0.0		10.0	55.0

## 8. 問 3-3 × 問 3-4

表 23-1 「問 3-3」男女の雇用機会均等について × 「問 3-4」仕事と家庭の両立について

		問3-4	すい 環境	時間外勤	進する給	境看 を推 ・ 推 ・ 服	タフ ー ア の リ	を男行の育	る 制度 の 護	ど の 制 後 児	そ の 他	特にない	わからな
_問3-3			気を推進する、現代で推進する。	勤務の短縮を促進する	紀休暇の計画的取得を促	だする 収制度の取得しやすい環	坐備を促進するッー・サポート・セン	□児休業制度利用の啓発	2整備を行う。 ・母性健康管理に関す	反の拡充を行う 元童クラブ、子ども会な		V	V)
	全体	(n=695)	86. 8	5. 3	2. 3	0. 9	0.3		0.3	0.4	0.3	1.3	1.2
男女の均等採用を促進 する	男性	(n=306)	83. 3	5. 6	3. 3	1.0			0.3	1.0	0.3	2.3	2.0
	女性	(n=386)	89. 6	4. 9	1.6	0.8	0. 5		0.3		0.3	0.5	0.5
	全体	(n=279)	45.5	21. 5	11. 5	7. 2	6. 1	1.8	0.7	1.4	0.4	0.7	0.7
職場の会議等への女性 の参加を促進する	男性	(n=121)	45.5	20. 7	14. 0	5. 0	5. 0	3. 3	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
	女性	(n=157)	45. 2	22. 3	9. 6	8. 9	7. 0	0.6	0.6	1.9		0.6	0.6
	全体	(n=748)	30.6	18. 7	16.8	12. 2	6. 1	4. 3	0.8	4.0	0. 5	0.5	0.5
昇進・昇格の機会を男 女同一とする	男性	(n=323)	29. 1	18.9	20. 4	11. 1	3. 7	4.6	0.3	4.3	0.3	0.3	0.6
	女性	(n=423)	31.9	18. 4	14. 2	13. 0	8. 0	4.0	1.2	3.8	0. 5	0.7	0.5
	全体	(n=108)	14.8	17. 6	15. 7	10. 2	3. 7	13. 9	3. 7	11.1			0.9
重要な仕事を女性に任 せる	男性	(n=67)	10.4	23. 9	13. 4	9. 0	1. 5	14. 9	3. 0	14. 9			1.5
	女性	(n=41)	22. 0	7. 3	19. 5	12. 2	7. 3	12. 2	4.9	4.9			
女性を配置していな	全体	(n=216)	10.6	15. 7	13. 4	9. 7	8.8	12.0	4. 2	14.4	0.9	0.5	0.9
かった職種に女性を配置する	男性	(n=100)	13.0	20.0	8.0	8.0	7. 0	15.0	4.0	12.0	1.0		1.0
直 する	女性	(n=115)	8.7	12. 2	18. 3	11.3	10.4	9.6	4.3	15.7	0.9	0.9	0.9
仕事に関連した教育訓	全体	(n=350)	8.6	14. 3	12.6	13. 7	12. 9	9. 7	3. 4	13.1	0.6		0.3
練を女性にも同様に行	男性	(n=154)	7.8	11.7	15. 6	10.4	14. 3	11.7	6.5	11.0			0.6
·	女性	(n=195)	9. 2	16. 4	10.3	16. 4	11.8	8. 2	1.0	14.9	1.0		
	全体	(n=209)	2.4	11.0	18. 2	13. 9	8. 1	12.9	3. 3	13.9	1. 9	0.5	
女性の管理職登用を促 進する	男性	(n=84)	3.6	9. 5	22.6	16.7	6. 0	19.0	3.6	8.3		1.2	
	女性	(n=123)	1.6	12. 2	15. 4	12. 2	9.8	8.9	3. 3	17.9	3. 3		
	全体	(n=460)	8.0	6. 3	12.0	10.7	7.8	12.8	6. 5	21.5	0. 9		
女性に配慮した職場環 境の整備を行う	男性	(n=190)	4. 7	6.8	11.6	9. 5	6.8	13. 7	7.4	18.9	1.6		
	女性	(n=268)	10.1	6. 0	12. 3	11.2	8. 6	12. 3	6. 0	23. 5	0.4		
	全体	(n=35)	22. 9	8.6		5. 7	2. 9	20.0	2. 9	14.3	11. 4	2. 9	2.9
その他	男性	(n=17)	23. 5			11.8		17.6	5. 9	5.9	17. 6	5. 9	5.9
	女性	(n=18)	22. 2	16.7			5. 6	22. 2		22. 2	5. 6		
	全体	(n=101)	35. 6	5. 0	4.0	3. 0	4. 0	2.0		5. 0	2. 0	28. 7	7.9
特にない	男性	(n=50)	30.0	6. 0	4.0	2.0	2. 0	4.0			4. 0	34.0	8.0
	女性	(n=51)	41.2	3. 9	3. 9	3. 9	5. 9			9.8		23. 5	7.8
	全体	(n=135)	34. 8	7. 4	3. 0		0.7	1.5		1.5	0.7	5. 2	41.5
わからない	男性	(n=59)	30. 5	6.8	5. 1		1. 7				1. 7	3. 4	44. 1
	女性	(n=76)	38. 2	7. 9	1. 3			2.6		2.6		6.6	39. 5

## 9. 問 4-1 × 問 4-2

表 24-1 「問 4-1」子どもに関する人権上の問題点  $\times$  「問 4-2」子どもの人権を守るために必要なこと

問4-1		間4-2	動を推進する子どもの人権を守るための教育・啓発活	体罰禁止を徹底させる	校則や規則を緩やかなものにする	る 成績だけを重んじる教育の在り方を改め	を啓発する大人に子どもが独立した人格であること	む子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育	教師の人間性、資質を高める	家庭内の人間関係を安定させる	る子どもに、他人に対する思いやりを教え	子どもの個性を尊重する	る力」を身に付けさせる子どもにたくましく生きるための「生き	児童買春や児童ポルノの規制を徹底する	実する子どものための人権相談や電話相談を充子	その他	特にない	わからない
インターネットによる	全体	(n=1, 121)	35. 3	11. 1	1.3	31. 3	17.9	24. 8	27.7	20. 3	36.3	12. 6	18.8	11. 9	4. 2	1. 5	0.2	1. 1
誹謗中傷や友人などか ら仲間はずれにされる	男性	(n=499)	38. 3	11.6	1.4	33. 9	16.8	26. 5	29.5	18. 4	35.7	10. 2	14.8	10. 2	5.0	2. 2	0.2	1.4
など、いじめを受ける 	女性	(n=620)	32. 9	10.6	1.3	29. 4	18.9	23. 5	26.3	21. 9	36.9	14. 5	22.1	13. 2	3. 5	1. 0	0.2	0.8
いじめをしている人	全体	(n=898)	35.0	11. 4	2.1	34. 3	16. 3	24. 7	28.5	19. 6	38.3	12. 6	17.0	9. 1	4.6	1. 3	0.2	0.8
や、いじめられている 人を見て見ぬふりをす	男性	(n=392)	39. 3	12. 5	1.8	31. 4	14.8	28. 1	29.6	18. 1	38.0	11. 2	15. 1	6. 1	5. 4	1.8	0.3	1.3
る 	女性	(n=500)	32.0	10. 2	2.4	36. 2	17.6	22. 2	27.4	21.0	38.6	13. 4	18.8	11. 4	4.0	1. 0	0.2	0.4
(口の作・火・) マー・トマー	全体	(n=483)	30.8	17.0	1.0	32. 3	18.4	21. 9	30.6	20. 7	32. 1	16. 1	14.3	10.6	5. 6	1. 7	0.2	0.6
保護者によるしつける ための体罰	男性	(n=196)	33. 7	17. 9	1.0	31. 1	17.3	25. 0	36. 2	17. 3	28. 1	17. 3	11.7	7. 7	6. 1	2. 0	0.5	0. 5
	女性	(n=283)	29.3	16. 3	1.1	32. 9	19. 4	19.8	26. 1	23. 0	35.0	15. 2	16.3	12. 4	5. 3	1. 4		0. 7
保護者による「身体へ の暴力」「食事を十分	全体	(n=1, 016)	31.3	11.8	1.6	31. 3	19. 2	24. 9	28. 3	21. 9	37.0	13. 6	17.6	12. 9	4. 6	1.8		1. 1
に与えない」「車内に 放置する」「言葉によ	男性	(n=420)	37. 4	12.6	1.7	32. 6	17.4	27. 1	29.5	19. 0	35. 2	12. 4	14.0	11. 2	6. 2	2. 9		1.0
る暴力」などの行為	女性	(n=590)	27. 3	11. 2	1.5	30. 2	20.7	23. 4	27. 3	24. 1	38. 3	14. 2	20.3	14. 1	3. 6	1. 0		1. 2
大人が子どもに自分の	全体	(n=519)	26.8	11.0	1.7	37. 4	26. 2	20. 6	25. 2	20. 8	31.8	21. 2	17.0	8. 9	4. 2	2. 5	0. 2	0.4
考え方を強制する	男性	(n=218)	28. 9	11.5	0.9	34. 9	24. 3	22. 9	30. 3	18. 8	30.7	17. 0	16. 1	6. 0	5. 5	4. 1	0. 5	0. 5
	女性	(n=297)	25. 6	10. 4	2.4	39. 1	27. 9	19. 2	21. 2	22. 6	32.7	23. 9	17.8	10.8	3. 4	1. 3		0. 3
教師による児童・生徒	全体	(n=488)	33.8	20. 9	1.2	30. 9	17.8	21. 9	34. 0	16. 8	30.9	14. 1	15.0	11. 9	5. 1	1. 2		0. 4
への体罰	男性	(n=201)	38. 3	23. 4	1.0	26. 4	15. 9	24. 4	35. 8	13. 4	32.8	13. 9	13. 9	10. 9	7. 0	1.5		0. 5
	女性	(n=284)	30.6	19. 0	1.4	33.8	19. 4	20. 4	32. 0	19. 4	29.9	14. 4	15. 8	12. 3	3. 9	1. 1		0. 4
髪形や服装を定めた校	全体	(n=101)	26. 7	14. 9	9.9	34. 7	23.8	11. 9	30.7	10. 9	25. 7	24. 8	15.8	8. 9	2.0	2. 0		
則	男性	(n=47)	42.6	14. 9	10.6	38. 3	27. 7	12. 8	34. 0	8.5	19. 1	23. 4	10.6	8. 5	2. 1	2. 1		
	女性	(n=54)	13.0	14. 8	9.3	31.5	20. 4	11. 1	27. 8	13. 0	31.5	25. 9	20.4	9.3	1.9	1. 9		0.7
学校の部活動で、先輩 や教師などからしごき	全体男性	(n=432) (n=167)	34. 7 37. 7	19. 2 23. 4	1.4	32. 6 31. 7	16. 4 13. 2	20. 8	33. 3 33. 5	15. 7 14. 4	35. 9 35. 3	13. 2 12. 0	16. 9 13. 2	10. 9 7. 2	6. 0 7. 8	1. 6 2. 4		0. 7
をうける	女性	(n=262)	33. 2	16. 4	1. 5	32. 8	18. 7	19. 8	33. 2	16. 8	36.3	14. 1	19. 5	13. 4	5. 0	1. 1		1, 1
	全体	(n=683)	32. 2	12. 2	1.8	31. 5	18. 9	23. 3	30. 2	19. 6	36.0	12. 7	16. 3	21. 1	5. 0	1. 8		0. 6
児童買春や児童ポルノ	男性	(n=276)	34. 4	14. 5	1.4	30. 4	15. 9	26. 8	32. 6	19. 2	37.3	11. 2	13. 4	18. 1	7. 2	2. 2		0. 7
等が存在する	女性	(n=407)	30. 7	10. 6	2.0	32. 2	20. 9	20. 9	28. 5	19. 9	35. 1	13. 8	18. 2	23. 1	3. 4	1. 5		0. 5
-	全体	(n=14)	28. 6	14. 3		28. 6	28. 6	21. 4	21. 4	28. 6	42.9		14. 3			14. 3		
その他	男性	(n=9)	33. 3	11. 1			22. 2	33. 3	22. 2	33. 3	44. 4		11. 1			22. 2		
	女性	(n=5)	20.0	20. 0		80. 0	40.0		20.0	20. 0	40.0		20.0					
-	全体	(n=41)	14. 6	4. 9	4.9	14. 6	4. 9	9. 8	4. 9	4. 9	14. 6	9. 8	9.8	2. 4			41.5	7. 3
特にない	男性	(n=20)	10.0	5. 0	10.0	10.0	5.0		5. 0	5. 0	5.0	5. 0	10.0	5. 0			55. 0	10. 0
	女性	(n=21)	19. 0	4.8		19. 0	4.8	19. 0	4.8	4.8	23.8	14. 3	9.5				28.6	4. 8
	全体	(n=79)	10. 1	2. 5		17. 7	2. 5	7. 6	11. 4	3. 8	16. 5	5. 1	8.9			2. 5	10. 1	58. 2
わからない	男性	(n=36)	13. 9			25. 0		8. 3	13. 9		8.3	2. 8	11. 1			2. 8	5. 6	63. 9
	女性	(n=43)	7. 0	4. 7		11.6	4.7	7. 0	9.3	7. 0	23. 3	7. 0	7.0			2. 3	14. 0	53. 5

# 10. 問 4-3

表 25-1 「問 4-3」子どもが虐待されていると知った場合の対応(年代別・職業別)

			な市ど町	児童	警察	報民す生	所子、ど	て直み接、	かが何ら、か	もか確でかか	で自、分	その	わか
			に村 通役	相談	に 通	る委 員	学も 校の	る・そ	など行 いう動	きたな なら虐	特に には	他	ら な
			報場	所	報	•	等通	の	しを	い `待	何 関		V)
			すや る福	に 通	する	児童	につ 通て	家族	たお らこ	通の報根	も係 しが		
			祉	報		委	報い	に	よし	し拠	なな		
			事務	する		員 に	する る保	確 か	いた かい	たが くな	いいの		
			所			通	育	め	わ	て			
		(n=1, 604)	21.6	19. 0	11.8	9. 0	4.7	1.6	8.7	13. 0	0.5	0.6	4.0
全体	男性	(n=706)	21. 2	18. 0	13. 2	7. 9	4.1	2. 3	8.8	12. 0	0.8	0. 3	5. 4
	女性	(n=889)	21. 7	20. 0	10. 7	9.8	5. 2	1.0	8.7	13. 8	0. 2 5. 9	0.8	2. 9
10歳代	全体男性	(n=17) (n=7)		29. 4 14. 3		5. 9			11.8	23. 5 14. 3	14.3		17. 6 42. 9
10/1/2   0	女性	(n=10)		40. 0		10.0			20.0	30. 0	14. 5		42. 3
	全体	(n=115)	13. 0	29. 6	8.7	2. 6	5. 2		13. 0	17. 4	1.7	1. 7	3. 5
20歳代	男性	(n=51)	13. 7	19. 6	11.8	2.0	3.9		21.6	17. 6	3.9	1. 1	5. 9
2000	女性	(n=64)	12. 5	37. 5	6.3	4.7	6.3		6. 3	17. 2	0.0	3. 1	1. 6
	全体	(n=169)	17. 8	27. 2	11. 2	3. 6	5. 3	1.8	9. 5	16. 6	0.6	0. 6	3. 0
30歳代	男性	(n=75)	14. 7	24. 0	12. 0	4. 0	4. 0	4. 0	12.0	16. 0	1. 3	0.0	4. 0
	女性	(n=94)	20. 2	29.8	10.6	3. 2	6.4		7.4	17. 0		1.1	2. 1
	全体	(n=261)	20. 3	24. 9	11.1	2. 3	5. 4	0.8	8.4	15. 7	0.8	1.1	4. 6
40歳代	男性	(n=112)	20. 5	19. 6	13. 4	2. 7	3.6	0. 9	10.7	14. 3	0.9	0.9	7. 1
	女性	(n=149)	20. 1	28. 9	9. 4	2. 0	6.7	0. 7	6.7	16.8	0.7	1.3	2. 7
	全体	(n=281)	19. 2	17. 4	14. 9	7. 1	6.0	3. 2	10.7	13. 5		0.7	2.8
50歳代	男性	(n=132)	18. 9	15. 9	15. 9	5. 3	7. 6	5. 3	9.1	12. 1		0.8	3. 0
	女性	(n=148)	19.6	18. 9	13.5	8.8	4. 7	1. 4	12. 2	14. 9		0.7	2. 7
	全体	(n=358)	27. 7	14. 0	11.2	11.5	3.6	1. 4	10.1	13. 1		0.3	2.8
60歳代	男性	(n=156)	28. 2	15. 4	14. 7	10. 9	1.9	1. 9	7. 7	11.5			2.6
	女性	(n=202)	27. 2	12. 9	8. 4	11. 9	5. 0	1. 0	11.9	14. 4		0. 5	3. 0
To the DI I	全体	(n=396)	23. 2	14. 1	12.6	16. 7	4.0	1.5	4.5	7. 6	0.5		5. 6
70歳以上	男性	(n=173)	23. 1	17. 9	11.0	15. 0	4.0	1. 2	3.5	7. 5	0.6		7. 5
	女性	(n=221)	23. 5 19. 3	11. 3	13. 6	18. 1 22. 9	4. 1 5. 5	1.8	5. 4 5. 5	7. 7	0.5	0. 9	1. 8
農林漁業	男性	(n=109) (n=72)	18. 1	16. 7	10. 1 9. 7	18. 1	5. 6	5. 6	5. 6	10. 1 12. 5	1.4	0.9	1. 4
DC TI IIII AC	女性	(n=36)	22. 2	8. 3	8.3	33. 3	5. 6	2. 8	5. 6	5. 6	1. 1	2. 8	2. 8
	全体	(n=127)	21. 3	18. 1	12. 6	7. 9	2.4	2. 4	11.8	14. 2		2.0	2. 4
商工サービス業	男性	(n=78)	20. 5	23. 1	12.8	6. 4	1.3	1. 3	11.5	12. 8			2.6
	女性	(n=49)	22. 4	10. 2	12. 2	10. 2	4. 1	4. 1	12. 2	16. 3			2.0
	全体	(n=424)	19. 6	18. 4	13. 9	5. 2	5. 2	1. 7	12.7	15. 6	0.7	0.7	3. 1
勤め	男性	(n=209)	19. 1	15.8	14.8	4.8	4.3	2. 9	12.9	15.8	1.4		4. 3
	女性	(n=215)	20.0	20. 9	13.0	5. 6	6.0	0. 5	12.6	15. 3		1.4	1. 9
#/	全体	(n=259)	25. 1	25. 1	11. 2	4. 2	6. 2	0. 4	6.9	11.6		1.9	1. 9
教育・福祉・医療関係 者及び職員、公務員	男性	(n=95)	29. 5	21. 1	11.6	4. 2	6.3	1. 1	5.3	10.5		2. 1	2. 1
	女性	(n=164)	22.6	27. 4	11.0	4. 3	6. 1		7. 9	12. 2		1.8	1.8
	全体	(n=64)	21.9	25. 0	14. 1	9. 4	6.3	4. 7	4. 7	4. 7			4. 7
自由業、その他有職	男性	(n=38)	18. 4	21. 1	18.4	5. 3	7.9	7. 9	7. 9	5. 3			5. 3
	女性	(n=26)	26. 9	30.8	7. 7	15. 4	3.8			3.8			3.8
ata ata ata wa	全体	(n=179)	21. 2	19. 0	7.8	14. 0	5. 0	1. 1	7.3	17. 3	0.6		2.8
家事專業	男性	(n=3)	33. 3	33. 3									33. 3
	女性	(n=176)	21. 0	18. 8	8.0	14. 2	5. 1	1. 1	7.4	17. 6	0.6		2. 3
<b>.</b>	全体	(n=40)	7.5	35. 0	7.5	2. 5			15. 0	15. 0	5.0		7. 5
生徒・学生	男性	(n=17)	5.9	17. 6	11.8	4.9			23.5	5.9	11.8		17. 6
	女性	(n=23) (n=389)	8. 7 23. 4	47. 8 15. 4	4. 3 12. 6	4. 3	3. 6	0.8	8. 7 6. 2	21. 7 10. 5	0.3		7. 7
無職	男性	(n=389) (n=194)	22. 7	16. 5	12. 0	11. 3	3. 1	0. 8	5. 2	10. 5	V. 3		9.3
	女性	(n=194)	24. 2	14. 4	11. 9	10. 3	4. 1	1.0	7. 2	10. 8	0.5		6. 2
	スエ	(11-134)	47.4	17.7	11. 0	10.0	7.1	1. 0	1.4	10.0	V. 0		0. 4

## 11. 問 5-1 × 問 5-2

表 26-1 「問 5-1」高齢者に関する人権上の問題点  $\times$  「問 5-2」高齢者の人権を守るために必要なこと

一													
		問5-2	す高 る齢	ちバ道	る少 な	住居	高齢	認知	保自 す己	高齢	その	特に	わ か
			者	くサや	V)	の	者	症	る啓	者	他	な	6
			の人	りル交 をデ通	負 担	確保	を 地	高齢	発や	の た		<i>١</i> ٠	な い
			権	推ザ機	で	40	域	者	文	め			,
			を 守	進イ関・	自由	就	で 支	対策	化 的	の人			
			る	る化建	12	労	え	を	活	権			
			た	な物	移	環	る	充	動	相			
			めの	ど等高の	動 で	境を	仕 組	実す	に参	談や			
			教	齢バ	き	整	み	る	加	電			
			育	者リ がア	る 交	備す	を整		でき	話相			
			啓	生フ	通	る	備		る	談			
			発活	活リし!	手段		する		機会	を 充			
			動	や化	を				を	実			
			を 推	すいコ	整備				十分	する			
問5-1			進	まニ	す				確	3			
	全体	(n=364)	31.6	44. 5	46. 2	26.6	47. 3	35. 7	7. 1	11.5	1.1	1.1	2. 2
差別的な言動をされる	男性	(n=143)	37. 1	33. 6	45. 5	26. 6	45. 5	34. 3	8. 4	16. 1	1.4	1. 4	2.8
	女性	(n=220)	28. 2	51.8	46. 8	26. 8	48. 2	36. 4	6. 4	8.6	0.9	0. 9	1. 8
道路、乗物、建物等でバリア	全体	(n=435)	18. 6	79. 8	57. 0	17. 7	38. 4	34. 0	7. 6	7. 4	1. 1	0.5	1.8
フリー化、ユニバーサルデザ イン化が図られていない	男性	(n=170)	20. 6	77. 6	59. 4	15. 9	39. 4	31. 2	4. 7	8. 2	1.8	1. 2	2. 9
1 - JUN 101 0 40 C 4 1/2 4 .	女性	(n=261)	17. 2	81. 2	55. 6	19. 2	37. 9	36. 0	9. 6	6. 5	0.8		1. 1
自由にバス等の公共交通機関	全体	(n=453)	18. 3	54. 5	70. 2	20. 1	40.0	31. 3	7. 9	12. 4	1.3	0. 7	0. 9
を利用して通院や買い物に行 くことができない	男性	(n=194)	21. 1	46. 9	74. 2	18. 0	40. 7	27. 8	7. 7	16. 5	1.5	1.0	0. 5
	女性	(n=253)	16. 2	60. 5	67. 6	21. 7	39. 1	33. 6	8. 3	8. 7	1.2	0.4	1. 2
アパートなどの住宅への入居	全体	(n=409)	24. 0	44. 7	51. 3	35. 2	40.8	37. 7	7.8	11. 2	1.2	0. 2	2. 9
を拒否される	男性	(n=151)	30. 5	31.8	47. 0	38. 4	39. 7	37. 1	9. 3	14. 6	1.3	0. 7	3. 3
	女性	(n=258)	20. 2	52. 3	53. 9	33. 3	41. 5	38. 0	7. 0	9. 3	1.2		2. 7
家族や地域との交流が疎遠が	全体	(n=435)	20. 2	44. 1	56. 1	23. 7	52. 4	33. 6	10.6	10. 3	1.1		1.6
ちで孤独な生活を送っている	男性	(n=188)	20. 2	36. 7	60. 1	19. 7	53. 2	37. 2	10.6	12. 2	1.1		1.6
	女性	(n=245)	20. 4	49. 8	52. 7	26. 9	52. 2	30.6	10.6	9.0	1.2		1. 6
高齢者ということで特別な存	全体	(n=354)	27. 1	43. 8	46. 6	26. 8	47. 2	45. 2	8. 5	14. 1	1.1	0.6	1.7
在として扱われたり、身体が 拘束されるなど虐待を受ける	男性	(n=143)	30. 1	32. 9	46. 2	28. 0	46. 9	44. 8	9.8	18. 2	1.4	1.0	2.8
	女性	(n=209)	24. 9	51. 7	46. 9	26. 3	47. 4	45. 5	7.7	11. 0	1.0	1.0	1.0
働ける能力を発揮する機会が	全体男性	(n=382)	17. 5	41. 4 35. 0	58. 1 60. 7	39. 5	41. 6 38. 7	33. 2 32. 5	13. 4 17. 8	10.7	1.3	0.5	1. 3
少ない	女性	(n=163) (n=219)	20. 9 15. 1	46. 1	56. 2	40. 5 38. 8	43. 8	33. 8	10.0	11. 7 10. 0	1. 2 1. 4	1. 2	1. 2 1. 4
	全体	(n=716)	20. 4	43. 2	57. 4	20. 4	40. 5	41. 9	7.8	11. 9	1. 0	1. 0	2. 4
高齢者を狙った悪徳商法の被	男性	(n=312)	22. 1	36. 9	57. 7	20. 2	41. 3	43. 6	8. 3	12. 5	0.6	1. 9	2. 6
害が多い	女性	(n=401)	18. 7	47. 9	57. 1	20. 7	40. 1	40. 9	7. 5	11. 2	1. 2	0. 2	2. 2
	全体	(n=265)	28. 3	47. 9	45. 7	27. 5	50. 9	36. 6	10. 2	14. 7	1. 9	0. 4	1. 5
高齢者ということで意見や発	男性	(n=98)	33. 7	37. 8	44. 9	26. 5	49. 0	35. 7	13. 3	16. 3	3. 1	1. 0	1. 0
言が無視される	女性	(n=167)	25. 1	53. 9	46. 1	28. 1	52. 1	37. 1	8. 4	13. 8	1. 2		1. 8
	全体	(n=114)	21. 1	60. 5	47. 4	22. 8	47. 4	33. 3	27. 2	9.6	2.6		1. 8
自己啓発や文化的活動に参加 する機会が極めて少ない	男性	(n=53)	20.8	50. 9	52. 8	28. 3	50. 9	28. 3	30. 2	13. 2	5. 7		1. 9
りる機士が極めて少ない	女性	(n=61)	21. 3	68. 9	42.6	18. 0	44. 3	37. 7	24. 6	6.6			1. 6
	全体	(n=332)	21. 4	48. 8	59. 3	22. 0	45. 2	35. 5	9. 0	23. 5	1.2	0.3	1. 5
気軽にいつでも何でも相談で きる場所がない	男性	(n=136)	25. 0	41. 9	58. 1	20.6	50. 7	37. 5	8.8	28. 7	0.7		1. 5
C.20001)1111-121	女性	(n=192)	18.8	53. 6	59. 9	22. 9	41.7	33. 9	9. 4	19.8	1.6	0.5	1.6
	全体	(n=18)		33. 3	38. 9	5. 6	22. 2	44. 4	5. 6	11. 1	27.8	5.6	
その他	男性	(n=10)		30.0	20.0		10.0	40.0	10.0	10.0	30.0	10.0	
	女性	(n=8)		37. 5	62. 5	12. 5	37. 5	50.0		12. 5	25.0		
	全体	(n=105)	9. 5	21. 9	40.0	3.8	17. 1	30. 5	5. 7	9. 5	1.0	21. 9	6. 7
特にない	男性	(n=53)	13. 2	17. 0	37. 7	5. 7	17. 0	30. 2	3.8	11. 3	1.9	22.6	9. 4
	女性	(n=52)	5.8	26. 9	42. 3	1.9	17. 3	30.8	7. 7	7. 7		21. 2	3. 8
	全体	(n=108)	8.3	9. 3	32. 4	3. 7	14. 8	14.8	0.9	1. 9	0.9	5. 6	50.0
わからない	男性	(n=54)	7. 4	11. 1	25. 9	3. 7	11. 1	14. 8	1. 9	1. 9	1.9	5. 6	53. 7
	女性	(n=54)	9.3	7.4	38. 9	3. 7	18.5	14.8		1.9		5. 6	46. 3

表 26-2 「問 5-1」高齢者に関する人権上の問題点 × 「問 5-2」高齢者の人権を守るために必要なこと【50歳代以下】

## 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		00 //	X I VEA	· -										
			問5-2	す高る齢	ちバ道	る少か	住居	高齢	恝知	保自す己	高齢	その	特に	わか
日本日本														6
## 200													V)	
# 2 mg - 1 mg - 1 mg - 2 mg														۷.
おけらい   10   10   10   10   10   10   10   1							'							
大き から														
からからの				た	な物	移	環	る	充	動				
数字   数字   数字   数字   数字   数字   数字   数字														
## 25														
## 15   19   19   19   19   19   19   19				育	者リ	る		を		で	話			
開きたい														
勝から かい				発	活リ	手	~	す		機	を			
勝方の								る						
照子・														
登明的な言動をされる 会体 (m=299) 29.2 41.6 42.6 33.5 49.3 36.4 7.7 7.2 1.4 1.0 2.4 表別的な言動をされる 男性 (m=190) 30.2 48.1 41.3 32.5 47.5 36.3 10.0 11.3 2.5 1.3 3.8 38.4 41.3 32.5 47.5 36.3 31.0 11.3 2.5 1.3 3.8 38.4 41.3 32.5 47.5 36.3 31.0 11.3 2.5 1.3 3.8 38.4 41.3 32.5 47.5 36.3 31.0 11.3 2.5 1.3 3.8 38.4 41.3 32.5 47.5 36.3 31.0 10.0 11.3 2.5 1.3 3.8 38.4 41.3 32.5 47.5 36.3 31.0 4.7 7 8.8 0.8 1.6 47.7 8.8 0.8 1.6 47.7 8.8 1.4 40.4 31.3 41.3 41.3 41.3 41.3 41.3 41.3 41	885										る			
差別的な言動をされる   長性   (a-120)   30.2   31.3   41.0   32.5   41.5   36.3   10.0   11.3   2.5   1.5   3.8	問5-1	- 全体	(n=200)				33.5	49.3	36.4		7 9	1.4	1.0	9.4
理解・無理・	差別的な言動をされる													
遊路   乗物、建物等でパリア   全体 (m-253)	正元 まりまける ひまりる													
出当の一作。ユニアーサルデザ 女性 (n=102) 16.7 75.5 54.9 19.6 41.2 28.4 5.9 4.9 2.9 1.0 4.9 4.9 4.9 4.9 1.0 4.9 4.9 4.7 インドの部組られていない 女性 (n=150) 18.7 78.7 55.3 24.0 34.7 36.0 10.7 5.3 11.3 0.7 10.7 10.7 10.3 10.4 2.0 1.7 10.7 10.3 11.6 10.5 15.3 51.8 60.9 20.7 40.7 34.6 31.1 5.8 31.1 5.8 31.1 6.8 2.2 9 6.0 10.4 4.0 2.0 1.0 4.0 4.0 4.0 10.7 10.5 11.6 10.6 56.6 60.9 20.7 40.7 34.5 50.2 8.3 31.1 5.8 12.6 2.9 1.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4.0 4														
女性 (n=150) 28.7 78.7 55.3 24.0 34.7 36.0 10.7 55.3 1.3 1.3 0.7 61.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0														
自由にベス等の公共交通機関 会権 (□=209) 15.3 51.8 60.9 23.7 40.7 33.4 32.9 6.0 10.4 2.0 1.2 44.0 1.0 50.0 10.7 53.8 1.3 1.3 1.3 5.8 1.3 5.8 60.9 32.7 40.7 33.4 32.9 6.0 10.3 2.9 6.0 10.4 2.0 1.2 5.2 5.2 5.0 5.0 50.8 12.6 2.9 1.0 5.2 5.0 5.0 50.8 50.8 50.8 50.9 23.7 40.7 33.4 34.5 6.2 8.3 1.4 1.6 1.4 1.4 5.2 5.0 1.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5													1.0	
を利用して高純や質い物に合った。														
くことができない         女性 (n=145)         16.6   56.6   66.9   29.7   40.7   34.5   6.2   8.3   1.4     1.4             アベートなどの住宅への入間 受性 (n=736)         22.4   41.1   47.2   40.7   33.4   38.6   6.9   8.1   1.6   3.7           38.6   6.9   8.1   1.6   3.7           37.7   6.3   6.9   1.3           37.7   6.3   6.9   1.3           37.7   6.3   6.9   1.3           37.7   6.3   6.9   1.3           37.7   6.3   6.9   1.3           4.2   2.5           37.7   6.3   6.9   1.3           4.2   2.5           37.7   6.3   6.9   1.3           4.2   2.5           37.7   6.3   6.9   1.3           4.2   2.5           37.7   6.3   6.9   1.3           4.2   2.5           37.7   6.3   6.9   1.3           4.2   2.5           37.7   6.3   6.9   1.3           4.2   2.5           37.7   6.3   6.9   1.3           4.2   2.5           37.7   6.3   6.9   1.3           4.2   2.5           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1           4.2   2.1														
大性 (n=149) 16.0 50.0 50.0 19.2 2.4 4 4.1 47.2 40.7 33.1 40.2 8.0 10.3 2.3 5.7 44.6 2.4 44.1 47.2 40.1 39.0 39.6 37.7 6.3 6.9 8.1 1.6 3.7 7.7 7.6 7.6 3 6.9 1.3 5.7 7.6 7.5 7.6 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5			, ,											
を担否される														
安性 (n=159) 20.8 48.4 49.1 39.0 39.6 37.7 6.3 6.9 1.3 2.5 2.5    安体 (n=250) 18.0 41.6 54.4 28.4 51.6 32.8 9.2 8.0 1.6 1.6 2.0    家族や地域との交流が疎遠が	アパートなどの住宅への入居													
家族や地域との交流が確当が 5で悪機でに行き合っている。	を拒否される													
家族や地域との交が流球達がらで振独な生活を達つている。 女性 (n=146) 19.9 45.2 56.7 32.9 50.0 31.5 9.6 7.5 1.4 2.1		-												
きて孤独な生活を送っている   50 t	家族や地域との交流が疎遠が													
高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が 拘束されるなど虐待を受ける 女性 (n=124)       全体 (n=128) (n=124)       25.2 (2.6)       39.4 (4.6)       40.8 (39.5)       32.6 (33.0)       45.7 (4.6)       45.7 (4.6)       46.9 (4.7)       10.6 (4.7)       11.5 (4.8)       11.5 (1.6)       1.4 (6.0)       0.5 (2.1)       1.8 (3.2)         備ける能力を発揮する機会が 少ない       全体 (n=124) (n=140)       14.8 (4.3)       42.1 (6.2)       56.8 (4.6)       45.3 (4.6)       41.5 (4.1)       33.2 (4.6)       41.5 (4.1)       33.2 (4.1)       11.6 (4.1)       11.5 (6.6)       11.7 (6.4)       2.1 (6.4)       2.1 (6.4)       1.0 (6.4)       2.1 (6.4)       2.1 (6.6)       3.2 (7.1)       4.1 (7.6)       41.5 (8.6)       41.5 (4.1)       43.6 (6.4)       4.1 (7.6)       4.6 (6.7)       41.7 (7.6)       41.7 (7.6)       43.6 (7.5)       45.7 (7.6)       41.7 (7.7)       42.6 (7.7)       41.7 (7.7)       42.6 (7.7)       41.7 (7.7)       42.6 (7.7)       41.9 (7.7)       42.4 (7.7)       42.6 (7.7)       41.9 (7.7)       42.4 (7.7)       42.6 (7.7)       41.9 (7.7)       42.6 (7.7)       42.6 (7.7)       42.6 (7.7)       42.6 (7.7)       42.6 (7.7)       42.6 (7.7)       42.6 (7.7)       4														
無常性をいったい。 特体が 内に (n=94)		_												
特束されるなど虐待を受ける 女性 (n=124) 26.6 47.6 39.5 32.3 49.2 43.5 10.5 8.1 0.8 0.8 0.8 0.8 0.8 (m=124) 26.6 47.6 39.5 32.3 49.2 43.5 10.5 8.1 0.8 0.8 0.8 0.8 (m=124) 26.6 47.6 39.4 56.8 45.3 41.5 35.2 11.4 6.4 2.1 0.4 2.1 3.2 11.4 52.0 44.6 41.7 33.3 15.6 6.3 2.1 1.0 2.1 52.0 48.6 41.4 36.4 8.6 6.4 2.1 1.0 2.1 52.0 48.6 41.4 36.4 8.6 6.4 2.1 1.0 2.1 52.0 48.6 55.2 25.3 41.7 43.6 7.5 8.7 11.4 0.7 2.9 56.8 55.2 25.3 41.3 45.3 9.5 9.5 9.5 1.1 1.1 1.1 3.4 52.5 44.9 54.7 26.7 41.9 42.4 5.9 8.1 11.7 0.4 2.5 52.5 52.5 52.5 52.5 52.5 52.5 52.	高齢者ということで特別な存												0.5	
機ける能力を発揮する機会が 少ない														
勝ける能力を発揮する機会が 少ない 女性 (n=140) 14.3 42.1 52.9 48.6 41.7 33.3 15.6 6.3 2.1 1.0 2.1 左体 (n=141) 14.3 42.1 52.9 48.6 41.4 36.4 8.6 6.4 2.1 2.1 2.1 高齢者を狙った悪徳商法の被 書が多い 女性 (n=179) 18.4 33.0 55.9 23.5 41.3 45.3 9.5 9.5 1.1 1.1 1.1 3.4 女性 (n=236) 18.2 44.9 54.7 26.7 41.9 42.4 5.9 8.1 1.7 0.4 2.5 高齢者ということで意見や発 言が無視される 女性 (n=101) 24.8 49.5 44.6 33.7 52.5 42.6 9.8 11.5 4.9 1.6 1.6 女性 (n=101) 24.8 49.5 44.6 33.7 52.5 40.6 10.9 11.9 1.0 1.0 1.0 女性 (n=27) 25.9 66.7 29.6 25.9 37.9 37.9 48.3 34.5 20.7 10.3 10.3 10.3 3.4 女性 (n=29) 17.2 55.2 37.9 37.9 48.3 34.5 20.7 10.3 10.3 10.3 3.4 女性 (n=27) 25.9 66.7 29.6 25.9 51.9 44.4 22.2 3.7 20.0 1.9 10.3 3.4 女性 (n=101) 24.8 49.4 60.9 31.0 43.7 34.5 10.3 18.4 2.3 2.0 2.3 天命他 (n=101) 24.8 49.4 60.9 31.0 43.7 34.5 10.3 18.4 2.3 2.0 2.3 女性 (n=87) 18.4 49.4 60.9 31.0 43.7 34.5 10.3 18.4 2.3 2.0 2.3 女性 (n=87) 18.4 49.4 60.9 31.0 43.7 34.5 10.3 18.4 2.3 2.0 2.3 女性 (n=28) 3.6 17.9 32.1 3.6 7.1 35.7 7.1 2.5 2.0 8.3 女性 (n=28) 3.6 17.9 32.1 3.6 7.1 35.7 7.1 2.5 2.0 8.3 女性 (n=28) 3.6 17.9 32.1 3.6 7.1 35.7 7.1 2.5 2.0 8.3 女性 (n=99) 22.2 22.2 22.2 22.2 22.2 22.2 22.2 2	- INKCIPO & C/E/I CX/I O													
少ない       男性 (n=140)       18.6 (n=140)       38.4 (n=140)       42.1 (n=140)       52.5 (n=140)       44.6 (n=140)       41.7 (n=140)       33.3 (n=140)       14.3 (n=140)       42.1 (n=140)       14.3 (n=140)       42.1 (n=140)       42.2 (n=140)       42.1 (n=	働ける能力を発揮する機会が													
高齢者を狙った悪徳商法の被 害が多い	少ない												1.0	
高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い		_												
審が多い 安性 (n=236) 18.4 33.0 55.9 23.5 41.3 45.3 9.5 9.5 1.1 1.1 3.4   女性 (n=236) 18.2 44.9 54.7 26.7 41.9 42.4 5.9 8.1 1.7 0.4 2.5   高齢者ということで意見や発   会体 (n=162) 25.9 45.1 43.8 32.7 52.5 41.4 10.5 11.7 2.5 0.6 12.2     男性 (n=101) 24.8 49.5 44.6 33.7 52.5 42.6 9.8 11.5 4.9 1.6 1.6   女性 (n=101) 24.8 49.5 44.6 33.7 52.5 40.6 10.9 11.9 1.0 1.0     自己啓発や文化的活動に参加 する機会が極めて少ない	喜齢者を狙った亜徳商注の被			18. 3				41.7	43.6	7. 5	8. 7	1.4	0. 7	2. 9
高齢者ということで意見や発   一方性 (n=61)						55. 9	23. 5	41.3			9. 5		1. 1	3. 4
高齢者ということで意見や発言が無視される		_		18. 2	44. 9				42. 4					
言が無視される   男性 (n=61)   24.8   49.5   44.6   33.7   52.5   40.6   10.9   11.9   1.0   1.0     自己啓発や文化的活動に参加	京齢者ということで音目や <b>卒</b>		(n=162)				32. 7				11. 7		0.6	1. 2
日己啓発や文化的活動に参加 する機会が極めて少ない 安性 (n=27) 支格 (n=155) ラと様 (n=88) ラと場所がない 安性 (n=10) 大性 (n=27) ラと体 (n=10) 大性 (n=28) ラと体 (n=10) 大性 (n=28) ラと体 (n=10) 大性 (n=28) ラと体 (n=10) 大性 (n=28) ラと体 (n=10) 大性 (n=10) 大田				27. 9							11.5	4. 9	1.6	1.6
自己啓発や文化的活動に参加 する機会が極めて少ない 女性 (n=27) 25.9 66.7 29.6 25.9 51.9 44.4 22.2 3.7 10.3 10.3 3.4 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない 女性 (n=87) 18.4 49.4 60.9 31.0 43.7 34.5 10.3 18.4 2.3 2.3 2.3 その他 (n=10) 33.3 33.3 33.3 16.7 34.5 10.0 10.0 30.0 10.0 女性 (n=2) 50.0 100.0 50.0 10.0 50.0 10.0 50.0 10.5 42.1 10.5 25.0 17.9 特にない 男性 (n=19) 5.3 15.8 36.8 5.3 10.5 42.1 10.5 22.2 33.3 32.2 2.2 22.2 22.2 22.2 22.		_	(n=101)	24. 8	49. 5	44. 6	33. 7	52. 5	40.6	10. 9	11. 9	1.0		1.0
する機会が極めて少ない	白己改なめすか的活動に参加	全体	(n=56)	21.4	60. 7	33. 9	32. 1	50.0	39. 3	21.4	7. 1	5. 4		3. 6
気軽にいつでも何でも相談できる場所がない       全体 (n=155) 男性 (n=68) な場所がない       20.6		男性	(n=29)	17. 2	55. 2	37. 9	37. 9	48. 3	34. 5	20. 7	10.3	10.3		3. 4
気軽にいつでも何でも相談で きる場所がない		女性	(n=27)	25. 9	66. 7	29. 6	25. 9	51. 9	44. 4		3. 7			3. 7
きる場所がない 安性 (n=87) 18.4 49.4 60.9 31.0 43.7 34.5 10.3 18.4 2.3 2.5 2.9 2.9 4 48.5 40.6 8.8 22.1 1.5 2.9 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.4 48.5 40.6 8.8 22.1 1.5 2.9 2.3 2.3 2.3 2.3 2.3 2.4 48.5 40.6 40.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0 10.0	与权にいっても何でも 扣紮で	全体	(n=155)	20.6	44. 5	57. 4	30. 3	45.8	39. 4	9. 7	20.0	1.9		2.6
全体 (n=12)       33.3       33.3       16.7       33.3       8.3       25.0       8.3         男性 (n=10)       30.0       20.0       10.0       40.0       10.0       10.0       30.0       10.0         女性 (n=2)       50.0       100.0       50.0       50.0       7.1       25.0       17.9         特にない       男性 (n=19)       5.3       15.8       36.8       5.3       10.5       42.1       10.5       21.1       15.8         女性 (n=9)       22.2       22.2       22.2       22.2       22.2       22.2       22.2       22.2         わからない       男性 (n=23)       8.7       13.0       21.7       8.7       8.7       17.4       4.3       56.5		男性	(n=68)	23. 5	38. 2	52. 9	29. 4	48. 5	45. 6	8.8	22. 1	1.5		2. 9
その他 男性 (n=10) 女性 (n=2) 50.0 100.0 50.0 10.0 10.0 10.0 30.0 10.0 10.0 10.0 1		女性	(n=87)	18. 4	49. 4	60. 9	31.0	43. 7	34. 5	10.3	18. 4	2.3		2. 3
女性 (n=2)     50.0     100.0     50.0     50.0     100.0     50.0       全体 (n=28)     3.6     17.9     32.1     3.6     7.1     35.7     7.1     25.0     17.9       特にない     男性 (n=19)     5.3     15.8     36.8     5.3     10.5     42.1     10.5     21.1     15.8       女性 (n=9)     22.2     22.2     22.2     22.2     22.2     22.2     33.3     22.2       わからない     男性 (n=23)     8.7     13.0     21.7     8.7     8.7     17.4     4.3     56.5		全体	(n=12)		33. 3	33. 3		16. 7	33. 3	8. 3	8. 3	25. 0	8.3	
全体 (n=28)     3.6     17.9     32.1     3.6     7.1     35.7     7.1     25.0     17.9       特にない     男性 (n=19)     5.3     15.8     36.8     5.3     10.5     42.1     10.5     21.1     15.8       女性 (n=9)     22.2     22.2     22.2     22.2     22.2     33.3     22.2       全体 (n=48)     8.3     10.4     29.2     8.3     16.7     12.5     2.1     50.0       わからない     男性 (n=23)     8.7     13.0     21.7     8.7     8.7     17.4     4.3     56.5	その他	男性	(n=10)		30. 0	20.0		10.0	40.0	10.0	10.0	30.0	10.0	
特にない 男性 (n=19) 5.3 15.8 36.8 5.3 10.5 42.1 10.5 21.1 15.8 女性 (n=9) 22.2 22.2 22.2 22.2 22.2 22.2 22.2 22		女性	(n=2)		50.0	100.0		50.0						
女性     (n=9)     22.2     22.2     22.2     22.2     33.3     22.2       全体     (n=48)     8.3     10.4     29.2     8.3     16.7     12.5     2.1     50.0       わからない     男性     (n=23)     8.7     13.0     21.7     8.7     8.7     17.4     4.3     56.5		全体	(n=28)	3. 6	17. 9	32. 1	3.6	7. 1	35. 7		7. 1		25.0	17. 9
全体 (n=48)     8.3     10.4     29.2     8.3     16.7     12.5     2.1     50.0       わからない     男性 (n=23)     8.7     13.0     21.7     8.7     8.7     17.4     4.3     56.5	特にない	男性	(n=19)	5.3	15.8	36.8	5.3	10.5	42. 1		10.5		21.1	15.8
わからない 男性 (n=23) 8.7 13.0 21.7 8.7 17.4 4.3 56.5		女性	(n=9)		22. 2	22. 2			22. 2				33. 3	22. 2
		全体	(n=48)	8. 3	10. 4	29. 2	8.3	16. 7	12. 5				2. 1	50. 0
女性 (n=25) 8.0 8.0 36.0 8.0 24.0 8.0 44.0	わからない	男性	(n=23)	8. 7	13. 0	21.7	8. 7	8. 7	17. 4				4.3	56. 5
		女性	(n=25)	8. 0	8. 0	36. 0	8. 0	24. 0	8. 0					44. 0

表 26-3 「問 5-1」高齢者に関する人権上の問題点  $\times$  「問 5-2」高齢者の人権を守るために必要なこと【60歳以上】

		問5-2	- す高 る齢	ちバ道 づ <u></u> ろ	る少 な	住居	高齢	認知	保自 す己	高齢	その	特に	わか
			者	くサや	<i>V</i>	の	者	症	る啓	者	他	な	6
			の人	りル交 をデ通	負 担	確 保	を 地	高齢	発や	の た		γ·	な い
			権	推ザ機	で白	÷.	域で	者	文化	めの			
			を 守	進イ関	自由	就	で 支	対策	化 的	の人			
			るた	る化建	に 移	労環	え	を 充	活動	権相			
			め	な物 ど等	動	境	る 仕	実	製) (こ	談			
			の 教	高の齢バ	で	を 整	組み	する	参加	や電			
			教育	番リ	きる	備	を	ಎ	加 で	話			
			啓	がア 生フ	交通	する	整備		きる	相談			
			発	活リ	手	2	す		機	を			
			活動	ししや化	段を		る		会を	充実			
			を	す、	整				+	す			
問5-1			推進	いユまニ	備す				分確	る			
1,4-	全体	(n=153)	35. 3	49. 0	51.6	17.6	44. 4	34. 6	6. 5	17.6	0.7	1.3	2. 0
差別的な言動をされる	男性	(n=63)	49. 2	36. 5	50.8	19. 0	42. 9	31. 7	6. 3	22. 2		1.6	1.6
	女性	(n=90)	25. 6	57.8	52. 2	16. 7	45. 6	36. 7	6. 7	14. 4	1.1	1. 1	2. 2
道路、乗物、建物等でバリア	全体	(n=179)	19.6	83. 2	59.8	11. 7	40. 2	35. 8	6. 1	10. 1		0.6	1. 1
フリー化、ユニバーサルデザ イン化が図られていない	男性	(n=68)	26. 5	80. 9	66. 2	10.3	36. 8	35. 3	2. 9	13. 2		1. 5	
1 2 17 1/2 20 1/2 ( 1.27 )	女性	(n=111)	15. 3	84. 7	55. 9	12.6	42. 3	36. 0	8. 1	8. 1			1.8
自由にバス等の公共交通機関	全体	(n=200)	22. 5	58. 0	71.0	12. 5	38. 5	28. 5	10. 5	15. 0	0.5	1.5	0. 5
を利用して通院や買い物に行 くことができない	男性	(n=91)	29. 7	49. 5	73. 6	14. 3	40. 7	24. 2	9. 9	20. 9		2. 2	
	女性	(n=108)	15. 7	65. 7	68. 5	11. 1	37. 0	32. 4	11. 1	9.3	0.9	0.9	0.9
アパートなどの住宅への入居 を拒否される	全体男性	(n=163)	26. 4	50. 3 37. 5	57. 7	27. 0 31. 3	42. 9	36. 2	9. 2 10. 9	16. 0	0.6	0.6	1. 8
	女性	(n=64) (n=99)	37. 5 19. 2	58.6	51. 6 61. 6	24. 2	40. 6 44. 4	32. 8 38. 4	8. 1	20. 3 13. 1	1.0	1.6	3. 0
	全体	(n=183)	23. 5	47. 5	57. 9	17. 5	54. 1	34. 4	12. 6	13. 7	0.5		1. 1
家族や地域との交流が疎遠が	男性	(n=84)	26. 2	36. 9	60. 7	16. 7	52. 4	40. 5	13. 1	16. 7	0.0		1. 2
ちで孤独な生活を送っている	女性	(n=99)	21. 2	56. 6	55. 6	18. 2	55. 6	29. 3	12. 1	11. 1	1.0		1. 0
高齢者ということで特別な存	全体	(n=135)	30. 4	51. 1	56. 3	17.8	45. 9	43. 7	5. 2	18. 5	0.7	0.7	1. 5
在として扱われたり、身体が	男性	(n=49)	42. 9	40.8	53. 1	18. 4	49.0	36. 7	8. 2	22. 4			2.0
拘束されるなど虐待を受ける	女性	(n=85)	22. 4	57. 6	57.6	17.6	44. 7	48. 2	3. 5	15. 3	1.2	1.2	1.2
既 17 4 秋 丁 3 20 班 丁 4 10 V 10	全体	(n=146)	21.9	44. 5	60.3	30. 1	41.8	30. 1	16. 4	17.8		0.7	
働ける能力を発揮する機会が 少ない	男性	(n=67)	28. 4	34. 3	58. 2	40. 3	34. 3	31. 3	20.9	19. 4		1.5	
	女性	(n=79)	16. 5	53. 2	62. 0	21.5	48. 1	29. 1	12. 7	16. 5			
高齢者を狙った悪徳商法の被	全体	(n=299)	23. 1	47. 5	60. 5	13. 7	39. 1	39. 8	8. 4	16. 4	0.3	1. 3	1. 7
害が多い	男性	(n=133)	27. 1	42. 1	60. 2	15. 8	41. 4	41. 4	6.8	16. 5		3. 0	1. 5
	女性	(n=165)	19. 4	52. 1	60.6	12. 1	37. 6	38.8	9. 7	15. 8	0.6		1.8
高齢者ということで意見や発	全体	(n=103)	32. 0	52. 4	48. 5	19. 4	48. 5	29. 1	9. 7	19. 4	1. 0		1. 9
言が無視される	男性女性	(n=37) (n=66)	43. 2 25. 8	37. 8 60. 6	48. 6 48. 5	18. 9 19. 7	43. 2 51. 5	24. 3 31. 8	18. 9 4. 5	24. 3 16. 7	1.5		3. 0
-	全体	(n=58)	20. 7	60. 3	60. 3	13. 8	44. 8	27. 6	32. 8	12. 1	1. 0		3.0
自己啓発や文化的活動に参加	男性	(n=24)	25. 0	45. 8	70. 8	16. 7	54. 2	20. 8	41. 7	16. 7			
する機会が極めて少ない	女性	(n=34)	17. 6	70. 6	52. 9	11.8	38. 2	32. 4	26. 5	8.8			
•	全体	(n=174)	22. 4	52. 3	60. 9	14. 4	44. 8	31. 6	8. 6	27. 0	0.6	0.6	0.6
気軽にいつでも何でも相談で きる場所がない	男性	(n=68)	26. 5	45. 6	63. 2	11.8	52. 9	29. 4	8.8	35. 3			
C の物川ルベルド	女性	(n=105)	19.0	57. 1	59. 0	16. 2	40.0	33. 3	8.6	21.0	1.0	1.0	1.0
	全体	(n=6)		33. 3	50.0	16. 7	33. 3	66. 7		16. 7	33. 3		
その他	男性	(n=0)											
-	女性	(n=6)		33. 3	50.0	16. 7	33. 3	66. 7		16. 7	33. 3		
dia to to .	全体	(n=77)	11. 7	23. 4	42. 9	3. 9	20. 8	28. 6	7. 8	10. 4	1. 3	20. 8	2. 6
特にない	男性	(n=34)	17. 6	17. 6	38. 2	5. 9	20.6	23. 5	5. 9	11.8	2.9	23. 5	5. 9
	女性	(n=43)	7.0	27. 9	46.5	2. 3	20. 9	32. 6	9.3	9.3	1 7	18.6	E0 0
わからない	全体男性	(n=59) (n=31)	8. 5 6. 5	8. 5 9. 7	35. 6 29. 0		13. 6 12. 9	16. 9 12. 9	1. 7 3. 2	3. 4	1. 7 3. 2	8. 5 6. 5	50. 8 51. 6
42N. O	女性	(n=31) (n=28)	10.7	7. 1	42. 9		14. 3	21. 4	3. 4	3. 2	3. 4	10.7	50. 0
	メエ	(11-20)	10.7	1.1	74. 3		14. 0	41.4		5.0		10.1	50.0

## 12. 問 6-1 × 問 6-2

表 27-1 「問 6-1」障害者に関する人権上の問題点  $\times$  「問 6-2」障害者の人権を守るために必要なこと

		問6-2	発害者。	をどり道推摩化な	住地域では場合	就労の士	進害のな	参害者が	スホームとの	を害者の	そ の 他	特にない	わからな
			を推進する	する 本が生活、 交通機関、	を確保する	支援や働	ある人と	きる機会が自己啓覧	の生活支	する めの-		<b>,</b>	ない
			る守るた	しー、 やサ建 すル物	る生 活 が	く場の	ない人	を発確やは、	援を推っ	人権相			
			めの教	いデ等 まザの ちイバ	できる	確 保 を	と の 交	す化 る的 活	進や すデ るイ	談や電			
			育・啓	づンリ く化ア りなフ	よ う 居	図 る	流を促	動等に	サ   ビ	話 相 談			
問6-1	全体	(n=817)	40. 6	50. 9	33. 2	57. 3	22. 9	10. 4	30. 8	9. 1	1. 0	0, 6	1. 3
差別的な言動をされる	男性	(n=362)	43. 1	47. 5	34. 3	53. 9	23. 2	9.9	27. 1	10.8	0.3	0.8	1.7
	女性	(n=452)	38. 9	53.8	32. 3	60.0	22.8	10.8	33. 8	7. 7	1.5	0.4	1. 1
	全体	(n=760)	35. 4	52. 0	36. 1	65. 3	22. 1	11.8	33. 4	8. 4	0.8	0.4	0.9
就職・職場で不利な扱いを受ける	男性	(n=336)	40.5	49. 1	37. 2	61. 6	20.8	11.9	27. 1	9. 2	0.3	0.6	1.2
	女性	(n=418)	31.6	54.3	35. 2	68. 2	23. 4	12.0	38. 3	7. 9	1.2	0.2	0.7
4.68BB~BB.	全体	(n=426)	40.8	54. 2	41.3	60.3	19. 7	10.8	32. 9	9. 9	0.9	0.5	1.2
結婚問題で周囲から反 対を受ける	男性	(n=189)	47. 1	49. 7	42. 3	57. 1	18.0	8.5	33. 9	10.6	0.5	0.5	0.5
	女性	(n=237)	35. 9	57.8	40.5	62. 9	21.1	12.7	32. 1	9.3	1.3	0.4	1. 7
就労の機会が少ない	全体	(n=810)	33. 2	48.8	32. 0	69. 6	21.6	11.1	33.8	7. 5	0.9	0.4	1. 1
	男性	(n=361)	39. 1	46. 3	32. 1	68. 1	19. 7	11. 4	29. 9	8. 6	0.3	0.3	1.4
-	女性	(n=445)	28. 5	50.8	31. 9	71. 0	23. 4	11.0	36. 9	6. 5	1. 3	0.4	0. 9
じろじろ見られたり、	全体	(n=586)	35. 0	51. 2	35. 5	56. 7	27. 0	9.9	32. 4	8. 4	0. 7	0. 5	2. 4
避けられたりする	男性	(n=264)	39. 8	47. 0	35. 6	54. 9	27. 3	8. 7	30. 7	9. 1	0.4	0.8	2. 3
	女性	(n=320)	31. 3	54. 7	35. 3	58. 1	26. 9	10.9	33. 8	7.8	0. 9	0. 3	2. 5
アパートなどの住宅へ	全体	(n=391)	34. 3	52. 2	46. 0	61. 4	19. 9	9. 2	36. 8	7. 7	1.3	0.5	1.0
の入居を拒否される	男性	(n=143)	38. 5	49. 7	49. 0	58. 0	19. 6	7.7	34. 3	9. 1	1. 4	0. 7	0. 7
-	女性	(n=248)	31.9	53. 6	44. 4	63. 3	20. 2	10.1	38. 3	6.9	1. 2	0. 4	1. 2
交通機関や道路、店舗の関係の利用が不	全体男性	(n=567) (n=233)	32. 5	63. 5	33. 7 32. 2	55. 6	21. 9	9.5	37.6	9. 0	0.9	0. 4	1.8
舗、公園等の利用が不 便である	女性	(n=333)	37. 8 28. 8	62. 7 64. 3	34. 8	54. 1 56. 5	21. 9 21. 9	9. 0 9. 9	34. 8 39. 6	9. 9 8. 4	0.9	0. 4	2. 6 1. 2
	全体	(n=245)	36. 3	55. 5	39. 2	58. 0	26. 9	12. 7	32. 2	9. 4	2. 0	0. 3	1. 6
スポーツ・文化活動、 地域活動に気軽に参加	男性	(n=113)	37. 2	50. 4	40. 7	54. 9	24. 8	13. 3	27. 4	8.8	1.8	0. 1	1. 8
できない	女性	(n=131)	35. 9	60. 3	37. 4	61. 1	29. 0	12. 2	35. 9	9. 9	2. 3	0.8	1.5
	全体	(n=231)	40. 3	50. 2	41. 6	52. 4	21. 6	9. 1	38. 5	9. 5	1. 7	0. 9	1. 3
障害者を狙った悪徳商	男性	(n=99)	44. 4	45. 5	45. 5	45. 5	25. 3	5. 1	35. 4	16. 2	1. 0	1. 0	
法の被害が多い	女性	(n=130)	36. 9	53.8	39. 2	57. 7	19. 2	12.3	40.8	3. 8	2. 3	0.8	2.3
	全体	(n=10)	40.0	40.0	40.0	40.0	10.0		10.0	10.0	30. 0	10.0	
その他	男性	(n=5)	20.0	20.0	40.0	20. 0					40.0	20.0	
	女性	(n=5)	60.0	60.0	40.0	60.0	20.0		20.0	20.0	20.0		
	全体	(n=65)	23. 1	13.8	10.8	13. 8	9. 2	6. 2	21. 5	12. 3	4. 6	32. 3	15. 4
特にない	男性	(n=26)	23. 1	7. 7	15. 4	23. 1	11. 5	3.8	15. 4	19. 2	3.8	34. 6	11.5
	女性	(n=38)	23. 7	15.8	7. 9	5. 3	7. 9	7.9	23. 7	7. 9	5.3	31. 6	18. 4
	全体	(n=152)	10.5	24. 3	11.8	17. 1	11.8	4.6	16. 4	7. 9	2. 0	3. 9	45. 4
わからない	男性	(n=73)	11.0	31.5	12. 3	20. 5	6.8	5. 5	16. 4	8. 2		2. 7	43.8
	女性	(n=78)	10.3	17. 9	11. 5	14. 1	16. 7	3.8	16. 7	7. 7	3.8	5. 1	46. 2

Ⅳ. 用語の解説

## IV. 用語の解説

#### ※ HIV (Human Immunodeficiency Virus: ヒト免疫不全ウイルス)

エイズ(後天性免疫不全症候群)の原因となるウイルスで、非常に弱いウイルスです。 通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイル スが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力(免疫)が徐々になくなり、健康なとき にはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

#### ※ ハンセン病

らい菌による感染症で、その感染力は非常に低く、日常生活で感染することはほとんどありません。らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも現在ではすぐれた治療薬が開発されていて、早期発見・早期治療により、後遺症を残さずに治る病気です。また、確実な治療法がなかった時代においても、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

## ※ 性的指向

いずれの性別を恋愛や性愛の対象にするかをいう、人間の根本的な性傾向のことをいいます。おおまかには、「異性愛」、「同性愛」、「両性愛」に分類されます。

#### ※ 性同一性障害

「生物学的な性別と自己意識の性別が一致しないために、生物学的な性別に違和感を持つ」医学的な疾患名です。一般には、「心と身体の性が一致しない状態」と説明されることもあります。

## ※ 人身取引

人間を誘拐などの強制的な手段や甘い言葉などによって誘い出し、移送し、金銭などによって売り払う行為のことで、対象の多くは女性や子どもとなっています。その目的は、強制労働や養子、性的搾取、臓器移植などがあります。

#### ※ ハラスメント(いやがらせ・いじめ)

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を 傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える行為のことです。

例:セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)、パワー・ハラスメント(職場の権力(パワー)を利用したいやがらせ)、マタニティ・ハラスメント(妊娠・出産した方に対するいやがらせなどの言動や、解雇・減給といった不利益取扱い)などがあります。

#### ※ ドメスティック・バイオレンス (DV: Domestic Violence)

一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある人、又はあった人からの暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあります。また、若い世代を中心とした交際中の相手との間で起こる「デートDV」も問題となっています。

#### ※ 同和地区

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44年7月に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62年4月に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月に失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが進められてきました。

取組みを進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。

この調査での「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域をさします。

## ※ えせ同和行為

個人や団体が、同和問題への取組みを口実に高額な図書の購入を迫るなど、不当な利益を要求する行為をいいます。

## ※ ファミリー・サポート・センター

「子育ての援助を受けたい人(依頼会員)」と「子育ての援助を行いたい人(援助会員)」 が会員となって、地域において助け合う会員制の有償ボランティア組織です。

## ※ バリアフリー

主に生活弱者である高齢者や障害者が生活する上で、支障となる物理的・精神的な障壁 (バリア)を取り除くための取組みや障壁を取り除いた状態のことをいいます。

#### ※ ユニバーサルデザイン

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人 が利用できる施設・製品・情報の設計 (デザイン) をいいます。

バリアフリーが「障害者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」を さすのに対して、ユニバーサルデザインは「もともと障壁がない環境とデザイン」のこ とをいいます。

## ※ 災害と人権

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活において多くの課題が生じました。例えば、様々な疾患の発生・悪化、高齢者や障害者、妊婦等の要配慮者に必要なケアや対応の不足、指定避難所以外の避難所や在宅の被災者に支援が行き渡らないなどといったものがあげられます。

また、原子力発電所の事故により、周辺住民が避難先において風評に基づく差別的扱いを受けるなどの事態も発生しました。

突然起こる災害に対して、どういった人権問題が起き、どのような人権への配慮が必要になるのかを考え、日ごろから人と人とのつながりを意識し、正しい知識と思いやりの心を持つことが大切です。

V.調 査 票

## V. 調査票

## 人権に関する県民意識調査 調査票



はじめに、調査票の整理のために必要ですので、調査票にお答えいただく、 あなたのことについてそれぞれあてはまるもの1つに〇印をつけてください。

**■1** あなたの性別は

[1つに〇印]

高知県

1. 男性

2. 女性

#### F2 あなたの年齢は

[1つに〇印]

1. 10 歳代 4. 40 歳代 20歳代
 50歳代

3. 30 歳代

6. 60 歳代

7. 70 歳以上

#### F3 あなたの現在のお仕事は

[1つに〇印]

- 1. 農林漁業 (自営業主および家族従業者)
- 2. 商工サービス業 (自営業主および家族従業者)
- 3. 勤め (企業や団体に勤めている方 (パート含む) で、次の4に該当しない方)
- 4. 教育・福祉・医療関係者及び職員、公務員
- 5. 自由業、その他有職
- 6. 家事專業 (主婦、主夫)
- 7. 生徒・学生
- 8. 無職 (家事専業、生徒・学生以外の無職)
  - * 商工サービス業には、卸小売業、飲食店、サービス業、建設業、運輸、製造業等があります。
  - * 自由業には、弁護士、作家、写真家等があります。
  - * 兼業の方は、重きを置いている職業でお答えください。

## F4 あなたの居住地域(住んでいる地域)は

[1つに〇印]

- 1. 高知市
- 2. 安芸広域圏(室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村)

3. 南国・香美広域圏 (南国市、香南市、香美市)

4. 嶺北広域圏 (本山町、大豊町、土佐町、大川村)

仁淀川広域圏 (土佐市、いの町、日高村)
 高吾北広域圏 (佐川町、越知町、仁淀川町)

7. 高幡広域圏 (須崎市、中土佐町、梼原町、津野町、四万十町)

8. 幡多広域圏 (宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町)

- 1 -



ここからは、様々な人権について、あなたのお考えをお聞かせください。 回答方法は、<u>該当する番号(あなたの考えに合う番号)に〇</u>をつけてください。 ○の数は、それぞれの質問文の最後に[]書きで数を指定していますので、ご注意ください。

人権全般

問1-1

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されています。 あなたは、このような基本的人権の内容を知っていますか。 【いずれかに〇印を】

(基本的人権には思想、表現の自由などの自由権や生存権などの社会権、参政権などがあります。)

1. 知っている

2. 知らない

[2. 知らない] を

お進みください

選んだ方は問1-2へ

[1. 知っている] を 選んだ方は副間へ お進みください

【問1-1で「1.知っている」と答えた方にお尋ねします。】

副問

あなたは、今の日本は、基本的人権が 尊重されている社会だと思いますか。

【〇は<u>1つだけ</u>】

- 1. そう思う
- 2. いちがいにはいえない
- 3. そう思わない
- 4. わからない

問 1-2

あなたは、国民一人ひとりの人権意識は、 4~5年前に比べて高くなっていると思いますか。

【〇は1つだけ】

- 1. そう思う
- 2. いちがいにはいえない
- 3. そう思わない
- わからない

- 2 -

問1-3

#### 日本の社会における人権にかかわる問題として、 あなたが関心のあるものはどれですか。

【〇はいくつでも】

)

1. 同和問題

2. 女 性

3. 子ども

4. 高齢者

- 5. 障害者
- 6. HIV感染者等 (※●) (エイズ、結核、腸管出血性大腸菌O-157、B型・C型肝炎ウイルスなどの感染症にかかった患者、感染者が含まれます)
- 7. ハンセン病元患者等 (※❷) (ハンセン病患者、ハンセン病元患者及びその家族が含まれます)
- 8. 外国人
- 9. 犯罪被害者等(犯罪被害者及びその家族又は遺族が含まれます)
- 10. インターネットによる人権侵害
- 11. 地震など災害時の人権問題
- 12. アイヌの人々
- 13. 刑を終えて出所した人
- 14. 北朝鮮当局による拉致問題等(拉致問題及び拉致問題以外の人権侵害問題が含まれます)
- 15. ホームレス
- 16. 性的指向 (※3)
- 17. 性同一性障害 (※④)
- 18. 人身取引 (※6)
- 19. その他の問題 (具体的に

20. 特にない

## **※● HIV** (Human Immunodeficiency Virus:ヒト免疫不全ウイルス)

エイズ (後天性免疫不全症候群) の原因となるウイルスで、非常に弱いウイルスです。 通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。 このウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力 (免疫)が徐々になくなり、 健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

#### ※② ハンセン病

らい菌による感染症で、その感染力は非常に低く、日常生活で感染することはほとんどありません。 らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも現在ではすぐれた治療 薬が開発されていて、早期発見・早期治療により、後遺症を残さずに治る病気です。また、確実な 治療法がなかった時代においても、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

#### ※❸ 性的指向

いずれの性別を恋愛や性愛の対象にするかをいう、人間の根本的な性傾向のことをいいます。 おおまかには、「異性愛」、「同性愛」、「両性愛」に分類されます。

#### ※❹ 性同一性障害

「生物学的な性別と自己意識の性別が一致しないために、生物学的な性別に違和感を持つ」医学的な疾患名です。一般には、「心と身体の性が一致しない状態」と説明されることもあります。

#### ※6 人身取引

人間を誘拐などの強制的な手段や甘い言葉などによって誘い出し、移送し、金銭などによって売り払う行為のことで、対象の多くは女性や子どもとなっています。 その目的は、強制労働や養子、性的搾取、臓器移植などがあります。

- 3 -

#### 問1-4

#### あなたは今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

【いずれかに〇印を】

1. ある

2. ない -

[2. ない] を選んだ方は P5 の問 2-1 へお進みください

[1. ある] を選んだ方は <u>副問1と2</u>へお進みください

【問1-4で「1.ある」と答えた方にお尋ねします。】

## **副問1** それはどのようなことで人権が侵害されたと思いましたか。【○はいくつでも】

- 1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
- 2. 名誉・信用のき損(傷つけること)、侮辱
- 3. 暴力、脅迫、強要 (社会的地位、慣習、脅迫などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利の行使を妨害された)
- 4. 犯罪、不法行為のぬれぎぬ
- 5. 悪臭・騒音等の公害
- 6. 差別待遇(人種・信条・性別・社会的身分等により、不平等または不利益な取扱いをされた)
- 7. 地域社会でのいやがらせ
- 8. 公的機関による不当な取扱い
- 9. 使用者による時間外労働の強制等の不当な待遇
- 10. プライバシーの侵害
- 11. セクシュアル・ハラスメント(※●)
- 12. パワー・ハラスメント(※●)
- 13. ドメスティック・バイオレンス (DV)(※②)
- 14. ストーカー行為
- 15. 家庭での不当な取扱い
- 16. 社会福祉施設等での施設職員からの不当な取扱い
- 17. その他 (具体的に

. ( ) [ ( ) ( ) ( )

- 18. なんとなくそう感じた
- 19. 答えたくない

## **※①** ハラスメント(いやがらせ・いじめ)

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える行為のことです。

例:セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ)、パワー・ハラスメント (職場の権力 (パワー) を利用したいやがらせ)、マタニティ・ハラスメント (妊娠・出産した方に対するいやがらせなどの言動や、解雇・減給といった不利益取扱い) などがあります。

#### ※② ドメスティック・バイオレンス (DV: Domestic Violence)

一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある人、又はあった人からの暴力」という意味で使われます。 暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあります。また、 若い世代を中心とした交際中の相手との間で起こる「デートDV」も問題となっています。

- 4 -

【問1-4で「1.ある」と答えた方にお尋ねします。】

## 副問2

その(侵害されたと思った)ときにどうされましたか。どなたかへ相談したことがありますか、それともご自分で処理されましたか。 [〇はいくつでも]

- 1. 友人、職場の同僚・上司に相談した
- 3. 弁護士に相談した
- 5. 法務局や人権擁護委員に相談した
- 7. 民間団体に相談した
- 9. 何もしなかった
- 11. おぼえていない

- 2. 家族、親せきに相談した
- 4. 警察に相談した
- 6. 県や市町村役場に相談した
- 8. 相手に抗議した
- 10. その他 / 具体的に

同和問題

#### 問 2-1

あなたは、同和地区(※)や同和問題について、 はじめて知ったのはいつ頃ですか。

【〇は1つだけ】

- 同和地区や同和問題は知らない → [1. 知らない] を選んだ方は P7 の問 3-1 へお進みください
- 2. 6歳未満 (小学校に入る前)
- 3. 6歳~12歳未満 (小学生のころ)
- 4. 12歳~15歳未満 (中学生のころ)
- 5. 15歳~18歳未満 (高校生のころ)
- 6. 18 歳以降
- 7. おぼえていない

#### ※ 同和地区

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44年7月に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62年4月に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年3月に失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが進められてきました。取組みを進める際の対象地域として、法律で一定の地域が「同和地区」と指定されていました。この調査での「同和地区」とは、これらの法律で指

#### 問 2-2

あなたが、同和地区や同和問題について はじめて知ったきっかけは、何ですか。

[〇は1つだけ]

- 1. 家族から聞いた
- 3. 近所の人から聞いた
- 5. 学校の授業で教わった
- 7. テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った
- 9. 県や市町村の広報誌や冊子などで知った
- 11. おぼえていない

- 2. 親せきの人から聞いた
- 4. 職場の人から聞いた
- 6. 学校で友達から聞いた
- 8. 講演会や研修会などで知った
- 10. その他 / 具体的に

定されていた地域をさします。

- 5 -

## 問 2-3

あなたは、同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、 意識したりすることがありますか。

【〇はいくつでも】

)

)

)

- 1. 気にしたり、意識したりすることはない(この項目を選ばれた方は、他の項目には〇印をつけないでください)
- 2. 結婚するとき

- 3. 人を雇うとき
- 4. 同じ職場で働くとき
- 5. 自分の子どもが同じ学校に通学するとき
- 6. 隣近所で生活するとき
- 7. 同じ団体 (町内会、自治会、PTA、サークルなど) のメンバーとして活動するとき
- 8. 飲食したり、つきあったりするとき
- 9. 不動産(家、土地など)を購入したり借りたりするとき
- 10. 店で買物をするとき
- 11. 仕事上でかかわりをもつとき
- 12. その他 (具体的に

問 2-4

かりに、あなたにお子さんがいて、そのお子さんが結婚しようとしている相手が、 同和地区の人だとわかった場合、あなたはどうしますか。 [〇は1っだけ]

- 1. 子どもの意志を尊重する
- 2. 親としては反対するが、子どもの意志が強ければ認める
- 3. 家族や親戚が反対すれば、結婚を認めない
- 4. 絶対に結婚を認めない
- 5. その他 (具体的に
- 6. わからない

## 問 2-5

あなたは、同和問題を解決するためには、 どのようなことが大切だと思いますか。

[〇は3つまで]

- 1. 同和問題に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 県民自らが、差別をしないよう人権意識を高める努力をする
- 3. 同和地区のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる
- 4. 同和問題に関する人権相談や電話相談を充実する
- 5. えせ同和行為(※)を排除する
- 6. インターネットの利用等にかかわる規制をする
- 7. その他 (具体的に

8. わからない

#### ※ えせ同和行為

個人や団体が、同和問題への取組みを口実に高額な図書の購入を迫るなど、不当な利益を要求する行為をいいます。

- 6 -

#### 女 性

#### 問3-1

## 女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのは どのようなことですか。

【〇はいくつでも】

- 1. 男女の固定的な役割分担意識 (「男は仕事、女は家庭」など) を他の人に押しつける
- 2. 女性ということで意見や発言が無視される
- 3. 職場における差別待遇
- 4. マタニティ・ハラスメント (妊娠・出産した方に対して行われるいやがらせ)
- 5. 女性が多い職業で非正規職員(パート等)が多い
- 6. ドメスティック・バイオレンス (DV)
- 7. セクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ)
- 8. 売春・買春(いわゆる「援助交際」を含む)
- 9. 女性のヌード写真などを掲載した広告、雑誌、新聞やDVD
- 10. 女性の働く風俗営業
- 11. 「女子アナ」、「女医」、「女流作家」などのように女性だけに用いられる言葉
- 12. その他 (具体的に
- 13. 特にない
- 14. わからない

## 問3-2

## あなたは、女性の人権を守るために必要なことは どのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

- 1. 女性の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する
- 3. 政治や経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進する
- 4. 女性に対する犯罪の取締りを強化する
- 5. 男女平等に関する教育を充実する
- 6. 女性の人権を尊重した表現がされるよう、テレビや雑誌等メディアの自主的な取組みを促す
- 7. 女性のための人権相談や電話相談を充実する
- 8. その他 (具体的に )
- 9. 特にない
- 10. わからない

問3-3

#### あなたは、男女の雇用機会を均等にするために必要だと思うものは どのようなことだと思いますか。

【〇は<u>3つまで</u>】

- 1. 男女の均等採用を促進する
- 2. 職場の会議等への女性の参加を促進する
- 3. 昇進・昇格の機会を男女同一とする
- 4. 重要な仕事を女性に任せる
- 5. 女性を配置していなかった職種に女性を配置する
- 6. 仕事に関連した教育訓練を女性にも同様に行う
- 7. 女性の管理職登用を促進する
- 8. 女性に配慮した職場環境 (男女別トイレ、男女別休養室等) の整備を行う
- 9. その他 (具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

#### 問3-4

あなたは、仕事と家庭を両立するために 行政はどのようなことに力をいれたらよいと思いますか。

【〇は3つまで】

)

)

- 1. 育児・介護休業制度の取得しやすい環境を推進する
- 2. 時間外勤務の短縮を促進する
- 3. 年次有給休暇の計画的取得を促進する
- 4. 看護休暇制度の取得しやすい環境を推進する
- 5. ファミリー・サポート・センター(※)の整備を促進する
- 6. 男性の育児休業制度利用の啓発を行う
- 7. 母性保護・母性健康管理に関する制度の整備を行う
- 8. 放課後児童クラブ、子ども会などの制度の拡充を行う
- 9. その他 (具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

## ※ ファミリー・サポート・センター

「子育ての援助を受けたい人 (依頼会員)」と「子育ての援助を行いたい人 (援助会員)」が会員となって、地域において助け合う会員制の有償ボランティア組織です。

#### 子ども

## 問 4-1

## 子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのは どのようなことですか。

【〇はいくつでも】

以 表达 通过 他 3 Y 表 3 Y 是 5 3 Y 医 4 3 Y Y

- 1. インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受ける
- 2. いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 3. 保護者によるしつけるための体罰
- 4. 保護者による「身体への暴力」「食事を十分に与えない」「車内に放置する」「言葉による暴力」 などの行為
- 5. 大人が子どもに自分の考え方を強制する
- 6. 教師による児童・生徒への体罰
- 7. 髪型や服装を定めた校則
- 8. 学校の部活動で、先輩や教師などからしごきをうける
- 9. 児童買春や児童ポルノ等が存在する
- 10. その他 (具体的に
- 11. 特にない
- 12. わからない

## 問4-2

## あなたは、子どもの人権を守るために必要なことは どのようなことだと思いますか。

【〇は<u>3つまで</u>】

)

)

- 1. 子どもの人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 体罰禁止を徹底させる
- 3. 校則や規則を緩やかなものにする
- 4. 成績だけを重んじる教育の在り方を改める
- 5. 大人に子どもが独立した人格であることを啓発する
- 6. 子育てに地域ぐるみでかかわる機運を育む
- 7. 教師の人間性、資質を高める
- 8. 家庭内の人間関係を安定させる
- 9. 子どもに、他人に対する思いやりを教える
- 10. 子どもの個性を尊重する
- 11. 子どもにたくましく生きるための「生きる力」を身に付けさせる
- 12. 児童買春や児童ポルノの規制を徹底する
- 13. 子どものための人権相談や電話相談を充実する
- 14. その他 (具体的に
- 15. 特にない
- 16. わからない

- 9 -

問 4-3

## 近所の子どもが虐待されていると知った場合(疑いをもった場合) あなたはどうしますか。

【〇は1つだけ】

- 1. 市町村役場や福祉事務所などに通報する
- 2. 児童相談所に通報する
- 3. 警察に通報する
- 4. 民生委員・児童委員に通報する
- 5. 子どもの通っている保育所、学校等に通報する
- 6. 直接、その家族に確かめてみる
- 7. 何か行動をおこしたいが、どうしたらよいかわからない
- 8. 確かな虐待の根拠がなかったら、通報したくてもできない
- 9. 自分には関係がないので、特に何もしない
- 10. その他 (具体的に
- 11. わからない

高齢者

#### 問 5-1

#### 高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのは どのようなことですか。

【〇はいくつでも】

)

)

- 1. 差別的な言動をされる
- 2. 道路、乗物、建物等でバリアフリー化(※●)、ユニバーサルデザイン化(※●)が図られていない
- 3. 自由にバス等の公共交通機関を利用して通院や買い物に行くことができない
- 4. アパートなどの住宅への入居を拒否される
- 5. 家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている
- 6. 高齢者ということで特別な存在として扱われたり、身体が拘束されるなど虐待を受ける
- 7. 働ける能力を発揮する機会が少ない
- 8. 高齢者を狙った悪徳商法の被害が多い
- 9. 高齢者ということで意見や発言が無視される
- 10. 自己啓発や文化的活動に参加する機会が極めて少ない
- 11. 気軽にいつでも何でも相談できる場所がない
- 12. その他 (具体的に
- 13. 特にない
- 14. わからない

- 10 -

#### ※● バリアフリー

主に生活弱者である高齢者や障害者が生活する上で、支障となる物理的・精神的な障壁 (バリア) を取り除くための取組みや障壁を取り除いた状態のことをいいます。

#### **※②** ユニバーサルデザイン

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計 (デザイン) をいいます。

バリアフリーが「障害者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」をさすのに対して、ユニ パーサルデザインは「もともと障壁がない環境とデザイン」のことをいいます。

## 問 5-2

あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことは どのようなことだと思いますか。

【〇は<u>3つまで</u>】

)

- 1. 高齢者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など 高齢者が生活しやすいまちづくりを推進する
- 3. 少ない負担で自由に移動できる交通手段を整備する
- 4. 住居の確保や、就労環境を整備する
- 5. 高齢者を地域で支える仕組みを整備する
- 6. 認知症高齢者対策を充実する
- 7. 自己啓発や文化的活動に参加できる機会を十分確保する
- 8. 高齢者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9. その他 (具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

## 障害者

## 問 6-1

## 障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのは どのようなことですか。

【〇はいくつでも】

· 正方法 注述 名 3 7 天 3 7 年 8 3 年 8 3 年 8 3 4 6 8 3 4 6

- 1. 差別的な言動をされる
- 2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4. 就労の機会が少ない
- 5. じろじろ見られたり、避けられたりする
- 6. アパートなどの住宅への入居を拒否される
- 7. 交通機関や道路、店舗、公園等の利用が不便である
- 8. スポーツ・文化活動、地域活動に気軽に参加できない
- 9. 障害者を狙った悪徳商法の被害が多い
- 10. その他 (具体的に
- 11. 特にない
- 12. わからない

## 問 6-2

## あなたは、障害者の人権を守るために必要なことは どのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

)

)

- 1. 障害者の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 道路や交通機関、建物等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など 障害者が生活しやすいまちづくりを推進する
- 3. 地域で自立した生活ができるよう居住の場を確保する
- 4. 就労の支援や働く場の確保を図る
- 5. 障害のある人とない人との交流を促進する
- 6. 障害者が自己啓発や文化的活動等に参加できる機会を確保する
- 7. ホームヘルプサービス (居宅介護) やデイサービス (生活介護) などの生活支援を推進する
- 8. 障害者のための人権相談や電話相談を充実する
- 9. その他 (具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

- 12 -

#### エイズ患者・HIV感染者・ハンセン病元患者等

問7-1

エイズ患者・HIV感染者に関する事柄で、 人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

- 1. 差別的な言動をされる
- 2. 職場における解雇や無断で検査が行われる
- 3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4. 医療機関における診療拒否やプライバシーの漏洩(もれること)、無断で検査が行われる
- 5. 学校などにおけるいじめや入園が拒否される
- 6. 施設において入所の拒否や、入所者が退所させられる
- 7. マスコミによりプライバシーが侵害される
- 8. 地域社会における排斥や悪意のある噂が流される
- 9. その他 (具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

## 問7-2

あなたは、エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は<u>3つまで</u>】

)

)

- 1. エイズ患者・HIV感染者について、正しい情報の提供や理解を深めるための 教育・啓発活動を推進する
- 2. 学校等でエイズに関する教育を充実する
- 3. エイズ患者・HIV感染者のプライバシー保護を徹底する
- 4. それぞれの地域でHIV抗体等の検査機会を確保する
- 5. エイズ患者・HIV感染者のための人権相談や電話相談を充実する
- 6. その他 (具体的に
- 7. 特にない
- 8. わからない

問7-3

## ハンセン病元患者等に関する事柄で、 人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。 【〇はいくつでも】

- 1. 差別的な言動をされる
- 2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4. 医療機関で治療や入院を断られる
- 5. ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難である
- 6. アパートなどの住宅への入居を拒否される
- 7. 宿泊を拒否される
- 8. 怖い病気といった誤解がある
- 9. その他 (具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

問7-4

あなたは、ハンセン病元患者等の人権を守るために必要なことは どのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

)

)

- 1. ハンセン病の正しい情報の提供や理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2. ハンセン病を正しく理解するパンフレットやチラシを作成する
- 3. 新聞・テレビ・ラジオ等を利用して普及啓発をする
- 4. ハンセン病元患者の方々との交流の機会をつくる
- 5. 学校等でハンセン病に関する教育を充実する
- 6. ハンセン病元患者等のための人権相談や電話相談を充実する
- 7. その他 (具体的に
- 8. 特にない
- 9. わからない

- 14 -

外国人

問8-1

日本に住む外国人に関する事柄で、 人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

)

三 美名 法监查日本 医 图 医 医 图 医 医 经 各 人

- 1. 差別的な言動をされる
- 2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3. 結婚問題で周囲から反対を受ける
- 4. アパートなどの住宅への入居を拒否される
- 5. 国や文化の違いにより、嫌がらせなどを受ける
- 6. その他 (具体的に
- 7. 特にない
- 8. わからない

## 問8-2

あなたは、外国人の人権を守るために必要なことは どのようなことだと思いますか。

【〇は<u>3つまで</u>】

)

- 1. 外国人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する
- 3. 異文化の理解のため、外国人との交流を促進する
- 4. 外国人の就職の機会均等を確保する
- 5. 多言語による生活情報の提供を充実する
- 6. 外国人のための人権相談や電話相談を充実する
- 7. その他 (具体的に
- 8. 特にない
- 9. わからない

- 15 -

#### 

## 問 9-1

#### 犯罪被害者等に関する事柄で、 人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

- 1. 犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたす
- 2. 治療費などで経済的負担がかかる
- 3. 仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより 生活が苦しくなる
- 4. 家族、友人、職場の同僚等周囲の人との関係が悪化する
- 5. 事件のことについて周囲に噂話をされる
- 6. 事件のことで、転居を余儀なくされる
- 7. 警察等の公的機関に相談しても期待どおりの結果が得られない
- 8. 捜査や刑事裁判において精神的負担を受ける
- 9. 捜査や刑事裁判手続きに必ずしも被害者の声が十分反映されるわけではない
- 10. 報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって 私生活の平穏が保てなくなる
- 11. その他 (具体的に )
- 12. 特にない
- 13. わからない

#### 問 9-2

あなたは、犯罪被害者等の人権を守るために 必要なことはどのようなことだと思いますか。

【〇は3つまで】

)

- 1. 犯罪被害者等に対する正しい理解を深め人権を守るための教育・啓発活動を推進する
- 2. 就職機会を確保する
- 3. 経済的な支援を行う
- 4. 犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や、対応が出来るように 警察官などの教育や訓練を実施する
- 5. 精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う
- 6. 犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う
- 7. 犯罪予防・防止のための施策を充実する
- 8. 犯罪被害者等のための人権相談や電話相談を充実する
- 9. その他 (具体的に
- 10. 特にない
- 11. わからない

- 16 -

#### インターネットによる人権侵害

## 問10-1

インターネットによる人権侵害に関する事柄で、 人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

- 1. 無断で他人のプライバシーに関することを掲載する
- 2. 他人を誹謗中傷する表現を掲載する
- 3. 差別を助長する表現を掲載する
- 4. 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている
- 5. 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載する
- 6. わいせつ画像や残虐な画像など、有害な情報を掲載する
- 7. 知らない間に自分のことが掲載されていること
- 8. その他 (具体的に
- 9. 特にない
- 10. わからない

## 問10-2

あなたは、インターネットによる人権侵害を解決するためには どのようなことが必要だと思いますか。

【〇は3つまで】

)

)

- 1. インターネット利用者やプロバイダ(インターネット接続事業者)等に対して、 個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2. 企業等が個人情報保護法を正しく理解し、適切な安全対策をする
- 3. プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める
- 4. インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や電話相談を充実する
- 5. 違法な情報発信者に対する監視・取り締まりを強化する
- 6. その他 (具体的に
- 7. 特にない
- 8. わからない

#### 災害と人権

## 問11-1

地震など災害が起きた場合に、 人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

【〇はいくつでも】

- 1. 避難生活でプライバシーが守られない
- 2. 避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいが生じる
- 3. 避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じる
- 4. デマ・風評などによる差別的な言動やいやがらせが起きる
- 5. 要配慮者(障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等)に対して、十分な配慮が行き届かない
- 6. 支援や被災状況などの必要な支援や情報が行き届かない
- 7. 女性や児童のいる子育て家庭への十分な配慮が行き届かない
- 3. その他 (具体的に
- 9. 特にない
- 10. わからない

#### ※ 災害と人権

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活において多くの課題が生じました。例えば、様々な疾患の発生・悪化、高齢者や障害者、妊婦等の要配慮者に必要なケアや対応の不足、指定避難所以外の避難所や在宅の被災者に支援が行き渡らないなどといったものがあげられます。

また、原子力発電所の事故により、周辺住民が避難先において風評に基づく差別的扱いを受けるなどの事態も発生しました。 突然起こる災害に対して、どういった人権問題が起き、どのような人権への配慮が必要になるのかを考え、日ごろから人と 人とのつながりを意識し、正しい知識と思いやりの心を持つことが大切です。

#### 問11-2

あなたは、地震など災害時において人権に配慮するためには、 どのようなことが必要だと思いますか。

【〇は<u>3つまで</u>】

)

- 通常時から災害時における人権への配慮についての理解を深めるための 教育・啓発活動を推進する
- 2. 通常時から自主防災会や自主防災組織などに、女性、障害者、高齢者など 様々な人に参加してもらう
- 3. 災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、 災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ
- 4. 避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、 女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにする
- 5. 要配慮者 (障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等) を、あらかじめ把握し 要配慮者に配慮した災害マニュアルを作成しておく
- 6. 被災者に確実に支援や情報が行き届くような体制を整える
- 7. 避難から復興への各段階に応じ、被災者のニーズに応じた支援をする
- 8. その他 (具体的に

9. 特にない

わからない

- 18 -

#### 人権啓発

#### 問12-1

人権問題について、さまざまな方法で啓発活動が行われていますが、 あなたは、人権意識を高めるための啓発方法として、 特にどれが効果が高いと思いますか。

【〇は<u>3つまで</u>】

1. 講演会や研修会

- 2. 広報誌やパンフレット
- 3. テレビ・ラジオ
- 4. 映画・DVD
- 5. 新聞
- 6. 雑誌、週刊誌
- 7. 映画の上映会やパネルなどの展示会
- 8. 掲示物 (ポスターや電車バスの車内広告など)
- 9. じんけんフェスティバルなどのイベント
- 10. インターネットなど
- 11. その他 (具体的に
- 12. 特にない
- 13. わからない

#### 人権教育

## 問12-2

あなたは、人権を尊重する心や態度を育むためには、 学校においてどのような教育を行ったらよいと思いますか。

[Oは3つまで]

)

)

- 1. すべての児童・生徒が、「自分や他人の人権」について考えるような教育を進める
- 2. すべての児童・生徒が自分を肯定的に認め、自信が持てるような教育を進める
- 3. 「差別をすることは悪いことである」という意識を持たせる教育を進める
- 4. 歴史的な経過や、差別の現状などが理解できるような教育を進める
- 5. 障害のある人や高齢者などとのふれあいの場を多くし、交流体験を通じた教育を進める
- 6. 人権問題の解決に向けて、主体的に行動ができるような教育を進める
- 7. その他 (具体的に
- 8. 特にない
- わからない

#### 人権尊重の社会の実現

問12-3

あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、 今後特に、どのようなことが必要だと思いますか。

【〇は3つまで】

- 1. 学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する教育活動を積極的に行う
- 2. 行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動や さまざまな施策を積極的に行う
- 3. 行政が、県民や企業、事業所、NPO等の団体による人権尊重に向けた 取り組みを支援する
- 4. 公務員など人権に関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める
- 5. 県民自身の取り組みやボランティア活動を充実させる
- 6. 人権が侵害された被害者のための人権相談や電話相談を充実する
- 7. 人権が侵害された被害者の救済・支援を充実するための法整備を促進する
- 8. その他 (具体的に )
- 9. 特にない
- 10. わからない

最後に、人権問題や、この調査に対するご意見ご要望など、 何かございましたら、ご自由にお書きください。 



調査は以上で終わりです。調査へご協力いただき誠にありがとうございました。 お手数をかけますが、記入もれがないかもう一度ご確認のうえ、同封の封筒で 9月1日(金)までにポストに投函してご返送ください(切手は不要です)。

# 平成 29 年度 高知県 人権に関する県民意識調査 報 告 書

平成30年2月

発行・編集 高知県文化生活スポーツ部人権課 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 TEL088-823-9804 FAX088-823-9058 E-Mail 141101@ken.pref.kochi.lg.jp